大阪府

第４次大阪府障がい者計画（後期計画）

～人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり～

平成３０(２０１８)年３月
大　阪　府

ごあいさつ

大阪府では、「第４次大阪府障がい者計画」を平成 24（2012）年に策定し、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、「地域移行の推進」、「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援」を最重点施策に位置付けてさまざまな障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、今もなお、障がい者の自立と社会参加は道半ばであり、近年では、障がい者が自然災害や事故、犯罪の犠牲となるような痛ましい出来事も相次ぎました。

一方、国においては障がい者制度全般にわたる改革が進められ、多くの障がい者に関係する法律が制定又は改正されています。とりわけ、行政機関や民間事業者による差別の禁止や合理的配慮の提供を規定する障害者差別解消法が平成 28（2016）年 4 月に施行されたことは、府民ひとりひとり、そして社会全体が障がい者の自立と社会参加のために考え、行動する契機にもなり得るものです。

こうした状況を踏まえ、「第４次大阪府障がい者計画」が、真の共生社会の実現に、より一層実効性のあるものとなるよう、平成 33（2021）年度までの計画内容を見直し、第４次大阪府障がい者計画（後期計画）として策定することとしました。

本計画では、これまでの基本理念や最重点施策を踏襲しつつ、社会状況の変化に応じて施策のあり方を見直すとともに、新たに地域主体の取組みを推進する観点を盛り込みました。また、その際には、府内在住の障がい者のニーズや生活実態を調査し、困りごとや希望の把握に努めました。

今、求められているのは、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しながら共生する社会を築いていくことです。障がい者が社会の中で特別な存在ではなく、生き生きと暮らすことができるまちは、障がいのある人のみならず、障がいのない人にとっても住みやすいまちとなるはずです。今後、大阪府は、本計画に基づき、障がい者を始めとするあらゆる府民、事業者、市町村などさまざまな関係者とともに、施策の推進に向けこれまで以上に邁進してまいります。社会情勢や制度、個人の価値観など、変化が絶えない今だからこそ、決して揺るぐ事のない理念「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現を、大阪府に関わる全ての人々の力を結集し、ともにめざしていきましょう。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たっては、大阪府障がい者施策推進協議会において熱心なご議論をいただくとともに、多くの方々から貴重なご意見をいただきました。皆様のご尽力とご協力に心からお礼を申し上げます。

平成３０（２０１８）年３月

大阪府知事　松井　一郎

目　次

第１章　計画策定にあたって
１．なぜ計画の策定が必要か …… １
２．この計画はどのような性格を持っているのか …… ４
３．計画の目標時期はいつか …… ４
４．計画が実行性をもつために …… ６
５．計画を推進する体制や進行管理をどうするか …… ６
第２章　基本的な視点
１．基本理念 …… ８
２．基本原則 …… ８
３．障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか …… ９
第３章　施策の推進方向
第１節　最重点施策 …… １２
第２節　生活場面に応じた施策の推進方向 …… １５
Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」 …… １５
Ⅱ　生活場面「学ぶ」 …… ３２
Ⅲ　生活場面「働く」 …… ４９
Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」 …… ６０
Ⅴ　生活場面「楽しむ」 …… ７０
Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」 …… ７６
第３節　地域を育む施策の推進方向 …… ８７
第４章　第５期大阪府障がい福祉計画　第１期大阪府障がい児福祉計画の数値目標及び見込量について
１．成果目標等 …… ９６
２．区域設定 …… １０３
３．障がい福祉サービス等の見込量（活動指標） …… １０４
４．各年度の指定障がい者支援施設　及び指定障がい児入所施設等の入所定員総数 …… １２９
５．地域生活支援事業の実施に関する事項 …… １３０
６．（参考）教育・保育の量の見込み及びその提供体制 …… １３６
７．（参考）子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み及びその提供体制 …… １３７
第５章　大阪府における障がい者の状況等
第１節　大阪府における障がい者数 …… １３８
第２節　生活場面ごとの施策等の状況 …… １４２
第３節　平成２８年度障がい者の生活ニーズ実態調査について …… １５６

本計画においては基本的に和暦を使用しています。2019 年 5 月以降は、新元号に読み替えます。

第１章　計画策定にあたって

１．なぜ計画の策定が必要か

○　大阪府では、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までを計画期間とする第４次大阪府障がい者計画に基づき、福祉、教育、就労、まちづくりなど広範な分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。

○　第４次大阪府障がい者計画においては、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」「社会的障壁[1]の除去・改善」「障がい者差別の禁止と合理的配慮[2]の追求」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」「多様な主体による協働」の 5 つの基本原則に基づいて施策を進めてきましたが、とりわけ、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」「施策の谷間にあった分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざして強力に推進してきたところです。

○　一方、第４次大阪府障がい者計画が策定された平成 24（2012）年度以降も、国では、障がい者制度全般にわたる改革が進められています。障がい者の定義に新たに難病等を加えるとともに障がい福祉サービスの充実等を内容とする障害者総合支援法をはじめ、障害者基本法の改正において基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示す障害者差別解消法といった、多くの障がい者に関係する法律が制定又は改正されています。

　また、平成 28（2016）年 4 月に発生した熊本地震をはじめとする自然災害や、同年 7 月に発生した相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件、相次ぐ駅ホームからの転落・死亡事故等を受け、障がい者の安全・安心の確保に向けた取組みの強化が急務となっています。

○　そこで、このような社会状況やこれまでの施策の進捗状況を踏まえて、第４次大阪府障がい者計画が、真の共生社会の実現に向けてより一層実効性のあるものとなるよう、その内容等を見直し、「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

　また、平成 18（2006）年度からは、障害者自立支援法（平成 25（2013）年度以降は障害者総合支援法）に基づく障がい福祉サービス等が地域で計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村において障がい福祉計画が策定されていますが、大阪府の障がい者計画は、この障がい福祉計画を含めて一体的に策定しています。このため、平成 30（2018）年度から開始する第 5 期障がい福祉計画と、同じく平成 30（2018）

---

[1] 「社会的障壁」とは、障がい者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

[2] 「合理的配慮」とは、障がいのある人が生活する上で、障がい特性や困り事に対する配慮を求めた場合、必要な変更や調整、工夫等を行なうことで、同等の機会を提供するためのものです。

年度から新たに児童福祉法に基づき開始する障がい児福祉計画も、本計画に含まれるものとして一体的に策定します。

○　なお、本計画の策定に当たっては、障がい当事者やその家族が多数参画する「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」における議論をもとに、平成 29（2017）年 5 月に大阪府障がい施策推進協議会が取りまとめた意見具申「第４次大阪府障がい者計画の見直しについて」を最大限に尊重するとともに、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画等」という。）については国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）を踏まえて、とりまとめています。

○　大阪府としては、本計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、教育や就労、まちづくりなど広範な施策の推進を図り、障がい者の自立と社会参加を実現することをめざします。

障がい者施策にかかる主な法制度等の動向

◎　障害者虐待防止法の制定（平成 24 年 10 月施行）

障がい者虐待の類型が、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の５つに分類され、養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者、それぞれによる障がい者虐待防止等に係る具体的スキームが定められました。また、「障がい者虐待」を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報が義務付けられました。

◎　障害者総合支援法の制定（平成 25 年 4 月施行、一部平成 26 年 4 月施行）

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等が追加されました。

また、「障がい程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改められるとともに、重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、意思疎通支援に係る市町村と都道府県の役割の明確化等が実施されました。

◎　障害者優先調達推進法の制定（平成 25 年 4 月施行）

障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立の促進に資するため、国や地方公共団体等の責務や調達の推進、公契約における障がい者の就業を促進するための措置等について定められました。

◎　精神保健福祉法の改正（平成 26 年 4 月施行）

保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医１名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更されました。

また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課されることとなりました。

◎　災害対策基本法の改正（平成 26 年 4 月施行）

市町村長に、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられるとともに、指定緊急避難場所と福祉避難所を含めた指定避難所の指定が義務付けられました。

◎　障害者差別解消法の制定（平成 28 年 4 月施行）

障害者基本法の改正において基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示すものとして、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」が義務化されました。（合理的配慮の提供は、行政機関には義務、民間事業者には努力義務。）

また、自治体は、差別解消支援のための障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる旨が規定されました。

◎　障害者雇用促進法の改正（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について定められるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。

また、平成 30 年 4 月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられることとなりました。

◎　成年後見制度利用促進法の制定（平成 28 年 5 月施行）

成年後見制度の基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、都道府県の措置（人材育成、必要な助言）や市町村の措置（国の基本計画を踏まえた計画の策定等、合議制の機関の設置）について定められました。

◎　発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月施行）

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障がい者の支援のための施策の規定等、法律の全般にわたって改正されました。

◎　障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られます。また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施されます。

２．この計画はどのような性格をもっているのか

○　都道府県障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第２項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。

　また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

○　都道府県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第８９条第１項と児童福祉法第 33 条の 22 第１項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、３年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等（以下、「障がい福祉サービス等」という。）の見込量等を示すものです。

　また、都道府県と同時に策定する市町村の障がい福祉計画等の達成に資するため、これらとの整合を図りながら、広域的な観点から具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

○　本計画は、第 5 期大阪府障がい福祉計画と第１期大阪府障がい児福祉計画（以下、「第 5 期大阪府障がい福祉計画等」という。）を含めて一体的に記述しており、障がい福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第４章に該当部分をまとめて掲載しています。

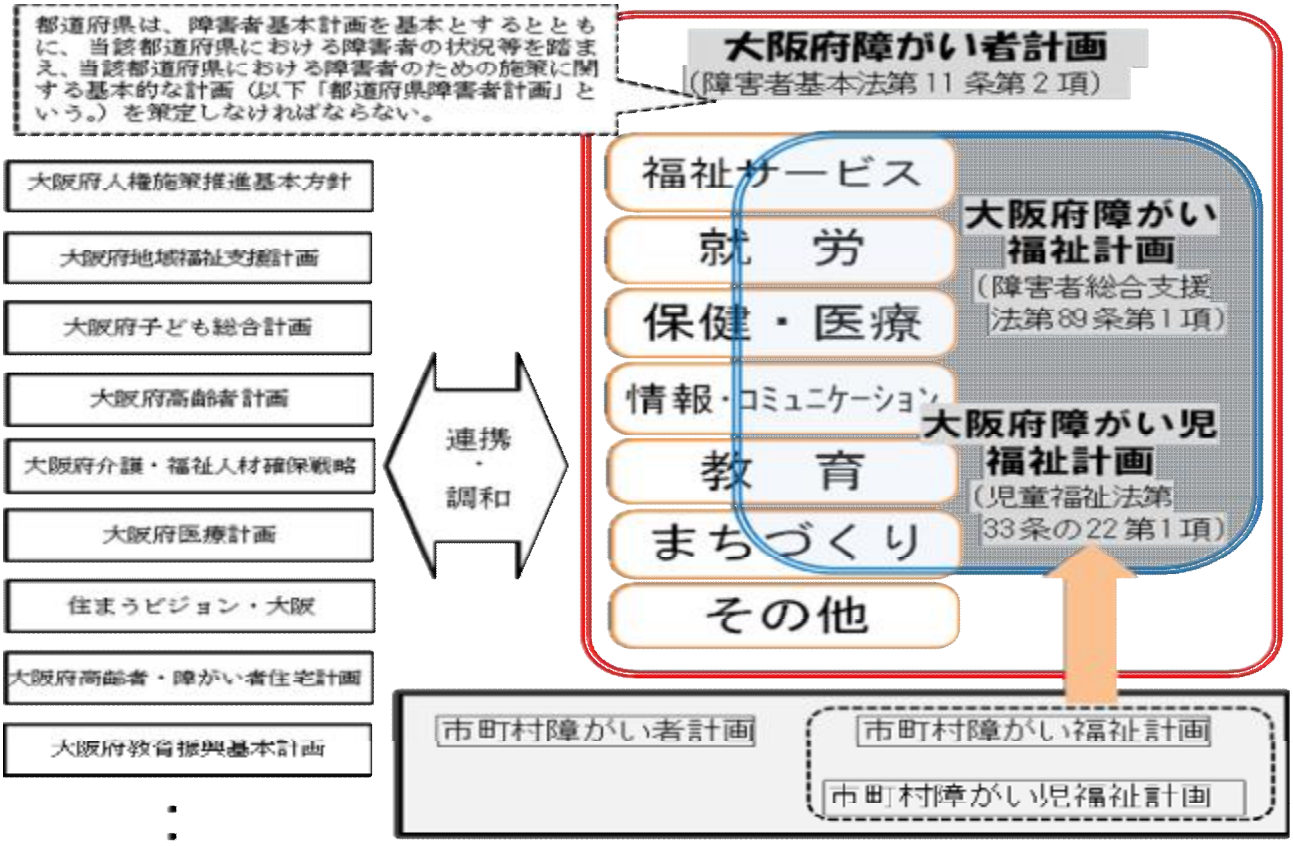
○　また、「将来ビジョン・大阪」との整合や、「大阪府人権施策推進基本方針」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画」、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」、「大阪府医療計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「大阪府教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。

３．計画の目標時期はいつか

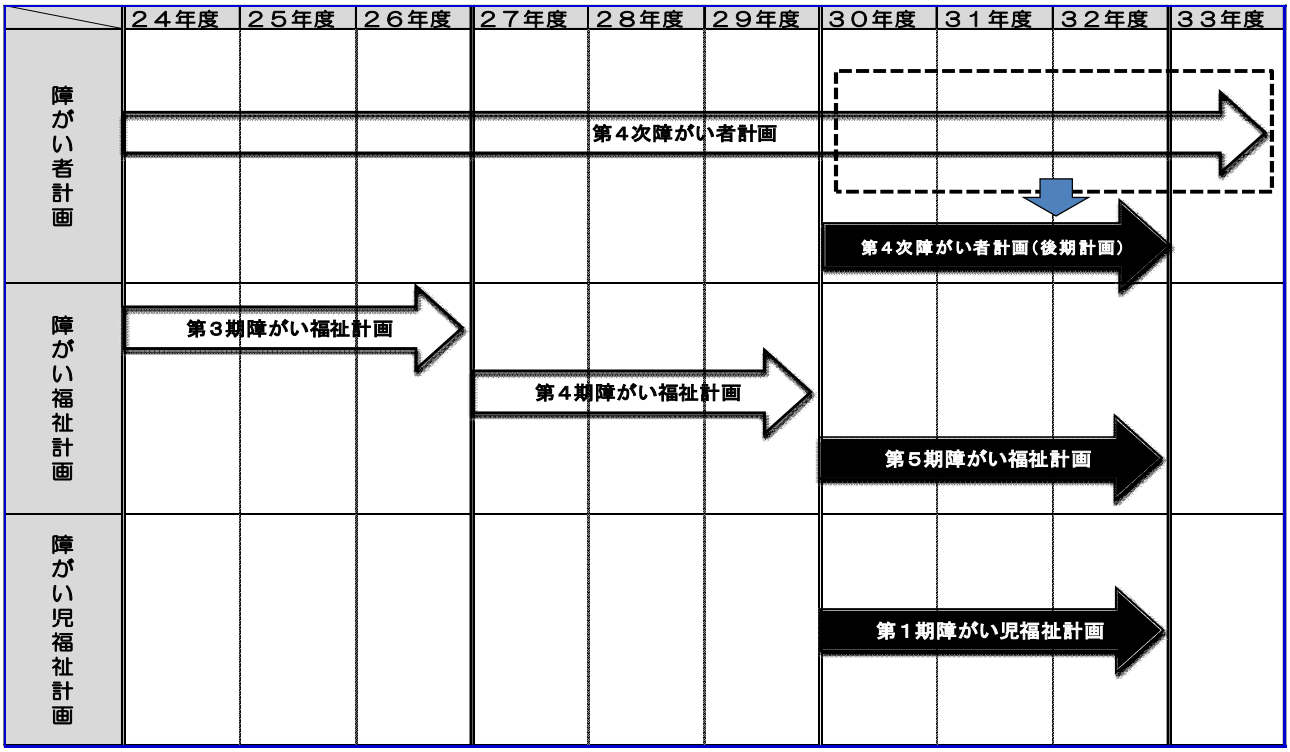
○　障がい福祉計画等は、国の基本指針で、３年を１期として策定することになっており、第５期大阪府障がい福祉計画等は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間の計画とします。

○　第４次大阪府障がい者計画の計画期間は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までの 10 年間としていましたが、第５期大阪府障がい福祉計画等の計画期間が平成 32（2020）年度までであることも踏まえ、当初の計画期間を 1 年間短縮し、平成 32（2020）年度を本計画の終期とします。

障がい者計画等と関係計画等との概念図



障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間



４．計画が実効性をもつために

○　大阪府では、予算事業だけでなく、予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせることが必要であると考えています。具体的な事業や取組みについては、その時々の要請、状況に応じて検討していくこととし、引き続き、適切な状況把握と効果的な事業実施に向け、最大限の努力をしていきます。

○　また、国に対しては、障がい者の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、具体的な要望及び提言を行っていきます。さらに、施策の進捗状況を踏まえ、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していきます。

５．計画を推進する体制や進行管理をどうするか

○　本計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、さまざまな関係者に周知等を図ります。

○　大阪府においては、大阪府障がい者施策推進本部のもと関係部局が連携しながら、本計画を推進し、障がい者施策の充実を図ります。
　また、本計画の進捗状況等について、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に報告し、点検、評価等を受けるなど、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしながら本計画の推進を図っていきます。

○　なお、第５期障がい福祉計画等については、国の基本指針により、平成 32（2020）年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの各年度の障がい福祉サービス等の各分野における取組みの状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していかなければならないこととされています。このため、方策等については第３章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については第４章において掲載しています。また、「成果目標」と「活動指標」については年１回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表します。

（大阪府における成果目標と活動指標の関係）

（基本指針の理念）自立と共生の社会を実現
障がい者が地域で暮らせる社会

（成果目標）

施設入所者の地域生活への移行
- ○ 地域生活移行者の増加
- ○ 施設入所者の削減

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ○ 大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ○ 保健所圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ○ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ○ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数
- ○ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月・6 か月・1 年の退院率）

障がい者の地域生活の支援
- ○ 地域生活支援拠点等の整備

福祉施設から一般就労への移行等
- ○ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- ○ 就労移行支援事業の利用者の増加
- ○ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- ○ 就労定着率の増加
- ○ 工賃の向上

障がい児支援の提供体制の整備等
- ○ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ○ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ○ 医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

（活動指標）

（都道府県・市町村）
- ○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- ○ 施設入所支援の利用者数　※施設入所者の削減

（都道府県・市町村）
- ○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
- ○ 短期入所の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数
- ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

（都道府県・市町村）
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○ 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、自立訓練、生活介護）利用者から一般就労への移行者数
- ○ 就労定着支援の利用者数

（都道府県）
- ○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- ○ 障がい者に対する職業訓練の受講者数

（都道府県・市町村）
- ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- ○ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 障がい児相談支援の利用児童数

（都道府県）
- ○ 福祉型障がい児入所施設の利用児童数
- ○ 医療型障がい児入所施設の利用児童数

第２章　基本的な視点

第４次大阪府障がい者計画の基本的な視点は、障がい者の自立と社会参加を実現するための基本となる重要な視点であり、本計画の取組みにあたっても、第４次大阪府障がい者計画の「基本理念」「基本原則」を継承します。

１．基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

これは、第３次大阪府障がい者計画（後期計画）の基本理念（「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」）が引き続き重要であることを認識しつつ、障害者基本法の改正などを踏まえ、新たに以下の点を盛り込んだものです。

①　合理的配慮の実践

障害者基本法に明記された「必要かつ合理的な配慮」を社会全体が真剣に考え、社会を構成する個々人の「支えあい」により、合理的配慮の実践が広がっていく社会であること。

②　ともに生きる社会の実現

障がいの有無や程度に関わらず、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らす共生社会・インクルーシブな社会（ともに生きる社会）であること。

③　支援の拡充

こうした社会を実現するため、障がい者に対する支援を拡充し、引き続き、その自立を支えていくこと。

２．基本原則

（１）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

すべての障がい者は基本的人権を有しています。かつては保護されるべき者という見方が強かったと考えられますが、障害者基本法において権利の主体としての位置づけが明確にされました。障がい者は権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持されなければなりません。

（２）社会的障壁の除去・改善

障がい者を定義するに当たって、かつては、当事者の心身の機能障がいが重視されてきました。しかし、障害者基本法において、障がい者は、障がいがあるだけでなく、社会との関係の中で日常生活上の制限を受ける者というように、社会との関係を含めて定義されることとなりました。したがって、障がい者にのみ機能障がい克服の努力を求めるのではなく、障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、

改善することを考えなければなりません。

（３）障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

障害者基本法において、相手方に過度の負担を課すものではないときは、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことが明記され、障害者差別解消法や大阪府障がい者差別解消条例も施行されました。しかし、現状では依然として障がい者に対する差別・偏見が存在していると言わざるを得ず、今後も、「必要かつ合理的な配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

（４）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障害者基本法第１条においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが規定されています。

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会でともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していくことが重要です。

また、障害者基本法で、言語に手話が含まれることが明らかにされ、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例も施行されているように、意思疎通のための手段について、選択の機会を確保することが重要です。

（５）多様な主体による協働

上記（３）の「必要かつ合理的な配慮」という考えが導入されたことは、今後、障がい者の自立と社会参加という課題を、より社会全体で考えなければならなくなったことを意味します。

さらに、多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を進めていくには、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、ＮＰＯ、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を進めていくことが重要です。

３．障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか

「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」を実現していくためには、上記のとおり、社会を構成する多様な主体が自らの役割を自覚し、それぞれの持てる力を発揮、協働して社会全体としての取組みを進めていかなければなりません。

（１）府民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

○　さまざまな施策の進展や関係者の努力等にも関わらず、障がい者の自立と社会参加は未だ十分とは言えません。こうした現状を改善するためには、まず何よりも、府民の皆さんが障がい者を取り巻く状況や障がい・障がい者に対する正しい理解と認識を持っていただくことが不可欠です。

「障がい者」の中でも、それぞれの障がい特性によって課題や支援方策は大きく異なります。また、障がい者に優しい社会はだれもが暮らしやすい社会でもあります。こうした認識を深めるためにも、障がいのある人と交流する場を持つことは大切です。そして、「ともに生きる社会」を実現するため、障がい者がグループホームなど地域で暮らすことや社会参加することに協力し、障がい者を支える活動に積極的に参加することが期待されます。

また、障害者基本法に「必要かつ合理的な配慮」を行うべきことが明記されたことを忘れてはなりません。「合理的配慮」について議論を深めながら、実践していくことが必要です。

○　企業等においては、障害者雇用促進法や「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）に基づき、多くの障がい者が働くことができる場を提供することはもとより、障がい者が職場に定着し能力を発揮できるような職場環境を整備することが求められています。職場における「合理的配慮」を実践していくことも必要です。

また、社会貢献の一環として、障がい者支援施設等で生産された製品の購入など、直接の雇用に依らない障がい者の経済的自立や社会参加の促進に寄与する取組みも期待されています。

（２）障がい者自身が取り組むこと

障害者基本法において、障がい者は権利の主体として位置づけられています。地域で自立した生活を送ることができるよう、十分な情報提供を受けたうえで、必要とするサービスを利用することができます。そのためにも、社会との関係を構築し、必要なサービスを利用しながら、自立と社会参加に向けて努力することが求められます。例えば、一定年齢になれば働き、人との交流を通じた心身の成長や社会貢献ができるという意識を障がい者自身とその家族が持つことが重要です。

さらに、地域や社会のことをともに考え、地域社会に参画していきましょう。「サービスの受け手」となるだけではなく、同じ障がいがある人同士の支えあいや他の障がい種別の人への支援など「サービスの担い手」としての役割も期待されます。その際、地域の障がいのある人同士が仲間となり、障がい者の生活の質を高める活動を広げていくことも期待されます。

（３）専門性が期待される事業者

障がい者の尊厳を保持するためには、サービスを提供する事業者が適切な情報提供を行いながら、障がい者のニーズに応じた質の高い支援を安定的に提供し、その社会的役割を果たしていくことが重要です。

事業者は、他の事業者と連携、協力しながら、不断に専門性を向上させることによって、社会的評価を高めていかなければなりません。

（４）広がる市町村の役割

市町村は、住民に身近な基礎的自治体として、また、援護の実施者として、障がい者のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

また、個別の対応のみならず、「まちづくり」の観点から、住民に対する説明責任を果たしながら、サービス基盤の確保や障がい者の権利擁護システムの構築、既存の社会資源の活用など、地域全体として障がい者等のニーズに応えていく方策をより積極的に検討する必要があります。そのためには、地域の実情の把握に努めるとともに、自らの施策立案能力を高めていくことが期待されます。

（５）大阪府の責務

大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるよう、障がい者施策に取り組みます。このため、人材の量的・質的な確保やノウハウの提供、市町村などに対する必要な情報提供や助言・援助等の支援を行います。また、市町村ごとにサービス水準の格差が生じないよう、適切な状況把握や、課題解決に向けた支援を行うとともに、単独の市町村では取り組みにくい分野について、市町村間の調整を図ることで、大阪府全体の底上げをめざします。

これまでの先駆的な事業によって蓄積してきた知識・技術を生かし、さらに発展させるという気概を持って必要な施策を推進します。厳しい財政事情や経済状況の中にあっても、必要な予算を確保しつつ、予算を伴わない取組みなど創意工夫を凝らしながら、施策立案モデルとして府内市町村に提案できるよう取組みを進めていきます。

また、制度の運用実態や障がい者等の意見の把握に努め、制度の見直しや改善が必要な課題に関する国への積極的な提言も、大阪府の重要な役割です。

第３章　施策の推進方向

第１節　最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向けたさまざまな取組みを進めていきますが、特に次の３つの分野を最重点施策として、引き続き、強力に推進します。

１．入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

長期にわたって入所施設や精神科病院に入所・入院していることにより、地域生活をイメージできず、地域生活への移行を希望されない例が見られます。そのような方にも具体的なイメージが可能となる体験や働きかけ等を通じて、本人の意思形成と意向確認を丁寧に行っていくことが重要です。

こうした機会や地域とのつながりもないまま、地域生活基盤の整備の遅れによって施設等での生活を余儀なくされることなく、本人の希望に応じて地域生活を送れるようにするため、一層強力に地域移行を推進していきます。

また、地域移行は、「施設等から生活の場を移すための支援」だけではなく、個々人が地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」の支援でもあることから、安心して地域で暮らし続けることを含めて支援をしていきます。

さらに、地域移行の本質は、地域での生活基盤の整備とそれを担う人材の確保、充実にあることを認識し、地域での住まいの場をはじめ、介護や日中活動の場などのさまざまなサービス、権利擁護システム等を整備していきます。

【数値目標（平成３２年度)】
〇入所施設からの地域生活への移行
・地域移行：平成２８年度末時点の施設入所者数の 10.9％以上
・入所者数の減少：平成２８年度末時点の施設入所者数の 2.4％以上

【数値目標（平成３２年度)】
〇精神科病院からの地域生活への移行
・大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
・すべての保健所圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
・すべての市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
・平成３２年度の１年以上長期入院患者数を平成２８年度から１，０００人減
・入院後３ヶ月時点の退院率：６９％以上
　入院後６ヶ月時点の退院率：８４％以上
　入院後１年時点での退院率：９０％以上

【数値目標（平成３２年度）】
・市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

２．障がい者の就労支援の強化

働くことは、経済的自立に資するのみならず、生きがいや社会とのつながり、自己実現という観点からも大きな意義があります。

また、今後、生産年齢人口の減少や高齢者人口の急増、さらには人口そのものが減少し、産業、都市構造、人々の暮らしなどに大きな変化や影響が生じることが懸念される我が国においては、より多くの障がい者がそれぞれの役割を持ち、能力を発揮できる社会を構築していくことが重要です。

そのため、障がい種別や障がいの程度、特性、個々の適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化を図ります。

さらに、就労、就業への支援にとどまらず、安心して働き続けることができるよう、また、離職したとしても再就職ができるよう、きめ細かく支援します。

とりわけ、平成 30 年 4 月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅に増加している精神障がい者、発達障がい者の就労者に対して、障がい特性を踏まえた職場定着支援が重要な課題となっています。

【数値目標（平成３２年度）】
- 福祉施設からの一般就労者数：1,700 人以上
- 就労移行支援事業の利用者数：3,777 人（平成 32 年度末時点）以上
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率３割以上の事業所を全体の５割以上
- 就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ（開設から 24 ヶ月以内の事業所を除く）
- 就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率：80％

３．施策の谷間にあった分野への支援の充実

一般に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいを「３障がい」と表現していますが、近年では、精神障がいの一類型である発達障がいや高次脳機能障がいといった障がいも注目されています。これらは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来の精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

障がい児に対する支援は成人に対する支援とは異なる部分があり、保護者も含め家族単位で支援することが必要ですが、これまでサービス基盤の整備が遅れてきたことは否めません。

加えて、高度医療の進展等に伴い、医療的ケア児や、医療依存度の高い重症心身障がい児者等が増加傾向にある中、地域での安心した暮らしや、家族の負担を軽減するための基盤整備が急務となっています。

さらに、視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者については、日常生活や社会参加を支えていく上で、コミュニケーションや移動の支援など、盲ろう者の障がい特性に応じた支援を一層充実させていくことが重要です。

なお、平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に130疾病の難病等が追加され、以降、対象者が拡大し、平成30年4月からは359疾病となっています。引き続き、難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題となっています。

【数値目標（平成32年度）】
- 児童発達支援センター設置市町村数：43
- 保育所等訪問支援実施市町村数：43

【数値目標（平成32年度）】
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43
- 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43

【数値目標（平成30年度）】
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する大阪府の協議の場を設置
- 医療的ケア児等に関する保健所圏域等での協議の場を充実
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置

【数値目標等（平成32年度）】
- 家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合：7％（29年度）⇒16％（32年度）
- 高次脳機能障がい者に対する支援のため、地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布

第２節　生活場面に応じた施策の推進方向

Ⅰ　生活場面「地域やまちで暮らす」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がい者が地域で快適に暮らし活動している

＜現状の評価と課題＞

大阪府では、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行について早くから取り組み、設定した目標に対し進んできました。また、地域で快適に暮らせるよう「福祉のまちづくり」も進めており、さらに、公営住宅のグループホームとしての活用のように、全国に比べて充実しているものもあります。

しかしながら、大阪府が平成 29 年 2 月に府内の障がい者支援施設を対象に実施した調査によると、10 年以上の入所者の割合は全体の約 6 割となっており、本来は地域で生活することができる障がい者が、地域生活のイメージを持てず、不安をぬぐえないことなどによりそれを実現できていない場合も今なお多くあります。同様に、精神科病院についても、1 年以上の入院患者が全体の約 6 割となっています。このような中、今後は、本計画の最重点課題として位置づけている地域移行について、より社会的な広がりのある動きとなるよう市町村と共に体制整備を進め、障がい者が、だれと、どこで、どのように暮らすのかを自らが選択できる社会をめざします。

また、在宅で家族とともに暮らしている障がい者の場合、家族等の高齢化などによって介護できなくなるという、いわゆる「親なき後[1]」が深刻な問題であることから、障がい者自身が若く、家族等が元気なうちから、地域での自立した暮らしについて考え、体験等を通じて地域生活の準備をできるようにしていくことも必要です。

そのため、市町村とともに、住まいや介護、日中活動、相談支援などの福祉サービス、生活基盤の整備を進めていきます。このようなサービスの充実は、障がい者が自身のニーズを踏まえた快適な暮らしを送るために必要なものであり、在宅において障がい者を介護する家族への支援にもつながるものです。さらに、本人の判断や自己決定を支える仕組みや、情報保障、コミュニケーション支援も今後ますます重要になります。

そして、住まいや福祉サービスだけでなく、障がい者が交通機関等を利用して安全に自由に外出できるよう引き続き「福祉のまちづくり」を進めます。

---

[1] 「親なき後」とは、障がいのある人が家族等によって自宅で介護等を受けている場合において、その家族等が高齢になったり死亡することにより、その介護等を受けられなくなることです。その後の介護や財産管理などをどうするかという問題が発生します。また、死亡する前であっても家族等に入院や介護が必要となった時点でその後の見通しが持てなくなり、問題が顕在化します。

このようなさまざまな社会資源を利用しながら、障がい者が地域で心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるよう、地域全体で支援体制を構築していきます。

【今後の主な課題】
○ 長期にわたり入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の状況把握と地域生活への移行に向けた働きかけ
○ 地域での暮らしを支える支援体制の強化（住まいの場、福祉サービスの提供や相談支援の体制、地域ネットワーク 等）
○ 地域住民の理解促進

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

①入所施設からの地域生活への移行

○　入所施設からの地域生活への移行については、「広がりと展開力のある地域移行」[2]を推進します。このため、市町村に対して、地域体制整備のための調整担当者（地域体制整備コーディネーター[3]）の配置や、地域相談支援の活用、体験等の機会の十分な確保について働きかけ、自立支援協議会も活用しつつ、援護の実施者として地域移行に主体的に関与できるよう支援します。

また、施設入所者の地域生活に関する意向を適切に把握するとともに、入所施設に対して、施設入所者の地域移行をするための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。

【数値目標（平成３２年度）】
・地域移行：平成２８年度末時点の施設入所者数の 10.9％以上
・入所者数の減少：平成２８年度末時点の施設入所者数の 2.4％以上

○　福祉型障がい児入所施設[4]においては、原則として満１８歳以降障がい者施策へ移行する必要があることから、市町村と連携して、円滑な移行に向けた取組みを進めます。

---

[2]「広がりと展開力のある地域移行」とは、施設や障がい児入所施設の入所者の地域移行を進めるとともに、市町村との連携をより強化し、施設等からの退所・退院のみに着目するのではなく、地域の住まいや日中活動の場等の生活基盤の整備を促進することを表しています。

[3]「地域体制整備コーディネーター」は、施設入所者等に対する相談や情報提供等による意識醸成、保護者の理解促進、市町村や相談支援事業者等とのケース検討や利用調整、地域住民の理解促進等を行います。

[4] 平成 29 年 4 月以降、福祉型障がい児入所施設における「みなし規定」（障がい児入所施設の指定を受けていることをもって、障がい者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの規定）は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長され、また、医療型障がい児入所施設においては恒久化されました。

②精神科病院からの地域生活への移行

○　精神科病院職員の地域移行に対する理解促進を支援するとともに、地域移行の可能性のある患者を把握し、対象となる方を市町村に繋ぐ役割を果たす専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置することにより、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を引き続き進めます。

○　また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による圏域レベルにおける協議の場を保健所に設置し、大阪府、市町村が設置する協議の場と連携しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援します。また、市町村に対しては、地域相談支援の活用等についても働きかけます。

【数値目標（平成３２年度）】
・大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
・すべての保健所圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
・すべての市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
・平成３２年度の１年以上長期入院患者数を平成２８年度から１，０００人減
・入院後３ヶ月時点の退院率：６９％以上
　入院後６ヶ月時点の退院率：８４％以上
　入院後１年時点での退院率：９０％以上

（２）入所施設の今後の機能のあり方

○　入所施設が、施設内の一層の環境改善を図り、地域により開かれた運営を行うとともに、障がい者の地域生活を支えるサービス供給機能の強化等、障がい者が長期の入所に至ることなく早期に地域生活に移行できるような役割を、施設とともに考え、助言や職員への意識啓発等の支援を行います。

○　府立砂川厚生福祉センターにおいては、強度行動障がい者や社会関係障がい[5]者など民間で対応が困難な障がい者に対する専門的な支援等のほか、新たな支援方策の研究や人材養成など、民間事業所の支援力向上に向けた取組みを行います。

（３）地域で暮らし続ける

①グループホームなど住まいの確保

[5] 「社会関係障がい」とは、大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期年齢の中軽度の知的障がい者で、家庭や地域において生活及び社会的な習慣やルール、対人関係などの習得が困難なために生じる、反社会性や非社会性のある行動が顕著で、地域での対応が困難な状態をいいます。

○　障がい者の地域での自立につながる暮らしの場として、また、住まいと支援を併せ持った居住支援の一形態として、少人数が暮らす住まいであるグループホームを整備します。また、重度重複障がいや行動障がい、医療的ケアなどさまざまな困難事例に対応し得る多様で質の高いグループホームの整備に向けた検討を進めます。

さらに、府営住宅をはじめとした公営住宅をグループホームとして活用するとともに、ＵＲ（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅においても、グループホームとしての活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。

また、障がい者が住み慣れた生活の場で安全に安心して暮らしていけるよう、消防用設備の整備については、入居者の安全性を担保しつつ実態を踏まえた対応を市町村に働きかけます。

【数値目標（平成３０年度～３２年度）】
・公営住宅のグループホームとしての活用：２９２人分

○　公的賃貸住宅への障がい者のいる世帯の優先入居等について、事業主体の状況に応じて促進を図ります。

○　障がい者が入居を拒まれることなく、民間賃貸住宅に円滑に入居できるようにするとともに、住宅セーフティネット構築を目的とした、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会である「Ｏsaka あんしん住まい推進協議会」において、生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、住宅部門と福祉部門の連携体制の構築にも取り組みます。

○　障がい者に配慮した住宅の整備・改造を促進します。

②必要な福祉サービスの確保

○　日中活動や介護、短期入所等のサービス提供体制の確保は、障がい者の地域生活に必要不可欠であることから、地域の実情に応じた計画的な基盤整備がなされるよう、市町村に働きかけます。

とりわけ、今後の障がい者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望する者に対する支援等を進めるため、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等の整備を進めることが市町村に求められていることから、基盤整備も含めた取組みが進むよう、必要な支援を検討します。その際には、地域生活支援拠点等の検討の場となる自立支援協議会の活性化や、制度・報酬に関する国への要望等も併せて行います。

【数値目標（平成３２年度）】
・市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

○　高次脳機能障がい者に対して、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業所できめ細やかに支援できるよう、個々の特性を踏まえた支援の工夫等を共有できるよう連携強化を図ります。
　また、難病患者等が福祉サービスの対象となった趣旨を踏まえ、難病患者等への適切なサービス提供に向けて、事業者の支援等を行います。

○　障がい者の移動手段の確保や、身体障がい者補助犬の使用機会の提供などにより、個々の障がい者の社会参加・余暇活動を支えます。また、移動支援事業が必要な場面で適切に利用できるように国や市町村に働きかけます。
　さらに、特に専門性の高い意思疎通支援を必要とする人が、必要な場面において適切にサービスを受けることのできる環境を確保します。

○　必要なサービスが適正に供給されるよう、市町村や事業者等への助言・指導を行います。また、利用者本位の障がい者福祉制度が円滑に推進されるよう、国に対して必要な制度の改善を求めていきます。

③相談支援体制の強化

○　障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題を汲み取り、きめ細かく対応して適切な福祉サービス等につなげていくため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携による相談支援体制の充実を図ります。
　特に、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化を促進します。

【数値目標（平成３２年度）】
・基幹相談支援センターを全ての市町村において設置

○　相談支援専門員が、さまざまな障がい種別に対応する能力や、福祉だけでなく就労や教育等さまざまな分野の知識を習得するとともに、専門的な助言や関係機関との調整及び連携を行う力量を高め、複雑で困難な事例にも対応できるよう、研修等を充実します。相談支援に係る市町村への支援機能を持つ大阪府障がい者自立相談支援センターの専門性を活かし、相談支援専門員等の人材の育成に取り組みます。
　また、ピアカウンセラー[6]やピアサポーター[7]が各相談支援事業所に配置されるよう、一層の普及を図ります。

○　大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）の運営を通じて、発達障がいのある人やその家族に対する専門的な支援を行います。また、市町村の自立支援協議会を

[6] 「ピアカウンセラー」とは、障がい者自身が障がい者やその家族の相談等に応じ、心理的なサポートを含め地域での自立生活のために必要な情報提供や支援をする人のことをいいます。
[7] 「ピアサポーター」とは、障がい当事者が同じ障がいのある人に寄り添い、支える人のことをいいます。

核としたネットワークを強化することで、地域の支援力を拡充します。

○　慢性疾患患者を含む難病患者や腎臓機能などの内部障がい者への当事者による相談支援窓口として開設された難病相談支援センターの一層の充実を図ります。
　また、「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、就労、教育等の分野や、患者家族の当事者等と連携した支援体制の構築をめざします。

○　高次脳機能障がい者の支援に関わる市町村、医療機関、福祉サービス事業所等の職員に対する研修等を通じ、関係機関の支援力の向上を図ります。
　また、「高次脳機能障がい相談支援センター」において、高次脳機能障がい者の地域での支援に関する好事例等を収集・蓄積し、専門的な相談機能等の向上を図ります。

○　「地域生活定着支援センター」において、刑務所などの矯正施設を退所した障がい者に対して、地域生活への円滑な移行が行われるよう支援します。

④自立支援協議会の機能強化

○　自立支援協議会は、地域における福祉サービスや相談支援体制の整備の中核となるものであり、障がい、医療、高齢などさまざまな分野の包括的な支援を見据え、さらにその活動が活性化するよう支援します。
　とりわけ、地域移行・地域定着支援については、市町村の自立支援協議会等が中心となって、指定一般相談支援事業者と入所・入院中の障がい者をつなぎ合わせ、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能が担えるようにします。

○　市町村の自立支援協議会に対しては、その取組状況を整理し、課題や好事例を共有することで、その活性化を図ります。

○　大阪府障がい者自立支援協議会においては、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい者施策の充実に努めます。また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じて、大阪府全体の支援体制の底上げを図ります。

【数値目標（平成３２年度）】
・地域移行に関する協議の場を全ての市町村において設置
・就労支援に関する協議の場を全ての市町村において設置

⑤地域福祉の視点

○　障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。

また、地域福祉支援計画に障がい当事者のニーズを反映する取組みを進めます。地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。

○　身近な地域での相談活動を一層普及し、重層的なネットワークの構築を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー[8]が自立支援協議会に参画するなど、障がい者の相談支援機関との連携を進めます。

⑥障がい者に対する住民の理解

○　地域住民の理解を得ながら、知的障がい者や精神障がい者等のグループホーム等が円滑に設置できるよう、関係機関において積極的に広報・啓発などを行います。

⑦福祉サービスを担う人材の確保

○　福祉・介護人材の確保が全国的に厳しい情勢にある中で、関係機関と連携しながら取組みを推進します。また、さまざまな障がい種別や特性を踏まえた計画的な研修の実施など、人材確保と合わせて資質の向上にも取り組みます。

（４）まちで快適に生活できる

○　障がい者を含むすべての人が出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりにむけて「福祉のまちづくり」を推進し、建築物についてバリアフリーに関する基準の適合を義務づけています。あわせて福祉のまちづくりに関する啓発を行います。

○　一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。特に、既存の公共施設（道路、公園、公営住宅など）について積極的に施設改修等を実施し、バリアフリー化を進め、障がい者を含むすべての人が快適に安心して利用できる施設をめざします。

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）に基づき、障がい当事者等が参画した市町村協議会の運営支援や、基本構想未策定市町村に対し策定を要請するなど、駅などの公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動円滑化を促進します。また、策定された基本構想についても施策の段階的・継続的な発展を図るなど、市町村等の関係者が、地域のバリアフリー化に積極的に取り組むよう支援します。

○　障がい者が安全に利用できるよう鉄道駅舎や踏切の安全の確保を図るとともに、ホー

[8]「コミュニティソーシャルワーカー」とは、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を支援を必要とする人に結びつけたりすることをめざすコミュニティソーシャルワークを行う者をいいます。

ムからの転落防止対策としての「可動式ホーム柵」などの設置等についての鉄道事業者の取組みを支援します。

○　車いす使用者用の駐車場の適正利用を促進するために、府民に対する啓発活動に取り組みます。

コラム

精神科病院からの地域移行を進めるために

大阪府では、精神障がい者の権利擁護という観点から国に先駆けて精神障がい者の退院促進を進めてきましたが、平成２８年１０月に大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会 精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおいて、これまでの取組みの手法・効果等について改めて検証がなされ、長期入院精神障がい者の地域移行のための総合的な推進体制のあり方について報告書が取りまとめられました。

そこでは、「退院したい」という声をあげられない方に対して退院意欲を喚起するためには時間をかけた働きかけが必要であることから、地域体制整備コーディネーターの配置とともにその専任化が必要ではないか、また、入院中から本人の意向に沿う形で地域移行支援を進めていくための仕組みづくりが必要ではないか、などの課題があげられました。

現在、地域移行の主体は市町村ですが、精神科病院に入院すると障がい福祉サービスが提供されなくなることから、その時点で関わりが途切れてしまうという現状にあります。精神科病院との接点が少ない中で、どのように精神科病院からの地域移行を進めたらいいのか、また、本人が望む場所で退院後に生活するためにはどのように支援したらいいのかなど、市町村も苦慮しています。

そこで、今まで蓄積したノウハウをもとに、精神科病院と市町村を結び付ける役割を当面大阪府が担うこととし、平成 29 年度から３年間の集中取組みとして「長期入院精神障がい者退院促進事業」を実施し、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター（以下、広域 CO）」を府の非常勤職員として配置しました。

広域 CO は専任で広域的に活動することができ、毎年実施している「精神科在院患者調査」で 1 年以上入院している寛解・院内寛解患者（H28 年度：730 人）の退院をめざすべく、院内茶話会を活用した精神科病院の退院意欲喚起の取組みや、院内職員研修への支援を行っています。さらに、今後は、院内の取組みから把握した地域移行の可能性のある精神障がい者の方を、市町村における保健・医療・福祉関係者による協議の場を中心とした支援のネットワークにつなげていく取組みを進めます。

大阪府ではこれからも「精神科病院から押し出す力」と「地域から引っ張る力」の双方向の力を活かし、精神科病院からの地域移行を進めていきます。

コラム

高次脳機能障がい者の日中活動の場と家族会

高次脳機能障がいは、病気や事故などで脳に傷がつくことで、直前に覚えたことも忘れてしまう記憶障がいや、長く集中して取り組むことが難しくなる注意障がいなどがあり、「見えない障がい」と言われています。高次脳機能障がいは中途障がいということもあり、それまで送っていた当たり前の生活（仕事、趣味、人間関係など）を、突然変更せざるを得なくなったという経験を、本人、家族ともにされています。

大阪府豊中市にある工房「羅針盤」は、制度の谷間、社会の谷間で周囲の理解が得られず、とまどいながら生活をしている多くの高次脳機能障がい者が活動している事業所の一つです。ここは、その名のとおり、「二度と道に迷わない…」という思いを胸に、「焦らず諦めず」を合言葉に、利用者の方と向き合い、家族や医療機関とも調整しながら、個々の特性により添い、ゆっくり前進しながら支援を進めています。その過程の中で、どのような障がいかという視点だけでなく、これまでの人生背景も考慮しながら、今後の人生設計の目標に応じた支援を展開しています。また、高次脳機能障がいは、他者との関わりの中で障がいを認識し、訓練への意欲を持つようになり、生活が改善していくという特徴もあります。こうした点も踏まえながら、木工・グラスアートなどの工芸品やクッキー・ドーナツなど焼き菓子の製作を通じて、注意障がいや記憶障がいなどに対するアプローチを行っています。さらに、商品の開発にあたっては、当事者がこれまで会社等で働いていた経験を活かして、魅力ある商品づくりに取り組んでいます。

同じ市内にある豊中市社会福祉協議会では、平成 19 年度から高次脳機能障がい者の家族とサポートしている関係機関との出会いの場として、「高次脳機能障がい者の家族交流会」を行っています。「羅針盤」も当事者だけではなく家族への支援も大切にしており、家族の疲労感や負担感を考慮し、当事者の支援に良い影響となるよう、連携しながら家族交流会をバックアップしています。

家族交流会をきっかけに、平成 21 年度には自主グループとして豊中脳損傷家族会「アンダンテ」が組織化され、豊中市社会福祉協議会がサポートをしています。豊中市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（以下ＣＳＷ）は、例えば「ＣＳＷの関わりが一定終了した後の生活の様子を知ることができ、他の当事者、家族を支援する際の参考になること」、「定期的に顔を合わせる機会があることで、生活の中で出てきた些細な困りごとを早めにキャッチできること」など、家族会は当事者、家族だけでなく、支援者にとっても非常に貴重な社会資源となっていると話しています。

３．具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
（1）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　①入所施設からの地域生活への移行	
○入所施設利用者の地域移行の推進（生活基盤推進課） 自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけます。 また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。 施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難なことから、施設入所に至ることなく地域で暮らし続けるための取組みとして、必要な情報提供を行うことにより、市町村の地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。	目標値（平成32年度） ・入所施設利用者の地域移行目標 10．9%（平成28年度末時点の施設入所者数と比較） ・入所施設利用者の減少目標 ▲2．4%（平成28年度末時点の施設入所者数と比較）
○入所施設利用者への意向調査の実施（生活基盤推進課） 入所施設からの地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。 調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。	目標値 障がい福祉計画策定前に実施 次回調査時期：平成31年度末
（1）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす　②精神科病院からの地域生活への移行	
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（生活基盤推進課） 退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、市町村における新たなネットワークの構築をめざします。 具体的には、平成29年度から平成31年度までの3年間の集中的な取組みを実施し、入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざします。専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組み（院内茶話会や退院促進ピアサポーターによる支援など）を企画・実施し、対象者を市町村が設置する「精神障がい者の地域移行について協議する場（自立支援協議会専門部会等）」に繋ぎます。 また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等地域の関係機関（医療と地域生活）のつながりを構築するため、障がい保健福祉圏域（保健所圏域）ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。都道府県の協議の場（府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ）とあわせた3層構造で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をバックアップし、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援します。	目標値（平成32年度） ①大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ②すべての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ③すべての保健所圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ④1年以上長期入院者数を平成28年度の9，823人から1，000人減の8，823人とする ⑤入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は84%以上、入院後1年時点での退院率を90%以上とする
（2）入所施設の今後の機能のあり方	
○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、集団指導等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。	
○大阪府立障がい者支援施設の運営（地域生活支援課） 大阪府立砂川厚生福祉センターについて、強度行動障がい者や社会関係障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、専門的な支援と地域移行に向けたアセスメントを行うとともに、新たな支援方策の研究、人材養成研修など民間事業所の支援力向上に向けた取組みの実施を図ります。	
○施設職員等に対する研修の実施（指導監査課） 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソー	目標値（平成30年度） 委託研修受講者数 10，000人/年（障がい者施設・事業

シャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで、各階層ごとに実施します。	所を含む全施設・事業所の受講者数）
（3）地域で暮らし続ける　①グループホームなど住まいの確保	
○障がい者グループホームの設置促進（生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課） 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。	目標値（平成30年度から32年度） 公営住宅のグループホームとしての活用292人分
○グループホーム世話人の資質向上（生活基盤推進課） グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。	
○さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備（生活基盤推進課） 地域生活支援拠点等の整備においても重要な課題の一つとして位置付けられている重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等の利用も含め、さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備促進のための検討を行います。	
○公営住宅の障がい者向け募集の実施（都市居住課、経営管理課） 障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠（「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」）により入居者を募集する優遇制度を実施しています。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」（平成28～37年度）に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。	目標値 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続き、その確保を図る
○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進（都市居住課、経営管理課） ▼府営住宅の取組 ・建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」、「段差の解消」、「広い廊下幅」等バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。 ・既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置等（「住戸内バリアフリー化事業」）を実施し、その対象はバリアフリー化されていないすべての住宅(撤去予定のものを除き、エレベーターのない3階から5階の住宅も含む)とし、計画的に事業を進めます。 ・団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化（「団地内バリアフリー化事業」）に努めます。 ・入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置（「中層エレベーター設置事業」）を計画的に進めます。 ・建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAI ハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者向け住宅を供給します。 ▼市町営住宅の取組 ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。 ・既設住宅におけるバリアフリー化を促進します。 ・エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置を促進します。 ・耐震化事業を促進します。 ▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組 ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。 ・既設住宅における屋外のバリアフリー化を促進します。 ・都市再生機構賃貸住宅におけるエレベーターの設置に伴う高齢者向け優良賃貸住宅への改良を促進します。 ・耐震化事業を促進します。	目標値 建替事業：8，000戸 住戸内バリアフリー化事業：12，000戸 団地内バリアフリー化事業：7団地 中層エレベーター設置事業：2，650基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業：170戸 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成28～37年度）に基づく目標値

○民間賃貸住宅への入居促進（都市居住課・建築振興課） ▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 平成 29 年 10 月 25 日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（「住宅セーフティネット法」）が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。 これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は新たに創設された法に基づく登録制度に移行し、 今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。 ▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 ▼その他の団体等への周知・啓発 大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。 ▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値 ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」 20，000戸（平成37年度） ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合：100%（平成32年度）
○障がい者向け住宅の確保（都市居住課） 障がい者の地域生活の基盤となる、一定のサービスを受けながら住むことができる障がい者向け住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の空住戸を利用した居住促進に向け、目的外使用や登録廃止など必要な手続きの整理と、見守りや生活相談サービス等を受けることができるような仕組みを検討します。	
○住宅のバリアフリー化に対する支援（都市居住課、生活基盤推進課） 「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改造相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。 高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の空家の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化リフォームを支援する制度（国補助事業）の活用を促進します。 また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。	
○生活福祉資金（住宅貸付）の貸付（社会援護課） 障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。	
（3）地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保	
○障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備（生活基盤推進課） 「親なき後」や自立生活をめざす障がい者等が、自立に向けた体験や、相談支援を中心とした地域定着支援等を活用し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の整備を進めるための必要な助言等を行います。 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、府内市町村が協議の場を持ち、地域生活支援拠点等の整備圏域ごとに、利用者のニーズを把握し必要な社会資源の整備を含めた全体像を描きながら整備を進められるよう、必要な情報提供や助言を行います。 広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策の検討を行います。	目標値（平成32年度） 各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備

○生活訓練・指導の実施（自立支援課） 障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。 ・音声機能障がい者発生訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業　など	
○高次脳機能障がい者の地域生活支援（地域生活支援課） 高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業所等できめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるように、市町村をはじめとする支援者に「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。	目標値（平成32年度まで） 「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1回以上／年
○在宅難病患者一時入院事業の実施（地域保健課） 医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、大阪府が指定した医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。	
○リフト付き福祉タクシーの利用促進（自立支援課） 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。	
○福祉有償運送の推進（地域福祉課） 社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。	
○身体障がい者補助犬の普及促進（自立支援課） 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。	
○市町村との連携（障がい福祉企画課） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。	
○指定事業者等に対する指導等（生活基盤推進課） 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。	目標値 毎年、集団指導を実施
○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（障がい福祉企画課） 障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査を踏まえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。	
（3）地域で暮らし続ける　③相談支援体制の強化	
○市町村の相談支援の充実（地域生活支援課） 障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値（平成32年度） すべての市町村で基幹相談支援センターを設置

○ケアマネジメントの推進（地域生活支援課） 障がい児者の想いに寄り添ったサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。	目標値（平成32年度） 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2，500人
○ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課） 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値（平成32年度） 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43（すべての市町村）
○大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課） 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行います。 ▼相談支援事業 ▼コンサルテーション事業 発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。 ▼普及啓発・研修事業 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。 ▼就労支援 アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。	≪参考≫ サービス見込み量（平成32年度） 相談支援　3，500件 関係機関への助言　160件 外部機関や地域住民への研修・啓発 50件
○発達障がい児者施策の充実（地域生活支援課） 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。	目標値（平成32年度まで） 「発達障がい者地域支援マネージャー」を政令市を除く市町村自立支援協議会（35か所）に派遣
○難病患者に対する相談支援機能の充実（地域保健課） 「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、介護、保健、就労・就業、教育、患者家族の当事者の分野と連携した支援体制の構築をめざします。 また、複雑、多様化する患者ニーズに対応し、地域で安定的に療養生活できるように、「保健所、保健センター、保健福祉センター」をはじめ、「大阪難病医療情報センター」、「大阪難病相談支援センター」との相談体制の充実を図ります。	
○高次脳機能障がい者に対する支援（地域生活支援課） 全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、他の都道府県の取組等について収集し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図るとともに、府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修内容に反映します。 また、高次脳機能障がい相談支援センターにおいて、市町村等に対して、地域の事業所等が行っている高次脳機能障がい者に対する支援の工夫等を伝えることで、府内関係機関の支援力の向上を図ります。	目標値（平成32年度まで） 地域の先進的な支援手法等を集めた事例集を作成及び配布
○地域生活定着支援センターの運営（地域福祉課） 地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。	

（3）地域で暮らし続ける　④自立支援協議会の機能強化	
○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援（障がい福祉企画課） 地域における関係機関のネットワーク組織である自立支援協議会について、その活性化や機能強化を図るための支援を行います。 具体的には、地域自立支援協議会の専門部会の設置状況を大阪府全体で整理し、大阪府自立支援協議会において情報共有するとともに、取組みが進んでいない地域の要因分析と、その改善策について検討します。また、地域自立支援協議会同士の情報交換の機会を設けることで、課題や好事例を共有し、取組みの活性化を図ります。	目標値（平成32年度） ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置
○大阪府障がい者自立支援協議会の運営（障がい福祉企画課） 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。	
（3）地域で暮らし続ける　⑤地域福祉の視点	
○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築（地域福祉課） 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。	
○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映（地域福祉課） 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。	
○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み（地域福祉課） 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組みます。	
○福祉基金による助成（地域福祉課） 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業（障がい者や高齢者、児童などへの支援等）に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。	
（3）地域で暮らし続ける　⑥障がい者に対する住民の理解	
○施設コンフリクトの解消（人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこる施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」の活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。	
（3）地域で暮らし続ける　⑦福祉サービスを担う人材の確保	
○介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み（地域福祉課、就業促進課、介護支援課、障がい福祉室） 介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、若年層・高齢者・障がい者・女性等の新規参入促進、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材（在留資格「介護」による留学生）の円滑な受入れにあたってのガイドライン作成、協議会の設置・研修等の実施など、参入促進に向けた取組みを総合的に実施します。 また、福祉機器、介護ロボットの導入促進や『表彰』の導入など、介護事業者自らの労	

働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。 　さらに、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。	
○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成（地域生活支援課、地域福祉課） 　身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。 　また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー（全身性障がい、知的障がい及び精神障がい）を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。	目標値 介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー）を対象とした研修を毎年1回実施
○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施（子育て支援課） 　府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。	目標値 保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施（年100名以上受講）
○精神保健福祉関係機関職員研修の実施（地域保健課） 　こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。	目標値（平成32年度） 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回（ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回）実施 自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施
○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（地域生活支援課） 　事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。	目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程）を実施
○強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修、実践研修）（地域生活支援課） 　強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成（基礎研修）及び強度行動障がいを有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成（実践研修）を実施します。	目標値 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施
（4）まちで快適に生活できる	
○福祉のまちづくりの推進（建築企画課） 　すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、「福祉のまちづくり条例」を制定しています。 　条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設の設計や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定し、府民や事業者等に啓発し活用していただくことで、ハード・ソフト両面にわたって福祉のまちづくりを推進しています。 　また、大阪府の特定行政庁や指定確認検査機関と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。	
○府有建築物の福祉整備の推進（建築企画課、公共建築室計画課） 　府有建築物の新築・建替えにあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。 　また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。	
○府営公園の整備（公園課） 　大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が自由に安心して利用できるよう改修・整備を行います。	

○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進（建築企画課） 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。	目標値（平成32年度まで） 平成27年度末時点の実績（32市1町、134地区）を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす
○交通安全施設等整備事業の推進（道路環境課） 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。	目標値（平成32年度まで） ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施 ・府管理道路の特定道路指定地区数 55地区（52．50km）
○バリアフリー対応型信号機の整備（府警本部交通規制課） 障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等の整備を推進します。	目標値（平成32年度まで） 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施
○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進（建築企画課） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針を踏まえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	目標値（平成32年度まで） 「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限り移動等円滑化を実施
○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み（障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課） 鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、府内の平均的な乗降客数が一日当たり5千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設しており、今後とも、整備補助の活用などにより、可動式ホーム柵設置の促進が図られるよう努めます。 事業者に対しては、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、可動式ホーム柵の設置促進や利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。 また、国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。	
○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築企画課） 車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。 また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車の抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。	
○まちのバリアフリー情報の提供（建築企画課） 鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、鉄道事業者や市町村に対しバリアフリー情報のさらなる充実を働きかけます。	

Ⅱ　生活場面「学ぶ」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

＜現状の評価と課題＞

大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に教育を推進するとともに、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様なニーズに応じたきめ細かな教育を推進してきました。その結果、小中学校においては支援学級の設置数が全国に比べて多くなっており、高等学校においても、ともに学ぶための先進的な取組みが進んでいます。一方で、大阪府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率が全国平均を下回っているとの課題があります。

現在、児童生徒・保護者の意識やニーズは多様化しており、この多様化したニーズに対応できるよう、国の動きも踏まえ、児童生徒の可能性を伸ばす教育環境をさらに整備するとともに、本人や保護者の意向を尊重することを再確認し、障がいのある児童生徒に多様な進路選択を提供していくことが必要です。とりわけ、近年は、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加していることから、一人ひとりの状況や具体的場面等での合理的配慮について、保護者の付添いを前提とすることなく、本人や保護者との対話を通じた柔軟な対応が求められています。また、通学時の支援については、全国的な懸案となっています。

また、発達に課題のある幼児・児童が、早期に地域で質の高い療育を受けることができるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育、教育の充実を図るため、関係機関の連携も図っていきます。加えて、今後は重症心身障がい児を支援できる事業所の確保も課題です。

さらに、学校卒業後においても、日常生活や社会生活への対応力や職業能力・技能を身につけ、地域社会の一員として、自立生活が送れるよう支援します。

【今後の主な課題】
- ○障がいの疑いがある段階から障がい児及びその家族に対して身近な地域で支援できる体制の強化（とりわけ重症心身障がい児を支援できる事業所の確保）
- ○ライフステージの変化に影響されない継続した発達障がい児者への支援
- ○多様化する児童生徒・保護者のニーズに対応できる教育環境のさらなる整備
- ○卒業後の進路を見据えた関係機関の連携と支援体制の充実

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）早期療育を受ける

① 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実

○　障がいや発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診等の受診率の向上に努めるとともに、健診において「要支援」と判定された乳幼児等への支援を行います。

②療育支援の充実

○　身近な地域で障がいの受容への支援を含め療育指導・相談等が受けられるよう、障がい児及びその保護者に対する相談支援体制を充実します。また、市町村単位で構築される障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】
- 障がい児相談支援実施市町村数：43（すべての市町村）
- 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数：41（指定都市を除くすべての市町村）

○　障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めます。とりわけ、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。

○　さらに、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける保育所等訪問支援の実施を図る市町村を支援します。

　また、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、通所支援事業所等に対して機関支援を行います。

【数値目標（平成 32 年度）】
- 児童発達支援センター設置市町村数：43
- 保育所等訪問支援実施市町村数：43

【数値目標（平成 32 年度）】
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43
- 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43

③発達障がいのある幼児・児童に対する支援

○　乳幼児健診における発達障がいの早期発見・早期発達支援につなげるための『発達障がいの早期発見のための問診項目』が導入された問診票が効果的に活用されるよう、市町村を支援します。また、保健師や幼稚園教諭・保育士等を対象とした人材育成については、関係機関と連携しながら継続して機会の確保に努めます。
　さらに、保護者による子どもの発達状態の理解を補助する装置の導入を市町村に促します。

○　発達障がいの診断ができる医療機関を確保するため、小児科医等を対象として臨床における実習も含めた体系的な研修を実施するとともに、医療機関同士の連携や医療と福祉の連携の強化を図ります。また、医療機関情報の整備・公表を進めます。

○　発達障がい児に対する医療的ケア（専門外来診療等）の体制確保や、地域の保健福祉関係機関等との連携を進めます。

○　市町村が実施する療育機会確保の取組みを支援するとともに、府内６か所の発達障がい児療育拠点が有する支援の専門的なノウハウを活用し、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等に対する機関支援等を行います。

【数値目標（平成 32 年度）】
・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：43（すべての市町村）

○　発達障がい児の家族への支援として、子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニング[1]が実施され、さらに継続した取組みがなされるよう市町村を支援するとともに、ペアレント・プログラムの導入についても市町村を支援していきます。
　また、発達障がい児の保護者が他の発達障がい児の保護者を支援するペアレント・メンター[2]の普及に取り組みます。

○　発達障がい児者がライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、取組みを進めます。

【数値目標等（平成 32 年度）】
・家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合：7％（29 年度）⇒16％（32 年度）

[1] 「ペアレント・トレーニング」とは、行動療法の考え方に基づいた、一人ひとりの子どもにあった効果的な対処法を親が身につけることを目的としたプログラムのことです。
[2] 「ペアレント・メンター」とは、自身も発達障がいのある子育てを経験し、支援等に関する一定の研修を受けた保護者のことです。発達障がいのある子どもをもつ保護者などへの支援を行います。

（２）教育を受ける

①幼児教育の充実

○　幼児段階の幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会を拡充します。

○　幼稚園、保育所、認定こども園等において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を充実するとともに、支援情報を適切に引き継ぐよう、小学校と連携を図ります。

○　幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。

②小・中学校教育の充実

○　義務教育段階においては、地域の小•中学校でともに学ぶことの意義を十分に認識し、本人や保護者の意向を最大限尊重し、通常の学級や支援学級において適切な教育を受けることができるよう、授業づくりや集団づくり等、個々の児童生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。

○　医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師等の配置の促進に努め、福祉・医療の連携を図るとともに、一人ひとりの状況や具体的場面等に応じた合理的配慮について、本人や保護者との対話を通じた柔軟な対応が図られるよう、市町村教育委員会に促していきます。

○　通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室[3]の充実を図ります。

○　障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、障がいのある児童生徒に関わる教員の資質向上を図ります。

○　障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学習環境の整備に努めます。

[3] 「通級指導教室」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を通級指導教室で受けることができる制度です。

③後期中等教育の充実

○　大阪府立高等学校入学者選抜の受験に際しては、障がいがあるという理由で、高等学校に就学する機会を失うことのないよう、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験上の配慮を行います。また、私立高等学校受験時における配慮についても、私学団体を通じて私立学校に要請します。

○　高等学校においては、入学時に生徒の状況やニーズ等を把握し、「個別の教育支援計画」の作成を通じて、教育の充実や教育環境の整備を図ります。
　また、障がいについての理解を深めるための教職員研修の実施や、障がいのある生徒が在籍する高等学校において、臨床心理士などの専門的知識を持つ人材や、障がいの状況に応じた学校生活の支援を行う学校生活支援員を配置します。

○　大阪府立高等学校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師の配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。

○　大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実を図るために設置している「自立支援推進校[4]」と「共生推進校[5]」については、成果と課題を踏まえながら一層の充実を図るとともに、取組みの成果を府内の高等学校で共有し、支援教育の充実に努めるなど、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進していきます。

○　「個別の教育支援計画」を踏まえ、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学等の機会を充実するなど、進路指導を充実します。

④大阪府立支援学校の充実

○　平成 28 年度に大阪市域を含めた府内の知的障がい支援学校在籍者数の将来推計を実施したところ、今後、児童生徒数の増加が予測されることから、知的障がいのある児童生徒の今後の教育環境の充実について、対応方策の検討を進めます。

○　児童生徒の通学確保のため配置している通学バスについて、増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。

【数値目標（平成 32 年度）】
・片道の通学バスの乗車時間：乗車時間を 60 分以内

[4] 「自立支援推進校」とは、知的障がいのある生徒が高等学校の学籍で、カリキュラムや授業内容を工夫し、障がいのあるなしに関わらず、高校でともに学ぶ取組みとして、平成18年度から制度化したものです。
[5] 「共生推進校」とは、支援学校の学籍で、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携のもと、高等支援学校の生徒が、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めていく取組みとして、平成 18 年度から制度化したものです。

○　支援学校と小学校、中学校、高等学校等の間において、保護者のニーズや児童生徒の障がいの状況等を踏まえ、交流及び共同学習を一層推進します。また、福祉医療関係の専門的知識を持つ人材の配置を通じて、自立活動等の充実を図ります。

⑤就労・自立に向けた教育の充実

○　学校教育において、子どもたちがそれぞれの個性を最大限に発揮し、自立して生きていくために必要な能力や態度を育むためのキャリア教育を推進します。
　大阪府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率向上に向け、職業教育を充実します。また、教育、就労、福祉等の関係機関が連携し、卒業生の職場定着を支援します。

【数値目標（平成 32 年度)】
・大阪府立支援学校高等部における知的障がいのある生徒の就職率：33％

○　支援学校は、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等との連携や自立支援協議会への参画等を通じて、就労に関係するネットワークづくりを行い、進路指導を充実します。また、支援学校卒業生が自信を持って社会生活を送れるよう、必要な授業の提供と職場実習を受ける機会を拡充します。

⑥個別の教育支援計画等の充実

○　障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、就学に関する適切で多様な情報を提供するとともに、就学後も一人ひとりの将来の自立を見据えた教育相談機能を充実します。

○　小学校、中学校のすべての学校で、高等学校では配慮の必要な生徒が在籍している学校で「個別の教育支援計画」を作成し、校種間における引継ぎにおいて効果的な活用を進めます。また、それに基づき作成する「個別の指導計画」について、内容の充実を図ります。

【数値目標（平成 32 年度)】
・「個別の教育支援計画」を作成している小学校及び中学校の割合：100％の維持
・「個別の教育支援計画」を作成している高等学校の割合：100％

⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮

○　支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけでなく、医療・労働・福祉等の関係機関と連携強化を図

りながら、地域支援体制の整備に努めます。

大阪府立支援学校のリーディングスタッフ[6]が市町村のリーディングチーム[7]等と連携し、地域の小・中学校等における校内支援体制の構築や、教職員の専門性の向上をサポートする取組みを強化するとともに、引き続き、校種間や地域関係機関との連携に努めます。「個別の教育支援計画」を軸とした、校種間の支援の連携や地域関係機関との支援ネットワークの構築などに取り組みます。

○　支援学校の教職員の専門性の向上を図るため、校内外における研修の充実に努めるとともに、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、来校相談等に対応する校内組織体制の充実を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】
・特別支援学校教諭等免許保有者の割合：100％

【数値目標（平成 32 年度）】
・地域支援室の設置：４４校１分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校）

⑧高等教育の充実

○　公立大学法人大阪府立大学において、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な相談・支援体制の整備、教育上の合理的配慮の提供など、障がいの状態に応じた適切できめ細やかな支援を行うよう働きかけます。

⑨インクルーシブ教育の推進

○　教育全般を通じて、障がいのある児童生徒が排除されることなく、一人ひとりへの必要な配慮が提供されるよう、障がいのない児童生徒とともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。

（３）地域で学ぶ

○　障がい者の学習意欲に応え、図書館や公民館などの社会教育施設等において学習できる機会を充実します。

[6]「リーディングスタッフ」とは、小・中学校への巡回相談、研修会の講師を務めるなど、府内の支援教育の中核となって指導的役割を果たす教員をいいます。
[7]「市町村のリーディングチーム」とは、市教育委員会担当指導主事・コーディネーター・通級担当者・支援学級担当者等、複数の関係者で構成する支援チームをいいます。

○　障がい者の学習の可能性を拡大させるＩＣＴ[8]を積極的に活用します。

○　学習機会・情報の提供や自主活動等への支援を通じて、障がい者を含むすべての人の生涯学習を推進します。

コラム

「重症心身障がい児の発達支援」について

「第１期大阪府障がい児福祉計画」においては、主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保を数値目標に掲げ、市町村と連携して取組みを進めて行きます。

そのような中、南河内の「NPO 法人ぬくもり」では、早くから重症心身障がい児をはじめとする重度の障がいがある児童が地域で暮らすことができるような支援に取り組んでいます。このコラムでは、「ぬくもり」の事業所で重症心身障がい児の発達支援に関わる方々の思いや児童の様子を記しています。

日々の支援で大切にしていることは、重度の障がいがあり言葉で思いを伝えることが苦手な児童が、自分で「選ぶ」「決める」「わかりあう」経験を積み重ね、自信を持つことで、自己肯定感につながっていくような支援や、多くの介助が必要であっても、一方的な支援ではなく児童一人一人が、自分で「やってみたい」と思うタイミングを待ち、見守ることで本人の思いを引き出していくということです。

「自分の思いを伝えたい」「楽しいことがしたい」「体を使って動きたい」などの本人の生活ニーズを把握しながら、その児童なりの自立を考え、指導員の間で支援プロセスを共有していくことで意思決定支援につながると考えています。例えば言葉での表現が苦手な児童が、何がしたいかを選択してもらうとき、声かけや現物、絵カード、写真カードなどのツールを使用することで、体の動きや声などで意思を伝えてくれます。

支援に携わる全ての職員が、微細な動き（表情、視線、手足、呼吸）での発信を受け止めることで、児童の発信は増えていきます。本人が「できた」「選べた」「決めた」「わかりあえた」という成長の実感を大切にし続けることで、児童があきらめずにさまざまな面で「踏み出す」こともわかりました。

主訴の背景を捉え、何があるからその主訴がでてくるのか？

「なぜ？」から仮説を立て、支援のエビデンス（根拠）を考え続けることで、児童の思いがひろがります。

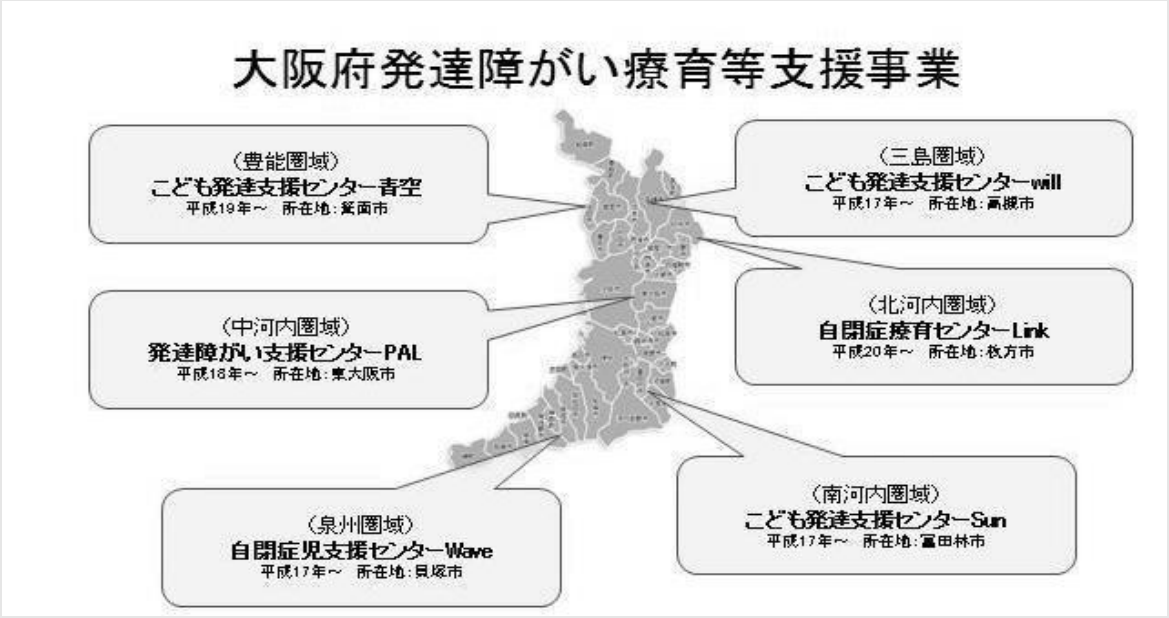
児童の強みにたくさん気づき、本人主体の支援を実現することで、よりよい生活を福祉の視点から児童と共にめざしていきます。

[8] 「ＩＣＴ」とは、Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称をいいます。

コラム

発達障がい児療育拠点とは

「発達障がい児療育拠点」では、発達障がい児の個別療育と地域支援を行っています。府内（大阪市・堺市を除く）の二次医療圏域に１か所ずつ（計府内６カ所）、複数の社会福祉法人に委託し、平成 17 年度から、順次、各圏域で事業を開始してきました。



発達障がい児療育拠点では、個別の療育プログラムに基づく専門療育を実施しており、自閉スペクトラム症等の子どもたちが家族や地域の人たちと共に、より豊かで幸せな暮らしや自尊心をもって自立した生活ができるよう、幼児・学齢期におけるその基礎を、保護者との協働のもとに築いていきます。

各療育拠点では、毎年約 60 名を超える利用者を受け入れ、一人ひとりの子どもの特徴に合わせた個別の療育プログラムを、1 年間を通して実施しています。また、保護者への支援も大切にし、研修やアドバイスを行っています。子どもを理解し子育てに対する自信をもっていただくとともに、自閉スペクトラム症等の特性について正しく理解し、保護者自身が一番身近な支援者として、特性に配慮した支援を早期から日常的に行うことができるように取り組んでいます。

さらに、大阪府では、療育拠点の専門性と実績を生かし、発達障がい児支援のノウハウを府内へ広げていくため、障がい児通所支援事業所を対象とした機関支援（圏域内事業所への助言、市町村内のネットワークづくりの支援等）の事業を委託実施してきました。平成 24 年度から 4 年間で 6 拠点が実施した事業所向け研修では、延べ 1,806 事業所、3,711 名が受講するなど、地域の拠点として機能しています。

今後も、発達障がい児とその保護者がより身近なところで適切な支援が受けられることをめざし、府内の関係機関との連携を深め、支援体制の一層の充実を図っていきます。

３．具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
（1）早期療育を受ける　①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実	
○乳幼児健康診査等の実施（地域保健課） 　市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に結びつく適切な健康診査と保健指導とともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査が実施できるように支援します。	
○先天性代謝異常等検査の実施（地域保健課） 　新生児における心身障がいの原因になる疾患（疑い）を早期発見し、早期に治療が出来るように支援します。	
○要支援児童の早期発見と支援の充実（家庭支援課） 　市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例など、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワーク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めます。	
○保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課） 　保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。 　また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。	
（1）早期療育を受ける　②療育支援の充実	
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（家庭支援課、地域生活支援課） 　大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。 　また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。	目標値（平成32年度） 障がい児相談支援実施市町村数43（すべての市町村）
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（家庭支援課、地域生活支援課） 　保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から情報提供や相談対応を行い、充実強化を図ります。	目標値（平成32年度） 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数 41（指定都市を除くすべての市町村）
○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実（地域生活支援課） 　障がい児入所施設が担う、「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 　また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。	
○障がい児通所支援事業の充実（地域生活支援課） 　障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、研修内容の充実等により質の高い専門的な発達支援を行う事業所の確保を図ります。また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 　さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる、児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。	目標値（平成32年度） 児童発達支援センター設置市町村数：43 保育所等訪問支援実施市町村数：43

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（地域生活支援課） 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	目標値（平成32年度） 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43
○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課） 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。	
○視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実（家庭支援課） 視覚障がい幼児を養育している家庭に対して、次の事業を行い、視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。 ・電話相談による育児指導 ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援	
（1）早期療育を受ける　③発達障がいのある幼児児童に対する支援	
○発達障がいの早期発見の取組み（地域生活支援課） 乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるために策定した「発達障がいの早期発見のための問診項目」は、全市町村の乳幼児健診問診票に導入されており、今後は、導入した問診票を効果的に活用できるよう市町村を支援します。 また、保健師を対象とした、乳幼児健診時における早期気づき等の人材育成や、幼稚園教諭・保育士等を対象とした就学前の子どもに関わる支援人材の育成については、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら継続して機会の確保に努めます。 さらに、保護者が子どもの発達の状態を理解することを助ける「社会性発達評価装置（かおテレビ）」を導入する市町村を支援します。	
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（地域生活支援課） 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めます。 また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページでご覧いただけるようになりました。今後は正確な情報提供に努めていきます。 さらに、二次医療圏域毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、府が作成する支援ツールの活用等を通じて、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。	目標値（平成32年度） 専門医療機関での診察待ち時間の短縮を図る
○発達障がい児に対する医療的ケアや相談援助の実施（地域保健課、地域生活支援課） 情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症児、喘息や下痢・嘔吐などの心身症や、親子関係上の問題など、さまざまな子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、専門外来診療及び入院治療を実施している大阪精神医療センター子どもの心の診療ネットワーク事業において、発達障がい等に対する診療支援や医学的支援、地域の保健福祉関係機関等との連携を実施します。	
○発達支援体制の充実（地域生活支援課） 府内6か所の発達障がい児療育拠点が有する発達障がい児支援のための専門的なノウハウを活用し、圏域内の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を対象とした機関支援を実施します。 また、市町村において、発達障がいの専門療育の機会確保が進むよう支援に努めます。	目標値（平成32年度） 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数 43（すべての市町村）
○発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課） 発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが市町村で実施されるよう、実地での訓練を中心とした導入支援を行うとともに、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組みを継続できるよう市町村を引き続き支援します。	目標値（平成32年度） 家族支援を実施する市町村数 43（すべての市町村） 市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保

ペアレント・メンターについては、早期の家族支援を図るため、小学生の保護者を対象とした活動を中心に、活躍の場を広げることによって認知を高め、活動の普及を図ります。このため、スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、コーディネーターを配置し、円滑な事業の運営に努めます。 ペアレント・プログラムについては、その導入にあたり、検討のための導入研修を実施するなど市町村を支援していくとともに、導入後においても、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組みを継続できるよう市町村をバックアップする方策を検討します。	
○発達障がい児者のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み（地域生活支援課） 「支援者のための発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」を活用した好事例の情報発信を通じて、必要な支援の引き継ぎの定着を促していきます。	目標値（平成32年度） ・引継ぎの実施率の向上を図る ・家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合：16%（32年度）
（2）教育を受ける　①幼児教育の充実	
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。	
○障がいのある幼児の指導（支援教育課、小中学校課、私学課） 家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。 すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。	
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。	
（2）教育を受ける　②小・中学校教育の充実	
○就学相談・支援の充実（支援教育課） 就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・支援が行えるよう、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うとともに、就学後の継続した相談機能の充実を図るよう働きかけます。	
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課） 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。	
○通常の学級の充実（小中学校課） 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行います。 また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習のより一層の充実を図ります。	目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施

○通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課） 　通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。 　また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割を踏まえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。	≪参考≫ <平成25年度> 小学校165教室 中学校　48教室 <平成26年度> 小学校165教室 中学校　48教室 <平成27年度> 小学校169教室 中学校　50教室 <平成28年度> 小学校171教室 中学校　51教室 <平成29年度> 小学校155教室（政令市38教室外数） 中学校　50教室（政令市　5教室外数）
○障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課） 　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	≪参考≫ 平成28年度実績（平成28年11月21日実施） 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加
○公立小中学校の教育環境の整備（施設財務課） 　障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。	
（2）教育を受ける　③後期中等教育の充実	
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課） 　受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	
○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備（高等学校課、施設財務課） 　高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図ります。また、このカードの内容をもとにして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 　さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。 　障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。 　高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	（平成34年度） 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成
○障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課） 　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	≪参考≫ 平成28年度実績（平成28年11月21日実施） 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加

○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課） 　精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○障がいのある生徒の高校生活の支援（高等学校課） 　高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。	
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 　府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課） 　知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。 　また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。	目標値 自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める
○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実（支援教育課） 　自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。	
○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課） 　障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。	
（2）教育を受ける　④大阪府立支援学校の充実	
○支援学校の教育環境の充実（支援教育課） 　支援学校における知的障がい児童・生徒数の増加に対応するため、平成 28 年度に実施した「大阪府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計」の結果を踏まえ、知的障がいのある児童・生徒の教育環境の充実を図ります。	
○支援学校の通学対策の充実（支援教育課） 　支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。	目標値（平成32年度） 片道の通学バスの乗車時間を60分以内とする
○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 　保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の療育・教育機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を実施します。 　障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習をより一層推進します。	目標値（平成32年度） 交流及び共同学習　学校園数：420校　回数：700回
○支援学校の自立活動等の充実（支援教育課） 　福祉医療関係の専門的知識を持つ人材である、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に加え、臨床心理士を特別非常勤講師として配置し、自立活動等における指導・助言を行います。	目標値（平成32年度） 全府立支援学校に特別非常勤講師を配置
（2）教育を受ける　⑤就労・自立に向けた教育の充実	
○支援学校の就労支援の充実（支援教育課） 　就労にチャレンジする生徒の底辺拡大を見据えて、昨年度大阪市から府に移管された府立知的障がい支援学校に職業コースを設置し、支援学校高等部の職業教育の充実を進めるとともに、国・府・市町村の各事業の情報提供など支援の充実を図ります。 　「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用し、福祉や労働など関係機関との連携を深め、一人ひとりが地域社会で自立して生活していくことを念頭に、卒業後の就労状	目標値（平成32年度） 府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率33% （平成34年度目標：35%）

況の確認やアフターフォロー等を含めた支援を行います。	
○就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課） 　支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすために必要なサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティーネットワークの構築を公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。 　また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の移行支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に関係機関を活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。	目標値（平成32年度） モデル校におけるキャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの実施。 （平成34年度目標：マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施）
（2）教育を受ける　⑥個別の教育支援計画等の充実	
○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 　一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別の教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。 　障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、市町村教育委員会とも連携し、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。	目標値（平成32年度） 小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率100%の維持
（2）教育を受ける　⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮	
○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 　支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 　地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。	目標値（平成32年度） ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合　100% ・地域支援室の設置　44校1分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校）
（2）教育を受ける　⑧高等教育の充実	
○大阪府立大学における障がい学生への支援等（府民文化総務課） 　高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。 ・大学の障がい学生支援の基本的な考え方となるガイドラインの作成 ・障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築 ・障がい学生のみならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備 ・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生や保護者等との緊密な連携による支援ネットワークの構築 ・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信 ・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施 ・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備 ・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣 ・障がい者の生涯を通じた多様な学習を支える活動 ・地域保健学域　教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施 ・先進的な取組みを行う他大学との関係を構築	
（2）教育を受ける　⑨インクルーシブ教育の推進	
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 　私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。	
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課） 　受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	

○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課） 　幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。	
○障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課） 　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	≪参考≫ 平成28年度実績（平成28年11月21日実施） 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課） 　精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課） 　知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。 　また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。	目標値 自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める
○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実（支援教育課） 　自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。	
○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 　支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 　地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。	目標値（平成32年度） ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合　100% ・地域支援室の設置　44校1分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校）
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課） 　児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。	
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 　府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する
（3）地域で学ぶ	
○障がい者の学習機会の充実（地域教育振興課） 　大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 　特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。 　また、地域活動の核となる人材（PTAの役員等）に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 　ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。	

○府立図書館や少年自然の家の充実（地域教育振興課） 　府立図書館や少年自然の家について、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。 ＜施設機能の充実＞ ・点字ブロックの敷設、段差の解消等 ＜理解促進の取組み＞ ・障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業の実施（少年自然の家） ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施（府立中央図書館） また、府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。 ・Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進 （「障がい者サービス」、「やさしいにほんご」のページによる案内、蔵書検索システムの改良） ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 ・視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 ・対面朗読や墨字図書 ・録音図書の郵送貸出 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内（点字版）等による学習図書情報の提供 ・大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供 ・LLブックの充実	
○学校におけるICT教育の充実（支援教育課） 　さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT 環境の充実に努めます。 　また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組みます。	目標値（平成32年度） 支援学校の教員の授業でのICTの活用率 90% （平成34年度目標：100%）
○学習情報の提供及び教材の整備（地域教育振興課） 　字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。	
○生涯学習関連施策一覧の作成・公表（文化課） 　大阪府における生涯学習施策の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策の一覧を毎年度作成し、公表します。	

Ⅲ　生活場面「働く」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

＜現状の評価と課題＞

大阪府では、「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）[1]」の制定、障がい者雇用促進センターや、大阪府庁での業務経験を活かして一般企業等への就労をめざすハートフルオフィスの設置など、全国的にも特筆すべき取組みを実施し、一定の成果を上げてきました。その一方で、障がい者の実雇用率や法定雇用率達成企業割合は着実に改善しているものの、全国的に見て低い状況となっており、さらなる取組みが必要となっています。また、福祉事業者における就労ノウハウの蓄積や福祉施設での工賃水準の向上も、大きな課題となっています。

障がいがあっても、適性や個性を活かして就労し、働き続けることが当たり前にできる社会を構築するため、すべての関係者が協力し、就労から職場定着、離職後の再就職まで、切れ目なく支援することが必要です。

とりわけ、平成３０年４月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅な就労増加が見込まれる精神障がい者に対する、障がい特性を踏まえた職場定着支援が重要な課題となっています。また、難病患者についても、生活面における制約等に配慮した支援が必要です。

さらに、企業等においては、法定雇用率の達成に加え、障がい特性を十分に理解し、障がい者に対する「合理的な配慮」を実践することにより、差別のない働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要です。

【今後の主な課題】
〇障がい者雇用の拡大と職場における障がい理解の促進
〇就職から職場定着、再就職支援までの関係機関による支援ネットワークの構築・強化
〇就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化
〇障がい特性や個々の適性等に応じた効果的な職場定着支援

[1] 「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」とは、大阪府が行う障がい者雇用・就労に関する基本的施策を定めるとともに、契約締結や補助金交付の相手方など大阪府と関係のある事業主に対して法定雇用率の達成を求める条例です。

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）実際に多くの障がい者が働いている

①障がい者雇用の拡大

○　働きたいと願う障がい者が適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用を促進します。

○　ハートフル税制の活用や大阪府障がい者雇用促進センターによる専門的な助言等により、特例子会社の設立を促進し、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

○　ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者への支援と企業支援を合わせて実施することにより、求職者の安定就業と企業の人材確保の実現を図ります。

○　大阪障害者職業能力開発校や大阪府立高等職業技術専門校における実践的な職業訓練、社会福祉法人や企業等を活用した多様な委託訓練において、就職に必要な技能取得のための職業訓練を引き続き実施します。また、障がい者に対する在職者訓練を引き続き実施します。

　これらの取組みは、企業ニーズと障がい者の特性を考慮して実施します。

○　大阪府では、行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善を通じて、雇用・就労機会を創出させる「行政の福祉化[2]」の取組みを引き続き推進します。

　また、総合評価一般競争入札の実施や指定管理者の選定の際に、障がい者雇用など福祉への配慮について評価することや、チャレンジ雇用[3]などの取組みを大阪府の関係団体や市町村などに、引き続き、働きかけます。

○　一般就労と福祉的就労の中間に位置付けられている社会的雇用について、国における検討を進めるよう働きかけるとともに、ヨーロッパ等で展開されている「ソーシャル・ファーム[4]」について、行政の福祉化を進める中で、大阪版ソーシャルファーム創出の実現方策を検討します。

---

[2] 「行政の福祉化」とは、大阪府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者や母子家庭の母などの雇用就労機会を創出し、自立を支援する取組みをいいます。

[3] 「チャレンジ雇用」とは、国、各自治体において障がい者を非常勤職員として雇用し、1～3 年の業務経験を踏まえ、一般企業等への就労をめざすものをいいます。

[4] 「ソーシャル・ファーム」とは、障がい者や労働市場で不利な立場にある人々のために、当事者視点に立って民間的手法を用い、仕事を生み出し、支援付き雇用の機会を提供することに焦点を当てた事業をいいます。

②企業等の障がい者雇用に対する理解促進

○　企業等に対する広報・啓発をより一層充実するとともに、公共職業安定所との連携を強化しながら、企業等に対し障がい者雇用への理解を高める取組みを進めます。特に、大阪府障がい者雇用促進センターにおいて、事業主への働きかけときめ細かな支援を行います。

○　障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。

○　障がい者と事業主の双方にとって障がい者雇用の拡大に利点のある職場体験・職場実習の機会の拡大を図ります。

　職場体験実習の受入れや多様な委託訓練、トライアル雇用[5]、ジョブコーチ支援[6]などを活用し、企業側の障がい特性や個々の障がい者の適性、能力、職場への適応性の理解につなげていきます。

○　雇用分野における「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」については、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」や「合理的配慮指針」をもとに、国等関係機関と連携しながら、企業等に対する啓発をはじめとする取組みを進めていきます。

③就労に向けた関係機関の連携

○　障害者就業・生活支援センターは地域における就労支援・生活支援の核として、就労支援ネットワークを構築・強化し、障がい者の就職から職場定着、再就職支援まで、働き続けるための支援を充実します。

○　福祉施設からの一般就労をはじめ、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを進めます。

○　ニーズに応じたきめ細かな支援を身近な地域で円滑かつ効果的に実施できるよう、ＯＳＡＫＡしごとフィールドと市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図ります。

---

[5] 「トライアル雇用」とは、障がい者を原則３カ月間試行雇用することにより、適性や業務遂行可能性を見極め、事業主と障がい者との相互理解を深めた上で、継続雇用への移行を図ることを目的とした制度です。一定の要件を満たした場合は、事業所に対し障害者トライアル雇用助成金が支給されます。

[6] 「ジョブコーチ支援」とは、障がい者が円滑に職場に適応することができるよう、大阪障害者職業センター又は地域の社会福祉法人等に所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）が事業所に出向き、障がい者及び事業主の双方に対して、障がいの特性に応じた直接的できめ細やかな支援を行います。

（２）いろいろな場で障がい者が仕事をできる

①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化

○　就労移行支援事業所について、障がい者の一般就労に関係する他の関係機関との連携を図り、訓練から就職、職場定着、離職後の再チャレンジまでの一貫した支援の流れを充実強化し、特に就労実績のない事業所については専門的な助言を行うなど重点的に支援します。併せて、就労支援の知識や技術を有する人材を養成します。

【数値目標（平成 32 年度）】
・福祉施設からの一般就労者数：1,700 人以上
・就労移行支援事業の利用者数：3,777 人以上（平成 32 年度末時点）
・就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率３割以上の事業所を全体の５割以上
・就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ（開設から 24 ヶ月以内の事業所を除く）

○　就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）について、それぞれの機能や役割分担を踏まえ、サービス基盤の質の向上に取り組みます。

○　働きたいと希望する方が自身のニーズや能力、またそれらの変化に併せて適正なサービス利用ができるよう、支援機関の連携強化を図ります。

○　精神障がい者や発達障がい者の特性に応じた就労、定着支援が促進されるよう、事業所に対して知識や技術の普及を図ります。

②工賃水準の向上

○　個々の就労継続支援Ｂ型事業所の状況に応じた経営改善・技術力の向上などの支援を継続するとともに、共同受注の仕組みを強化するなど、効果的な方策を検討し、市町村とともに、工賃水準の向上を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】
・大阪府内の平均工賃水準の向上：月額 14,200 円

○　官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組むとともに、市町村や企業等に対して、庁舎等を活用した販売スペースの提供や、清掃業務などの委託業務の発注の促進等が実施されるよう働きかけます。

③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大

○　自営や起業、福祉職場や創作活動による収入等、多様な就労形態や新規就労への参入

の可能性がある分野の開拓に取り組むとともに、就労意欲の喚起につながる情報提供や相談機能の充実を図ります。

○　多くの視覚障がい者が従事する三療業（あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業）の健全な発展を促すとともに、保健所等の関係機関との連携を密にし、違法営業（無資格者による施術）を厳しく指導するとともに、府民に対する啓発に努めます。

○　大阪府ＩＴステーションにおいて、就労に向けたＩＴ講習・訓練を実施するとともに、就労相談や企業開拓を行うなど、障がい者の雇用・就労支援の拠点として活用します。

○　ＩＣＴや就労支援機器等を活用した在宅や身近な場所での就労機会の確保方策を引き続き検討し、移動が困難な重度障がい者の就労を支援します。

（３）障がい者が長く働き続けることができる

○　事業主の雇用管理に関する理解を深め、働きやすい職場づくりを支援します。また、企業と支援機関等との連携を図るため、地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業の機能強化を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】
・就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率：80％

○　精神障がい者、発達障がい者およびコミュニケーションに課題のある障がい者が職場に適応できるよう、地域の医療機関との連携や、就職前の段階からの短時間勤務やグループ就労、職場体験実施の助言・提案など、障がい特性や個々の適性等に応じた効果的な定着支援に努めます。

○　障がい者を雇用する企業等による日常的な支援・指導体制が、早期に構築されるよう働きかけます。また、余暇活動や障がい者同士の情報交換や悩み相談の場などの充実を図ります。

○　離職した障がい者を就労移行支援事業等の日中活動系サービスにつなぐことや、障がい者職業訓練の活用を図ることなど、雇用と福祉分野の連携を図りながら、障がい者の再就職までを支援する仕組みづくりを一層推進します。

○　不慮の事故等により障がいを有することとなった方について、障がいの受容に向けた心理面のサポートなど、企業等で働き続けることができるよう支援します。

コラム

民間団体と大阪府との協働による就労支援の充実

大阪は、古くは、聖徳太子が四天王寺を建立する際に、病者や身寄りのない高齢者などのため、現代の社会福祉施設にあたる悲田院を設置した地であり、民間による福祉の先駆的取組みが行われてきた歴史があります。また、大正時代には、現在の民生委員制度の前身である方面委員制度を創設するなど、公民が協働して大阪の福祉を築いてきました。その伝統は、今日、障がい者の就労支援の分野にも引き継がれています。

【大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称：エル・チャレンジ）】

かつて多くの知的障がい者の方にとって、就職への扉は閉ざされがちでした。そこで、大阪府では「行政の福祉化」の一環として、府有施設の清掃業務を活用し、平成 11 年度よりエル・チャレンジに清掃の実践的な訓練を委託することにより、知的障がい者等の就労支援に取り組んできました。また、大阪府では大規模な府有施設の清掃業務を発注する際に、従来の価格評価に加え、障がい者等の雇用の視点を盛り込む「総合評価一般競争入札制度」を平成 15 年度に全国で初めて実施し、現在は、中規模な施設を含め、１９の府関連施設で実施しています。

こうした取組みにより、700 人を超える知的障がい者等が企業等への就職を実現するとともに、企業の障がい者雇用に対する理解も深まり、清掃業務入札参加企業の障がい者雇用率は法定雇用率を大きく超え、10％に迫る割合となっています。

また、エル・チャレンジでは、企業等に送り出した知的障がい者等に対して、障害者就業・生活支援センターや障がい福祉サービス事業所、障害者職業センター等との支援機関と連携しながら、職場定着支援にも取り組み、就職３年後も９割近くの方が働き続けています。さらに、平成 29 年度から、働く障がい者等を対象に、職場定着はもとより離転職や余暇の充実といったニーズに対応する「互助型（共済型）の働き続けるシステム」の構築に取り組んでいます。

【大阪府就労移行支援事業所連絡会】

大阪府就労移行支援事業所連絡会は、ひとりでも多くの障がい者が就職や就労継続を実現するため、就労実績の高い有志の就労移行支援事業所等が呼びかけ人となり、平成 28 年に立ち上がりました。

同連絡会では、大阪府と共催で府内の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所向けに研修を実施し、事業所の資質向上と事業所同士のネットワークづくりに取り組んでいます。また、大阪労働局と共催で企業向けのセミナーを開催し、障がい者雇用の理解を促進するとともに、大阪府や大阪市に対して、就労支援の現場での現状と課題の情報共有や政策提案を行うことなどで、就労支援の現場と行政との橋渡しを行っています。

同連絡会では、地域を育み、働きたいと願う障がい者一人ひとりを地域が一丸となって支えるネットワークづくりをめざしています。これからも、就労系サービス事業所と企業や医療機関、その他の障がい福祉サービス事業所が一体となり、障がい者の就労、就労継続を支える環境の実現に取り組んでいくこととしています。

３．具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
（1）実際に多くの障がい者が働いている　①障がい者雇用の拡大	
○障がい者雇用の一層の促進（就業促進課） 　働きたいと願う障がい者が、適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる取組みなどを関係部局と連携して強化・推進します。	目標値 ・障がい者の法定雇用率達成企業割合：50%以上（平成30年度） ※法定雇用率2．0%換算 ・民間企業における実雇用率：法定雇用率の達成
○特例子会社の設立の促進（就業促進課） 　特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。	《参考》 特例子会社の設立実績 ・平成25年度　0社 ・平成26年度　2社 ・平成27年度　2社 ・平成28年度　1社
○大阪ハートフル基金（就業促進課） 　大阪ハートフル基金を活用し、障がい者の働く場と機会を広げるため、障がい者の雇用に取り組む事業主を支援する事業を実施します。	
○企業に対する障がい者雇用の促進（就業促進課） 　企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒に対して職場実習受入れ企業の開拓や実習先のマッチング及び実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	目標値（平成32年度） 支援学校等卒業生の企業等への就職者数：70人、職場定着：67人
○OSAKAしごとフィールドを軸とした支援（就業促進課） 　OSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。	
○職業能力開発の推進（人材育成課、自立支援課） ・大阪障害者職業能力開発校及び大阪府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 ・社会福祉法人など民間教育訓練機関に委託して実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。また、福祉施設利用者の受講促進を図り、福祉施設からの一般就労の促進に努めます。 ・在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握し講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。	目標値（平成32年度） ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55%以上
○精神障がい者の社会参加の促進（精神障がい者社会生活適応訓練事業）（自立支援課） 　精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 　また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、精神障がい者雇用セミナー（協力事業所育成講座）等を開催します。	目標値（平成32年度） ・訓練実施人数：40名 ・協力事業所育成講座開催数：2回
○行政の福祉化の推進（福祉総務課） 　行政の福祉化の取組みについて、全庁をあげて推進していきます。その主な取組みは下記のとおりです。 ▼庁舎等を活用した雇用の創出（契約局、行政経営課） 　庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。 ▼福祉的就労の活性化（自立支援課）・既存資源の福祉的活用（自立支援課、住宅経営室） 　府有施設を活用した就労訓練等を実施するとともに、知的障がい者・精神障がい者等グ	目標値（平成32年度） 総合評価一般競争入札制度導入市町村数：23 《参考》 平成28年度末時点　20市

ループホームへの府営住宅の提供を引き続き行います。 ▼市町村等への普及啓発（福祉総務課） 　府内市町村における類似事業の実施状況を把握し、総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。	
○公務労働における雇用創出（自立支援課、人事課） 　公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」を拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。	目標値（平成32年度） ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10人
○庁内職場実習の促進（自立支援課、人事課、支援教育課、庁舎管理課） 　福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業、守衛業務や植栽剪定業務等を通じた職場実習を推進します。	目標値（平成32年度） 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で１名
○大阪府における障がい者採用の充実（人事課、教職員人事課） 　身体障がい者がその適性と能力に応じた公務に就く機会を保障するため、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。また、知的障がい者や精神障がい者の雇用の場の確保に努めます。 　知事部局においては、適職の開発、職場環境の改善等に努め、毎年度の一般行政職採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進します。また、知的障がい者については、引き続き、非常勤雇用を計画的に進めるなど適職の開発等に努め、職員採用の実現に向けた取組みを推進します。さらに、精神障がい者については、非常勤雇用の計画的実施を進めます。 　教育庁においては、教員採用選考テスト等において障がい者対象の選考を行い、幅広く障がい者が受験する中で、教職員としての適性を有する者を数多く確保しており、引き続き、法定雇用率を順守し一層の障がい者雇用を推進します。	目標値（平成32年度） 知事部局において、毎年度の一般行政職採用数の5%を採用 教育庁において、平成32年度中に法定雇用率2．4%を達成できるよう障がいを有する教職員の採用を進める
○公共工事発注における雇用・就業促進（総務委託物品課、建設工事課） 　大阪府が発注する建設工事や設計業務等を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 　また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。	
○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進（総務委託物品課） 　請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 　また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。	
○「農と福祉の連携（ハートフルアグリ）」による雇用・就労促進（農政室推進課） 　農業の多様な担い手の参入促進と障がい者の雇用・就労の拡大を図るため、ハートフル企業等の農業参入を促進し、農業分野における雇用・就労の拡大に努めます。 　また、ハートフルアグリの取組みを、既に取組みを進める事業者だけでなく、広く府民にも賛同いただき、応援団となっていただくためのきっかけづくりとして、毎年 11 月 29 日からの一週間をハートフルアグリ推進ウィークと位置づけ、府内各地でイベント等を行うとともに、メインイベントとして「ハートフルアグリまつり」を開催します。	目標値（平成32年度までの各年度） 毎年度4事業所
（1）実際に多くの障がい者が働いている　②企業等の障がい者雇用に対する理解促進	
○事業主に対するきめ細かな支援（就業促進課） 　「大阪府障がい者雇用促進センター」（平成21年7月設置）において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行いま	

す。	
○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進（自立支援課、支援教育課、就業促進課） 　障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。	目標値（平成32年度） 登録数300社
○職場体験実習機会の確保・拡大（就業促進課、自立支援課） 　職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ▼職場体験機会の確保 ・障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、職場体験機会の確保に努めます。 ・ハートフル条例に基づく法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、職場実習機会の確保を図ります。 ▼職場実習機会の拡大 ・精神・発達障がい者等の職場体験受入れのマッチングを大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において行うなど、職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。	
（1）実際に多くの障がい者が働いている　③就労に向けた関係機関の連携	
○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進（自立支援課） 　大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ(ネットワーク)づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 　また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例などの紹介を行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。	目標値（平成32年度） 就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置
○関係機関の情報の共有化の推進（自立支援課、就業促進課、支援教育課） 　企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就職（マッチング）に向け、きめ細やかな就労支援を行う府の関係部局における情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関との連携、協力により、雇用・就労を促進する施策や制度など企業等への情報提供の充実や企業ニーズを充足する実践的な講座の企画などを通じて、福祉施設や支援学校等からの一般就労の促進と職業訓練生等の就職率の向上を図ります。	
○地域就労支援機関による就職支援（就業促進課） 　市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修等を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。	
（2）いろいろな場で障がい者が仕事をできる　①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化	
○就労移行支援事業所の機能強化（自立支援課） ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において、一般就労を希望する障がい者に対し、本人の適性とニーズに沿った訓練の提供、職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うなど、就労マッチングから職場定着までの支援を個々人に応じ、きめ細かく実施します。 ・就労移行支援事業所に対し、例えば、精神障がい者や発達障がい者に対する支援の好事例、ケースの少ない高次脳機能障がい者や難病患者への支援事例など、実績の高い事業所の有する事例を紹介する研修を実施することにより、専門的なスキルやノウハウを普及します。 ・特に実績の低い事業所に対しては、実績の高い事業所から個別で専門的なアドバイスを受けることができるシステムを作り、個々の事業所の支援力を高め、福祉施設から一般就労への移行をより確実なものにします。	目標値（平成32年度） ・福祉施設からの一般就労者数 1，700人以上 ・就労移行支援事業の利用者数 3，777人以上（平成32年度末時点） ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労実績のない就労移行支援事業所数 ゼロ（開設から24ヶ月以内の事業所を除く）

○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営（生活基盤推進課） 　法令や国の通知等に基づき、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）に対して、それぞれの機能や役割分担を踏まえて、利用者の状況に応じた個別支援計画が作成されているか等を確認し、それが適切に行われているか指導します。	
（2）いろいろな場で障がい者が仕事をできる　②工賃水準の向上	
○福祉的就労の活性化（自立支援課） 　施設で働く障がい者の収入源となる工賃の向上を図るため、各施設における工賃の向上にむけた計画の策定支援や経営改善・技術力の向上を中心とする支援を実施します。さらに、複数の施設において共同で受注等を行う仕組みの強化を行い、企業との連携を図りながら個々の施設の能力を活かして、受注拡大の促進を図ります。 　また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。	目標値（平成32年度） 大阪府内の平均工賃水準 月額　14，200円
○既存資源の福祉的活用の促進（農政室推進課） 　府内授産施設の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。	目標値 毎年2回（春と秋）にフェアを開催
（2）いろいろな場で障がい者が仕事をできる　③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大	
○起業支援の充実（自立支援課） 　IT ステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援（eラーニング講座等）を実施。在宅就業支援団体と連携した就労支援を展開します。	
○アートを活かした障がい者の就労支援（自立支援課） 　国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携し、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。	
○無資格者による三療業の防止（保健医療企画課） 　視覚障がい者の重要な就労分野である三療業（あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業）において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行います。 　施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定に基づき、保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底します。また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行います。ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者か確認するよう府民への周知を図ります。 　「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第271号）が平成28年6月29日付けで告示され、開設届出済みである旨が広告可能事項に追加されたことを踏まえ、平成29年5月から府保健所において、施術所開設者からの申請に基づく「開設届出済証」の交付をしています。本取組みについて引き続き府民への周知を図ります。	
○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み（自立支援課） 　大阪府 IT ステーションは、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者のICTを活用した就労支援を包括的に行い、「障がい者の雇用・就労支援拠点」として展開する。 ・障がい特性を理解し、利用者を対象に総合支援を行う「就労支援コーディネーター」、企業を対象に相談業務を行う「企業開拓コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、就労の入口と出口の強化を図ります。 ・障がい者就労支援 IT 講習・訓練事業として、就労現場で行われている実務を想定した障がい者就労支援 IT 講習・訓練を実施し利用者の就労を推進します。 ・インターネットを活用した講座を実施することにより、在宅就労を支援します。 ・また、市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、必要に応じ	目標値（平成30年度※） ITステーションからの就職者数 70名/年 ※施設の有効活用の観点から、H31年度中に、夕陽丘高等職業技術専門校内に移転予定。夕陽丘高等職業技術専門校と連携することで、あらゆる障がい者への就労支援拠点として、職業訓練や就労支援を効果的に実施。

て、大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。 ・さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。	
（3）障がい者が長く働き続けることができる	
○職場定着への支援（就業促進課） ▼事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向け雇用管理セミナーを開催します。 ▼コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職業生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後までの労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。 ▼精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神障がい者や発達障がい者の職場定着を支援するために、企業内の受入れ環境の整備に向けた職場で雇用管理を行うサポーターの養成や、職場定着に効果的な雇用管理手法の普及を進めていきます。	
○障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化（自立支援課） 障害者就業・生活支援センター及び平成30年度から開設される就労定着支援事業所において、就労移行支援事業者等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を行います。 障害者就業・生活支援センターにおいて、精神障がい者などの障がい特性を踏まえた地域医療との連携をはじめ、企業等への短時間勤務やグループ就労などの助言、提案による企業理解の促進を図ります。また、不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用、就労移行支援事業所等への誘導など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努めます。 就労定着支援事業において、福祉サービス事業所から一般就労された障がい者が職場に定着できるよう、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の3年間を重点的に支援します。また就労定着支援事業の利用が終了した後の関係機関との連携方法等について検討を進めます。 また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール（就労サポートカード）を作成し、周知・普及を図ります。	目標値（平成32年度） 障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上
○障がい者の就労継続を応援する「互助型システム」の構築（自立支援課） 働く障がい者等を対象とした、職場定着及び離転職、余暇活動のニーズに対応できる互助型（共済型）の民間システムの構築を支援します。	

Ⅳ　生活場面「心や体、命を大切にする」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる

＜現状の評価と課題＞

近年、障がい者の高齢化が進行し、医療との関わりが一層強くなっています。

また、在宅の重症心身障がい児者は、医療技術の進歩により高度な医療的ケアを必要とする方が増えており、介護者の負担が過重となっている状況が明らかとなってきました。さらに、高次脳機能障がい者への支援については、障がいの特性から症状が理解されず、なかなか適切な医療につながらないとの問題が指摘されています。

医療を必要とするすべての障がい者が、生涯を通じて、いつでも必要な医療サービスを過大な負担なく受けることができるようにすることが必要です。

また、身体機能に障がいが生じたときに、早期の社会復帰が可能となるよう、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるようにする必要があります。

さらに、障がい者やその家族の悩みや相談を聞き、適切な助言・アドバイスを行うなど、障がい者を孤立させない取組みが重要です。

【今後の主な課題】
○障がい者が身近な地域で過度な負担なく安心して医療サービス受けることができる環境の整備
○医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実
○高次脳機能障がい者支援の充実

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）必要な健康・医療サービスを受ける

①医療サービスの充実

○　障がい者が身近な地域で安心して医療を受けられるよう、さまざまな障がい種別に対する医療機関や医療スタッフの理解を深めるため啓発に努めるとともに、診療拒否等の相談や苦情に対し、各保健所に設置されている医療相談窓口において対応します。

また、医療費等の公費負担制度により、重度の障がい者が医療を受ける際に負担金や手続き面で過度の負担が生じないようにします。

○　発達障がい者の中には、成人になって初めて発達障がいが判明する場合もあることから、医療機関において青年期以降の人の発達障がいを的確に診断できるよう取り組みます。

○　脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者が安心して医療を受けることができるよう、地域・医療連携の推進に努めます。

○　障がいの重度化・高齢化に伴い、医療との連携場面が増えており、医療と福祉の円滑な連携が必要です。特に、入院時の福祉サービスの提供については、障がい者が安心して入院できる環境が整備されるよう市町村に働きかけます。

○　精神科病院の入院患者の療養環境の向上や、各保健所で行っているこころの健康相談等の充実を図ることにより精神疾患に関する早期の治療を推進します。また、難病患者に対する支援の充実に努め、訪問指導を充実します。さらに、身近な地域で障がい者歯科診療ができる医療機関の充実に努めます。

②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実

○　医療依存度の高い重症心身障がい児者[1]等を取り巻くさまざまな課題の解決に向けて、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化と福祉サービス等の充実に取り組みます。

　また、市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、大阪府全体の協議の場を設置し、連携しながら課題等について検討を進めます。

【数値目標（平成 30 年度）】
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する大阪府の協議の場を設置
- 医療的ケア児等に関する保健所圏域等での協議の場を充実
- 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置

○　医療的ケアに対応できる居宅介護事業所、短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、グループホーム等の拡大を図ります。

○　一定の研修を受講した介護職員等に関するたん吸引等の制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。

[1] 「重症心身障がい児者」とは、身体障がい者手帳（１級・２級）及び療育手帳（Ａ）を交付された障がい児者をいいます。

【数値目標（平成 32 年度）】
・喀痰吸引等を実施する障がい福祉サービス事業所数：新たに 180 事業所

③二次障がいへの対応

○　脳性まひの二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進します。

（2）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける

○　身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、情報交換等を行うことにより地域リハビリテーションの向上を図るとともに、地域リハビリテーションに関する情報を広報します。

○　障がい者の多様なニーズに即して、治療の当初から医療リハビリテーション及び地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションが提供されるよう、障がい者医療・リハビリテーションセンターの医療部門と福祉部門の連携を強化します。
　また、センターが市町村と連携し、地域におけるリハビリテーション・ネットワークづくりを推進します。

○　高次脳機能障がい者が、身近な地域で、相談、医療機関での診断、リハビリテーションといった段階から、就労支援や福祉サービスの提供の段階に円滑に移行できるよう、市町村に対し、取組みを働きかけます。
　また、医療機関、福祉事業所等に対する研修を通じ、医療・介護に関わる支援者がそれぞれの役割を適切に果たし、医療機関退院後においても当事者の生活能力等の維持・向上に向けた取組みが円滑に進むよう支援します。

（3）悩みについて相談する

○　障がい者やその家族が抱えるさまざまな悩みに寄り添い、障がい特性を理解し、身近なところで適切なアドバイスを行う相談支援を充実するとともに、市町村や支援機関等に対するサポートも充実します。
　また、保健所やこころの健康総合センターなどで実施しているこころの健康に関する相談を充実します。

○　ピアカウンセリングやピアサポートを相談支援事業に位置づけるとともに、一層の普及を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】
・ピアカウンセリング実施市町村数：43（すべての市町村）

○　身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員の専門的な相談対応力を向上させることにより、活動の活性化を図ります。
　また、障がい者に身近なかかりつけ相談員の役割を担えるよう検討を進めます。

コラム

重症心身障がい児者の支援に係る取組み

『豊能圏域重症心身障がい児者連絡会議』

重症心身障がい児者の支援には、医療と福祉が円滑に連携することが重要であり、地域生活の維持・継続のためには多職種の関係機関の連携が必要となることから、大阪府では支援のあり方について模索してきました。

そうした中、平成 29 年度から、豊能圏域において、市町村自らの取組みによる重症心身障がい児者の持続的な地域生活の確保のための連絡会議がスタートしました。市町村がそれぞれの社会資源をはじめとした課題を認識した上で、日々の繋がりを活用して連携する場を圏域に置いたものであり、具体的な支援策を協議するため、基幹相談支援センターを議論の中心としつつ、輪番制の幹事市が会議の開催等の役割を担います。

平成 29 年度は、幹事市から提供されたさまざまな事例をもとに、課題を整理すると共に、解決に向けた議論が行われています。今後も各地域内で課題を共有することで、地域全体の支援力の向上が期待されます。

『障がい福祉サービス等体験会』

障がい福祉サービスの体験による利用促進を目的に、大阪府では、平成 26 年度より重症心身障がい児者とその家族を対象とした体験会を実施しています。障がい児者に対しては、音楽療法・スヌーズレン体験※・リハビリ等を実施するとともに、家族に対しては、お互いの不安や悩みなどを話しあう時間を作れるように参加者交流会を実施しています。また、放課後等デイサービスや短期入所などに関する個別相談ブースを設けている他、補装具・日常生活用品の展示も実施しています。

平成 28 年度・平成 29 年度は訪問看護師向けの研修と併せて実施したことで、訪問看護師等にとっては、重症心身障がい児者と直接触れ合い、理解を深める機会ともなりました。終了後のアンケートでは、家族の方からは「子どもが楽しそうに見えた」「慣れない感覚に子どもは戸惑っていたが、それも良い経験だと思う」などの意見がありました。また、研修に参加した訪問看護師の方からは、「家族の生の声が聞けてとても良かった。各家庭の思いやまわりの関わりなどを知ることができてよかった。」などの意見がありました。参加者の交流の場では、「同じような悩みをもつ方と話せて良かった」「先輩の意見を聞けて良かった」との意見が多数を占め、体験会に参加した多くの重症心身障がい児者や参加者にとって、有益な場となりました。

今後こうしたニーズが一層高まると考えられることから、より多くの市町村において、地域の状況に応じた交流や体験の機会が確保されるよう、大阪府として取り組んでいきます。

※　スヌーズレンとは、オランダで 1970 年に取組みが始まった活動で、近年、日本でも取り組まれるようになっています。スヌーズレンの語源は２つのオランダ語、スニッフレン＜クンクンとあたりを探索する＞、ドゥースレン＜ウトウトくつろぐ＞から造られた造語であり、「自由に探索したり、くつろぐ」様子を表しています。障がいのある方が、光や音などの感覚を刺激する機器が配置された空間で、その刺激を楽しみ、リラックスすることなどを目的に行われています。

３．具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
（1）必要な健康・医療サービスを受ける　①医療サービスの充実	
○周産期緊急医療体制の整備・充実（地域保健課） 極小未熟児など重症新生児や、母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの整備・充実を図るとともに新生児外科との連携強化に取り組みます。	
○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み（地域生活支援課） 医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等を作成しており、さまざまな機会を通じて関係機関に周知等を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。	
○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担（指導監査課、地域保健課、こころの健康総合センター） 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し公費負担を行います。 ・自立支援医療（育成医療） ・自立支援医療（更生医療） ・自立支援医療（精神通院医療）	《参考》 平成28年度実施状況 ＜育成医療＞ 件数7，363件 大阪府負担金（1/4負担） 37，627千円 ＜更生医療＞ 件数128，198件 大阪府負担金（1/4負担） 4，554，196千円 ＜精神通院医療＞ 件数 92，938件 医療費支払額 13，264，294千円（うち国庫負担6，780，839千円）
○重度の障がい者に対する医療費等の公費負担（障がい福祉室、国民健康保険課） 医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1／2を補助します。	《参考》 平成28年度実施状況 対象者数60，906人 大阪府補助額（1／2補助） 4，934，179千円
○小児慢性特定疾病医療費助成制度（地域保健課） 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。	《参考》 平成28年度実施状況 承認延べ件数6，735件 1，154，173千円
○難病患者に対する医療費援助（地域保健課） 難病に対する適正医療の普及を推進するため、指定された疾病について、医療費援助による負担軽減を行います。	《参考》 平成28年度実施状況 交付件数 指定難病分 72，251件 11,505,151千円 特定疾患分 130件 25,805千円
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（再掲）（地域生活支援課） 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めます。 また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページでご覧いただけるようになりました。今後は正確な情報提供に努めていきます。	目標値（平成32年度） ネットワーク登録医療機関での診察待ち時間の短縮を図る

さらに、二次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、府が作成する支援ツールの活用等を通じて、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。	
○医療連携の推進(健康づくり課) 二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。	
○精神科病院入院患者の療養環境の向上(こころの健康総合センター) 精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。 また、人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供及び共有化を図ります。	
○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課) 各保健所において、精神科嘱託医師による相談(こころの健康相談事業)を実施するとともに、電話相談に応じ、精神科受診等に必要な情報提供や助言を行います。 また、夜間・休日において、精神疾患の急性憎悪等により治療が必要な場合に対応するため、精神科救急医療体制整備事業として、救急病院を確保し、適切な医療を提供します。	《参考》 平成28年度実施状況 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 2,564件 夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数 236件
○大阪難病医療情報センターの運営(地域保健課) 大阪難病医療情報センターについて、難病の医療に関する情報の収集・発信機能を強化し、保健所難病対策事業への支援、大阪難病医療ネットワーク事業等大阪府内の医療機関の連携を推進することにより、地域での在宅難病患者に関する総合的な支援体制の確保を図ります。 ・難病医療に関する電話、面接相談 ・コミュニケーション機器の貸し出し、調整 ・遺伝相談、就労相談 ・患者家族対象の医療療養相談会の開催 ・難病に関する情報発信(調査・研究) ・地域ネットワーク強化に向けた研修(会議)の開催 ・神経難病医療ネットワークの運営 ・保健所への支援(情報の収集と提供、講演やカンファレンスなどでの助言、関係機関への同伴訪問)	目標値 地域のネットワーク強化に向けた研修(会議):年1回以上
○在宅難病患者に対する訪問指導の実施(地域保健課) 医療費助成の新規申請や更新申請時の機会に患者の状況について把握し、また、患者の病状やニーズに応じて、支援の必要性の高い難病患者への、電話、面接、訪問等による支援を実施します。	目標値 新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施
○保健所における難病事業の充実(地域保健課) 現在の難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえて、患者個別に実施している電話、面接、訪問といった支援だけでなく、疾患に関する理解と、日常生活の質の向上につながるように、難病患者及び家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っていきます。 また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等の実施を行っていきます。これらの事業を通して、地域の療養体制整備を図ります。	目標値 難病講演会の開催:各府保健所年1回以上 関係機関対象の会議や研修の開催:各府保健所年1回以上
○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供(地域保健課) 地域で暮らすハンセン病回復者が求める福祉サービスの提供が可能となるよう、定期訪問や電話相談によりニーズを把握し、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関等と連携を図りながら、必要な支援に努めます。 また、ハンセン病後遺症に対し適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し、研修等を通じて啓発を行います。	

○障がい者（児）歯科診療の充実（健康づくり課） 　障がい者（児）が、身近な地域で、障がいの特性に応じた歯科診療を安心して受けられるよう、障がい者（児）歯科診療施設の地域的偏在の解消に努めます。	
（1）必要な健康・医療サービスを受ける　②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実	
○医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進（地域生活支援課） 　医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。 　市町村における地域ケアシステムや自立支援協議会等における医療依存度の高い重症心身障がい児者等の協議の場の設置の支援や、専門人材の育成を行うとともに、市町村域でのケアシステムにおいて抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場の設置を行います。	目標値（平成30年度） ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置 ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療的ケア児等に関する保健所圏域等での協議の場を充実 ・市町村域で抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場を設置
○保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課） 　保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。 　また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。	
○医療型短期入所の整備促進（地域生活支援課） 　医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。	目標値（平成32年度） 各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施：8圏域
○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成（生活基盤推進課） 　介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。	目標値（平成32年度） 新たに喀痰吸引等を実施する事業所：180事業所 ※10事業所×6圏域×3年間 （平成30年度～平成32年度）
（1）必要な健康・医療サービスを受ける　③二次障がいへの対応	
○障がい者地域医療ネットワークの推進（地域生活支援課） 　脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。	
（2）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける	
○大阪府内地域リハビリテーションの推進（地域生活支援課） 　身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。	
○障がい者医療等の推進による自立支援（地域生活支援課） 　大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点として、医療部門（急性期・総合医療センター）、訓練部門（大阪府立障がい者自立センター）、相談支援部門（大阪府障がい者自立相談支援センター）が連携し、治療の当初から医療リハビリテーション及び地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行及び地域生活を支援します。	

○高次脳機能障がい者への支援（地域生活支援課） 大阪急性期・総合医療センターにおける高次脳機能障がいの診断及びリハビリテーションを引き続き行います。 また、医療機関、福祉事業所等に対する研修を通じ、「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及を進め、医療・介護に関わる支援者がそれぞれの役割を適切に果たし、医療機関退院後においても当事者の生活能力等の維持・向上に向けた取組みが円滑に進むよう支援します。	目標値（平成32年度まで） 「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1回以上/年
（3）悩みについて相談する	
○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実（地域生活支援課） 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて市町村における相談支援の充実を図ります。 現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。 なお、いまだ支援方法が確立されていない高次脳機能障がいにおいては、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。	目標値（平成32年度まで） ・発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催 1回以上/年 ・高次脳機能障がいに関する地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布
○保健所における相談支援機能の充実（地域保健課） 保健所においては、医療的相談・障がい受容の相談・こころの健康の相談・思春期の相談・ひきこもりの相談・長期入院者の退院支援などの専門的相談に対応できるよう相談機能の充実を図ります。医療・保健・福祉の連携システムの構築を進めます。	《参考》 大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況 平成28年度 相談実数　4，079件 相談延べ数　28，246件 訪問実数　1，270件 訪問延べ数　3，774件 （大阪府12保健所）
○こころの健康相談の実施（こころの健康総合センター） 大阪府こころの健康総合センターにおいて、依存症・発達障がい・自死遺族の専門相談を充実し、府民のより専門的な相談のニーズに応えるとともに市町村や保健所の相談を支援します。 ①依存症相談 依存症者を適切な治療につなげるとともに、本人の回復を促進するために、本人、家族、相談対応者等への支援体制を充実強化します。 ・依存症相談事業の実施 府民及び関係機関職員に対して、専門医等による相談及びコンサルテーションを所内で実施するとともに、保健所等の依頼に応じて、出かけるコンサルテーションを実施します。 ・家族教室の実施、拡充 薬物依存症者の家族を対象とした家族サポートプログラムを実施します。 ②発達障がい専門相談 成人における確定診断を行うことができる医療機関は十分とは言えないため、関係機関からの紹介に基づいて、成人の方を対象に、広汎性発達障がいの相談・専門医師による見立て・コンサルテーションを実施します。 ③自死遺族相談 大切な方を自死で亡くされた方を対象に、自死遺族相談を実施します。また、自死遺族相談の対応力向上のため、相談担当者を対象に事例検討会、自死遺族相談従事者養成研修を実施します。	
○ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課）[再掲] 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値（平成32年度） 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43（すべての市町村）

○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施（地域保健課） 　小児慢性特定疾病児等及び保護者等に対して、電話・面接・派遣によるピアカウンセリング等の実施や同じ疾患を持つ方々に交流の場の情報を提供するピアサポート等を行います。	
○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実（地域生活支援課） 　研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員間の情報交換を図り、地域の社会資源の一つとして、地域の実情に応じた活動を推進します。	目標値（平成32年度まで） 身体障がい者相談員研修 知的障がい者相談員研修 精神障がい者相談員研修 各年1回実施
○相談支援専門員の養成（地域生活支援課） 　多様化する障がい児者のニーズを把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。 　また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。	目標値（平成32年度） 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2，500人

Ⅴ　生活場面「楽しむ」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している

＜現状の評価と課題＞

障がいのある人もない人も、生きがいやゆとりを持ち、生き生きとした生活を送るためには、余暇活動など「楽しむ」ことが必要です。特に今後は、障がい者を取り巻く社会的障壁を無くし、障がいのある人も、障がいのない人と同じようにどこででも楽しめる環境整備が求められ、生活上不可欠な医療・福祉サービスのみならず、生活の質（ＱＯＬ）の向上についても考えることが大切です。そのためには、障がい者が、旅行などのレクリエーション活動を楽しみ、さまざまな趣味や豊かな感性を生かせる場を持つなど、潤いのある生活を送ることができるようにしていくことが必要です。

とりわけ、スポーツや芸術・文化の分野での障がい者の活躍は、障がいのある人にもない人にも、より幅広いさまざまな分野で活躍できる無限の可能性があることを改めて認識させてくれました。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが必要です。併せて、よりハイレベルな舞台や、市場への挑戦なども目標としながら、障がい者の文化芸術活動の促進を図っていくことが必要です。

さらに、障がいのある人の活動を支援するボランティア等を充足し、障がいの有無に関わらずさまざまな活動をともに行えるよう支援することも重要です。

【今後の主な課題】
〇障がい者の余暇活動や社会参加の充実・拡大
〇スポーツ活動、芸術・文化活動の活性化

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）余暇活動や社会参加に取り組む

①余暇活動の充実と活動内容の拡大

〇　障がいのある人が、旅行、観光、娯楽など、充実したレクリエーション活動を楽しめる環境を整備するため、障がい理解を促進し、さまざまな場面における合理的配慮の提

供を広く呼び掛けるとともに、移動支援の充実や交通機関の円滑な利用、身体障がい者補助犬の普及促進等、移動手段の確保に努めます。

○　障がいのある児童生徒が、休日や放課後、長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所の確保を図るため、放課後等デイサービスや日中一時支援事業の活用、障がい児の移動支援事業の促進を市町村に働きかけます。また、保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受け入れが進むよう市町村の取組みを支援します。

○　情報の受け手としてだけではなく発信者として、ＩＣＴを活用した情報発信・交流ツールとなるパソコン利用を促進します。

②障がいのある人と障がいのない人の交流、主体的な社会参加

○　障がいのある当事者同士の交流や仲間づくり、そのような機会の情報発信を通じて、スポーツや文化・レクリエーション活動の機会を拡大します。

○　障がいのある人と障がいのない人が、スポーツを通じて交流し、ともに楽しむことなどにより障がい者理解を促進します。

③ボランティア活動の活性化

○　多くの府民がボランティア活動に積極的に参加することを通じて、レクリエーション活動に対する支援の充実を図ります。

○　ボランティアの活動場所の確保や環境整備、情報の提供などを通じて、ボランティア活動が地域に定着できる取組みを行います。

（２）スポーツ活動に取り組む

○　市町村との役割分担を踏まえ、府は広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や府立稲スポーツセンターを運営し、今後の障がい者スポーツを牽引していく選手の養成や、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成・派遣を行うなど、競技力の向上と裾野拡大を図ります。併せて、障がい者スポーツ関係団体や関係機関などと連携し、身近な地域における取組みを支援していきます。

【数値目標（平成 32 年度）】
・中級障がい者スポーツ指導員登録者数：300 人

○　障がい者のスポーツ参加や競技スポーツとしての障がい者スポーツ促進のため、大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障がい者スポーツ大会への選手団派遣を

行います。また、これらの大会に向けた強化練習等を支援します。

○　府立支援学校のほか、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携や、これらへの支援を行うことにより、「いつでも」「どこでも」「気軽に」障がい者スポーツを「する」「みる」ことのできる環境づくりを進めます。

○　企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発や、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくりを進めます。

○　府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発に努めます。

（３）芸術・文化活動に取り組む

○　舞台芸術で活躍する障がい者の育成や、創造性豊かな絵画等の作品について「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。

コラム

～～大阪府障がい者スポーツ応援団長として～～

パラリンピックやデフリンピック等で、限界にチャレンジするトップアスリートのパフォーマンスが、僕たちの胸を熱くします。そして、力を、勇気を与えてくれます。

先日、大阪ゆかりの、そして、第一線で活躍する障がい者アスリートの皆さんとトークイベントをする機会がありました。そこで知ったのは、障がい者スポーツは、すごくお金がかかるということ。例えば、アーチェリーの道具であれば 60 万円以上、手軽に行えると人気のボッチャ競技でも、初期投資に約 20 万円かかると聞きました。

アスリートの皆さんも、お金を確保するために、「２週間毎日 300 円で生活した」「お金がなくて遠征に行けなかった」「毎日カレーを食べ続けた」など、日々、さまざまな努力をされているエピソードを伺いました。

だから、僕はそこで約束しました。アスリートの皆さんを支える「クラウドファンディング」を大阪府と一緒に立ち上げ、僕自身もＳＮＳでＰＲを頑張ると！

これからも、ひっしのパッチで障がい者スポーツをＰＲするので、皆さん！よろしくお願いします！



大阪府障がい者スポーツ応援団長　関本賢太郎

コラム

～～大阪府障がい者芸術・文化大使として～～

障がいのある方の作品をみて、いつも思うことは、「アートの世界には障がいはない！」ということです。本当に細かい作業を丹念に丹念に、何百日、何千時間と積み重ねないと、到底描くことのできない数々の作品をみて、僕はいつも、ただただ、圧倒されます。そして、感動するんです。

僕も芸人として、そして絵をかく人間の一人として、この感動を一人でも多くの人たちと共有したいと思っています。

これからも大阪府障がい者芸術・文化活動を盛り上げていきます！



大阪府障がい者芸術・文化大使　たいぞう

３．具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
（1）余暇活動や社会参加に取り組む　①余暇活動の充実と活動内容の拡大	
○日中一時支援事業の充実（地域生活支援課） 　障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。	
○保育所・放課後児童クラブの運営の充実（子育て支援課） 　保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう市町村の取組みを支援します。 　放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。	
○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進（地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課） 　支援学校において、児童生徒の豊かな人間性を育むため、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。 　また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。 　さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。	
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み（自立支援課） 　市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。	
（1）余暇活動や社会参加に取り組む　②障がいのある人とない人の交流、主体的な社会参加	
○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進（自立支援課） 　障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。 ・国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発	
（1）余暇活動や社会参加に取り組む　③ボランティア活動を活性化する	
○ボランティア活動の振興（男女参画・府民協働課） 　ボランティア活動に、多くの府民の参加や支援が得られる環境を整えるため、ボランティア情報の提供やボランティアコーディネーターの養成等を支援し、府民だれもが気軽にボランティア活動に参加できる条件づくりを進めます。 　大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センターが実施する事業への支援やボランティア情報の提供を通じて、ボランティア活動を行う府民の増加を図ります。	
○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援（農政室推進課） 　障がい者施設の花壇作りや、畑づくりを支援するため、農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援及びボランティアリーダー、ボランティアに対する技術的アドバイスを行います。 　また、障がい者施設での花苗づくりを支援し、園内花壇植栽用の花苗として使用するなど施設と連携した花づくり活動を進めます。	目標値 花壇づくりなどの講習会の実施　年3回程度

（2）スポーツ活動に取り組む	
○大阪府立障がい者交流促進センターの運営（自立支援課） 　大阪府における障がい者スポーツ（特に競技スポーツ）の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援のほか、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施します。	
○大阪府立稲スポーツセンターの運営等（自立支援課） 　障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援します。加えて、府立施設として求められる施設機能のあり方等を検討し、平成31年度末までに結論を得ます。	
○障がい者スポーツ指導者の養成事業等（自立支援課） 　障がい者スポーツの支援や振興を図るため、中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供の充実に努めます。	目標値（平成32年度） 中級障がい者スポーツ指導員登録者数：300人
○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等（自立支援課） 　障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 　また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行います。	目標値（平成32年度） 大阪府障がい者スポーツ大会参加者　1，000人以上
○スポーツに親しむ機会の提供（自立支援課） 　大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、これら大会等の観戦やパラリンピアン等のトップ障がい者アスリートの招聘等、スポーツに親しむ機会の提供に努めます。	
（3）芸術・文化活動に取り組む	
○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供（自立支援課） 　国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携し、舞台芸術で活躍する障がい者の育成等を行うほか、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。	

Ⅵ　生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、
障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している

＜現状の評価と課題＞

障害者基本法が改正され、障がい者は権利の主体であることや、社会の側が合理的な配慮を考えていかなければならないことが明確化されています。平成２４年１０月には障がい者の権利・利益の擁護を目的として、障害者虐待防止法が施行され、虐待が障がい者の尊厳を害するものであると明記されました。さらに障がいを理由とする差別の解消を推進して共生社会の実現をめざすことを目的とする障害者差別解消法が平成２８年４月に施行され、大阪府においても「障がいを理由とする差別のない共に生きる大阪の社会」をめざし、大阪府障がい者差別解消条例を同時に施行しました。障がいのある人と障がいのない人がともに生活する中で、障がい者の尊厳が損なわれることのない社会を築いていく必要があります。

しかしながら、平成２８年７月に発生した相模原市の「津久井やまゆり園」における、何の罪もない障がいのある多くの人が大切な命を奪われ、傷つけられた、許しがたい事件など、今なお、障がい者に対する差別や虐待は後を絶たない状況にあると言わざるを得ません。障がいのある人への配慮をはじめ、人々がお互いに相手を気遣い、支え合うことのできるまちは、全ての人にとって暮らしやすいまちであり、共に生きる社会の実現につながるという信念のもと、引き続き、障がい理解や合理的な配慮に関する啓発活動の充実により、社会全体の理解と関心を深めながら、差別や虐待のない社会づくりをめざします。

また、近年、大地震等の自然災害が頻発していることを踏まえ、災害に備えた取組みの充実だけではなく、災害発生時にそれらを確実に機能させる仕組みも今後ますます重要になっていきます。

さらに、手話や点字など社会参加に必要な障がい者のコミュニケーション支援や情報保障が確保されるとともに、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保が図られる社会をめざしていく必要があります。また、ＩＣＴ機器などの技術革新やより専門性の高い人材養成等により、障がいのある人がその障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざしていきます。

【今後の主な課題】
○合理的配慮の実践までを見据えた障がい者及び障がい理解についての広報・啓発
○障がい者差別の禁止に向けた取組みのより一層の強化

〇実効性のある防災の推進
〇十分な情報・コミュニケーションの確保

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がい者や障がいへの正しい理解を深める

①障がい者や障がいについての広報・啓発

〇　障がい者やその家族が日頃から周囲の理解や配慮を感じられることで社会とのつながりが広がるよう、府民の障がい者及び障がいに対する正しい理解と認識を深める取組みを行います。特に、発達障がい、高次脳機能障がいなどについて、その特性や必要な配慮等に関し、府民の理解と協力が得られるよう広報・啓発を推進します。

〇　また、行政機関等をはじめ府民や事業者が、障がいについてより深く考え、自らすすんで合理的配慮を実践するよう、取組みを促進します。

②障がい者理解を深める教育の推進

〇　障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深め、子どもの発達段階に応じた教育を推進します。また、教員及び社会教育指導者に対する研修を推進します。

（２）障がい者の尊厳を保持する

①障がい者差別の禁止

〇　障害者基本法や障害者差別解消法に定める合理的な配慮について、その考え方の普及や実践の促進を図ります。また、広く府民に「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示し、差別の解消を推進します。

〇　大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の仕組みを通じて当事者の気持ちに寄り添いながら事案の解決を図り、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進します。また、身近な地域で差別の解消を効果的に推進するため、市町村における体制整備や対応力の強化を支援します。
　なお、このような仕組みが適切に活用されるよう、障がい者をはじめ、関係者や関係機関に広く周知を図ります。

〇　さらに、行政機関等はもとより事業者の主体的な取組みの促進を図ります。

○　学校園内での人権侵害事象を発生させない意識づくり、人権侵害があったときに発見できる体制づくりを進めるとともに、相談しやすい環境づくりを行います。

②障がい者虐待等の防止

○　「障害者虐待防止法」における障がい者虐待（養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待）の防止と、障がい者の権利擁護に取り組みます。

○　市町村の対応力向上を支援するとともに、専門機関との連携協力体制の確保や市町村と連携した事例検討等による虐待の背景・要因の分析を通じた虐待防止策の充実に努めます。また、虐待防止に向けた研修の実施や、虐待防止に関する事業所指導等を行います。

○　児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止と、障がい児入所施設における権利擁護に取り組みます。

③権利擁護の充実

○　自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者が、地域での生活を円滑に安心して送れるように、成年後見制度の利用を促進するための市町村の取組みや、日常生活自立支援事業の実施を支援します。

○　また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう市町村や関係機関への周知を図ります。

○　障がい者が刑事事件や民事事件等の当事者等になった場合に、その手続きを円滑に行うことができるようにするため、当該障がい者に対する情報の提供や関係職員の意識啓発等を行います。

○　消費者である障がい者の利益が擁護•増進されるよう適切な情報提供などを行います。

（３）安全・安心を確保する

①防災の推進

○　災害時における地域の高齢者や障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動を促進するため、平時から避難行動要支援者名簿の適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立ができるよう市町村を支援します。

○　大規模な災害発生時に、障がい者が円滑に避難でき、適切なＱＯＬが確保された避難生活が送れるように支援します。とりわけ、知的障がい者や精神障がい者が落ち着ける環境を工夫するなど、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を浸透させます。

○　指定避難所の運営におけるバリアフリー化や障がい者用トイレの整備、非常用電源の確保等が図られるよう、市町村に対して助言等の支援を行います。さらに、点字や音声などによる情報提供や、手話通訳者等を派遣する体制が図られるよう、市町村に対して助言等の支援を行います。

○　障がい者等にとって二次的な避難施設となる福祉避難所のさらなる確保が図られるとともに、設備や体制がより充実したものとなるよう、市町村や事業者への協力要請などを行います。

○　緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、必要な配慮について各放送局に対して要請します。

○　社会福祉施設において、施設が被災した場合でも利用者の処遇を確保できるよう、施設に働きかけます。

○　災害発生時に行政や福祉関係施設・関係団体等が連携して障がい者等の福祉ニーズに対応できるよう、体制を構築します。

②防犯の推進

○　障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域防犯力のさらなる向上に取り組むとともに、犯罪発生情報のわかりやすい提供や障がい特性に応じた１１０番通報手段の広報など、障がい者の犯罪被害を防止する取組みを行います。

○　障がい児者施設等において入所者等の安全を確保するため、警察との協力･連携体制の構築について施設等に働きかけます。

（４）十分な情報・コミュニケーションを確保する

○　視覚障がい者や聴覚障がい者など支援を必要とする人が、必要なコミュニケーション支援や情報保障を受けることのできる環境を市町村等とも連携して確保します。併せて、新たなコミュニケーション支援等のニーズに対応するための検討を進めます。

○　特に、専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、点訳・朗読奉仕員（中級）等）の養成及び質の確保に取り組み、また、手話のでき

る人材の裾野拡大に取り組みます。

○　大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。

○　「大阪府障がい者社会参加促進センター」、「大阪府盲人福祉センター」及び「大阪府谷町福祉センター」を移転・集約し、視聴覚障がい者情報提供施設としての機能も併せ持つ福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として新設し、府立施設として、運営します。

○　意思疎通が困難な障がい者に対し、支援機器を用いたＩＴの利用を促進するとともに、市町村でのＩＴ講習会の開催支援等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との間の情報格差の解消に取り組みます。

コラム

「理解し合い」「対話し」「考える」社会をめざして

「『合理的配慮』を知っていますか？」

内閣府が作成した障害者差別解消法リーフレットは、このフレーズで始まります。

「合理的配慮」は私たちが日常で使う「配慮」とは異なるものです。一般的な「配慮」は「思いやり、気遣い、気配り」の意味合いが強く、「配慮」するもしないも個人の気持ち次第です。ところが法律に定められた「合理的配慮」とは、個人の気持ち次第で行うものではなく、障がいのある人が障がいのない人と同じように活動できるようにするため、個別の場面で、障がい者にとってバリアとなっている事象を取り除くための具体的な変更や調整を行うものです。つまり、障がい者の社会参加に必要な支援についての社会全体に求められる行動規範となる性格を有するものです。

この合理的配慮を的確に行うためには、障がいに関する理解を深め、どういった合理的配慮ができるのかについてお互いに対話し、より良い方法を考えることが必要となります。「理解し合う」「対話する」「考える」の３つの言葉がキーワードであり、共生社会の実現に向けてさまざまな場面で必要となります。

その一つがヘルプマークを持っている方に必要な援助や配慮をする場面です。

ヘルプマークとは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々等が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助や配慮が得やすくなるように作成されたマークです。一人ひとり、必要となる配慮は異なりますので、まずは、困っている人がいれば、声をかけ、「何が必要なのか、何をすればいいのか」を確認することが大切です。

例えば、日常生活の中においては、電車やバスで席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の温かい取組みの実践が広がることが期待されています。また、災害時のような非日常的な状況においては、周囲の人からの「合理的配慮」の必要性はより一層顕著になりますが、このような中でも、周囲に自己の障がいへの理解や支援・配慮が必要であることを知らせるだけでなく、例えば必要な医薬品の情報を貼付しておく等の工夫により、自身の安全に役立てることもできます。

このヘルプマークを通じて、助け合いの機運を高めるきっかけになれば幸いです。

障がいのある人とない人が、当たり前に「理解し合い」「対話し」「考える」社会をめざし、障がいに関する理解の促進やヘルプマークの普及に、大阪府は全力で取り組んでいきます。

３．具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
（1）障がい者や障がいへの正しい理解を深める　①障がい者や障がいについての広報・啓発	
○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（障がい福祉企画課） 　障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間（毎年12月3日～9日）を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 　さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に向けて取り組みます。 ・「大阪ふれあいキャンペーン」 小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」 作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント 　これらの取組みとあわせて、障がい理解ハンドブック等の刊行物を活用するなど、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努めます。	目標値 ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施
○発達障がいに対する理解促進（地域生活支援課） 　「世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）」及び「発達障がい啓発週間（毎年4月2日～8日）」の取組みとして、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めます。	
○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発（地域生活支援課） 　高次脳機能障がい者の就労や就学など当事者の希望や目標の実現のため、地域における社会資源の整備にも資するよう、関係者への研修等を通じて「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。	目標値（平成32年度まで） 「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1回以上／年
○人権教育・啓発活動の推進（人権企画課） 　障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題について府民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深められるよう、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、人権教育・啓発を推進します。	
○大阪府職員に対する研修（人事課） 　障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、講義形式だけでなく、参加体験型学習等により効果的に研修を進め、豊かな人権感覚を持ってさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の養成をめざします。	目標値（平成32年度） ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に福祉介助等の実習を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施
○大阪府警察職員に対する研修（府警本部総務課） 　窓口業務を担当する職員の一部を対象に、障害者差別解消法の理解を深める研修を実施します。この研修では、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものか具体的に示すことで、適切な窓口業務に取り組むよう教養します。	
（1）障がい者や障がいへの正しい理解を深める　②障がい者理解を深める教育の推進	
○障がい理解教育の推進（小中学校課、高等学校課） 　人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 　すべての児童生徒が、障がいや障がい児（者）に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。 　福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。	目標値 ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施 （小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握）

	・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施（年1回）
○教員研修の充実（高等学校課） 　大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児（者）や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。	目標値（平成32年度） 「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合 100％
○社会教育指導者研修の充実（地域教育振興課） 　市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート（参加者の気づきを促し、学びを深める）スキルの向上	
（2）障がい者の尊厳を保持する　①障がい者差別の禁止	
○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み（障がい福祉企画課） 　障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進するため、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会及び合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂に反映させるなど、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。 　また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や相談への対応力の強化が図られるよう、府における検証の成果の提供や助言等による支援を行います。 　加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 　こうした取組みを進める中で、条例の附則に規定する「見直し検討」を見据え、具体的な相談事例の分析・評価を積み重ね、障がい者差別解消の取組みを検証します。	目標値（平成32年度） 支援地域協議会を設置する市町村数　43（全ての市町村）
○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進（小中学校課） 　学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起こったときの対処システムの充実に努めます。 　各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。 　障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル（平成19年改訂）等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。	目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施
（2）障がい者の尊厳を保持する　②障がい者虐待等の防止	
○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み（障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 　市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、専門的に従事する職員等の対応力向上を支援します。 　また、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門的判断を要する事案に対応するため、弁護士及び社会福祉士との連携協力体制を引き続き確保するとともに、市町村と連携した事例検討や意見交換等による虐待の背景・要因の分析を積み重ね、虐待防止策の充実に努めます。 　さらに、障がい福祉サービス事業者等における権利擁護の取組みの充実強化を図るため、事業所の管理者等も参画した企画等による虐待防止研修を実施します。 　事業所への集団指導や、新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待防止についての周知を引き続き行うとともに、実地指導時においても障がい者虐待の防止についての指導等を引き続き行います。	目標値（平成32年度） ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（2回／年） ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（1回／年）

○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み（生活基盤推進課） 　障がい児入所施設における権利擁護の取組みや、虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。	
○地域における児童虐待防止ネットワークの推進（家庭支援課） 　児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。	
（2）障がい者の尊厳を保持する　③権利擁護の充実	
○権利擁護施策の充実（地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課） 　自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、大阪後見支援センターが行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 　成年後見制度における市町村申し立てが活用されるように、研修の実施や関係機関との連携を強化して、市町村申し立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。 　加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 　また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村や関係機関への周知を図ります。	
○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進（地域福祉課） 　福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会（社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置）が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 　大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。	
○福祉サービス第三者評価事業の推進（地域福祉課） 　福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。	
○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進（障がい福祉企画課） 　関係機関や市町村との連携協力体制の強化を図ることを目的に、大阪府障がい者自立支援協議会に設置する障がい者虐待防止推進部会において、引き続き、虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関る課題等について協議・検討を行うことで、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。	
○障がい者１１０番事業の実施（自立支援課） 　障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 　常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。	
○消費生活情報の提供の充実（消費生活センター） 　悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしすと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。	

（3）安全・安心を確保する　①防災の推進	
○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ（災害対策課） 　要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。	目標値（平成32年度） 福祉避難所について必要な数と種類の検討
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課） 　全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動の促進を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や同名簿を活用した避難訓練が実施されるよう、さまざまな機会を捉えて市町村に働きかけます。さらに、先進的な事例を収集し、情報提供に努めます。 　また、市町村の取組状況を把握するとともに、必要に応じて「避難行動要支援者支援プラン・作成指針」の見直しを行う等、市町村支援を行います。	
○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課） 　避難者の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 　また必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、さまざまな障がい特性への対応方法等を含め、さらなるマニュアルの充実に努めます。	目標値（平成32年度） すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う
○市町村における福祉避難所（二次的な避難施設）の指定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課） 　福祉避難所について、府内のすべての市町村で一カ所以上の指定が完了していますが、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、市町村や事業所に対して働きかけます。 　また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 　併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかけます。	目標値（平成32年度） 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす
○緊急放送等における配慮の要請（災害対策課、障がい福祉企画課） 　テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。	目標値（平成32年度） さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく
○社会福祉施設における災害・避難対策の促進（福祉総務課） 　「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」に基づき、社会福祉施設における関係機関との応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。	目標値（平成32年度） ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進
○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化（福祉総務課） 　府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制を整備、充実します。	目標値（平成32年度） ネットワークにおける福祉避難所の運営支援等を行うための要綱の策定及び想定訓練の実施
（3）安全・安心を確保する　②防犯の推進	
○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進（治安対策課） 　犯罪被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 　障がい者が、安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」を中心とした防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組みます。	
○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化（府警本部広報課） 　犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、各警察署の案内及び各相談窓口に関し、ファクシミリ番号を掲載する	

などしてユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方が情報を得やすいホームページづくりに努めます。	
○緊急時における110番通報手段の広報（府警本部広報課、府警本部通信指令室） 聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。	
（4）十分な情報・コミュニケーションを確保する	
○支給決定に係るコミュニケーション支援（障がい福祉企画課） コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。	
○府政情報の提供の充実（障がい福祉企画課・府政情報室） 府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。	
○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営（自立支援課） 福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として、「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がい者の意思疎通支援等を行うほか、これら3つのセンターを一元化した「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点（仮称）」を、平成32年度早期に新設し、府立施設として、運営します。	
○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等（自立支援課） 視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施します。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。 （視覚障がい者関係） ・点字図書館の運営 ・点字広報等の発行 ・点字による即時情報ネットワーク ・点訳奉仕員（中級）*の養成 ・朗読奉仕員（中級）*の養成 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・希望教室　など （聴覚障がい者関係） ・聴覚障がい者情報提供施設の運営 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣 ・特に専門性の高い要約筆記者*の養成 ・特に専門性の高い要約筆記者*の派遣 ・言語としての手話の認識の普及及び「暮らす（乳幼児期含む。）」「学ぶ」「働く」場での習得の機会の確保　など （盲ろう者関係） ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 ・盲ろう者の社会参加支援の実施 ＊総合支援法第 78 条に基づく意思疎通支援者	目標値（平成32年度） ・点訳奉仕員（中級）　45人 ・朗読奉仕員（中級）　45人 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成　48人 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣（利用時間数／年）　445時間 ・特に専門性の高い要約筆記者*の養成　15人 ・特に専門性の高い要約筆記者*の派遣（利用時間数／年）　60時間／年 ・盲ろう者通訳・介助者*の養成　90人 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣　（利用登録者数）118人
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み（自立支援課）[再掲] 市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。	

第３節　地域を育む施策の推進方向

○　本計画では、前節において、６つの生活場面ごとに施策の推進方向を記載しています。また、第 3 章第 1 節においては、その中でもとりわけ強力に推進すべき最重点施策を整理しています。

○　一方で、平成 29 年 5 月に大阪府障がい者施策推進協議会が取りまとめた「意見具申」においては、これら 6 つの生活場面の共通の舞台となる地域全体に横たわる課題への対応や、大阪府域の市町村全体の支援体制の底上げなど、これからの「地域共生社会」の実現を見据え「地域を育む」観点を持って取組みを進めることの重要性が指摘されました。

〔参考〕「意見具申（平成 29 年 5 月）（抜粋）」

◎　本意見具申においては、6 つの生活場面ごとに、具体的な提言を行っているが、ほぼ全ての生活場面において、「関係機関のネットワークの構築・強化」「人材育成」「障がい理解の促進」「合理的配慮の必要性」という課題について言及してきた。

◎　現計画は、大阪府として推進すべき障がい者施策を生活場面ごとにわかりやすく整理しているが、その結果として、上記のような複数の生活場面に共通する課題について、生活場面によっては抜け落ちていたり、その重要性が薄れてしまっているものが散見された。

◎　また、近年は、福祉分野での就職をめざす若者も減少しており、慢性的な人材不足が生じている。

◎　このような課題は、各生活場面の舞台となる「地域」に横たわる課題であり、本計画を見直すに当たっては、このような地域を、大阪府としてどのように支援していくのかという視点を新たに持つことが、これからの「地域共生社会」の実現に向けた、大きな第一歩となる。

　また、現時点においても、障がい福祉サービス等の提供体制や支給量には、市町村ごとに大きなばらつきが生じているが、その状況を適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、全体の底上げを図ることも、今後の大阪府の重要な役割であることを忘れてはならない。

　さらに、市町村ごとのばらつきは、地域生活支援事業の実施状況等についても生じており、これらについても、各市町村の状況把握と、全市町村に向けた情報提供等による底上げを図っていく必要がある。

◎　そこで、現計画の 6 つの生活場面は維持しつつ、新たに「地域を育む」という観点から、大阪府として推進すべき取組みを記載するセクションを設け、その中に、上記の課題をはじめ、地域の支援力を向上するための取組みを幅広く盛り込むことを提言し、本意見具申の締めくくりとする。

○　本計画の基本理念は、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」であり、障害者基本法に明記された地域社会における共生等の権利を旨とするものです。大阪府は、広域自治体として、障がい者がどの地域で暮らしていても自立した生活を営み社会参加が可能となるよう、市町村をはじめさまざまな主体と協力しながら、長期的・計画的に取組みを進めているところです。

○　しかし、近年、さまざまな形で、障がい者の命に係わる痛ましい出来事が相次いでいます。視覚障がい者の駅ホームからの転落事故をはじめ、熊本地震などの自然災害でも、多くの障がい者が被害を受けました。その中では、避難所生活の中でつらい思いをしたり、そもそも避難所に行けないような事例も多くみられました。また、相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件や、府内で発生した精神障がい者に対する監禁・死亡事件などの事件も発生しました。こうした事件は、障がい者に対する根強い差別意識や、無理解の表れでもあり、これらは他のさまざまな虐待や差別の事例にも通底していると考えられます。

○　障がい者の暮らしの面では、これまで指摘されてきた「親なき後」の問題だけではなく、障がい者とその親が支援につながれないままに高齢になり、社会的に孤立していくといった事例（いわゆる「8050 問題」）や、例えば、障がい児と要介護の親が同居する世帯のように課題が複合化・複雑化したような事例への対応についても、十分な体制が確保できておらず、将来を不安視しながらも見通しが立てられない状況にあります。また、高齢化の進展や地域のコミュニティーの希薄化を背景に、こうした問題は急速に深刻化していくことが予測されることから、家族等が元気なうちから地域とつながり、自立した暮らしを実現できる社会に向けた取組みが急務です。

○　このような中、地域における自立生活や社会参加の前提となる、障がい者の安全の確保や、差別の解消、障がい理解の促進、基盤整備や関係機関の連携体制の構築は、もはや「待ったなし」の状況であるといえます。

○　現在、国においては、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められているところですが、本節では、上記の状況も踏まえ、その土台となる地域を育む施策について、大阪府の推進方向をまとめます。

地域を育む施策の推進

○　「地域共生社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、差別や嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員としてあたりまえに生きていける地域を育んでいくことが必要です。

　そのためには、第 2 章「基本的な視点」で述べたように、大阪府はもとより、府民の皆さん、障がい者自身、事業者、市町村等が自らの役割を自覚し、力を合わせて社会全

体で取組みを進めていかなければなりません。

○　大阪府では、障がい者施策の分野から地域を育んでいくため、特に以下の取組みを、長期的な視点をもって着実に進め、本計画に掲げる「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現に向けた歩みを、さらに加速していきます。

（１）障がい者虐待の防止や差別の禁止（「命と尊厳を守る」地域づくり）

○　平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法や、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法により、虐待防止等に係る具体的なスキームや、差別解消のための仕組みが整備されてきたにも関わらず、今なお、障がい者に対する差別や虐待は後を絶たない状況にあると言わざるを得ません。また、障がい者の命が奪われるような事件を未然に防ぐ対策を講じていくことが、何よりも重要であり、このような状況を、社会全体が重く受け止める必要があります。

○　障がい者虐待の防止や、差別の禁止を着実に進めるためには、身近な地域全体で主体的な取組みがなされることが重要であり、とりわけ大阪府と市町村の役割分担を明確にしながら協働して進めることが重要です。

○　大阪府においては、虐待件数が全国最多となっていますが、この未然防止及び早期発見のためには市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮し、関係者間の連絡調整が適切に実施される必要があります。
　大阪府としては、事例検討や意見交換等を積み重ね、その防止策の充実に努めるとともに、市町村や専門機関との連携協力体制を引き続き確保します。また、事業者等において、支援の行き詰まり等から虐待が生じないよう、支援力を向上し、権利擁護の取組みの充実強化を図るための研修等を実施するとともに、市町村に対しても、職員の対応力の向上を支援します。

○　また、障がい者差別の解消を進めるには、社会全体で法の趣旨の普及や障がい理解を促進するための啓発活動を充実することが不可欠です。さらに、個別の具体的な相談事案に適切に対応するため、市町村の相談窓口における対応力の向上や、障がい者差別解消支援地域協議会等の設置促進が求められており、大阪府と市町村が連携しながら、府域における体制の充実強化を図ることが必要です。
　大阪府としては、広域支援相談員による取組み強化を図るとともに、大阪府障がい者差別解消協議会の合議体における分析・検証等を通じて事例の蓄積と課題や対応策などの整理を行い、その成果を踏まえ差別解消の取組みを進めていきます。

○　このような取組みを通じて、虐待の未然防止や差別解消の取組みを強化し、「命と尊厳を守る」地域の実現をめざします。

（２）関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化）

○　障がい者一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援を実現するためには、複数のサービスを適切に結びつける調整や、社会資源の改善・開発・整備が重要です。また、個々の支援事例を積み上げていく中で、その地域が抱える課題も浮き彫りになってきます。このように、障がい者一人ひとりのよりよい暮らしを「地域全体で支える」体制と、個別支援を通じて課題を抽出し、その対応策を講じることで「より良い地域に作り変えていく」仕組みが、全ての地域に備わることが必要です。

○　現在、関係機関の連携により障がい者を支える仕組みとして、定期的な協議の場である自立支援協議会や、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の仕組みが構築されており、これらを地域の実情に応じて整備し、有効に機能させていくことが喫緊の課題です。また、その際には、障がい者だけではなく、家族や支援者をサポートしていくことも視野に入れつつ、関係機関の協働の核となる人材を中心に各機関が適切に役割分担することが重要です。

○　しかし、各市町村において、地域生活支援拠点等の整備は緒に就いたばかりであり、大阪府としても、地域生活支援拠点等について府内市町村の状況を把握し、整備が進むよう必要な支援策を検討します。また、市町村の自立支援協議会の運営状況についても、好事例の共有、相互の情報交換の場の創出等により、個別支援からの課題抽出、関係機関による対応策の検討等の役割が適切に果たされるよう、協議会の中核としての役割が期待される基幹相談支援センター等も併せて、市町村の取組みを支援します。さらに、今後は、医療機関との連携体制を構築することにより地域における協働の取組みを促進します。

○　このような取組みを通じて、支援につながらない事例や緊急を要する事例の早期発見や、複雑・困難な事例にも対応できる、地域の「支援体制と課題解決力」を強化します。

（３）人材の確保と育成（「担い手」の強化）

○　今後、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64 歳人口）は減少する一方で、障がい者一人ひとりの支援ニーズは高度化・多様化していくことから、介護・福祉人材の確保はますます困難になっていくことが予測されます。

○　このような中、大阪府では、介護・福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の 3 つのアプローチにより、オール大阪で取組みを進めていきます。

○　具体的には、介護職のイメージアップやマッチング力の向上、若者や社会人経験者、

地域の障がい者や高齢者等、幅広い層の参入促進を図ります。また、福祉機器や介護ロボットの導入促進、表彰制度の創設等を通じて労働環境や処遇の改善を図るとともに、地域全体としての資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを通じて資質の向上に向けた取組みを進めます。

○　このような取組みを通じて、地域の「担い手」を量・質ともに強化します。

（４）障がい理解の促進と合理的配慮の追求（「支えあう力」の強化）

○　障がいは多種多様で、必要となる支援や配慮も一律ではありません。また、外見からはわからない障がいのために、理解されず苦しんでいる人もいます。しかし、さまざまな場面において、周囲の理解や配慮があり、それを日頃から感じられることで、ためらうことなく手助けが必要であることを発信できたり、それぞれの人が持つ能力を発揮できたりすることもたくさんあります。

○　まずは、府民一人ひとりが、障がいについて知り、理解することが大切です。そして、相手の立場に立ち、自分と置き換え、困っているのかなと感じたら「何かお手伝いすることはありませんか」と声をかけてみる。声をかけられたら感謝の気持ちを伝える。そのようなことが、日常的・自発的に実践され、合理的配慮が当たり前と考えられる社会をめざします。

○　具体的には、近所づきあい、お店、病院、学校、職場、公共交通機関等あらゆる場面で、差別を受けないことや嫌な経験をしないことはもちろん、障がいに応じた心配りや手助けなど必要な配慮が提供されるように、イベントや研修等のさまざまな機会を活用して、また、さまざまなツールを用いて理解促進に努めます。さらに、配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及等の取組みを通じて、合理的配慮の実践を広く府民に呼びかけます。

○　このような取組みを通じて、地域の「支えあう力」を強化します。

（５）ユニバーサルデザインの推進（「だれもが暮らしやすい」地域づくり）

○　国が策定した「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」によると、ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方を意味します。

○　このような考え方やまちづくりが進み、障がいはもちろん、文化・言語・国籍、老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設や製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々人がそれぞれの能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる、そのよう

な社会をめざします。

○　具体的には、ユニバーサルデザインの考え方や施設・製品・情報等の普及を、オール大阪で進めるとともに、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、ハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を図ります。

○　このような取組みを通じて、「だれもが暮らしやすい」地域の実現をめざします。

（６）大阪府全体の底上げ

○　今後、全国的に「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進める過程においては、ばらつきが生じるということにも留意しなければなりません。こうしたばらつきは、例えば、関係機関のネットワークの構築状況や、法に基づくサービスの支給状況、事業所数などさまざまな面で見受けられます。

○　大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を営み社会参加できるよう障がい福祉施策に取り組むことが責務ですが、とりわけ、市町村の状況を適切に把握し、要因分析や改善策の検討を通じて、大阪府全体の底上げを図っていくことが、今後一層求められる役割であると言えます。

○　大阪府として市町村の状況を把握する具体的な方法として、障がい福祉計画や障がい児福祉計画のＰＤＣＡサイクルの運用や、地域自立支援協議会の運営状況等から把握すること等が考えられます。

○　さまざまな手法を駆使して、市町村との連携・協働に努め、障がい者の地域の暮らしを支える仕組みの構築やサービスの提供体制について「大阪府全体の底上げ」を図っていきます。そして重度化・高齢化といった社会状況の変化や、障がい者の命や尊厳を脅かす出来事にも決して揺るぐ事のない「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現をめざします。

〔参考〕「地域共生社会」とは

○　「地域共生社会」とは、平成 29 年 2 月に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部がとりまとめた「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（以下、「当面の改革工程」という。）によると、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされています。

○　例えば、障がい児と要介護の親が同居する世帯、精神疾患患者や難病患者など福祉分野だけでなく保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする方のように、個人や世帯の抱える課題が複合化・複雑化し、『縦割り』で整備された公的支援では対応が困難な事例が、近年は浮き彫りになりつつあります。また、急速な少子高齢化、人口減少が進む中にあっては、このような公的支援の支え手となる専門人材の確保もますます困難になることが予測されます。
　こうした地域における多様な支援ニーズに的確に対応し、分野をまたがる総合的・包括的な支援を提供するため、公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換が求められています。

○　また、障がい者とその親が支援につながれないまま高齢になり、社会的に孤立していくといった事例や、制度が対象としないような身近な生活課題への対応、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も、地域でのつながりの希薄化、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加等を背景として顕在化してきています。
　このような問題に対しては、公的支援だけではなく、例えば地域の見守りや相互の助け合い等、人と人とのつながりにより支え合うことが、課題を解決に導く大きな力になります。
　このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという主体性に基づいて、住民が地域の問題を『他人事』ではなく『我が事』として受け止め、行動することが重要であり、そうすることで、人々の暮らしにも地域社会にも豊かさが生まれます。

○　このように、「地域共生社会」は、生活に困難を抱える方が直面する多様な課題に対するあらゆる支援を可能にするため、公的支援の縦割りの解消と、地域における住民相互のつながりと支え合いの再構築を両輪として、地域を基盤とした、住民、関係機関、行政が一体となった包括的な支援体制をめざすものです。

○　「当面の改革工程」に基づく、国の取組みの中で、とりわけ障がい福祉に深く関わる内容としては、平成 30 年度から介護保険制度と障がい福祉制度の双方に創設される「共生型サービス」が挙げられます。これは、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しを行うもので、公的支援の『丸ごと』への転換の一環として、高齢者、障がい児者などの多様な利用者に対して、同一の事業所で一体的にサービスを提供しやすくすることを目的としています。

○　また、社会福祉法の改正により、『我が事』・『丸ごと』の理念が明確化されるとともに、策定が任意から努力義務化される地域福祉（支援）計画が福祉分野の上位計画として位置付けられ、今後、障がい、高齢者、児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項や、包括的な支援体制の整備に関する事項等が追記される予定です。

コラム

皆様に向けて

平成 28 年 7 月 26 日、神奈川県相模原市の「津久井やまゆり園」で、何の罪もない障がいのある多くの方々が、大切な命を奪われ、傷つけられるという事件が起きてしまいました。改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご家族には、心からお悔やみ申し上げます。また、傷つかれた方々には、心からお見舞い申し上げます。

これまで大阪では、障がい者支援施設等において、地域に開かれた施設をめざして、地域社会との交流などの取組みを進めてきました。障がいのある人への配慮や、人々がお互いに相手を気遣い、支え合うことのできるまちは、全ての人にとって暮らしやすいまちと言え、共に生きる社会の実現につながると考えるからです。今回の事件で、これまでの取組みが後退するようなことがあってはなりません。障がいのある人や施設を地域から孤立させてはなりません。

この事件に限らず、障がいのある方が被害に遭われる事件、事故は後を絶ちません。大阪府でも、寝屋川市において、子どもの頃に精神疾患と診断された女性が家族によって 16 年にわたって監禁され、死亡するという事件が起きました。東京や大阪、埼玉では、視覚に障がいのある方が駅ホームから転落し、お亡くなりになるという事故が相次いでいます。「事件」や「事故」の報道に接するたびに、防げなかった事件だったのか、近くの人の気づきや声掛けがあれば防げた事故ではなかったか、と考えますと残念でなりません。

平成 28 年 4 月、「障害者差別解消法」が施行されましたが、これらの事件、事故は、こうした中で起きています。法令が整備されても、人々の意識が追い付いているのだろうか、障がいや障がいのある方々に対する正しい理解がまだまだ不十分ではないか、障がいのある方々に直接関わる人も含めて、啓発の重要性をひしひしと感じています。

皆さん、今一度考えてみてください。そして、すこし優しくなってみませんか。皆さんの「すこし」が大きな力になると信じています。 そして、障がいのある皆さん、改めて申し上げますが、虐待や差別を受けるなど、嫌な思いをしたり、困ったりしたときは、一人で悩まず、ご家族や友人、支援者に相談してください。市町村や大阪府にも相談窓口がありますので、どんな小さなことでも構いません。連絡してください。相談してください。きっとお力になれると思います。

障がいのあるなしに関わらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、大阪府はこれからも全力投球します。皆さんお一人お一人のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

大阪府福祉部障がい福祉室長　西口　禎二

第４章

第５期大阪府障がい福祉計画

第１期大阪府障がい児福祉計画

数値目標及び見込量について

＊ 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に記載されていない場合があります。

１．成果目標等

＜第５期大阪府障がい福祉計画＞

（１）施設入所者の地域生活への移行

項　目	数　値
平成28年度末の入所者数(A)	4,912人
平成32年度末の入所者数(B)	4,796人
【目標値】 減少見込(A－B)	116人 (2.4%)
【目標値】 地域生活移行者数	535人 (10.9%)

国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としつつ、第4期計画で定める平成29年度末までの実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、平成28年度末時点から平成32年度末までに「地域移行9%以上」「削減見込2%以上」とすることを基本とし、地域移行については現計画での未達成分にも留意しつつ、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び入所者の削減数に係る目標値やサービス見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援（Ｂ型）に限る。）については、18歳以上の障がい児施設入所者は除きます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項　目	数　値
【目標値】 平成32年度末 都道府県ごとの協議の場	1
【目標値】 平成32年度末 保健所圏域ごとの協議の場（保健所圏域数）	18
【目標値】 平成32年度末 市町村ごとの協議の場（市町村数）	43

国の基本指針においては、平成32年度末までに全ての圏域及び市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、成果目標を設定することとされています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。

大阪府としては、平成32年度末までに、大阪府と全ての保健所圏域及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定します。

②精神病床における１年以上長期入院患者数

項　目	数　値
平成28年6月末の長期入院患者数 (A)	9,823人
【目標値】 平成32年6月末の長期入院患者数 (B)	8,823人
減少数（A-B）	1,000人

国の基本指針においては、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定することとされています。
大阪府としては、平成29年度から3年間の大阪府主導の集中取組を踏まえ、平成32年6月末時点での1年以上長期入院患者の数を8,823人とすることを目標値として設定します。

③精神病床における早期退院率

項　目	数　値	項　目	数　値
【目標値】 平成32年度　入院後3ヶ月時点の退院率	69%	【目標値】 平成32年度　入院後1年時点の退院率	90%
【目標値】 平成32年度　入院後6ヶ月時点の退院率	84%		

国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率に関する平成32年度における目標値を以下のように設定することとされています。
① 入院後３ヶ月時点の退院率の上昇（69%以上）
② 入院後６ヶ月時点の退院率の上昇（84%以上）
③ 入院後１年時点の退院率の上昇（90%以上）

大阪府としては、国基準に沿った目標設定とし、平成32年度末までに①については69%以上、②については84%以上、③については90%以上とすることを目標値として設定します。

（３）障がい者の地域生活の支援

項　目	目　標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備。

国の基本指針においては、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。
大阪府においては、第4期障がい福祉計画期間中の取り組みを踏まえ、平成32年度末までに全ての市町村又は各圏域に、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目標として設定します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項　目	数　値
平成28年度の一般就労移行者数	1,276人
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	1,700人

国の基本指針においては、平成32年度中の一般就労への移行について、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、成果目標を設定することとされています。
大阪府としては、第4期計画の目標値や、過去の実績による一般就労者数の推移などを踏まえ、平成32年度中に、福祉施設を通じて一般就労に移行する者を1,700人以上とすることを目標値として設定します。

＊福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の施設です。

②就労移行支援事業の利用者数

項　目	数　値
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	2,791人
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	3,777人

国の基本指針においては、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数について、平成28年度末から2割以上増加させることを基本として、成果目標を設定することとされています。
大阪府としては、過去の利用者数の推移などを踏まえ、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の利用者数から2割以上増加させることを基本とし、各市町村が設定した目標値を積み上げて設定します。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

項　目	数　値
【目標値】 平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割

国の基本指針においては、平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定することとされています。
大阪府としては、これまでの実績を踏まえ、平成32年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標値として設定します。

④就労定着支援事業による一年後の職場定着率

項　目	数値
【目標値】 平成32年度　職場定着率	80%

国の基本指針においては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本として目標を設定することとされています。
大阪府としては、国基準に沿った目標設定とし、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標値として設定します。

⑤就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額

項　目	数　値
【目標値】 平成32年度の就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額	14,200円

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援（Ｂ型）の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。
このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、個々の就労継続支援（Ｂ型）事業所が設定した目標額を踏まえ、平成32年度までに、14,200円を目指すこととします。

＜第１期大阪府障がい児福祉計画＞

（１）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問の充実

①児童発達支援センターの設置

項　目	数　値
【目標値】 平成32年度末　市町村等数	43

（参考）整備予定箇所数
60

国の基本指針においては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、成果目標を設定することとされています（市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可）。
大阪府としては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、目標を設定します（市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用体制を構築することも可）。

②保育所等訪問支援の充実

項　目	数　値
【目標値】 平成32年度末　市町村等数	43

（参考）整備予定箇所数
96

国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。
大阪府としては、各市町村において、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、目標を設定します。

（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項　目	数　値
【目標値】 平成32年度末　児童発達支援事業所の確保（市町村等数）	43
【目標値】 平成32年度末　放課後等デイサービス事業所の確保（市町村等数）	43

（参考）整備予定箇所数
79
99

国の基本指針においては、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本とされています（市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保も可）。
大阪府としては、各市町村において、平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等が確保されることを基本として目標を設定します。

＊市町村の目標設定の参考として、府内の重症心身障がい児の数を勘案した必要整備箇所数を提示

（３）医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置

項　目	数　値
【目標値】 平成30年度末　都道府県ごとの協議の場	1
【目標値】 平成30年度末　保健所圏域ごとの協議の場（保健所圏域数）	18
【目標値】 平成30年度末　市町村ごとの協議の場（市町村数）	43

国の基本指針においては、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。
大阪府としては、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用すること等により、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を、大阪府と全ての保健所圏域及び市町村ごとに設置することを目標とします。

（市町村ごとの成果目標一覧：第5期障がい福祉計画）

第5期障がい福祉計画							
市町村名	施設入所者の地域生活への移行		福祉施設から一般就労への移行等				就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額
	地域移行者数	入所者の削減数	福祉施設から一般就労への移行	就労移行支援事業の利用者数	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	就労定着支援事業による支援開始一年後の職場定着率	
	平成28年度末時点から平成32年度末までの地域移行者数	平成28年度末時点から平成32年度末時点までの入所者の削減数	平成32年度における一般就労への移行者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における事業所の割合	平成32年度職場定着率	平成32年度目標
大阪市	154	27	563	1,425	5 割以上	8 割以上	16,235
池田市	7	1	21	32	5 割以上	8 割以上	15,391
豊能町	2	1	7	6	― 割以上	― 割以上	11,500
能勢町	1	1	4	4	5 割以上	8 割以上	17,100
箕面市	6	1	20	48	5 割以上	8 割以上	16,222
豊中市	30	5	93	174	5 割以上	8 割以上	9,270
吹田市	20	3	81	144	5 割以上	8 割以上	17,560
茨木市	13	3	48	69	5 割以上	8 割以上	14,490
摂津市	6	1	20	61	5 割以上	8 割以上	18,000
島本町	3	1	6	20	5 割以上	8 割以上	12,000
高槻市	31	4	79	116	5 割以上	8 割以上	15,721
枚方市	18	4	66	140	5 割以上	8 割以上	14,300
寝屋川市	12	3	39	111	5 割以上	8 割以上	10,449
守口市	10	2	34	118	5 割以上	8 割以上	9,881
門真市	7	2	35	107	5 割以上	8 割以上	8,842
大東市	7	2	29	48	5 割以上	8 割以上	14,001
四條畷市	4	2	14	16	― 割以上	― 割以上	9,283
交野市	4	1	11	35	5 割以上	8 割以上	13,542
八尾市	16	3	44	98	5 割以上	8 割以上	13,805
柏原市	6	3	14	9	5 割以上	8 割以上	8,209
東大阪市	24	5	91	207	5 割以上	8 割以上	13,637
松原市	6	4	35	42	5 割以上	8 割以上	11,326
羽曳野市	8	1	24	42	5 割以上	8 割以上	11,300
藤井寺市	7	1	15	17	5 割以上	8 割以上	6,995
富田林市	11	2	18	35	5 割以上	8 割以上	13,261
河内長野市	9	2	7	38	5 割以上	8 割以上	17,723
大阪狭山市	3	1	8	15	5 割以上	8 割以上	11,721
河南町	1	1	1	3	― 割以上	― 割以上	9,750
太子町	2	1	1	4	― 割以上	― 割以上	3,000
千早赤阪村	2	1	1	2	― 割以上	― 割以上	―
堺市	41	9	146	276	5 割以上	8 割以上	12,546
泉大津市	5	1	14	20	5 割以上	8 割以上	10,315
和泉市	11	2	20	52	5 割以上	8 割以上	11,770
高石市	5	4	13	24	5 割以上	8 割以上	12,830
忠岡町	1	1	6	5	― 割以上	― 割以上	―
岸和田市	16	3	22	80	5 割以上	8 割以上	15,867
貝塚市	6	1	11	29	5 割以上	8 割以上	14,388
泉佐野市	6	1	14	27	5 割以上	8 割以上	15,500
泉南市	4	1	10	26	5 割以上	8 割以上	18,473
阪南市	4	1	6	26	5 割以上	8 割以上	15,369
熊取町	3	1	6	16	5 割以上	8 割以上	12,697
田尻町	1	1	1	5	― 割以上	― 割以上	―
岬町	2	1	6	5	5 割以上	8 割以上	21,500
合計	535	116	1,704	3,777			

※就労移行支援事業所の移行率の増加における事業所割合について、市町村域内に就労移行支援事業所が存在しない場合、「ー」と記載しています。
※就労定着支援事業による支援開始一年後の職場定着率について、市町村域内に就労移行支援事業所が存在しない等の場合、「ー」と記載しています。
※就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額について、市町村域内に就労継続支援（B型）事業所が存在しない場合、「ー」と記載しています。

（市町村ごとの成果目標に関する整備予定箇所数（参考）：第１期障がい児福祉計画）

第1期障がい児福祉計画				
市町村名	児童発達支援センターの設置	保育所等訪問支援の充実	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所
	平成32年度末整備予定箇所数	平成32年度末整備予定箇所数	平成32年度末整備予定箇所数	平成32年度末整備予定箇所数
大阪市	11 箇所	26 箇所	11 箇所	14 箇所
池田市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
豊能町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
能勢町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
箕面市	0 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
豊中市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	4 箇所
吹田市	1 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
茨木市	2 箇所	3 箇所	2 箇所	4 箇所
摂津市	1 箇所	3 箇所	1 箇所	1 箇所
島本町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
高槻市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
枚方市	1 箇所	6 箇所	7 箇所	9 箇所
寝屋川市	3 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
守口市	1 箇所	1 箇所	6 箇所	7 箇所
門真市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
大東市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
四條畷市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
交野市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
八尾市	2 箇所	3 箇所	1 箇所	2 箇所
柏原市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
東大阪市	1 箇所	2 箇所	1 箇所	5 箇所
松原市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
羽曳野市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
藤井寺市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
富田林市	1 箇所	4 箇所	1 箇所	1 箇所
河内長野市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
大阪狭山市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
河南町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
太子町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
千早赤阪村	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
堺市	5 箇所	7 箇所	9 箇所	8 箇所
泉大津市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
和泉市	1 箇所	3 箇所	1 箇所	2 箇所
高石市	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
忠岡町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
岸和田市	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所
貝塚市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
泉佐野市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
泉南市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
阪南市	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
熊取町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
田尻町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
岬町	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
合計	60 箇所	96 箇所	79 箇所	99 箇所

２．区域設定

＜第5期障がい福祉計画＞

<table>
<tr><th>サービス種別</th><th colspan="2">区　域</th></tr>
<tr><td>療養介護
施設入所支援</td><td colspan="2">大阪府域</td></tr>
<tr><td rowspan="17">日中活動系サービス
（生活介護
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
就労定着支援
＊療養介護を除く）</td><td rowspan="17">各障がい保健福祉圏域</td><td>大阪市（大阪市）</td></tr>
<tr><td>豊能北（池田市、豊能町、能勢町、箕面市）</td></tr>
<tr><td>豊能豊中（豊中市）</td></tr>
<tr><td>豊能吹田（吹田市）</td></tr>
<tr><td>三島（茨木市、摂津市、島本町）</td></tr>
<tr><td>三島高槻（高槻市）</td></tr>
<tr><td>北河内枚方（枚方市）</td></tr>
<tr><td>北河内寝屋川（寝屋川市）</td></tr>
<tr><td>北河内西（守口市、門真市）</td></tr>
<tr><td>北河内東（大東市、四條畷市、交野市）</td></tr>
<tr><td>中河内南（八尾市、柏原市）</td></tr>
<tr><td>中河内東大阪（東大阪市）</td></tr>
<tr><td>南河内北（松原市、羽曳野市、藤井寺市）</td></tr>
<tr><td>南河内南（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、
河南町、太子町、千早赤阪村）</td></tr>
<tr><td>堺市（堺市）</td></tr>
<tr><td>泉州北（泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）</td></tr>
<tr><td>泉州中（岸和田市、貝塚市）</td></tr>
<tr><td>泉州南（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、
田尻町、岬町）</td></tr>
<tr><td>訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）
短期入所
自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援</td><td colspan="2">各市町村域</td></tr>
</table>

＜第1期障がい児福祉計画＞

<table>
<tr><th>サービス種別</th><th>区域</th></tr>
<tr><td>障がい児通所支援
（児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援）
障がい児相談支援</td><td>各市町村域</td></tr>
<tr><td>障がい児入所支援</td><td>大阪府域</td></tr>
</table>

障害者総合支援法及び児童福祉法では、都道府県が定める区域ごとに、サービス等の見込量を定め、その確保を図っていくこととされています。

この区域設定については、住民に最も身近な市町村を基本的な単位とし、利用者の状況やサービス供給基盤の整備状況、需給バランス等を踏まえ設定した第4期障がい福祉計画の区域設定の考え方を基本とし、上記のとおり設定します。

３．障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

＊月当たりの見込量を示しています。

（大阪府域）

障がい福祉サービス		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
訪問系サービス	居宅介護	545,430	時間	577,743	時間	611,605	時間
		28,154	人	30,103	人	32,176	人
	重度訪問介護	423,193	時間	440,033	時間	455,500	時間
		2,846	人	2,967	人	3,074	人
	同行援護	98,347	時間	102,402	時間	106,670	時間
		3,743	人	3,937	人	4,143	人
	行動援護	22,263	時間	24,789	時間	27,433	時間
		972	人	1,084	人	1,209	人
	重度障がい者等包括支援	2,867	時間	2,937	時間	3,007	時間
		16	人	16	人	16	人
	合計	1,092,100	時間	1,147,904	時間	1,204,215	時間
		35,731	人	38,107	人	40,618	人
日中活動系サービス	短期入所	36,866	人日分	39,649	人日分	42,526	人日分
		6,372	人	6,794	人	7,235	人
	生活介護	389,598	人日分	403,365	人日分	417,386	人日分
		21,261	人	21,999	人	22,772	人
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	23,664	人日分	25,772	人日分	28,113	人日分
		1,707	人	1,863	人	2,034	人
	就労移行支援	56,840	人日分	63,049	人日分	68,151	人日分
		3,729	人	4,091	人	4,394	人
	就労継続支援（A型）	105,404	人日分	115,981	人日分	127,014	人日分
		6,016	人	6,602	人	7,219	人
	就労継続支援（B型）	248,122	人日分	262,668	人日分	278,342	人日分
		15,548	人	16,458	人	17,440	人
	就労定着支援	1,857	人	2,319	人	2,815	人
	療養介護	1,033	人	1,042	人	1,047	人
居住系サービス	自立生活援助	455	人	503	人	540	人
	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	8,686	人	9,343	人	10,059	人
	施設入所支援	4,910	人	4,868	人	4,811	人
相談支援	計画相談支援	18,630	人	21,064	人	23,559	人
	地域移行支援	203	人	218	人	242	人
	地域定着支援	935	人	1,053	人	1,180	人

障がい児支援		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
障がい児通所支援	児童発達支援	71,066	人日分	80,170	人日分	88,514	人日分
		8,248	人	9,196	人	10,084	人
	医療型児童発達支援	4,896	人日分	4,501	人日分	4,566	人日分
		563	人	511	人	516	人
	放課後等デイサービス	206,011	人日分	235,673	人日分	267,419	人日分
		19,020	人	21,511	人	24,204	人
	保育所等訪問支援	632	回	773	回	948	回
	居宅訪問型児童発達支援	551	回	621	回	704	回
障がい児相談支援	障がい児相談支援	4,473	人	5,094	人	5,746	人
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所支援	510	人	516	人	522	人
	医療型障がい児入所支援	273	人	273	人	273	人

福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	1,700人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	85人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	5,000人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	850人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	1,700人

発達障がい者に対する支援	平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	10 回	10 回	10 回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	7,875 件	7,893 件	7,912 件
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	887 件	887 件	887 件
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数			
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	464 件	465 件	465 件

＊指定都市を含む

（障がい保健福祉圏域別）

市町村	生活介護						自立訓練					
	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	6,555	113,729	6,844	118,743	7,133	123,757	400	6,203	440	6,775	480	7,347
豊能北	620	11,326	639	11,654	666	12,137	31	631	35	706	39	777
豊能豊中	1,015	20,059	1,039	20,690	1,063	21,331	44	786	50	899	57	1,033
豊能吹田	1,050	17,850	1,085	18,450	1,120	19,050	95	1,030	100	1,085	105	1,140
三島	848	15,210	870	15,557	892	15,906	54	756	55	771	56	787
三島高槻	968	18,395	975	18,532	983	18,670	79	877	97	1,078	118	1,317
北河内枚方	1,009	18,757	1,057	19,650	1,107	20,579	32	585	33	604	35	642
北河内寝屋川	677	12,940	691	13,163	705	13,385	58	768	62	827	65	878
北河内西	644	11,801	653	11,940	662	12,081	39	515	40	526	44	588
北河内東	703	12,505	723	12,890	745	13,273	41	518	43	536	47	563
中河内南	713	13,495	739	13,982	765	14,469	165	2,168	179	2,352	193	2,536
中河内東大阪	1,229	22,672	1,273	23,483	1,319	24,332	249	2,000	269	2,183	292	2,401
南河内北	741	14,456	755	14,749	771	15,050	26	475	27	491	29	532
南河内南	666	12,953	688	13,359	708	13,729	44	769	45	795	45	801
堺市	1,943	37,312	2,018	38,703	2,095	40,136	187	2,646	204	2,886	223	3,159
泉州北	592	11,526	604	12,088	619	12,503	71	1,263	77	1,351	84	1,469
泉州中	682	13,055	708	13,520	733	13,970	62	962	74	1,143	87	1,340
泉州南	606	11,557	638	12,212	686	13,028	30	712	33	764	35	803
合計	***21,261***	***389,598***	***21,999***	***403,365***	***22,772***	***417,386***	***1,707***	***23,664***	***1,863***	***25,772***	***2,034***	***28,113***

市町村	就労移行支援						就労継続支援（A型）					
	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	1,340	21,937	1,534	25,278	1,661	27,376	2,376	42,521	2,676	47,891	2,976	53,261
豊能北	79	1,359	88	1,515	97	1,669	103	2,003	117	2,277	133	2,592
豊能豊中	158	2,929	166	3,257	174	3,604	221	4,440	221	4,440	221	4,440
豊能吹田	132	1,190	138	1,310	144	1,440	250	3,440	290	4,030	330	4,580
三島	132	1,646	141	1,748	150	1,850	135	2,342	142	2,426	150	2,530
三島高槻	206	1,710	219	1,818	231	1,917	159	2,385	176	2,640	196	2,940
北河内枚方	131	2,129	135	2,194	140	2,275	185	3,616	208	4,065	233	4,554
北河内寝屋川	107	1,725	109	1,757	111	1,789	106	2,059	106	2,059	106	2,059
北河内西	173	2,644	199	3,067	225	3,479	186	3,363	212	3,836	238	4,310
北河内東	92	1,537	95	1,593	98	1,648	174	3,261	182	3,433	192	3,605
中河内南	94	1,515	103	1,661	112	1,808	461	8,248	519	9,287	585	10,426
中河内東大阪	330	3,456	346	3,623	362	3,790	523	6,371	516	6,310	511	6,250
南河内北	92	1,666	102	1,850	112	2,033	193	3,762	200	3,896	208	4,051
南河内南	94	1,640	102	1,786	109	1,916	207	3,653	220	3,886	236	4,157
堺市	254	4,294	265	4,480	276	4,666	320	6,174	335	6,468	350	6,763
泉州北	88	1,645	97	1,848	107	2,067	149	2,756	168	3,097	186	3,457
泉州中	107	1,925	123	2,204	142	2,538	110	2,117	127	2,437	144	2,756
泉州南	120	1,893	129	2,060	143	2,286	158	2,893	187	3,503	224	4,283
合計	***3,729***	***56,840***	***4,091***	***63,049***	***4,394***	***68,151***	***6,016***	***105,404***	***6,602***	***115,981***	***7,219***	***127,014***

市町村	就労継続支援（B型）						就労定着支援		
	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	4,756	73,863	5,201	80,772	5,687	88,324	1,112	1,293	1,504
豊能北	354	5,767	376	6,124	400	6,510	17	35	52
豊能豊中	426	6,832	434	7,106	444	7,424	63	108	131
豊能吹田	470	6,530	495	6,880	520	7,220	66	74	81
三島	483	7,761	501	7,986	520	8,234	22	27	32
三島高槻	501	6,413	537	6,874	575	7,360	16	23	28
北河内枚方	570	9,342	582	9,539	594	9,736	56	61	66
北河内寝屋川	307	4,839	318	5,008	329	5,177	17	18	20
北河内西	557	9,101	566	9,236	575	9,369	44	87	152
北河内東	361	6,040	376	6,282	390	6,550	14	20	28
中河内南	619	9,533	643	9,876	668	10,229	45	87	123
中河内東大阪	1,111	16,122	1,138	16,511	1,166	16,918	242	252	265
南河内北	413	7,320	425	7,519	438	7,739	31	49	64
南河内南	692	9,911	727	10,481	764	11,038	5	10	17
堺市	1,924	33,227	1,998	34,455	2,075	35,746	41	90	146
泉州北	676	12,354	717	13,060	762	13,825	35	37	43
泉州中	626	10,655	670	11,390	716	12,157	9	15	20
泉州南	702	12,512	754	13,569	817	14,786	22	33	43
合計	***15,548***	***248,122***	***16,458***	***262,668***	***17,440***	***278,342***	***1,857***	***2,319***	***2,815***

（市町村別）

（１）訪問系サービス

①　訪問系サービス合計　（訪問系サービス合計、居宅介護、重度訪問介護）

市町村	訪問系サービス合計						居宅介護						重度訪問介護					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	16,221	553,513	17,598	581,215	19,094	610,449	12,422	248,823	13,564	266,987	14,812	286,477	1,923	258,436	1,989	264,832	2,050	271,188
池田市	253	8,246	264	8,821	275	9,046	220	5,673	229	5,866	239	6,086	5	1,888	6	2,265	6	2,265
豊能町	27	649	29	697	32	761	21	479	23	527	26	591	1	120	1	120	1	120
能勢町	17	477	18	521	19	565	14	387	15	431	16	475	1	30	1	30	1	30
箕面市	267	12,025	284	12,972	301	13,836	218	4,744	232	5,039	247	5,350	16	6,335	18	6,958	19	7,483
豊中市	1,463	57,557	1,541	59,638	1,620	61,832	1,252	32,435	1,324	33,559	1,396	34,695	53	19,698	53	20,316	53	21,009
吹田市	1,412	24,400	1,482	25,940	1,552	27,480	1,050	14,700	1,090	15,500	1,130	16,300	27	4,050	29	4,350	31	4,650
茨木市	468	14,864	475	15,064	482	15,181	384	6,399	390	6,499	397	6,616	21	6,718	22	6,818	22	6,818
摂津市	187	4,058	193	4,179	199	4,307	156	2,192	161	2,308	166	2,431	6	1,636	6	1,636	6	1,636
島本町	81	1,335	89	1,532	98	1,749	72	1,083	79	1,180	86	1,277	1	100	2	200	3	300
高槻市	1,030	19,022	1,076	20,325	1,125	21,798	833	9,691	862	9,724	892	9,757	23	6,885	27	8,100	31	9,482
枚方市	849	30,002	869	30,827	890	31,682	702	20,098	716	20,499	731	20,929	22	6,346	23	6,634	24	6,923
寝屋川市	689	22,376	723	23,636	757	24,896	536	11,968	562	12,468	588	12,969	51	6,329	56	6,950	61	7,570
守口市	554	13,868	574	14,470	593	15,042	411	6,419	421	6,559	431	6,699	39	4,531	41	4,757	43	4,983
門真市	429	8,262	444	8,584	457	8,766	338	5,368	349	5,511	360	5,653	12	1,185	13	1,292	13	1,292
大東市	276	6,750	298	7,099	320	7,448	208	3,676	226	3,949	244	4,222	15	1,920	15	1,920	15	1,920
四條畷市	213	5,625	222	5,847	232	6,068	182	3,957	191	4,179	201	4,400	16	1,397	16	1,397	16	1,397
交野市	212	5,126	221	5,313	229	5,511	170	3,962	177	4,102	183	4,251	2	129	2	134	2	139
八尾市	862	22,753	938	25,424	1,013	28,096	723	15,183	786	16,506	849	17,829	15	4,200	19	5,320	23	6,440
柏原市	178	3,242	192	3,481	207	3,733	140	1,947	151	2,093	163	2,252	4	588	4	588	4	588
東大阪市	2,441	69,861	2,524	72,142	2,612	74,521	1,931	29,361	1,996	30,151	2,065	31,002	164	29,499	170	30,594	176	31,691
松原市	318	6,338	326	6,534	334	6,587	262	3,955	267	4,024	272	3,997	4	647	5	658	6	670
羽曳野市	269	7,610	275	7,835	278	7,887	216	5,334	220	5,387	223	5,439	7	787	8	917	8	917
藤井寺市	159	4,437	172	4,786	182	4,937	127	2,259	136	2,388	145	2,517	11	1,732	12	1,889	12	1,889
富田林市	198	4,337	207	4,505	215	4,664	153	1,874	162	2,003	170	2,119	19	1,863	19	1,877	19	1,895
河内長野市	322	8,538	332	8,785	343	9,032	243	5,025	251	5,195	259	5,365	11	1,542	12	1,598	13	1,654
大阪狭山市	139	3,024	143	3,084	148	3,144	109	1,692	113	1,752	118	1,812	12	623	12	623	12	623
河南町	39	1,695	43	1,953	47	2,201	31	905	35	1,053	39	1,201	3	660	3	760	3	860
太子町	36	1,180	38	1,220	40	1,260	26	820	28	860	30	900	5	300	5	300	5	300
千早赤阪村	11	255	12	274	13	293	8	171	9	187	10	203	0	0	0	0	0	0
堺市	3,160	94,533	3,350	99,787	3,541	104,782	2,577	48,676	2,743	51,637	2,909	54,598	236	36,018	249	37,984	260	39,653
泉大津市	219	6,581	231	7,143	242	7,539	167	3,775	172	3,874	177	3,974	10	2,145	12	2,539	13	2,758
和泉市	475	17,581	499	18,605	525	19,696	407	10,735	430	11,515	455	12,362	16	3,808	17	4,046	18	4,284
高石市	181	3,098	190	3,232	200	3,372	150	2,031	158	2,141	167	2,257	6	414	6	430	7	446
忠岡町	71	2,219	76	2,448	79	2,531	63	1,769	66	1,830	68	1,885	2	280	3	420	3	420
岸和田市	797	17,709	868	19,093	940	20,505	645	10,233	710	11,301	775	12,371	44	4,545	46	4,752	48	4,958
貝塚市	201	5,294	206	5,452	210	5,599	158	2,877	162	2,925	165	2,962	10	1,101	11	1,211	12	1,321
泉佐野市	344	7,697	379	8,333	418	9,029	303	5,097	336	5,659	373	6,280	10	1,890	10	1,890	10	1,890
泉南市	222	5,746	232	5,924	243	6,115	176	3,094	186	3,272	197	3,463	10	1,474	10	1,474	10	1,474
阪南市	230	4,563	242	4,891	257	5,224	184	3,033	196	3,231	210	3,432	1	25	1	25	1	25
熊取町	96	2,840	102	3,176	107	3,486	69	1,452	73	1,660	76	1,842	11	1,100	12	1,210	13	1,320
田尻町	44	1,163	49	1,241	53	1,319	40	792	44	851	48	910	1	219	1	219	1	219
岬町	71	1,651	81	1,876	96	2,246	57	1,286	62	1,361	68	1,455	0	0	0	0	0	0
合計	***35,731***	***1,092,100***	***38,107***	***1,147,904***	***40,618***	***1,204,215***	***28,154***	***545,430***	***30,103***	***577,743***	***32,176***	***611,605***	***2,846***	***423,193***	***2,967***	***440,033***	***3,074***	***455,500***

（1）訪問系サービス

①　訪問系サービス合計　（同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）

市町村	同行援護						行動援護						重度障がい者等包括支援					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	1,505	38,190	1,623	40,328	1,752	42,586	371	8,064	422	9,068	480	10,198	0	0	0	0	0	0
池田市	28	685	29	690	30	695	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	3	30	3	30	3	30	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0	1	30	1	30	1	30
箕面市	28	803	29	832	30	860	4	68	4	68	4	68	1	75	1	75	1	75
豊中市	147	4,489	151	4,672	156	4,889	11	935	13	1,091	15	1,239	0	0	0	0	0	0
吹田市	124	2,720	127	2,790	130	2,860	210	2,690	235	3,060	260	3,430	1	240	1	240	1	240
茨木市	60	1,552	60	1,552	60	1,552	2	120	2	120	2	120	1	75	1	75	1	75
摂津市	25	230	26	235	27	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	7	140	7	140	8	160	1	12	1	12	1	12	0	0	0	0	0	0
高槻市	160	2,299	167	2,326	174	2,353	14	147	20	175	28	206	0	0	0	0	0	0
枚方市	120	3,252	125	3,388	130	3,524	5	306	5	306	5	306	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	77	2,162	78	2,190	79	2,218	18	437	20	478	22	519	7	1,480	7	1,550	7	1,620
守口市	66	1,832	68	1,888	70	1,944	38	1,086	44	1,266	49	1,416	0	0	0	0	0	0
門真市	63	1,260	65	1,300	67	1,340	16	449	17	481	17	481	0	0	0	0	0	0
大東市	52	1,144	55	1,210	58	1,276	1	10	2	20	3	30	0	0	0	0	0	0
四條畷市	12	241	12	241	12	241	2	15	2	15	2	15	1	15	1	15	1	15
交野市	35	973	37	1,012	38	1,053	5	62	5	65	6	68	0	0	0	0	0	0
八尾市	107	3,099	115	3,311	122	3,524	17	271	18	287	19	303	0	0	0	0	0	0
柏原市	15	202	15	202	15	202	19	505	22	598	25	691	0	0	0	0	0	0
東大阪市	264	8,829	275	9,199	287	9,603	82	2,172	83	2,198	84	2,225	0	0	0	0	0	0
松原市	42	1,276	42	1,299	43	1,322	10	460	12	553	13	598	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	32	896	32	896	32	896	14	593	15	635	15	635	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	18	380	20	421	21	443	3	66	4	88	4	88	0	0	0	0	0	0
富田林市	23	527	23	552	23	577	3	73	3	73	3	73	0	0	0	0	0	0
河内長野市	39	1,365	39	1,365	39	1,365	29	606	30	627	32	648	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	17	694	17	694	17	694	1	15	1	15	1	15	0	0	0	0	0	0
河南町	3	70	3	70	3	70	2	60	2	70	2	70	0	0	0	0	0	0
太子町	3	30	3	30	3	30	2	30	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	36	1	39	1	42	2	48	2	48	2	48	0	0	0	0	0	0
堺市	310	8,779	320	9,062	331	9,352	37	1,060	38	1,104	41	1,179	0	0	0	0	0	0
泉大津市	32	534	35	585	39	651	10	127	12	145	13	156	0	0	0	0	0	0
和泉市	46	2,024	46	2,024	46	2,024	2	62	2	68	2	74	4	952	4	952	4	952
高石市	22	589	23	597	23	605	3	64	3	64	3	64	0	0	0	0	0	0
忠岡町	6	170	7	198	8	226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	105	2,846	109	2,955	113	3,063	3	85	3	85	4	113	0	0	0	0	0	0
貝塚市	33	1,316	33	1,316	33	1,316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	27	490	28	509	29	529	4	220	5	275	6	330	0	0	0	0	0	0
泉南市	23	621	23	621	23	621	13	557	13	557	13	557	0	0	0	0	0	0
阪南市	33	863	33	863	33	863	12	642	12	772	13	904	0	0	0	0	0	0
熊取町	16	288	17	306	18	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	3	152	4	171	4	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	10	239	11	263	12	287	4	126	8	252	16	504	0	0	0	0	0	0
合計	***3,743***	***98,347***	***3,937***	***102,402***	***4,143***	***106,670***	***972***	***22,263***	***1,084***	***24,789***	***1,209***	***27,433***	***16***	***2,867***	***16***	***2,937***	***16***	***3,007***

（1）訪問系サービス
②　居宅介護

市町村	居宅介護																							
	身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	4,546	103,262	4,964	110,800	5,421	118,888	2,596	50,013	2,835	53,664	3,096	57,582	547	11,695	597	12,548	652	13,464	4,733	83,853	5,168	89,975	5,643	96,543
池田市	75	3,051	77	3,133	79	3,214	51	965	56	1,060	61	1,154	18	512	17	483	17	483	76	1,145	79	1,190	82	1,235
豊能町	8	280	9	315	10	350	4	64	4	64	5	80	2	44	2	44	2	44	7	91	8	104	9	117
能勢町	7	308	8	352	9	396	1	8	1	8	1	8	1	15	1	15	1	15	5	56	5	56	5	56
箕面市	84	2,463	88	2,581	92	2,698	67	1,195	74	1,320	82	1,462	20	773	21	812	22	851	47	313	49	326	51	339
豊中市	406	14,156	407	14,208	408	14,261	223	5,376	242	5,376	261	5,376	88	2,683	90	2,738	92	2,793	535	10,220	585	11,237	635	12,265
吹田市	280	6,780	290	7,140	300	7,500	350	3,390	360	3,570	370	3,750	70	1,130	75	1,190	80	1,250	350	3,400	365	3,600	380	3,800
茨木市	116	2,832	118	2,876	120	2,928	75	1,672	76	1,698	77	1,728	24	291	25	295	25	300	169	1,604	171	1,630	175	1,660
摂津市	53	1,092	55	1,179	57	1,273	39	284	40	293	41	302	17	478	18	488	19	498	47	338	48	348	49	358
島本町	16	288	17	306	18	324	23	414	25	450	27	486	3	21	4	28	5	35	30	360	33	396	36	432
高槻市	249	5,099	258	5,116	266	5,134	239	1,819	247	1,825	256	1,831	33	360	34	362	35	363	312	2,413	323	2,421	335	2,429
枚方市	295	8,446	301	8,618	307	8,789	108	3,092	110	3,149	112	3,207	30	859	31	888	32	916	269	7,701	274	7,844	280	8,017
寝屋川市	153	5,187	154	5,221	155	5,255	116	2,854	126	3,100	136	3,346	19	281	20	296	21	311	248	3,646	262	3,851	276	4,057
守口市	130	2,665	130	2,665	130	2,665	120	1,440	120	1,440	120	1,440	13	242	13	242	13	242	148	2,072	158	2,212	168	2,352
門真市	113	2,961	115	3,013	117	3,065	109	1,395	112	1,434	115	1,472	18	110	19	116	20	122	98	902	103	948	108	994
大東市	99	2,475	105	2,625	111	2,775	45	405	51	459	57	513	12	120	15	150	18	180	52	676	55	715	58	754
四條畷市	76	2,399	81	2,557	86	2,714	35	625	36	652	38	679	6	133	6	133	6	133	65	800	68	837	71	874
交野市	74	2,624	78	2,739	82	2,859	30	313	31	319	32	329	3	75	3	75	3	75	63	950	65	969	66	988
八尾市	321	6,741	336	7,056	351	7,371	112	2,352	118	2,478	124	2,604	45	945	53	1,113	61	1,281	245	5,145	279	5,859	313	6,573
柏原市	22	396	22	396	22	396	25	350	28	392	31	434	1	5	1	5	1	5	92	1,196	100	1,300	109	1,417
東大阪市	470	9,590	459	9,366	449	9,162	480	6,055	509	6,420	540	6,811	50	650	60	780	70	910	931	13,066	968	13,585	1,006	14,119
松原市	89	1,319	91	1,342	93	1,366	70	1,029	72	1,047	73	1,067	8	217	8	221	8	225	95	1,390	96	1,414	98	1,339
羽曳野市	104	3,788	104	3,788	104	3,788	34	341	35	351	35	351	9	208	9	208	10	231	69	997	72	1,040	74	1,069
藤井寺市	51	1,300	52	1,325	53	1,351	17	209	18	222	19	234	5	85	6	102	7	119	54	665	60	739	66	813
富田林市	47	799	49	833	50	850	40	424	44	494	49	568	6	66	6	66	6	66	60	585	63	610	65	635
河内長野市	68	2,250	70	2,310	72	2,370	49	1,060	52	1,125	55	1,190	20	525	21	550	22	575	106	1,190	108	1,210	110	1,230
大阪狭山市	23	558	23	558	23	558	22	294	23	315	25	335	6	79	7	92	8	105	58	761	60	787	62	814
河南町	14	424	15	459	16	494	9	282	11	372	13	462	3	79	3	82	3	85	5	120	6	140	7	160
太子町	20	700	22	740	24	780	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	4	80	4	80	4	80
千早赤阪村	5	107	5	117	6	127	2	43	3	47	3	51	0	0	0	0	0	0	1	21	1	23	1	25
堺市	687	16,342	710	16,888	733	17,435	611	11,161	655	11,965	699	12,768	140	3,230	147	3,391	154	3,553	1,139	17,943	1,231	19,393	1,323	20,842
泉大津市	78	1,942	80	1,992	82	2,042	25	373	27	402	29	432	9	184	10	204	11	224	55	1,276	55	1,276	55	1,276
和泉市	198	7,722	200	8,000	202	8,282	63	945	65	1,040	67	1,139	24	360	29	435	35	525	122	1,708	136	2,040	151	2,416
高石市	39	617	40	634	41	652	42	484	45	520	48	558	5	111	5	116	6	121	64	819	68	871	72	926
忠岡町	30	1,170	31	1,209	32	1,248	10	266	10	266	10	266	2	14	3	21	3	21	21	319	22	334	23	350
岸和田市	257	5,493	287	6,134	317	6,776	100	1,204	103	1,240	106	1,276	28	372	30	398	32	425	260	3,164	290	3,529	320	3,894
貝塚市	68	1,761	68	1,761	68	1,761	28	414	29	429	30	444	4	61	4	61	4	61	58	641	61	674	63	696
泉佐野市	122	2,921	135	3,243	149	3,599	73	925	81	1,027	90	1,140	11	98	12	109	14	121	97	1,153	108	1,280	120	1,420
泉南市	50	1,518	50	1,560	50	1,602	62	591	68	648	75	715	5	85	5	85	5	85	59	900	63	979	67	1,061
阪南市	61	1,574	61	1,585	61	1,597	43	341	46	376	51	411	14	154	17	190	20	227	66	964	72	1,080	78	1,197
熊取町	19	703	20	780	21	840	16	272	17	306	18	342	1	15	2	30	2	30	33	462	34	544	35	630
田尻町	14	458	14	458	14	458	9	114	11	146	13	178	2	36	3	44	3	52	15	184	16	203	18	222
岬町	29	828	28	799	27	770	9	116	10	129	11	142	1	13	1	13	1	13	18	329	23	420	29	530
合計	***9,666***	***237,389***	***10,227***	***248,777***	***10,828***	***260,763***	***6,183***	***104,989***	***6,627***	***111,658***	***7,102***	***118,683***	***1,324***	***27,434***	***1,434***	***29,239***	***1,550***	***31,155***	***10,981***	***175,618***	***11,815***	***188,069***	***12,696***	***201,004***

（1）訪問系サービス
③　重度訪問介護

市町村	重度訪問介護																	
	身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	1,883	253,008	1,947	259,270	2,007	265,493	25	3,877	26	3,973	27	4,068	15	1,551	16	1,589	16	1,627
池田市	5	1,888	6	2,265	6	2,265	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	1	120	1	120	1	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	12	4,353	13	4,691	14	5,056	3	1,642	4	1,927	4	2,087	1	340	1	340	1	340
豊中市	45	15,134	44	14,835	43	14,534	8	4,564	9	5,481	10	6,475	0	0	0	0	0	0
吹田市	21	3,450	23	3,750	25	4,050	5	500	5	500	5	500	1	100	1	100	1	100
茨木市	19	6,518	19	6,518	19	6,518	2	200	3	300	3	300	0	0	0	0	0	0
摂津市	6	1,636	6	1,636	6	1,636	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	1	100	2	200	3	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	21	6,575	24	7,635	27	8,862	1	155	2	310	3	465	1	155	1	155	1	155
枚方市	21	6,301	22	6,589	23	6,878	1	45	1	45	1	45	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	44	5,460	47	5,833	50	6,205	5	621	7	869	9	1,117	2	248	2	248	2	248
守口市	37	4,181	39	4,407	41	4,633	1	230	1	230	1	230	1	120	1	120	1	120
門真市	11	1,174	12	1,281	12	1,281	1	11	1	11	1	11	0	0	0	0	0	0
大東市	15	1,920	15	1,920	15	1,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四條畷市	13	1,328	13	1,328	13	1,328	2	46	2	46	2	46	1	23	1	23	1	23
交野市	2	129	2	134	2	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	13	3,640	17	4,760	21	5,880	1	280	1	280	1	280	1	280	1	280	1	280
柏原市	3	408	3	408	3	408	1	180	1	180	1	180	0	0	0	0	0	0
東大阪市	155	27,848	160	28,746	165	29,645	8	1,576	9	1,773	10	1,971	1	75	1	75	1	75
松原市	4	647	5	658	6	670	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	4	397	4	397	4	397	3	390	4	520	4	520	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	11	1,732	12	1,889	12	1,889	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	19	1,863	19	1,877	19	1,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河内長野市	11	1,542	12	1,598	13	1,654	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	11	533	11	533	11	533	1	90	1	90	1	90	0	0	0	0	0	0
河南町	3	660	3	760	3	860	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	5	300	5	300	5	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	219	33,958	230	35,664	240	37,215	15	1,778	16	1,897	17	2,015	2	282	3	423	3	423
泉大津市	9	1,970	10	2,189	11	2,408	0	0	1	175	1	175	1	175	1	175	1	175
和泉市	14	3,332	15	3,570	16	3,808	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238
高石市	4	280	4	296	5	312	1	67	1	67	1	67	1	67	1	67	1	67
忠岡町	2	280	3	420	3	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	42	4,338	44	4,545	46	4,751	1	189	1	189	1	189	1	18	1	18	1	18
貝塚市	10	1,101	11	1,211	12	1,321	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	10	1,890	10	1,890	10	1,890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	9	1,227	9	1,227	9	1,227	1	247	1	247	1	247	0	0	0	0	0	0
阪南市	1	25	1	25	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊取町	9	990	10	1,100	11	1,210	0	0	0	0	0	0	2	110	2	110	2	110
田尻町	1	219	1	219	1	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	***2,727***	***402,485***	***2,835***	***416,724***	***2,935***	***430,185***	***87***	***16,926***	***98***	***19,348***	***105***	***21,316***	***32***	***3,782***	***34***	***3,961***	***34***	***3,999***

（１）訪問系サービス

④　同行援護

市町村	同行援護											
	身体障がい者						障がい児					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	1,490	37,999	1,607	40,126	1,734	42,373	15	191	16	202	18	213
池田市	27	680	28	685	29	690	1	5	1	5	1	5
豊能町	3	30	3	30	3	30	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0
箕面市	27	774	28	803	29	831	1	29	1	29	1	29
豊中市	144	4,380	148	4,563	153	4,780	3	109	3	109	3	109
吹田市	124	2,720	127	2,790	130	2,860	0	0	0	0	0	0
茨木市	60	1,552	60	1,552	60	1,552	0	0	0	0	0	0
摂津市	25	230	26	235	27	240	0	0	0	0	0	0
島本町	7	140	7	140	8	160	0	0	0	0	0	0
高槻市	157	2,267	164	2,294	170	2,321	3	32	3	32	4	32
枚方市	120	3,252	125	3,388	130	3,524	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	76	2,151	77	2,179	78	2,207	1	11	1	11	1	11
守口市	65	1,820	67	1,876	69	1,932	1	12	1	12	1	12
門真市	61	1,220	63	1,260	65	1,300	2	40	2	40	2	40
大東市	52	1,144	55	1,210	58	1,276	0	0	0	0	0	0
四條畷市	12	241	12	241	12	241	0	0	0	0	0	0
交野市	35	973	37	1,012	38	1,053	0	0	0	0	0	0
八尾市	106	3,084	114	3,296	121	3,509	1	15	1	15	1	15
柏原市	14	182	14	182	14	182	1	20	1	20	1	20
東大阪市	261	8,777	272	9,147	284	9,551	3	52	3	52	3	52
松原市	42	1,276	42	1,299	43	1,322	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	32	896	32	896	32	896	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	17	360	18	381	19	403	1	20	2	40	2	40
富田林市	23	527	23	552	23	577	0	0	0	0	0	0
河内長野市	39	1,365	39	1,365	39	1,365	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	16	693	16	693	16	693	1	1	1	1	1	1
河南町	3	70	3	70	3	70	0	0	0	0	0	0
太子町	3	30	3	30	3	30	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	1	36	1	39	1	42	0	0	0	0	0	0
堺市	310	8,779	320	9,062	330	9,345	0	0	0	0	1	7
泉大津市	32	534	35	585	39	651	0	0	0	0	0	0
和泉市	46	2,024	46	2,024	46	2,024	0	0	0	0	0	0
高石市	22	589	23	597	23	605	0	0	0	0	0	0
忠岡町	6	170	7	198	8	226	0	0	0	0	0	0
岸和田市	104	2,828	108	2,937	112	3,045	1	18	1	18	1	18
貝塚市	32	1,286	32	1,286	32	1,286	1	30	1	30	1	30
泉佐野市	27	490	28	509	29	529	0	0	0	0	0	0
泉南市	23	621	23	621	23	621	0	0	0	0	0	0
阪南市	33	863	33	863	33	863	0	0	0	0	0	0
熊取町	15	268	17	306	18	324	1	20	0	0	0	0
田尻町	3	152	4	171	4	190	0	0	0	0	0	0
岬町	10	239	11	263	12	287	0	0	0	0	0	0
合計	***3,706***	***97,742***	***3,899***	***101,786***	***4,101***	***106,036***	***37***	***605***	***38***	***616***	***42***	***634***

（１）訪問系サービス

⑤　行動援護

市町村	行動援護																	
	知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	332	7,639	378	8,590	430	9,660	38	421	43	474	49	533	1	4	1	4	1	5
池田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	2	34	2	34	2	34	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17
豊中市	10	918	12	1,074	14	1,222	1	17	1	17	1	17	0	0	0	0	0	0
吹田市	190	2,490	215	2,860	240	3,230	10	120	10	120	10	120	10	80	10	80	10	80
茨木市	2	120	2	120	2	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	1	12	1	12	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	7	74	9	79	14	103	6	63	8	70	10	73	1	10	3	26	4	30
枚方市	5	306	5	306	5	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	15	407	16	434	17	461	1	14	2	28	3	42	2	16	2	16	2	16
守口市	34	1,020	40	1,200	45	1,350	3	36	3	36	3	36	1	30	1	30	1	30
門真市	12	388	13	420	13	420	3	41	3	41	3	41	1	20	1	20	1	20
大東市	1	10	1	10	2	20	0	0	1	10	1	10	0	0	0	0	0	0
四條畷市	1	10	1	10	1	10	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0
交野市	5	62	5	65	6	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	11	176	12	192	13	208	5	80	5	80	5	80	1	15	1	15	1	15
柏原市	15	465	18	558	21	651	4	40	4	40	4	40	0	0	0	0	0	0
東大阪市	64	1,690	64	1,690	64	1,690	1	26	1	26	1	26	17	456	18	482	19	509
松原市	10	460	12	553	13	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	14	593	15	635	15	635	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	3	66	4	88	4	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	2	62	2	62	2	62	1	11	1	11	1	11	0	0	0	0	0	0
河内長野市	14	391	15	397	16	403	15	215	15	230	16	245	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	1	15	1	15	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河南町	1	50	1	50	1	50	1	10	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
太子町	2	30	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	2	48	2	48	2	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	34	1,012	36	1,072	38	1,131	3	48	2	32	3	48	0	0	0	0	0	0
泉大津市	6	69	7	81	8	92	3	18	4	24	4	24	1	40	1	40	1	40
和泉市	2	62	2	68	2	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高石市	1	22	1	22	1	22	1	20	1	20	1	20	1	22	1	22	1	22
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	3	85	3	85	4	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	4	220	5	275	6	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	9	458	9	458	9	458	4	99	4	99	4	99	0	0	0	0	0	0
阪南市	5	210	5	238	6	267	7	432	7	534	7	637	0	0	0	0	0	0
熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	4	126	8	252	16	504	0	0	0	0	0	0
合計	***821***	***19,684***	***917***	***21,841***	***1,021***	***23,991***	***114***	***1,869***	***127***	***2,196***	***146***	***2,658***	***37***	***710***	***40***	***752***	***42***	***784***

（１）訪問系サービス

⑥　重度障がい者等包括支援

市町村	重度障がい者等包括支援																							
	身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	1	75	1	75	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	1	240	1	240	1	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨木市	0	0	0	0	0	0	1	75	1	75	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	4	815	4	855	4	895	3	665	3	695	3	725	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
門真市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四條畷市	1	15	1	15	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河内長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉市	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238
高石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阪南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	***9***	***1,413***	***9***	***1,453***	***9***	***1,493***	***5***	***978***	***5***	***1,008***	***5***	***1,038***	***1***	***238***	***1***	***238***	***1***	***238***	***1***	***238***	***1***	***238***	***1***	***238***

（２）短期入所

市町村	合　計						身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	1,257	8,083	1,365	8,776	1,473	9,469	416	2,902	452	3,151	488	3,399	684	4,341	743	4,713	801	5,085	142	711	154	772	166	833	15	129	16	140	18	152
池田市	42	287	45	304	46	311	8	51	8	51	8	51	28	195	30	209	31	216	5	38	5	38	5	38	1	3	2	6	2	6
豊能町	9	27	9	27	9	27	2	4	2	4	2	4	5	20	5	20	5	20	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
能勢町	11	88	13	108	15	126	4	32	5	41	6	49	5	53	6	64	7	74	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1
箕面市	119	662	134	753	152	862	1	6	1	6	1	6	100	542	111	601	124	672	13	50	15	57	18	69	5	64	7	89	9	115
豊中市	307	2,286	344	2,674	382	3,093	68	635	73	753	78	882	186	1,315	209	1,523	232	1,741	40	219	48	267	56	316	13	117	14	131	16	154
吹田市	440	1,740	470	1,970	500	2,200	50	280	50	290	50	300	330	1,210	360	1,400	390	1,590	50	140	50	155	50	170	10	110	10	125	10	140
茨木市	207	893	211	910	215	928	26	123	26	125	27	128	133	615	136	627	138	639	43	134	44	136	45	139	5	21	5	22	5	22
摂津市	68	322	72	349	76	376	12	46	13	51	14	56	42	240	44	260	46	280	13	31	14	33	15	35	1	5	1	5	1	5
島本町	21	159	28	212	37	281	2	16	3	24	5	40	16	128	20	160	25	200	3	15	4	20	5	25	0	0	1	8	2	16
高槻市	482	1,751	495	1,831	508	1,915	54	196	56	205	57	214	348	1,374	357	1,436	367	1,502	73	162	75	170	77	178	7	19	7	20	7	21
枚方市	247	1,248	283	1,430	324	1,637	77	389	88	445	101	510	154	778	176	889	202	1,021	15	76	17	86	19	96	1	5	2	10	2	10
寝屋川市	197	1,318	205	1,364	213	1,410	44	378	46	396	48	413	128	845	130	858	132	871	17	61	19	68	21	76	8	34	10	42	12	50
守口市	84	558	93	615	102	672	27	189	29	203	31	217	45	315	50	350	55	385	10	40	12	48	14	56	2	14	2	14	2	14
門真市	122	734	133	784	145	836	5	11	6	13	7	15	95	665	100	700	105	735	20	52	25	65	30	78	2	6	2	6	3	8
大東市	102	568	112	626	122	684	29	203	31	217	33	231	61	305	68	340	75	375	8	24	8	24	8	24	4	36	5	45	6	54
四條畷市	75	427	83	476	91	523	23	169	26	191	29	213	44	227	47	243	50	258	6	15	7	18	8	20	2	16	3	24	4	32
交野市	64	336	66	345	67	353	28	159	29	166	30	172	32	159	33	160	33	162	2	5	2	5	2	5	2	13	2	14	2	14
八尾市	174	1,047	185	1,114	196	1,181	35	210	37	222	39	234	124	744	131	786	138	828	12	72	13	78	14	84	3	21	4	28	5	35
柏原市	35	208	36	213	37	218	6	54	6	54	6	54	22	110	23	115	24	120	6	24	6	24	6	24	1	20	1	20	1	20
東大阪市	582	2,741	594	2,796	607	2,857	82	446	82	446	82	446	412	1,920	424	1,975	437	2,036	80	345	80	345	80	345	8	30	8	30	8	30
松原市	82	492	84	504	88	528	18	121	18	124	19	130	58	339	60	347	63	364	5	31	5	32	5	33	1	1	1	1	1	1
羽曳野市	72	544	74	557	75	564	25	221	25	221	25	221	42	300	43	307	44	314	4	21	5	27	5	27	1	2	1	2	1	2
藤井寺市	49	335	54	368	57	389	11	80	12	88	13	95	33	226	35	239	37	253	3	14	4	19	4	19	2	15	3	22	3	22
富田林市	57	421	57	421	57	421	19	171	19	171	19	171	30	210	30	210	30	210	6	24	6	24	6	24	2	16	2	16	2	16
河内長野市	76	362	82	373	89	386	10	49	11	54	12	59	40	283	42	285	45	290	25	29	28	33	31	36	1	1	1	1	1	1
大阪狭山市	27	178	27	185	29	190	5	49	5	49	5	49	12	81	12	85	13	88	9	45	9	48	10	50	1	3	1	3	1	3
河南町	8	18	9	20	10	22	4	10	4	10	4	10	2	4	3	6	4	8	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
太子町	15	47	17	54	19	61	1	1	1	1	1	1	10	30	11	33	12	36	4	16	5	20	6	24	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	4	28	4	31	5	33	1	7	1	8	1	8	3	21	3	23	4	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	842	5,724	883	6,001	925	6,283	213	1,469	225	1,552	237	1,634	466	3,367	486	3,511	506	3,656	155	842	164	891	173	940	8	46	8	47	9	53
泉大津市	42	302	45	323	48	345	11	85	12	92	13	100	29	203	31	217	33	231	2	14	2	14	2	14	0	0	0	0	0	0
和泉市	146	783	158	843	170	903	35	175	37	185	39	195	82	492	87	522	92	552	28	112	33	132	38	152	1	4	1	4	1	4
高石市	32	168	34	185	39	203	1	2	1	2	1	2	30	159	32	175	36	191	1	7	1	8	2	10	0	0	0	0	0	0
忠岡町	10	40	11	44	12	48	1	4	1	4	1	4	7	28	8	32	9	36	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
岸和田市	81	637	88	693	95	750	19	104	20	110	21	115	53	473	58	517	63	562	7	43	8	49	9	56	2	17	2	17	2	17
貝塚市	46	276	46	276	46	276	15	108	15	108	15	108	29	155	29	155	29	155	2	13	2	13	2	13	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	50	441	53	463	55	486	16	185	17	197	18	210	31	240	32	249	33	258	2	9	3	10	3	11	1	7	1	7	1	7
泉南市	23	166	23	166	24	176	6	38	6	38	6	38	12	113	12	113	13	123	4	14	4	14	4	14	1	1	1	1	1	1
阪南市	33	145	35	158	38	170	15	42	16	45	18	47	16	101	17	111	18	121	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
熊取町	18	149	19	168	19	169	2	38	3	57	3	57	13	91	13	91	14	98	2	12	2	12	1	6	1	8	1	8	1	8
田尻町	6	44	6	44	7	45	3	40	3	40	3	40	1	2	1	2	1	2	2	2	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0
岬町	8	83	9	95	11	119	0	0	0	0	0	0	7	82	8	94	10	118	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	***6,372***	***36,866***	***6,794***	***39,649***	***7,235***	***42,526***	***1,430***	***9,498***	***1,521***	***10,210***	***1,616***	***10,928***	***4,000***	***23,101***	***4,256***	***24,753***	***4,526***	***26,501***	***826***	***3,474***	***888***	***3,769***	***950***	***4,055***	***116***	***793***	***129***	***917***	***143***	***1,042***

（3）日中活動系サービス

① 生活介護

市町村	合　計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	6,555	113,729	6,844	118,743	7,133	123,757	2,792	45,833	2,916	47,853	3,039	49,874	3,481	64,484	3,634	67,327	3,787	70,170	282	3,412	294	3,563	307	3,713
池田市	261	4,619	272	4,799	283	4,981	54	973	57	1,027	60	1,081	165	3,232	170	3,329	175	3,427	42	414	45	443	48	473
豊能町	42	794	42	794	42	794	11	234	11	234	11	234	25	500	25	500	25	500	6	60	6	60	6	60
能勢町	38	662	39	678	41	711	11	182	12	198	14	231	25	443	25	443	25	443	2	37	2	37	2	37
箕面市	279	5,251	286	5,383	300	5,651	44	749	46	783	49	834	218	4,294	223	4,392	234	4,609	17	208	17	208	17	208
豊中市	1,015	20,059	1,039	20,690	1,063	21,331	327	6,107	332	6,235	337	6,365	636	13,318	652	13,777	668	14,243	52	634	55	678	58	723
吹田市	1,050	17,850	1,085	18,450	1,120	19,050	190	3,200	195	3,300	200	3,400	770	13,700	795	14,150	820	14,600	90	950	95	1,000	100	1,050
茨木市	519	9,747	528	9,916	537	10,085	104	1,859	106	1,892	108	1,924	398	7,670	405	7,803	411	7,936	17	218	17	221	18	225
摂津市	260	4,083	268	4,171	276	4,261	55	660	57	680	59	700	165	3,000	170	3,060	175	3,121	40	423	41	431	42	440
島本町	69	1,380	74	1,470	79	1,560	5	100	6	120	7	140	64	1,280	67	1,340	70	1,400	0	0	1	10	2	20
高槻市	968	18,395	975	18,532	983	18,670	204	3,622	205	3,649	207	3,676	751	14,650	757	14,759	763	14,869	13	123	13	124	13	125
枚方市	1,009	18,757	1,057	19,650	1,107	20,579	319	5,930	334	6,209	353	6,562	675	12,548	708	13,162	737	13,701	15	279	15	279	17	316
寝屋川市	677	12,940	691	13,163	705	13,385	141	2,524	145	2,596	149	2,667	505	10,100	510	10,200	515	10,300	31	316	36	367	41	418
守口市	322	6,028	322	6,028	322	6,028	140	2,520	140	2,520	140	2,520	170	3,400	170	3,400	170	3,400	12	108	12	108	12	108
門真市	322	5,773	331	5,912	340	6,053	51	836	53	869	55	902	260	4,862	265	4,955	270	5,049	11	75	13	88	15	102
大東市	350	6,170	362	6,390	374	6,610	120	2,040	120	2,040	120	2,040	183	3,660	193	3,860	203	4,060	47	470	49	490	51	510
四條畷市	188	3,269	192	3,357	198	3,444	71	1,140	71	1,140	71	1,140	97	1,874	100	1,942	104	2,010	20	255	21	275	23	294
交野市	165	3,066	169	3,143	173	3,219	82	1,460	85	1,519	89	1,579	79	1,541	80	1,557	80	1,572	4	65	4	67	4	68
八尾市	578	10,975	599	11,374	620	11,773	141	2,679	146	2,774	151	2,869	436	8,284	452	8,588	468	8,892	1	12	1	12	1	12
柏原市	135	2,520	140	2,608	145	2,696	37	592	40	640	43	688	94	1,880	96	1,920	98	1,960	4	48	4	48	4	48
東大阪市	1,229	22,672	1,273	23,483	1,319	24,332	280	4,356	284	4,418	288	4,480	909	17,944	945	18,655	983	19,405	40	372	44	410	48	447
松原市	270	5,163	274	5,253	279	5,347	74	1,284	76	1,306	77	1,330	193	3,861	195	3,928	199	3,998	3	18	3	19	3	19
羽曳野市	309	6,054	313	6,135	317	6,215	106	2,001	106	2,001	106	2,001	201	4,033	205	4,114	209	4,194	2	20	2	20	2	20
藤井寺市	162	3,239	168	3,361	175	3,488	46	869	47	888	48	907	115	2,364	120	2,467	125	2,569	1	6	1	6	2	12
富田林市	262	5,220	266	5,300	269	5,360	76	1,520	77	1,540	77	1,540	182	3,640	185	3,700	188	3,760	4	60	4	60	4	60
河内長野市	229	4,512	233	4,589	236	4,648	47	872	49	909	50	928	182	3,640	184	3,680	186	3,720	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	87	1,503	97	1,669	107	1,835	37	546	43	635	49	724	49	944	53	1,021	57	1,098	1	13	1	13	1	13
河南町	40	795	41	817	42	839	18	329	18	329	18	329	21	444	22	466	23	488	1	22	1	22	1	22
太子町	25	463	26	482	27	501	2	18	2	18	2	18	23	445	24	464	25	483	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	23	460	25	502	27	546	7	140	8	153	8	166	16	320	17	349	19	380	0	0	0	0	0	0
堺市	1,943	37,312	2,018	38,703	2,095	40,136	640	11,268	680	11,972	719	12,659	1,274	25,633	1,306	26,277	1,341	26,981	29	411	32	454	35	496
泉大津市	112	2,247	114	2,287	117	2,347	40	800	40	800	40	800	70	1,407	72	1,447	74	1,487	2	40	2	40	3	60
和泉市	317	6,401	325	6,884	333	7,178	118	2,242	121	2,420	124	2,604	195	4,095	200	4,400	205	4,510	4	64	4	64	4	64
高石市	132	2,294	133	2,315	135	2,339	15	252	16	256	16	260	113	2,004	113	2,014	114	2,025	4	38	4	45	5	54
忠岡町	31	584	32	602	34	639	5	90	6	108	7	126	26	494	26	494	27	513	0	0	0	0	0	0
岸和田市	485	9,031	508	9,436	531	9,843	160	2,690	170	2,858	180	3,027	305	6,090	315	6,289	325	6,489	20	251	23	289	26	327
貝塚市	197	4,024	200	4,084	202	4,127	43	787	43	787	43	787	151	3,181	153	3,223	155	3,266	3	56	4	74	4	74
泉佐野市	211	4,081	220	4,253	229	4,432	62	1,089	66	1,154	69	1,223	146	2,950	151	3,057	157	3,167	3	42	3	42	3	42
泉南市	159	3,002	165	3,144	172	3,301	31	552	31	570	31	589	119	2,352	123	2,455	127	2,560	9	98	11	119	14	152
阪南市	98	1,793	101	1,921	106	2,064	41	714	41	714	41	714	52	1,056	54	1,177	57	1,312	5	23	6	30	8	38
熊取町	76	1,602	77	1,649	78	1,686	14	238	15	285	15	300	61	1,342	61	1,342	62	1,364	1	22	1	22	1	22
田尻町	25	433	26	465	28	497	10	168	11	191	12	214	14	259	14	268	15	277	1	6	1	6	1	6
岬町	37	646	49	780	73	1,048	12	134	24	268	48	536	25	512	25	512	25	512	0	0	0	0	0	0
合計	***21,261***	***389,598***	***21,999***	***403,365***	***22,772***	***417,386***	***6,783***	***116,199***	***7,051***	***120,858***	***7,330***	***125,688***	***13,639***	***263,730***	***14,060***	***272,263***	***14,496***	***280,820***	***839***	***9,669***	***888***	***10,244***	***946***	***10,878***

（３）日中活動系サービス

②　自立訓練（機能・生活訓練）

市町村	合　計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	400	6,203	440	6,775	480	7,347	48	685	48	685	48	685	158	2,472	176	2,728	194	2,985	194	3,046	216	3,362	238	3,677
池田市	14	292	17	348	20	400	2	32	4	65	6	97	6	121	6	121	7	141	6	139	7	162	7	162
豊能町	4	80	4	80	4	80	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	2	40	2	40	2	40
能勢町	2	50	2	50	2	50	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	1	30	1	30	1	30
箕面市	11	209	12	228	13	247	1	11	1	11	1	11	8	152	9	171	10	190	2	46	2	46	2	46
豊中市	44	786	50	899	57	1,033	3	52	3	56	3	60	23	466	26	550	30	661	18	268	21	293	24	312
吹田市	95	1,030	100	1,085	105	1,140	5	40	5	40	5	40	45	580	47	610	50	640	45	410	48	435	50	460
茨木市	22	342	23	357	24	373	5	75	5	75	5	75	7	153	8	161	8	170	10	114	10	121	11	128
摂津市	22	302	22	302	22	302	4	32	4	32	4	32	15	230	15	230	15	230	3	40	3	40	3	40
島本町	10	112	10	112	10	112	1	10	1	10	1	10	3	48	3	48	3	48	6	54	6	54	6	54
高槻市	79	877	97	1,078	118	1,317	18	175	21	204	24	236	28	412	35	513	43	635	33	290	41	361	51	446
枚方市	32	585	33	604	35	642	6	92	6	92	6	92	12	227	13	246	14	265	14	266	14	266	15	285
寝屋川市	58	768	62	827	65	878	2	33	2	33	2	33	20	418	22	460	24	502	36	317	38	334	39	343
守口市	27	337	28	348	29	359	5	65	5	65	5	65	10	140	10	140	10	140	12	132	13	143	14	154
門真市	12	178	12	178	15	229	1	14	1	14	2	28	3	78	3	78	4	104	8	86	8	86	9	97
大東市	16	278	16	278	16	278	2	40	2	40	2	40	6	102	6	102	6	102	8	136	8	136	8	136
四條畷市	15	103	17	119	21	144	1	4	1	4	1	4	5	63	6	79	7	95	9	36	10	36	13	45
交野市	10	137	10	139	10	141	2	25	2	26	2	27	4	78	4	79	4	79	4	34	4	34	4	35
八尾市	158	2,072	172	2,256	186	2,440	9	135	10	150	11	165	45	585	49	637	53	689	104	1,352	113	1,469	122	1,586
柏原市	7	96	7	96	7	96	1	8	1	8	1	8	2	40	2	40	2	40	4	48	4	48	4	48
東大阪市	249	2,000	269	2,183	292	2,401	14	113	14	113	14	113	47	500	58	617	72	766	188	1,387	197	1,453	206	1,522
松原市	13	220	14	236	15	253	0	0	0	0	0	0	7	131	8	140	8	150	6	89	6	96	7	103
羽曳野市	11	219	11	219	12	243	2	26	2	26	2	26	4	75	4	75	4	75	5	118	5	118	6	142
藤井寺市	2	36	2	36	2	36	1	15	1	15	1	15	1	21	1	21	1	21	0	0	0	0	0	0
富田林市	22	422	23	442	23	442	2	22	2	22	2	22	2	40	2	40	2	40	18	360	19	380	19	380
河内長野市	8	88	8	88	8	88	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	6	54	6	54	6	54
大阪狭山市	6	117	6	117	6	117	2	40	2	40	2	40	3	56	3	56	3	56	1	21	1	21	1	21
河南町	3	66	3	66	3	66	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22
太子町	1	9	1	9	1	9	0	0	0	0	0	0	1	9	1	9	1	9	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	4	67	4	73	4	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	67	4	73	4	79
堺市	187	2,646	204	2,886	223	3,159	29	326	31	348	33	371	46	841	50	914	55	1,006	112	1,479	123	1,624	135	1,782
泉大津市	24	365	27	410	31	470	1	20	1	20	1	20	3	45	3	45	4	60	20	300	23	345	26	390
和泉市	32	598	34	611	36	649	5	55	6	60	7	70	13	221	14	257	15	285	14	322	14	294	14	294
高石市	7	141	7	141	7	141	2	36	2	36	2	36	3	65	3	65	3	65	2	40	2	40	2	40
忠岡町	8	159	9	189	10	209	1	13	1	13	1	13	2	34	2	34	3	54	5	112	6	142	6	142
岸和田市	56	844	68	1,025	81	1,222	3	48	3	48	4	64	8	143	10	179	12	215	45	653	55	798	65	943
貝塚市	6	118	6	118	6	118	0	0	0	0	0	0	5	90	5	90	5	90	1	28	1	28	1	28
泉佐野市	14	295	15	317	16	338	2	26	2	26	2	26	8	173	9	195	10	216	4	96	4	96	4	96
泉南市	5	124	5	124	6	156	1	8	1	8	1	8	1	18	1	18	1	18	3	98	3	98	4	130
阪南市	4	189	5	205	6	221	0	0	0	0	0	0	3	44	3	52	4	60	1	145	2	153	2	161
熊取町	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10
田尻町	3	40	4	54	5	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	40	4	54	5	68
岬町	2	44	2	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	44	2	44	0	0
合計	***1,707***	***23,664***	***1,863***	***25,772***	***2,034***	***28,113***	***184***	***2,335***	***193***	***2,444***	***204***	***2,591***	***562***	***8,960***	***622***	***9,889***	***692***	***10,991***	***961***	***12,369***	***1,048***	***13,439***	***1,138***	***14,531***

（３）日中活動系サービス

③　就労移行支援

市町村	合　計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	1,340	21,937	1,534	25,278	1,661	27,376	172	2,874	196	3,311	213	3,586	438	7,480	502	8,620	543	9,335	730	11,583	836	13,347	905	14,455
池田市	26	469	29	525	32	579	3	55	3	55	4	73	9	176	11	215	12	234	14	238	15	255	16	272
豊能町	7	140	8	160	9	180	0	0	0	0	0	0	4	80	4	80	4	80	3	60	4	80	5	100
能勢町	6	95	7	109	8	123	0	0	0	0	0	0	2	40	2	40	2	40	4	55	5	69	6	83
箕面市	40	655	44	721	48	787	4	82	5	90	5	99	17	285	18	313	20	342	19	288	21	318	23	346
豊中市	158	2,929	166	3,257	174	3,604	6	94	6	94	6	94	31	652	31	689	31	727	121	2,183	129	2,474	137	2,783
吹田市	132	1,190	138	1,310	144	1,440	8	80	9	88	9	96	41	400	43	435	45	480	83	710	86	787	90	864
茨木市	63	988	66	1,035	69	1,082	5	95	5	99	6	104	21	327	22	342	23	358	37	566	39	594	40	620
摂津市	53	385	57	405	61	425	3	15	3	15	3	15	20	190	22	200	24	210	30	180	32	190	34	200
島本町	16	273	18	308	20	343	1	13	1	13	1	13	5	90	6	108	7	126	10	170	11	187	12	204
高槻市	206	1,710	219	1,818	231	1,917	11	114	12	121	12	127	82	604	87	642	92	678	113	992	120	1,055	127	1,112
枚方市	131	2,129	135	2,194	140	2,275	16	260	16	260	17	276	50	813	51	829	53	861	65	1,056	68	1,105	70	1,138
寝屋川市	107	1,725	109	1,757	111	1,789	3	65	3	65	3	65	45	734	46	750	47	766	59	926	60	942	61	958
守口市	76	1,237	97	1,573	118	1,910	6	97	7	113	8	130	10	180	10	180	10	180	60	960	80	1,280	100	1,600
門真市	97	1,407	102	1,494	107	1,569	21	145	22	152	23	159	36	698	38	737	40	776	40	564	42	605	44	634
大東市	46	771	47	790	48	809	5	80	5	80	5	80	19	361	20	380	21	399	22	330	22	330	22	330
四條畷市	18	301	19	329	21	357	3	50	3	60	4	70	8	142	9	160	10	178	7	109	7	109	7	109
交野市	28	465	29	474	29	482	4	45	4	47	4	48	10	195	10	197	10	199	14	225	15	230	15	235
八尾市	82	1,382	90	1,518	98	1,652	6	90	6	90	7	105	37	629	41	697	45	765	39	663	43	731	46	782
柏原市	12	133	13	143	14	156	1	11	1	11	1	11	4	52	4	52	5	65	7	70	8	80	8	80
東大阪市	330	3,456	346	3,623	362	3,790	29	245	31	262	33	279	128	1,479	134	1,548	140	1,618	173	1,732	181	1,813	189	1,893
松原市	39	702	44	792	49	882	2	48	3	54	3	60	20	369	22	417	25	464	17	285	19	321	21	358
羽曳野市	38	676	40	711	42	746	3	61	3	61	3	61	17	317	18	336	19	354	18	298	19	314	20	331
藤井寺市	15	288	18	347	21	405	2	41	3	61	4	82	7	142	8	163	9	183	6	105	7	123	8	140
富田林市	35	576	40	654	45	732	3	45	3	45	4	60	17	306	18	324	19	342	15	225	19	285	22	330
河内長野市	37	635	38	653	38	653	4	73	4	73	4	73	20	364	21	382	21	382	13	198	13	198	13	198
大阪狭山市	13	241	14	267	15	293	1	10	1	10	1	10	5	101	5	101	5	101	7	130	8	156	9	182
河南町	2	44	2	44	3	66	0	0	0	0	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22
太子町	5	100	6	120	6	120	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	4	80	5	100	5	100
千早赤阪村	2	44	2	48	2	52	0	0	0	0	0	0	1	22	1	24	1	26	1	22	1	24	1	26
堺市	254	4,294	265	4,480	276	4,666	23	367	24	383	25	398	128	2,354	134	2,456	139	2,557	103	1,573	107	1,641	112	1,711
泉大津市	17	309	19	343	20	363	2	30	3	44	3	44	11	221	12	241	13	261	4	58	4	58	4	58
和泉市	43	832	47	947	52	1,072	4	76	4	76	4	76	18	378	18	396	18	396	21	378	25	475	30	600
高石市	20	340	22	373	24	406	2	35	2	35	2	35	10	192	11	211	12	230	8	113	9	127	10	141
忠岡町	8	164	9	185	11	226	1	18	1	18	1	18	6	126	7	147	8	168	1	20	1	20	2	40
岸和田市	84	1,489	99	1,752	114	2,013	7	128	8	147	9	165	38	762	44	883	50	1,003	39	599	47	722	55	845
貝塚市	23	436	24	452	28	525	2	44	2	44	3	66	15	296	15	296	16	315	6	96	7	112	9	144
泉佐野市	30	518	33	570	36	627	2	45	3	50	3	54	16	293	17	322	19	355	12	180	13	198	14	218
泉南市	27	449	29	480	33	544	3	42	4	56	5	70	14	236	15	253	17	286	10	171	10	171	11	188
阪南市	35	507	38	583	42	660	5	52	6	62	7	72	12	186	13	202	14	219	18	269	19	319	21	369
熊取町	13	243	13	243	13	243	1	15	1	15	1	15	6	132	6	132	6	132	6	96	6	96	6	96
田尻町	11	118	13	145	16	173	1	5	1	5	1	5	3	29	3	31	4	34	7	84	9	109	11	134
岬町	4	58	3	39	3	39	1	16	1	16	1	16	1	3	1	3	1	3	2	39	1	20	1	20
合計	***3,729***	***56,840***	***4,091***	***63,049***	***4,394***	***68,151***	***376***	***5,661***	***415***	***6,281***	***449***	***6,832***	***1,384***	***22,478***	***1,502***	***24,576***	***1,602***	***26,270***	***1,969***	***28,701***	***2,174***	***32,192***	***2,343***	***35,049***

（３）日中活動系サービス

④　就労継続支援（Ａ型）

市町村	合　計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	2,376	42,521	2,676	47,891	2,976	53,261	715	13,224	806	14,894	896	16,564	658	12,246	741	13,793	824	15,339	1,003	17,051	1,129	19,204	1,256	21,358
池田市	52	966	60	1,116	68	1,264	9	189	11	231	12	252	16	304	18	342	21	399	27	473	31	543	35	613
豊能町	9	180	10	200	11	220	1	20	1	20	1	20	2	40	2	40	2	40	6	120	7	140	8	160
能勢町	7	142	9	181	11	222	0	0	0	0	0	0	4	80	5	99	6	119	3	62	4	82	5	103
箕面市	35	715	38	780	43	886	4	82	4	82	4	82	9	201	11	246	14	313	22	432	23	452	25	491
豊中市	221	4,440	221	4,440	221	4,440	32	637	32	637	32	637	81	1,701	81	1,701	81	1,701	108	2,102	108	2,102	108	2,102
吹田市	250	3,440	290	4,030	330	4,580	60	750	70	875	80	1,000	70	1,050	80	1,230	90	1,410	120	1,640	140	1,925	160	2,170
茨木市	100	1,845	102	1,882	104	1,919	20	374	20	381	21	389	28	548	28	559	29	570	52	923	54	942	54	960
摂津市	20	215	24	245	28	275	4	45	5	50	6	55	4	50	5	55	6	60	12	120	14	140	16	160
島本町	15	282	16	299	18	336	3	60	3	60	3	60	6	120	6	120	7	140	6	102	7	119	8	136
高槻市	159	2,385	176	2,640	196	2,940	23	357	26	395	29	440	36	623	40	690	44	768	100	1,405	110	1,555	123	1,732
枚方市	185	3,616	208	4,065	233	4,554	32	625	35	684	40	782	48	939	54	1,055	60	1,173	105	2,052	119	2,326	133	2,599
寝屋川市	106	2,059	106	2,059	106	2,059	19	391	19	391	19	391	36	724	36	724	36	724	51	944	51	944	51	944
守口市	102	1,912	117	2,194	132	2,476	20	400	23	460	26	520	36	684	42	798	48	912	46	828	52	936	58	1,044
門真市	84	1,451	95	1,642	106	1,834	21	340	23	372	25	405	28	523	32	598	36	673	35	588	40	672	45	756
大東市	121	2,252	125	2,328	129	2,404	27	513	28	532	29	551	47	940	49	980	51	1,020	47	799	48	816	49	833
四條畷市	35	669	39	758	44	846	7	137	8	157	9	176	14	271	16	321	19	371	14	261	15	280	16	299
交野市	18	340	18	347	19	355	5	96	5	100	6	104	6	108	6	109	6	110	7	136	7	138	7	141
八尾市	343	6,250	379	6,929	417	7,609	86	1,539	95	1,710	105	1,881	94	1,777	107	2,033	121	2,290	163	2,934	177	3,186	191	3,438
柏原市	118	1,998	140	2,358	168	2,817	19	342	20	360	21	378	24	456	26	494	29	551	75	1,200	94	1,504	118	1,888
東大阪市	523	6,371	516	6,310	511	6,250	115	1,527	114	1,514	113	1,501	120	1,778	117	1,762	116	1,747	288	3,066	285	3,034	282	3,002
松原市	91	1,820	94	1,880	97	1,940	20	392	20	404	21	418	33	657	34	679	35	700	38	771	40	797	41	822
羽曳野市	70	1,337	71	1,355	73	1,392	17	350	17	350	17	350	23	464	23	464	24	484	30	523	31	541	32	558
藤井寺市	32	605	35	661	38	719	9	175	10	194	11	214	5	94	6	113	7	132	18	336	19	354	20	373
富田林市	67	1,266	68	1,284	71	1,340	19	380	19	380	19	380	11	220	11	220	12	240	37	666	38	684	40	720
河内長野市	71	1,107	76	1,187	81	1,268	16	262	17	278	18	294	17	306	19	342	21	378	38	539	40	567	42	596
大阪狭山市	35	598	40	691	46	783	7	132	8	151	9	170	6	114	6	114	6	114	22	352	26	426	31	499
河南町	6	132	7	154	8	176	1	22	1	22	1	22	2	44	2	44	2	44	3	66	4	88	5	110
太子町	26	520	27	540	28	560	10	200	10	200	10	200	6	120	7	140	8	160	10	200	10	200	10	200
千早赤阪村	2	30	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15
堺市	320	6,174	335	6,468	350	6,763	67	1,345	71	1,409	74	1,473	91	1,822	95	1,909	99	1,996	162	3,007	169	3,150	177	3,294
泉大津市	36	634	40	701	44	768	4	52	5	65	6	78	12	232	13	251	14	270	20	350	22	385	24	420
和泉市	78	1,491	90	1,721	102	1,951	11	209	13	247	15	285	38	760	44	880	50	1,000	29	522	33	594	37	666
高石市	26	448	28	471	28	494	3	47	3	50	3	52	7	149	8	156	8	164	16	252	17	265	17	278
忠岡町	9	183	10	204	12	244	2	42	2	42	3	63	4	84	5	105	5	105	3	57	3	57	4	76
岸和田市	70	1,303	81	1,501	92	1,698	13	235	16	290	19	344	31	622	33	662	35	702	26	446	32	549	38	652
貝塚市	40	814	46	936	52	1,058	10	203	12	244	14	284	20	406	23	467	26	528	10	205	11	225	12	246
泉佐野市	49	914	59	1,105	72	1,347	9	151	12	201	16	268	17	328	22	425	28	552	23	435	25	479	28	527
泉南市	41	797	49	952	58	1,128	8	163	9	183	11	224	18	369	22	451	26	533	15	265	18	318	21	371
阪南市	45	745	50	887	55	1,032	11	219	13	266	14	313	9	124	9	132	10	142	25	402	28	489	31	577
熊取町	12	228	13	244	14	266	3	66	3	66	3	66	3	66	3	66	4	88	6	96	7	112	7	112
田尻町	4	52	5	68	6	83	2	32	3	42	3	51	0	0	0	0	0	0	2	20	2	26	3	32
岬町	7	157	11	247	19	427	2	40	2	40	2	40	4	90	8	180	16	360	1	27	1	27	1	27
合計	***6,016***	***105,404***	***6,602***	***115,981***	***7,219***	***127,014***	***1,466***	***26,365***	***1,614***	***29,029***	***1,766***	***31,777***	***1,725***	***32,249***	***1,896***	***35,564***	***2,083***	***39,137***	***2,825***	***46,790***	***3,092***	***51,388***	***3,370***	***56,100***

（３）日中活動系サービス
⑤　就労継続支援（Ｂ型）

市町村	合　計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月
大阪市	4,756	73,863	5,201	80,772	5,687	88,324	913	14,256	998	15,589	1,092	17,046	2,383	40,255	2,606	44,021	2,849	48,137	1,460	19,352	1,597	21,162	1,746	23,141
池田市	104	1,629	108	1,689	114	1,778	9	161	9	161	10	178	51	975	53	1,013	55	1,051	44	493	46	515	49	549
豊能町	29	580	31	620	33	660	5	100	5	100	5	100	14	280	15	300	16	320	10	200	11	220	12	240
能勢町	29	406	29	401	29	396	3	56	3	56	3	56	13	207	12	191	11	175	13	143	14	154	15	165
箕面市	192	3,152	208	3,414	224	3,676	22	303	23	316	24	330	118	2,202	128	2,389	138	2,575	52	647	57	709	62	771
豊中市	426	6,832	434	7,106	444	7,424	50	702	50	718	50	733	189	3,471	190	3,488	192	3,524	187	2,659	194	2,900	202	3,167
吹田市	470	6,530	495	6,880	520	7,220	60	660	65	690	70	720	270	3,910	285	4,130	300	4,340	140	1,960	145	2,060	150	2,160
茨木市	332	5,570	338	5,670	344	5,771	41	690	42	703	42	715	216	3,902	220	3,971	224	4,043	75	978	76	996	78	1,013
摂津市	104	1,490	113	1,570	122	1,650	14	160	16	180	18	200	75	1,200	80	1,250	85	1,300	15	130	17	140	19	150
島本町	47	701	50	746	54	813	2	44	2	44	3	66	28	504	30	540	32	576	17	153	18	162	19	171
高槻市	501	6,413	537	6,874	575	7,360	35	459	37	492	40	527	246	3,802	264	4,076	282	4,364	220	2,152	236	2,306	253	2,469
枚方市	570	9,342	582	9,539	594	9,736	77	1,262	78	1,278	80	1,311	318	5,212	325	5,327	332	5,442	175	2,868	179	2,934	182	2,983
寝屋川市	307	4,839	318	5,008	329	5,177	17	269	18	284	19	300	159	3,116	164	3,214	169	3,312	131	1,454	136	1,510	141	1,565
守口市	285	4,900	285	4,900	285	4,900	35	630	35	630	35	630	170	3,230	170	3,230	170	3,230	80	1,040	80	1,040	80	1,040
門真市	272	4,201	281	4,336	290	4,469	11	141	12	154	13	166	180	3,096	185	3,182	190	3,268	81	964	84	1,000	87	1,035
大東市	132	2,356	137	2,438	142	2,520	32	608	32	608	32	608	72	1,440	75	1,500	78	1,560	28	308	30	330	32	352
四條畷市	81	1,368	87	1,467	93	1,568	7	101	7	101	7	101	44	846	47	903	50	961	30	421	33	463	36	506
交野市	148	2,316	152	2,377	155	2,462	21	356	23	393	24	431	87	1,546	88	1,562	90	1,600	40	414	41	422	41	431
八尾市	501	7,890	520	8,183	539	8,476	43	688	45	720	47	752	332	5,312	338	5,408	344	5,504	126	1,890	137	2,055	148	2,220
柏原市	118	1,643	123	1,693	129	1,753	11	165	11	165	11	165	51	918	51	918	51	918	56	560	61	610	67	670
東大阪市	1,111	16,122	1,138	16,511	1,166	16,918	111	1,616	114	1,659	117	1,703	516	9,222	528	9,437	541	9,669	484	5,284	496	5,415	508	5,546
松原市	180	3,376	183	3,435	186	3,496	4	74	4	76	4	77	130	2,626	132	2,672	134	2,719	46	676	47	687	48	700
羽曳野市	123	2,117	125	2,149	128	2,199	18	334	18	334	18	334	71	1,342	72	1,361	74	1,398	34	441	35	454	36	467
藤井寺市	110	1,827	117	1,935	124	2,044	7	92	8	105	9	118	68	1,265	71	1,320	74	1,376	35	470	38	510	41	550
富田林市	173	2,994	181	3,121	189	3,248	21	336	21	336	21	336	106	2,014	109	2,071	112	2,128	46	644	51	714	56	784
河内長野市	328	3,749	333	3,824	338	3,899	30	480	31	496	32	512	236	2,478	238	2,511	240	2,544	62	791	64	817	66	843
大阪狭山市	122	2,036	134	2,257	148	2,479	11	184	11	193	12	202	66	1,231	74	1,380	82	1,530	45	621	49	684	54	747
河南町	26	520	29	580	32	640	3	60	3	60	3	60	17	340	19	380	21	420	6	120	7	140	8	160
太子町	32	370	38	435	44	485	3	45	5	75	7	90	13	234	14	252	15	270	16	91	19	108	22	125
千早赤阪村	11	242	12	264	13	287	6	132	7	144	7	157	3	66	3	72	4	78	2	44	2	48	2	52
堺市	1,924	33,227	1,998	34,455	2,075	35,746	286	4,931	302	5,208	317	5,467	869	16,671	889	17,064	911	17,476	769	11,625	807	12,183	847	12,803
泉大津市	157	2,914	166	3,078	175	3,244	15	264	15	264	15	264	105	2,006	110	2,101	115	2,197	37	644	41	713	45	783
和泉市	375	6,842	398	7,218	423	7,631	49	882	51	918	53	954	214	4,280	219	4,380	224	4,480	112	1,680	128	1,920	146	2,197
高石市	108	1,959	115	2,092	124	2,236	2	37	2	41	3	46	61	1,162	65	1,243	70	1,330	45	760	48	808	51	860
忠岡町	36	639	38	672	40	714	5	105	5	105	6	126	18	378	19	399	20	420	13	156	14	168	14	168
岸和田市	478	8,103	518	8,759	558	9,414	57	963	64	1,082	71	1,200	245	4,708	260	4,997	275	5,285	176	2,432	194	2,680	212	2,929
貝塚市	148	2,552	152	2,631	158	2,743	7	123	7	123	7	123	81	1,596	85	1,675	90	1,774	60	833	60	833	61	846
泉佐野市	227	4,118	260	4,746	299	5,478	19	339	21	362	22	386	160	3,130	188	3,692	223	4,354	48	649	51	692	54	738
泉南市	148	2,658	156	2,807	167	3,007	22	318	24	347	27	391	88	1,786	90	1,848	93	1,931	38	554	42	612	47	685
阪南市	169	2,875	176	3,069	184	3,266	19	306	19	338	20	370	102	1,964	104	2,035	106	2,108	48	605	53	696	58	788
熊取町	82	1,490	86	1,566	90	1,644	11	198	12	228	13	260	44	968	45	990	46	1,012	27	324	29	348	31	372
田尻町	16	303	16	318	17	333	3	51	3	51	3	51	8	167	8	167	8	167	5	85	5	100	6	115
岬町	60	1,068	60	1,063	60	1,058	2	40	2	40	2	40	42	807	41	788	40	769	16	221	17	235	18	249
合計	***15,548***	***248,122***	***16,458***	***262,668***	***17,440***	***278,342***	***2,119***	***33,721***	***2,260***	***35,967***	***2,414***	***38,402***	***8,279***	***145,865***	***8,709***	***153,448***	***9,176***	***161,635***	***5,150***	***68,536***	***5,489***	***73,253***	***5,850***	***78,305***

（3）日中活動系サービス
⑥　就労定着支援

市町村	合計			身体障がい者者			知的障がい者			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	1,112	1,293	1,504	142	165	192	364	423	492	606	705	820
池田市	0	3	6	0	1	2	0	1	2	0	1	2
豊能町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
能勢町	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
箕面市	15	29	43	2	3	4	6	12	18	7	14	21
豊中市	63	108	131	14	24	29	32	55	67	17	29	35
吹田市	66	74	81	11	12	13	39	44	48	16	18	20
茨木市	7	8	9	0	0	0	2	3	3	5	5	6
摂津市	14	17	20	2	3	4	9	10	12	3	4	4
島本町	1	2	3	0	0	0	1	2	3	0	0	0
高槻市	16	23	28	1	1	2	6	9	11	9	13	15
枚方市	56	61	66	13	14	16	32	35	37	11	12	13
寝屋川市	17	18	20	2	2	3	11	11	12	4	5	5
守口市	28	51	92	7	13	22	14	24	43	7	14	27
門真市	16	36	60	2	5	8	10	23	38	4	8	14
大東市	7	12	18	2	3	3	4	7	11	1	2	4
四條畷市	1	2	3	0	1	1	1	1	2	0	0	0
交野市	6	6	7	2	2	2	3	3	4	1	1	1
八尾市	34	64	91	4	7	10	8	14	20	22	43	61
柏原市	11	23	32	1	4	5	5	10	13	5	9	14
東大阪市	242	252	265	39	40	41	122	127	135	81	85	89
松原市	5	5	5	1	1	1	2	2	2	2	2	2
羽曳野市	16	24	28	2	3	3	6	10	12	8	11	13
藤井寺市	10	20	31	2	4	6	6	12	18	2	4	7
富田林市	2	5	9	0	0	0	1	3	5	1	2	4
河内長野市	0	2	5	0	0	1	0	1	2	0	1	2
大阪狭山市	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
千早赤阪村	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
堺市	41	90	146	9	21	34	21	46	74	11	23	38
泉大津市	10	10	12	1	1	2	6	6	7	3	3	3
和泉市	10	10	13	2	2	3	5	6	7	3	2	3
高石市	14	16	17	2	2	2	7	8	9	5	6	6
忠岡町	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
岸和田市	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
貝塚市	8	14	19	1	2	2	4	7	10	3	5	7
泉佐野市	10	12	14	2	2	2	5	6	7	3	4	5
泉南市	5	6	7	1	1	1	3	4	4	1	1	2
阪南市	5	9	13	1	2	3	2	4	6	2	3	4
熊取町	1	3	5	0	0	0	1	2	3	0	1	2
田尻町	1	2	3	0	0	1	0	1	1	1	1	1
岬町	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
合計	*1,857*	*2,319*	*2,815*	*268*	*341*	*418*	*744*	*940*	*1146*	*845*	*1038*	*1251*

（３）日中活動系サービス
⑦　療養介護

市町村	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月
大阪市	325	325	325
池田市	11	11	11
豊能町	1	1	1
能勢町	0	0	0
箕面市	7	7	7
豊中市	52	53	54
吹田市	40	40	40
茨木市	26	27	28
摂津市	12	13	13
島本町	3	3	3
高槻市	48	49	50
枚方市	44	44	44
寝屋川市	22	22	22
守口市	16	16	16
門真市	18	18	18
大東市	12	12	12
四條畷市	2	2	2
交野市	7	8	8
八尾市	28	28	28
柏原市	3	3	3
東大阪市	61	62	63
松原市	17	18	18
羽曳野市	20	20	20
藤井寺市	6	6	6
富田林市	20	20	20
河内長野市	11	11	11
大阪狭山市	3	3	3
河南町	2	2	2
太子町	1	2	2
千早赤阪村	0	0	0
堺市	131	131	131
泉大津市	9	9	10
和泉市	7	7	7
高石市	8	8	8
忠岡町	1	1	1
岸和田市	24	24	24
貝塚市	13	13	13
泉佐野市	15	15	15
泉南市	3	4	4
阪南市	1	1	1
熊取町	2	2	2
田尻町	0	0	0
岬町	1	1	1
合計	*1,033*	*1,042*	*1,047*

（4）居住系サービス

①　自立生活援助

市町村	合　計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	178	178	178	36	36	36	31	31	31	111	111	111
池田市	0	3	3	0	1	1	0	1	1	0	1	1
豊能町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
能勢町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
箕面市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	11	11	11	3	3	3	3	3	3	5	5	5
吹田市	8	8	8	2	2	2	3	3	3	3	3	3
茨木市	3	4	5	0	0	0	3	4	5	0	0	0
摂津市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
島本町	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0
高槻市	2	3	4	0	0	1	1	1	1	1	2	2
枚方市	5	7	9	0	0	0	2	3	4	3	4	5
寝屋川市	15	19	21	3	4	4	4	6	7	8	9	10
守口市	30	40	50	5	5	5	5	10	15	20	25	30
門真市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
大東市	2	3	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0
四條畷市	1	1	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0
交野市	5	5	5	1	1	1	0	0	0	4	4	4
八尾市	32	33	33	1	1	1	16	16	16	15	16	16
柏原市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
東大阪市	89	97	104	11	13	16	53	56	57	25	28	31
松原市	5	5	5	0	0	0	3	3	3	2	2	2
羽曳野市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
藤井寺市	1	3	3	0	1	1	0	0	0	1	2	2
富田林市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1
大阪狭山市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
千早赤阪村	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
堺市	10	19	29	2	4	6	2	4	6	6	11	17
泉大津市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
和泉市	9	9	9	2	2	2	1	2	2	6	5	5
高石市	4	5	5	1	1	1	2	3	3	1	1	1
忠岡町	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
岸和田市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貝塚市	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1
泉佐野市	8	10	12	0	0	0	4	5	6	4	5	6
泉南市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
阪南市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
熊取町	3	3	4	0	0	1	1	1	1	2	2	2
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	***455***	***503***	***540***	***73***	***81***	***89***	***149***	***169***	***181***	***233***	***253***	***270***

（４）居住系サービス

②　共同生活援助（グループホーム）

市町村	合　計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	2,582	2,867	3,183	500	556	617	1,579	1,753	1,946	503	558	620
池田市	91	97	103	5	6	7	73	77	81	13	14	15
豊能町	14	18	22	2	2	2	9	12	15	3	4	5
能勢町	13	13	13	1	1	1	11	11	11	1	1	1
箕面市	120	126	135	1	1	1	97	102	110	22	23	24
豊中市	296	323	350	31	32	34	226	251	275	39	40	41
吹田市	540	570	600	30	33	36	445	465	485	65	72	79
茨木市	239	244	249	3	3	3	212	217	221	24	24	25
摂津市	85	91	98	3	3	4	65	70	75	17	18	19
島本町	26	32	38	1	1	1	20	25	30	5	6	7
高槻市	375	400	427	25	26	28	304	324	346	46	50	53
枚方市	385	418	454	48	52	56	292	317	345	45	49	53
寝屋川市	218	242	266	7	9	11	178	194	210	33	39	45
守口市	228	246	264	45	51	57	153	163	173	30	32	34
門真市	121	128	135	1	1	1	100	105	110	20	22	24
大東市	121	123	125	28	28	28	80	81	82	13	14	15
四條畷市	79	91	103	10	11	12	48	56	64	21	24	27
交野市	94	96	101	16	17	18	64	64	68	14	15	15
八尾市	216	229	242	18	20	22	181	188	195	17	21	25
柏原市	55	59	63	3	3	3	39	41	43	13	15	17
東大阪市	554	575	596	25	25	25	456	474	492	73	76	79
松原市	155	157	159	0	0	0	132	134	135	23	23	24
羽曳野市	119	121	124	23	23	23	89	91	93	7	7	8
藤井寺市	68	72	77	7	7	8	54	57	60	7	8	9
富田林市	109	112	115	10	10	10	95	98	101	4	4	4
河内長野市	104	111	117	2	2	2	100	107	113	2	2	2
大阪狭山市	41	43	45	2	2	2	36	38	40	3	3	3
河南町	11	12	13	4	4	4	6	7	8	1	1	1
太子町	16	17	18	1	1	1	14	15	16	1	1	1
千早赤阪村	2	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0
堺市	769	802	835	23	26	28	660	688	717	86	88	90
泉大津市	65	70	75	3	3	4	55	58	61	7	9	10
和泉市	195	218	242	25	30	35	141	156	172	29	32	35
高石市	48	52	56	1	1	1	43	47	51	4	4	4
忠岡町	10	12	12	2	2	2	5	6	6	3	4	4
岸和田市	148	155	163	17	17	17	103	106	110	28	32	36
貝塚市	61	65	79	4	5	14	38	40	44	19	20	21
泉佐野市	88	93	99	6	6	6	61	66	72	21	21	21
泉南市	99	105	113	8	9	10	83	88	94	8	8	9
阪南市	59	66	75	10	12	14	39	44	50	10	10	11
熊取町	39	42	44	0	0	0	22	23	24	17	19	20
田尻町	5	5	6	0	0	0	4	4	5	1	1	1
岬町	23	23	23	0	0	0	15	15	15	8	8	8
合計	***8,686***	***9,343***	***10,059***	***951***	***1,041***	***1,148***	***6,429***	***6,880***	***7,366***	***1,306***	***1,422***	***1,545***

（４）居住系サービス

③　施設入所支援

市町村	合　計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	1,338	1,331	1,324	548	546	543	779	774	771	11	11	10
池田市	74	74	72	30	30	29	43	43	42	1	1	1
豊能町	20	18	18	9	8	8	10	9	9	1	1	1
能勢町	6	6	6	2	2	2	4	4	4	0	0	0
箕面市	60	60	59	13	13	12	47	47	47	0	0	0
豊中市	232	232	231	87	88	88	144	143	142	1	1	1
吹田市	172	171	170	54	54	54	114	113	112	4	4	4
茨木市	127	126	125	36	36	36	90	89	88	1	1	1
摂津市	72	71	69	10	10	9	62	61	60	0	0	0
島本町	16	15	14	3	3	3	13	12	11	0	0	0
高槻市	231	230	228	100	100	100	130	130	128	1	0	0
枚方市	191	190	189	64	64	64	125	124	123	2	2	2
寝屋川市	127	127	126	28	28	28	98	98	97	1	1	1
守口市	75	75	73	35	35	34	40	40	39	0	0	0
門真市	77	77	76	20	20	20	57	57	56	0	0	0
大東市	73	72	71	34	34	33	38	37	37	1	1	1
四條畷市	34	34	33	17	17	17	17	17	16	0	0	0
交野市	31	30	28	17	16	15	14	14	13	0	0	0
八尾市	168	166	165	53	52	52	114	113	112	1	1	1
柏原市	41	40	39	10	10	10	30	29	28	1	1	1
東大阪市	264	262	259	76	76	75	184	182	180	4	4	4
松原市	66	64	62	21	20	20	45	44	42	0	0	0
羽曳野市	69	69	69	28	28	28	40	40	40	1	1	1
藤井寺市	62	62	62	17	17	17	45	45	45	0	0	0
富田林市	101	97	93	33	33	32	68	64	61	0	0	0
河内長野市	97	96	95	27	27	26	70	69	69	0	0	0
大阪狭山市	28	28	26	11	11	10	16	16	15	1	1	1
河南町	13	13	12	5	5	4	8	8	8	0	0	0
太子町	6	6	5	0	0	0	6	6	5	0	0	0
千早赤阪村	7	7	7	2	2	2	5	5	5	0	0	0
堺市	448	446	444	123	123	122	325	323	322	0	0	0
泉大津市	46	45	45	21	21	21	23	22	22	2	2	2
和泉市	88	86	83	27	26	24	59	58	57	2	2	2
高石市	37	37	37	9	9	9	28	28	28	0	0	0
忠岡町	9	9	8	2	2	2	7	7	6	0	0	0
岸和田市	149	146	145	46	45	45	101	100	99	2	1	1
貝塚市	64	64	63	13	13	13	51	51	50	0	0	0
泉佐野市	67	66	66	17	17	17	50	49	49	0	0	0
泉南市	32	32	31	7	7	7	25	25	24	0	0	0
阪南市	33	29	27	11	9	8	21	19	18	1	1	1
熊取町	32	32	30	6	6	6	25	25	23	1	1	1
田尻町	11	11	10	3	3	3	8	8	7	0	0	0
岬町	16	16	16	2	2	2	14	14	14	0	0	0
合計	***4,910***	***4,868***	***4,811***	***1,677***	***1,668***	***1,650***	***3,193***	***3,162***	***3,124***	***40***	***38***	***37***

（５）相談支援

①　計画相談支援

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			障がい児			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	6,366	7,413	8,461	2,097	2,442	2,787	1,753	2,041	2,330	18	21	24	2,498	2,909	3,320
池田市	62	72	84	8	10	11	25	29	34	1	1	2	28	32	37
豊能町	15	18	21	3	4	5	6	7	8	1	1	1	5	6	7
能勢町	9	9	9	2	2	2	3	3	3	1	1	1	3	3	3
箕面市	267	283	300	38	40	43	149	158	167	4	4	4	76	81	86
豊中市	367	400	435	73	76	79	144	157	169	7	8	9	143	159	178
吹田市	1,600	1,900	2,200	310	370	430	655	770	885	10	15	20	625	745	865
茨木市	566	576	586	133	135	138	214	218	222	2	2	2	217	221	224
摂津市	145	149	153	30	31	32	65	67	69	5	5	5	45	46	47
島本町	20	29	40	3	4	5	11	17	25	1	1	1	5	7	9
高槻市	244	275	308	51	57	64	132	149	167	1	1	1	60	68	76
枚方市	435	451	467	83	86	89	185	191	198	0	0	0	167	174	180
寝屋川市	420	630	840	56	84	112	178	267	356	2	3	4	184	276	368
守口市	249	338	436	57	73	90	97	129	163	1	1	1	94	135	182
門真市	1,013	1,019	1,026	164	165	167	531	533	535	47	48	49	271	273	275
大東市	196	198	200	68	68	68	81	83	85	1	1	1	46	46	46
四條畷市	65	73	83	19	22	26	28	30	32	2	3	4	16	18	21
交野市	114	117	120	25	26	27	46	47	47	1	1	1	42	43	45
八尾市	395	409	424	48	50	52	131	135	140	4	4	4	212	220	228
柏原市	157	184	218	12	12	12	44	46	49	31	37	44	70	89	113
東大阪市	1,667	1,747	1,830	243	255	267	725	760	797	33	33	33	666	699	733
松原市	113	115	117	18	19	19	66	67	68	0	0	0	29	29	30
羽曳野市	130	132	135	35	35	35	62	63	64	7	7	8	26	27	28
藤井寺市	67	76	85	16	18	20	30	32	34	1	2	3	20	24	28
富田林市	117	120	124	28	28	28	52	54	56	0	0	0	37	38	40
河内長野市	62	66	71	13	14	15	31	32	34	1	1	1	17	19	21
大阪狭山市	88	92	97	17	19	21	35	37	40	1	1	1	35	35	35
河南町	9	11	13	4	4	4	3	4	5	0	0	0	2	3	4
太子町	51	58	65	10	11	12	30	35	40	1	1	1	10	11	12
千早赤阪村	10	10	10	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2
堺市	2,229	2,572	2,937	604	696	795	776	896	1,023	201	232	265	648	748	854
泉大津市	109	126	143	26	29	32	46	54	62	2	3	4	35	40	45
和泉市	239	266	294	51	57	63	119	132	146	4	4	4	65	73	81
高石市	63	66	69	8	8	8	35	37	39	0	0	0	20	21	22
忠岡町	15	18	22	3	3	4	4	5	6	4	5	6	4	5	6
岸和田市	373	400	421	90	96	102	150	160	170	3	4	4	130	140	145
貝塚市	72	86	100	16	20	24	30	35	40	0	0	0	26	31	36
泉佐野市	181	199	219	35	39	42	92	100	112	1	1	1	53	59	64
泉南市	74	83	92	5	5	5	52	59	66	0	0	0	17	19	21
阪南市	120	139	161	18	18	19	53	62	72	1	1	1	48	58	69
熊取町	83	85	87	18	19	20	34	35	36	1	1	1	30	30	30
田尻町	20	21	23	7	7	7	5	5	6	1	2	2	7	7	8
岬町	33	33	33	5	5	5	16	16	16	1	1	1	11	11	11
合計	***18,630***	***21,064***	***23,559***	***4,552***	***5,164***	***5,788***	***6,927***	***7,760***	***8,619***	***406***	***460***	***517***	***6,745***	***7,680***	***8,635***

（５）相談支援

②　地域移行支援

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	35	35	35	5	5	5	3	3	3	27	27	27
池田市	1	3	5	0	0	0	0	1	2	1	2	3
豊能町	2	3	2	0	1	0	1	1	1	1	1	1
能勢町	3	3	3	0	0	0	2	2	2	1	1	1
箕面市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
豊中市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
吹田市	20	20	20	3	3	3	7	7	7	10	10	10
茨木市	8	10	13	2	2	3	2	2	3	4	6	7
摂津市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
島本町	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0
高槻市	5	6	8	1	1	1	1	1	2	3	4	5
枚方市	9	8	8	1	1	1	1	1	1	7	6	6
寝屋川市	4	5	6	1	1	1	1	1	1	2	3	4
守口市	4	6	6	1	2	2	1	2	2	2	2	2
門真市	4	4	7	1	1	2	1	1	2	2	2	3
大東市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四條畷市	6	6	7	2	2	3	1	1	1	3	3	3
交野市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
八尾市	13	13	14	2	2	3	3	3	3	8	8	8
柏原市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
東大阪市	11	11	11	4	4	4	2	2	2	5	5	5
松原市	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
羽曳野市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
藤井寺市	4	4	4	0	0	0	2	2	2	2	2	2
富田林市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	3	4	4	1	1	1	1	1	1	1	2	2
大阪狭山市	5	5	5	1	1	1	2	2	2	2	2	2
河南町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
太子町	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
千早赤阪村	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2
堺市	13	16	20	2	2	3	2	2	3	9	12	14
泉大津市	1	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1
和泉市	9	9	9	2	2	2	1	2	2	6	5	5
高石市	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	2	2
忠岡町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岸和田市	4	4	5	1	1	1	1	1	1	2	2	3
貝塚市	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0	0	1
泉佐野市	2	3	3	0	0	0	0	0	0	2	3	3
泉南市	2	2	3	0	0	0	0	0	0	2	2	3
阪南市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	***203***	***218***	***242***	***37***	***39***	***43***	***45***	***51***	***58***	***121***	***128***	***141***

（５）相談支援

③　地域定着支援

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	449	533	617	164	195	226	154	183	212	131	155	179
池田市	2	2	4	0	0	0	0	0	1	2	2	3
豊能町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
能勢町	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
箕面市	3	3	3	0	0	0	1	1	1	2	2	2
豊中市	7	7	7	2	2	2	2	2	2	3	3	3
吹田市	12	12	12	1	1	1	4	4	4	7	7	7
茨木市	3	4	6	0	0	0	1	1	1	2	3	5
摂津市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
島本町	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0
高槻市	2	3	4	0	0	1	1	1	1	1	2	2
枚方市	9	9	8	0	0	0	2	2	2	7	7	6
寝屋川市	29	36	42	6	7	8	8	11	14	15	18	20
守口市	30	40	50	5	5	5	5	10	15	20	25	30
門真市	4	4	7	1	1	2	1	1	2	2	2	3
大東市	3	5	8	1	1	2	1	2	3	1	2	3
四條畷市	5	5	5	1	1	1	1	1	1	3	3	3
交野市	5	5	5	1	1	1	0	0	0	4	4	4
八尾市	32	33	33	1	1	1	16	16	16	15	16	16
柏原市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
東大阪市	30	31	32	2	2	2	8	8	8	20	21	22
松原市	8	8	8	0	0	0	8	8	8	0	0	0
羽曳野市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
藤井寺市	4	4	4	0	0	0	2	2	2	2	2	2
富田林市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
河内長野市	3	4	4	1	1	1	1	1	1	1	2	2
大阪狭山市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河南町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
太子町	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	252	260	270	65	65	66	163	170	178	24	25	26
泉大津市	1	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1
和泉市	9	9	9	2	2	2	1	2	2	6	5	5
高石市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岸和田市	4	4	5	1	1	1	1	1	1	2	2	3
貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	5	6	8	0	0	0	0	0	0	5	6	8
泉南市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
阪南市	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1
熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	***935***	***1,053***	***1,180***	***257***	***289***	***325***	***390***	***438***	***487***	***288***	***326***	***368***

（6）障がい児支援

市町村	児童発達支援						医療型児童発達支援						放課後等デイサービス						保育所等訪問支援			居宅訪問型児童発達支援			障がい児相談支援		
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	人／月	人日分／月	回数／月	回数／月	回数／月	回数／月	回数／月	回数／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	2,745	27,294	3,246	32,388	3,689	36,696	34	326	34	326	34	326	5,065	65,039	5,803	74,733	6,542	84,003	114	136	158	362	376	390	1,125	1,331	1,537
池田市	73	696	73	696	73	696	6	42	6	42	6	42	179	1,427	202	1,611	225	1,794	2	2	2	3	3	3	6	7	8
豊能町	8	40	9	45	10	50	2	16	2	16	2	16	14	84	15	90	16	96	1	1	1	1	1	1	4	4	4
能勢町	1	6	1	6	1	6	1	5	1	5	1	5	6	80	7	93	8	107	1	1	1	1	1	1	1	1	1
箕面市	185	1,332	190	1,558	196	1,823	6	48	7	56	8	64	340	4,692	378	6,010	413	7,558	4	5	6	4	4	4	59	68	79
豊中市	448	2,571	497	2,813	546	3,048	23	247	5	67	5	78	1,028	7,880	1,188	9,316	1,348	10,809	3	3	3	2	2	2	131	155	180
吹田市	373	3,210	448	3,852	537	4,622	63	742	66	779	69	818	1,024	7,738	1,228	9,285	1,474	11,142	5	7	10	3	5	8	150	170	200
茨木市	496	2,395	496	2,395	496	2,395	90	629	90	629	90	629	990	6,226	1,089	7,408	1,198	8,815	16	20	24	5	5	5	86	102	118
摂津市	120	500	120	500	120	500	7	60	7	60	7	60	200	2,000	210	2,100	220	2,200	28	30	32	10	10	10	50	55	60
島本町	17	85	21	105	25	125	2	10	2	10	2	10	48	576	53	636	58	696	1	1	2	1	1	5	2	5	15
高槻市	540	2,519	566	2,645	593	2,778	61	353	61	353	61	353	820	5,775	940	6,608	1,060	7,442	26	30	33	2	8	16	144	146	148
枚方市	251	1,944	339	2,626	404	3,129	40	273	1	7	1	7	1,058	12,839	1,399	16,977	1,849	22,438	137	186	253	10	20	30	185	218	256
寝屋川市	142	1,264	143	1,273	144	1,282	30	216	31	223	32	230	328	4,395	331	4,435	334	4,476	6	8	10	2	3	4	38	49	60
守口市	113	1,243	128	1,408	145	1,595	1	23	1	23	1	23	250	3,000	270	3,240	290	3,480	12	12	12	5	5	5	65	74	83
門真市	100	1,110	103	1,143	106	1,177	0	0	0	0	0	0	230	3,390	250	3,675	270	3,969	15	18	20	0	0	1	210	230	250
大東市	93	930	93	930	93	930	17	153	17	153	17	153	298	3,934	336	4,536	373	5,110	11	13	15	1	1	1	72	80	87
四條畷市	81	646	97	773	113	901	0	0	0	0	0	0	304	2,535	381	3,177	458	3,819	7	8	9	1	1	1	24	29	34
交野市	61	524	61	525	61	526	1	4	1	4	1	4	131	1,599	137	1,666	143	1,740	1	1	1	0	0	5	5	5	5
八尾市	215	2,580	246	2,952	277	3,324	30	270	30	270	30	270	397	5,161	454	5,902	511	6,643	19	24	29	19	19	19	17	21	25
柏原市	34	272	36	288	39	312	7	70	7	70	7	70	124	1,488	133	1,596	142	1,704	2	2	2	4	4	4	52	56	61
東大阪市	274	2,421	290	2,555	306	2,697	38	291	40	308	42	325	825	10,124	904	11,090	990	12,148	4	7	10	17	19	21	1,047	1,143	1,248
松原市	98	1,176	102	1,224	106	1,272	0	0	0	0	0	0	204	2,856	209	2,926	214	2,996	8	9	10	5	5	5	14	14	15
羽曳野市	75	975	80	1,040	86	1,118	0	0	0	0	0	0	187	2,876	201	3,091	214	3,291	19	20	22	45	45	45	49	53	57
藤井寺市	44	526	45	538	46	550	1	16	1	16	1	16	77	963	92	1,150	107	1,338	12	14	16	0	0	1	15	17	20
富田林市	95	950	105	1,050	115	1,150	0	0	0	0	0	0	190	2,660	214	2,996	235	3,290	7	7	6	1	1	1	22	25	27
河内長野市	60	600	65	650	70	700	0	0	0	0	0	0	222	2,320	225	2,380	228	2,440	9	10	11	0	0	0	20	22	24
大阪狭山市	48	570	53	629	58	689	0	0	0	0	0	0	106	1,242	123	1,448	141	1,654	57	70	84	2	2	2	35	40	45
河南町	12	194	15	260	18	326	0	0	0	0	0	0	21	356	25	460	29	564	5	6	7	0	0	0	4	5	6
太子町	33	445	40	552	47	648	0	0	0	0	0	0	31	413	37	493	43	573	3	4	5	1	1	1	4	5	6
千早赤阪村	17	158	17	158	17	158	0	0	0	0	0	0	11	86	11	86	11	86	1	1	1	0	0	0	2	2	2
堺市	721	5,053	740	5,186	758	5,313	67	587	65	569	63	552	2,321	18,540	2,375	18,971	2,428	19,394	39	44	48	26	53	79	394	439	485
泉大津市	50	470	54	508	58	545	2	31	2	31	2	31	175	1,733	187	1,851	199	1,970	2	3	4	2	4	6	30	40	50
和泉市	146	1,300	155	1,380	164	1,460	4	64	4	64	4	64	387	4,683	468	5,663	564	6,825	7	16	37	5	10	15	77	93	109
高石市	40	519	40	528	41	538	1	10	1	10	1	10	92	1,288	100	1,400	106	1,484	1	1	1	4	5	5	20	21	22
忠岡町	6	90	7	105	8	120	2	27	2	27	2	27	38	608	40	640	42	672	1	1	1	0	0	1	5	5	6
岸和田市	91	1,092	107	1,284	123	1,476	25	353	25	353	25	353	419	5,028	482	5,784	545	6,540	6	7	8	0	0	0	95	116	137
貝塚市	60	548	61	557	61	557	1	15	1	15	1	15	167	2,436	194	2,830	221	3,224	1	1	5	1	1	1	31	38	45
泉佐野市	84	881	94	972	106	1,073	0	0	0	0	0	0	257	2,532	339	3,356	447	4,448	5	6	7	1	1	1	32	32	32
泉南市	100	931	105	978	110	1,024	0	0	0	0	0	0	255	2,474	260	2,522	265	2,571	18	19	20	1	1	1	69	86	96
阪南市	38	401	41	422	44	443	0	0	0	0	0	0	81	1,291	89	1,546	98	1,802	10	12	14	2	2	2	20	25	30
熊取町	34	340	39	390	44	440	1	15	1	15	1	15	80	1,200	90	1,440	100	1,600	1	2	2	2	2	2	29	32	36
田尻町	18	165	20	183	22	202	0	0	0	0	0	0	15	119	17	131	20	143	4	4	5	0	0	0	8	10	12
岬町	8	100	8	100	8	100	0	0	0	0	0	0	25	325	25	325	25	325	1	1	1	0	0	0	25	25	25
合計	***8,248***	***71,066***	***9,196***	***80,170***	***10,084***	***88,514***	***563***	***4,896***	***511***	***4,501***	***516***	***4,566***	***19,020***	***206,011***	***21,511***	***235,673***	***24,204***	***267,419***	***632***	***773***	***948***	***551***	***621***	***704***	***4,473***	***5,094***	***5,746***

４．各年度の指定障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の入所定員総数

＜第5期障がい福祉計画＞

	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数
平成30年度	4，900人
平成31年度	4，850人
平成32年度	4，800人

＊必要入所定員総数については、いわゆる整備法（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障がい児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障がい者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。

＜第1期障がい児福祉計画＞

	指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数	
	福祉型	医療型
平成30年度	590人	280人
平成31年度	590人	280人
平成32年度	590人	280人

５．地域生活支援事業の実施に関する事項

（１）都道府県地域生活支援事業

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
発達障がい者支援センター運営事業 ※指定都市を除く	箇 所 数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	1270人	1270人	1270人
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	箇 所 数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	1000人	1000人	1000人
障がい児等療育支援事業 ※指定都市・中核市を除く	箇 所 数	2箇所	2箇所	2箇所
障害者就業・生活支援センター事業	箇 所 数	18箇所	18箇所	18箇所
	実利用者数	8660人	9030人	9400人
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	16人	16人	16人
	実養成講習修了見込者数	80人	80人	80人
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	5人	5人	5人
	実養成講習修了見込者数	20人	20人	20人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数・実養成講習修了見込者数	30人	30人	30人
手話通訳者派遣事業 ※指定都市・中核市を除く	実利用時間数	445時間	445時間	445時間
要約筆記者派遣事業 ※指定都市・中核市を除く	実利用時間数	60時間	60時間	60時間
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用登録者数	118人	118人	118人
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施の有無	有	有	有
都道府県相談支援体制整備事業（相談支援によるアドバイザー見込数）		11人	11人	11人
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業 ・地域移行・地域生活支援事業	退院促進ピアサポート従事者見込者数	20人	20人	20人

＊手話通訳者養成研修事業については、堺市以外の数値（他の指定都市・中核市は共同実施）
＊要約筆記者養成研修事業については、大阪市・堺市以外の数値（中核市は共同実施）

（2）市町村地域生活支援事業

① 相談支援事業等

市町村	障がい者相談支援事業			基幹相談支援センター			基幹相談支援センター等機能強化事業			住宅入居等支援事業（居住サポート事業）			理解促進研修・啓発事業			自発的活動支援事業			成年後見制度利用支援事業			成年後見制度法人後見支援制度		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	箇所	箇所	箇所	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	人／年	人／年	人／年	有無	有無	有無
大阪市	24	24	24	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	53	57	61	有	有	有
池田市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	4	5	6	無	無	無
豊能町	2	2	2	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
能勢町	2	2	2	有	有	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	1	1	1	無	無	無
箕面市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	4	5	6	有	有	有
豊中市	9	9	9	有	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	無
吹田市	6	6	6	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	20	25	30	有	有	有
茨木市	7	10	10	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	8	11	13	無	無	無
摂津市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
島本町	5	6	6	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
高槻市	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	8	10	有	有	有
枚方市	6	6	6	有	有	有	無	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	5	7	9	無	無	無
寝屋川市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有
守口市	4	5	6	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	無
門真市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	12	14	16	無	無	有
大東市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有
四條畷市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	4	5	無	無	有
交野市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有
八尾市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	8	9	10	有	有	有
柏原市	4	4	4	有	有	有	無	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
東大阪市	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	20	21	22	有	有	有
松原市	5	5	5	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有
羽曳野市	4	4	4	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有
藤井寺市	3	3	3	無	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有
富田林市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有
河内長野市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	有
大阪狭山市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	4	4	5	無	無	無
河南町	5	5	5	有	有	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	1	1	1	無	無	無
太子町	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	1	1	1	無	無	無
千早赤阪村	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	1	1	1	無	無	無
堺市	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	無	無	15	16	16	無	無	無
泉大津市	1	1	1	無	無	無	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	1	2	3	無	無	無
和泉市	4	4	4	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
高石市	1	1	1	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	有	無	無	無	3	3	3	無	無	無
忠岡町	1	1	1	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
岸和田市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	5	6	7	無	無	無
貝塚市	3	3	3	有	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	有	4	4	4	無	無	有
泉佐野市	1	1	1	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有
泉南市	3	3	3	無	無	有	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	有
阪南市	1	1	1	無	無	有	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	4	4	4	無	無	無
熊取町	3	3	3	無	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
田尻町	1	1	1	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	有	無	無	無	0	0	0	無	無	無
岬町	1	1	1	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
合計	***183***	***188***	***189***	***33***	***34***	***40***	***34***	***34***	***37***	***16***	***16***	***22***	***38***	***38***	***38***	***34***	***34***	***35***	***218***	***244***	***269***	***14***	***14***	***19***

（2）市町村地域生活支援事業

② 意思疎通支援事業等

市町村	手話通訳者派遣事業						要約筆記者派遣事業						手話通訳者設置事業			手話奉仕員養成研修事業		
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	件／年	時間/年	件／年	時間/年	件／年	時間/年	件／年	時間/年	件／年	時間/年	件／年	時間/年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年	人／年
大阪市	3,603	12,714	3,925	13,829	4,275	15,552	221	744	221	744	221	744	5	5	5	1,015	1,015	1,015
池田市	150	280	150	280	150	280	126	230	127	235	127	235	2	2	2	12	12	12
豊能町	4	8	4	8	4	8	2	4	2	4	2	4	1	1	1	5	5	5
能勢町	12	24	12	24	12	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	76	152	76	152	76	152	38	76	40	80	42	84	2	2	2	15	15	15
豊中市	401	718	417	788	434	858	42	118	42	118	42	118	1	1	1	33	33	33
吹田市	200	400	200	400	200	400	5	15	5	15	5	15	2	2	2	80	80	80
茨木市	61	738	62	750	63	763	10	109	11	114	12	121	5	5	5	54	55	56
摂津市	10	100	10	100	10	100	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
島本町	10	20	10	20	10	20	1	3	2	6	2	6	1	1	1	0	0	0
高槻市	611	1,062	623	1,082	634	1,102	22	47	23	48	24	49	3	3	3	60	60	60
枚方市	1,234	2,175	1,278	2,252	1,322	2,330	26	189	26	189	26	189	2	2	2	50	50	50
寝屋川市	225	730	240	775	250	810	20	50	25	60	25	60	2	2	2	30	30	30
守口市	240	384	270	432	300	480	2	4	2	4	2	4	3	3	3	10	10	10
門真市	138	290	143	300	148	310	35	96	38	102	41	112	3	3	3	23	26	29
大東市	690	1,587	690	1,587	690	1,587	8	153	8	153	8	153	3	3	3	30	30	30
四條畷市	21	500	21	500	21	500	2	80	2	80	2	80	4	4	4	12	13	14
交野市	29	169	30	176	31	183	10	18	11	18	11	19	1	1	1	40	41	42
八尾市	250	625	250	625	250	625	44	22	44	22	44	22	1	1	1	25	25	25
柏原市	311	765	301	741	291	716	30	148	30	148	30	148	2	2	2	20	20	20
東大阪市	633	950	693	1,039	765	1,147	4	5	5	6	6	7	6	6	6	0	20	40
松原市	618	1,367	630	1,391	642	1,415	16	132	16	132	16	132	2	2	2	50	50	50
羽曳野市	520	910	520	910	520	910	50	100	50	100	50	100	2	3	3	40	40	40
藤井寺市	125	188	130	195	135	203	3	11	5	18	7	25	2	2	2	23	23	23
富田林市	516	681	519	685	522	690	11	30	11	30	11	30	2	2	2	25	25	25
河内長野市	229	570	229	570	229	570	9	35	9	35	9	35	2	2	2	11	11	11
大阪狭山市	60	90	60	90	60	90	26	90	26	90	26	90	1	1	1	13	13	13
河南町	13	26	14	28	15	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	11	12
太子町	3	9	3	9	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	10
千早赤阪村	2	15	2	15	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	3,384	5,347	3,519	5,560	3,659	5,781	144	651	162	732	180	814	8	8	8	150	150	150
泉大津市	41	197	46	221	51	245	2	8	4	16	6	24	0	0	0	16	18	20
和泉市	20	1,087	19	1,086	19	1,085	3	197	4	236	5	283	2	2	2	64	67	70
高石市	28	140	28	140	28	140	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	6
忠岡町	3	6	4	8	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4
岸和田市	570	1,070	630	1,180	690	1,300	50	200	55	220	60	240	3	3	3	50	20	50
貝塚市	16	210	17	228	17	228	3	74	4	80	4	80	1	1	1	21	25	28
泉佐野市	366	956	403	1,052	443	1,157	7	60	7	60	7	60	1	1	1	14	16	18
泉南市	270	820	270	820	270	820	4	50	4	50	5	65	2	2	2	10	10	10
阪南市	130	372	130	372	130	372	2	4	2	4	2	4	1	1	1	12	12	12
熊取町	58	64	59	65	60	66	3	6	3	6	3	6	1	1	1	10	10	10
田尻町	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3
岬町	15	56	15	56	15	56	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	4	4
合計	***15,900***	***38,576***	***16,656***	***40,545***	***17,454***	***43,141***	***982***	***3,760***	***1,027***	***3,956***	***1,064***	***4,159***	***82***	***83***	***84***	***2,060***	***2,068***	***2,136***

※手話通訳者・要約筆記者の派遣事業は「実利用見込件数」と「時間」、手話通訳者設置事業は「通訳者見込者数」、手話奉仕員養成研修事業は「養成講習修了見込者数」

※指定都市・中核市における手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の見込値には、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の数値も含まれています

（2）市町村地域生活支援事業

③ 日常生活用具給付等事業

市町村	介護・訓練支援用具			自立生活支援用具			在宅療養等支援用具			情報・意思疎通支援用具			排泄管理支援用具			居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		
	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年
大阪市	288	288	288	928	928	928	686	686	686	1,123	1,123	1,123	60,147	60,411	60,675	90	90	90
池田市	10	10	10	15	15	15	20	20	20	27	29	32	1,966	1,982	1,999	1	1	1
豊能町	2	2	2	2	2	2	5	5	5	4	5	6	390	400	410	1	1	1
能勢町	1	1	1	7	8	9	4	5	6	1	1	1	347	350	353	1	1	1
箕面市	22	22	22	11	11	11	23	24	25	18	18	18	2,950	3,101	3,260	3	4	5
豊中市	20	20	20	104	104	104	85	85	85	109	109	109	8,752	8,752	8,752	4	4	4
吹田市	45	50	55	150	160	170	90	90	90	400	410	420	7,800	7,800	7,800	13	13	13
茨木市	26	26	26	48	49	50	35	36	37	67	68	69	1,431	1,455	1,480	5	5	5
摂津市	4	5	6	20	21	22	20	21	22	17	18	19	2,000	2,050	2,100	4	5	6
島本町	3	3	3	4	4	4	10	10	10	52	52	52	530	530	530	1	1	1
高槻市	42	42	44	145	157	166	147	162	174	947	953	959	7,626	7,741	7,857	14	14	14
枚方市	38	39	40	116	119	123	95	98	101	90	93	96	8,849	8,937	9,026	9	9	9
寝屋川市	26	26	26	75	85	95	53	53	53	74	76	78	6,600	6,700	6,800	7	7	7
守口市	10	10	10	40	40	40	30	30	30	36	36	36	4,490	4,730	4,970	1	1	1
門真市	7	8	9	30	31	32	22	23	24	180	185	190	2,175	2,225	2,275	1	1	2
大東市	12	12	12	46	46	46	17	17	17	31	31	31	2,916	2,916	2,916	4	4	4
四條畷市	10	11	12	16	16	16	11	11	11	12	14	16	1,597	1,748	1,899	13	16	20
交野市	5	5	5	21	22	22	12	13	13	23	24	25	1,684	1,751	1,821	1	1	1
八尾市	20	22	24	53	55	57	43	45	47	61	64	67	7,251	7,639	8,027	10	11	12
柏原市	3	3	3	12	12	12	10	10	10	10	10	10	1,640	1,640	1,640	1	1	1
東大阪市	57	64	72	140	142	145	116	121	126	227	245	265	13,280	13,719	14,172	18	18	19
松原市	14	15	15	50	50	51	21	21	21	40	41	42	2,893	2,943	2,996	3	3	3
羽曳野市	13	13	13	67	67	68	21	22	22	41	42	42	3,417	3,429	3,441	7	7	7
藤井寺市	4	4	4	10	10	10	10	10	10	12	12	12	1,450	1,470	1,490	1	1	1
富田林市	8	8	7	31	31	31	21	21	21	18	18	18	2,653	2,639	2,626	2	2	2
河内長野市	2	2	2	23	23	23	25	27	28	23	23	23	2,700	2,700	2,700	2	2	2
大阪狭山市	5	6	7	27	34	41	9	9	9	18	20	23	1,292	1,384	1,476	6	8	10
河南町	3	3	3	2	2	2	3	3	3	1	1	1	360	360	360	2	2	2
太子町	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	500	500	500	1	1	1
千早赤阪村	2	2	2	3	3	3	4	4	4	1	1	1	100	100	100	2	2	2
堺市	75	75	76	260	262	265	149	151	152	190	192	194	21,625	21,834	22,030	26	26	26
泉大津市	7	7	7	20	20	20	15	15	15	14	16	18	1,300	1,300	1,300	1	1	1
和泉市	18	22	27	48	48	49	24	24	24	58	66	76	5,954	6,173	6,399	5	4	4
高石市	2	2	2	10	11	12	9	10	10	13	13	14	532	558	585	1	1	1
忠岡町	2	2	2	9	9	9	6	7	7	3	3	3	385	385	385	1	1	1
岸和田市	26	31	37	70	98	130	55	57	59	390	400	415	4,024	4,225	4,305	5	5	7
貝塚市	11	11	11	24	24	24	24	24	24	33	33	33	2,171	2,279	2,392	2	2	2
泉佐野市	11	11	11	37	37	37	22	22	22	18	18	18	2,263	2,263	2,263	2	2	2
泉南市	3	3	3	30	32	35	11	11	11	26	31	37	1,452	1,452	1,452	3	3	3
阪南市	3	3	4	22	22	22	12	14	16	15	15	15	1,217	1,223	1,230	5	6	7
熊取町	3	3	3	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1,080	1,150	1,220	3	3	3
田尻町	2	3	3	10	12	14	1	1	1	2	3	3	256	256	256	1	1	1
岬町	1	1	1	7	7	7	3	3	3	47	47	47	433	433	433	0	0	0
合計	***869***	***899***	***933***	***2,758***	***2,844***	***2,937***	***1,994***	***2,036***	***2,069***	***4,487***	***4,574***	***4,672***	***202,478***	***205,633***	***208,701***	***283***	***291***	***305***

※排泄管理支援用具（ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具）については、1ヶ月分を1件とカウントする。

（2）市町村地域生活支援事業

④ 移動支援事業

市町村	合計						身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者					
	30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度		30年度		31年度		32年度	
	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年	人／年	時間／年
大阪市	6,018	1,682,360	6,319	1,729,463	6,635	1,777,884	301	82,436	316	84,744	332	87,116	3,641	1,106,993	3,823	1,137,987	4,014	1,169,848	614	102,624	644	105,497	677	108,451	1,462	390,307	1,536	401,235	1,612	412,469
池田市	309	71,880	323	75,009	339	78,585	54	10,791	57	11,391	61	12,190	163	40,762	170	42,513	178	44,513	66	16,863	68	17,374	70	17,885	26	3,464	28	3,731	30	3,997
豊能町	16	1,110	17	1,165	18	1,220	7	490	7	490	7	490	4	220	5	275	6	330	3	300	3	300	3	300	2	100	2	100	2	100
能勢町	12	890	15	1,084	18	1,280	6	540	8	719	10	899	3	302	3	302	3	302	0	0	0	0	0	0	3	48	4	63	5	79
箕面市	333	52,825	358	56,907	385	61,300	43	5,227	45	5,470	47	5,714	227	40,931	244	43,996	262	47,242	43	5,548	49	6,322	56	7,225	20	1,119	20	1,119	20	1,119
豊中市	1,075	231,741	1,126	242,486	1,178	253,434	234	46,584	243	48,363	252	50,142	538	129,015	564	134,274	590	139,443	107	18,340	107	18,340	107	18,340	196	37,802	212	41,509	229	45,509
吹田市	1,080	205,200	1,090	207,100	1,100	209,000	220	41,040	220	41,420	220	41,800	645	133,380	655	134,615	665	135,850	110	20,520	110	20,710	110	20,900	105	10,260	105	10,355	105	10,450
茨木市	686	98,310	698	100,029	710	101,749	126	20,503	128	20,862	130	21,220	392	64,965	400	66,101	407	67,238	97	6,655	98	6,771	100	6,888	71	6,187	72	6,295	73	6,403
摂津市	203	24,400	211	25,020	220	25,640	55	8,200	57	8,300	60	8,400	100	11,500	105	12,000	110	12,500	40	4,500	40	4,500	40	4,500	8	200	9	220	10	240
島本町	117	11,575	123	12,130	129	12,685	12	1,560	13	1,690	14	1,820	62	7,440	64	7,680	66	7,920	22	1,210	23	1,265	24	1,320	21	1,365	23	1,495	25	1,625
高槻市	1,119	159,270	1,124	160,364	1,130	161,465	222	31,470	223	31,687	224	31,905	620	105,727	623	106,453	626	107,184	166	13,853	167	13,948	168	14,043	111	8,220	111	8,276	112	8,333
枚方市	1,342	265,452	1,366	270,218	1,391	275,182	400	79,433	408	81,022	415	82,412	630	125,107	641	127,291	654	129,873	139	26,557	141	26,954	143	27,351	173	34,355	176	34,951	179	35,546
寝屋川市	469	90,492	480	92,556	491	94,596	82	19,584	84	20,064	86	20,532	284	58,272	289	59,304	294	60,324	35	5,208	38	5,652	41	6,096	68	7,428	69	7,536	70	7,644
守口市	500	69,345	520	71,965	540	74,585	190	27,170	200	28,600	210	30,030	220	35,420	225	36,225	230	37,030	35	2,520	35	2,520	35	2,520	55	4,235	60	4,620	65	5,005
門真市	442	43,752	469	46,445	495	49,081	104	10,504	107	10,807	110	11,110	274	29,592	294	31,752	314	33,912	51	2,902	53	3,016	54	3,073	13	754	15	870	17	986
大東市	389	55,330	408	57,685	427	60,040	119	20,230	119	20,230	119	20,230	180	27,540	191	29,223	202	30,906	44	3,696	44	3,696	44	3,696	46	3,864	54	4,536	62	5,208
四條畷市	184	27,453	186	27,726	188	27,998	37	5,044	39	5,317	41	5,589	92	14,928	92	14,928	92	14,928	36	5,141	36	5,141	36	5,141	19	2,340	19	2,340	19	2,340
交野市	388	34,501	397	35,310	410	36,304	196	15,255	203	15,865	214	16,658	143	16,997	145	17,167	146	17,339	16	919	16	921	16	923	33	1,330	33	1,357	34	1,384
八尾市	891	180,181	941	187,973	991	195,765	290	78,135	290	78,135	290	78,135	400	82,400	428	88,168	456	93,936	41	4,926	41	4,926	41	4,926	160	14,720	182	16,744	204	18,768
柏原市	115	12,861	119	13,237	123	13,613	28	3,164	29	3,277	30	3,390	59	7,670	60	7,800	61	7,930	11	429	12	468	13	507	17	1,598	18	1,692	19	1,786
東大阪市	2,279	350,928	2,398	367,308	2,525	384,804	623	118,332	635	120,576	647	122,856	967	161,868	1,019	170,532	1,073	179,676	500	49,728	555	55,200	616	61,272	189	21,000	189	21,000	189	21,000
松原市	352	60,292	358	61,346	364	62,447	76	11,131	77	11,325	78	11,528	222	41,418	225	42,142	229	42,898	43	1,266	44	1,289	45	1,312	11	6,477	12	6,590	12	6,709
羽曳野市	274	82,465	274	82,465	275	82,587	61	15,316	61	15,316	61	15,316	162	45,987	162	45,987	162	45,987	32	18,855	32	18,855	32	18,855	19	2,307	19	2,307	20	2,429
藤井寺市	183	56,731	193	59,679	203	62,628	53	16,896	58	18,490	63	20,084	94	31,627	96	32,300	98	32,973	17	3,935	18	4,166	19	4,398	19	4,273	21	4,723	23	5,173
富田林市	230	32,550	234	33,390	240	34,208	28	3,935	27	3,908	27	3,888	154	23,984	158	24,685	163	25,386	22	2,150	22	2,209	21	2,239	26	2,481	27	2,588	29	2,695
河内長野市	208	51,667	213	53,887	218	56,107	65	19,822	69	21,042	73	22,262	92	21,831	93	22,831	94	23,831	27	5,415	27	5,415	27	5,415	24	4,599	24	4,599	24	4,599
大阪狭山市	160	23,528	169	24,815	178	26,103	23	2,321	23	2,321	23	2,321	81	14,056	87	15,097	93	16,138	25	4,603	25	4,603	25	4,603	31	2,548	34	2,794	37	3,041
河南町	39	4,940	43	5,570	47	6,200	9	1,800	10	2,000	11	2,200	19	1,710	20	1,800	21	1,890	7	310	8	370	9	430	4	1,120	5	1,400	6	1,680
太子町	36	4,320	38	4,560	40	4,800	6	720	6	720	6	720	25	3,000	27	3,240	29	3,480	5	600	5	600	5	600	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	10	1,956	10	1,956	10	1,956	2	120	2	120	2	120	6	1,656	6	1,656	6	1,656	1	90	1	90	1	90	1	90	1	90	1	90
堺市	2,958	576,338	3,041	591,172	3,124	606,038	544	129,255	541	128,543	538	127,830	1,377	293,896	1,415	302,006	1,455	310,543	253	33,167	249	32,643	249	32,643	784	120,020	836	127,980	882	135,022
泉大津市	181	32,634	195	35,016	210	37,571	25	5,764	25	5,764	25	5,764	108	18,533	117	20,077	127	21,793	25	3,438	28	3,850	31	4,263	23	4,899	25	5,325	27	5,751
和泉市	521	89,008	530	91,836	539	94,692	188	40,232	190	41,990	192	43,776	211	35,870	212	36,464	213	37,062	69	7,659	73	8,322	77	9,009	53	5,247	55	5,060	57	4,845
高石市	152	23,521	165	25,292	177	27,205	11	1,854	12	1,967	13	2,086	93	14,396	100	15,371	107	16,412	20	2,214	21	2,331	22	2,454	28	5,057	32	5,623	35	6,253
忠岡町	45	8,010	48	8,591	51	9,172	19	4,560	21	5,040	23	5,520	15	2,445	15	2,445	15	2,445	2	96	2	96	2	96	9	909	10	1,010	11	1,111
岸和田市	947	213,003	1,006	226,227	1,065	239,449	362	84,453	370	86,320	378	88,186	315	64,321	338	69,018	361	73,714	77	16,049	85	17,716	93	19,384	193	48,180	213	53,173	233	58,165
貝塚市	217	18,728	228	19,714	240	20,758	86	7,858	89	8,132	92	8,406	78	7,781	84	8,379	90	8,978	15	923	15	923	15	923	38	2,166	40	2,280	43	2,451
泉佐野市	357	47,711	412	52,768	484	58,931	67	10,125	72	10,875	77	11,681	163	27,186	175	29,261	190	31,494	33	4,821	33	4,821	33	4,821	94	5,579	132	7,811	184	10,935
泉南市	266	32,273	293	35,251	322	38,432	33	2,838	35	3,010	37	3,182	131	20,753	143	22,654	155	24,555	42	5,734	43	6,050	45	6,519	60	2,948	72	3,537	85	4,176
阪南市	149	22,894	161	25,057	176	27,580	48	5,840	53	6,215	59	6,613	66	11,068	73	12,241	82	13,751	20	4,503	20	5,118	20	5,733	15	1,483	15	1,483	15	1,483
熊取町	91	10,925	99	12,610	105	14,080	12	960	14	1,120	16	1,280	55	6,600	58	7,540	60	8,400	7	560	8	720	9	900	17	2,805	19	3,230	20	3,500
田尻町	20	2,160	20	2,160	20	2,160	2	183	2	183	2	183	10	1,573	10	1,573	10	1,573	2	175	2	175	2	175	6	229	6	229	6	229
岬町	50	4,514	50	4,514	50	4,514	6	460	6	460	6	460	30	3,206	30	3,206	30	3,206	1	42	1	42	1	42	13	806	13	806	13	806
合計	**25,413**	**5,070,024**	**26,468**	**5,239,056**	**27,581**	**5,413,828**	**5,075**	**992,135**	**5,194**	**1,013,890**	**5,321**	**1,036,044**	**13,151**	**2,893,926**	**13,684**	**2,988,559**	**14,239**	**3,086,389**	**2,921**	**409,044**	**3,042**	**423,925**	**3,177**	**440,261**	**4,266**	**774,919**	**4,548**	**812,682**	**4,844**	**851,134**

（２）市町村地域生活支援事業

⑤地域活動支援センター等

市町村	地域活動支援センター						※障がい児等療育支援事業			※発達障がい者支援センター運営事業					
	30年度		31年度		32年度		30年度	31年度	32年度	30年度		31年度		32年度	
	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	箇所	箇所	箇所	人／年	箇所	人／年	箇所	人／年
大阪市	56	1,140	56	1,140	56	1,140	12	12	12	1	950	1	950	1	950
池田市	1	212	1	221	1	231									
豊能町	1	15	1	16	1	17									
能勢町	2	12	2	12	2	12									
箕面市	2	30	2	30	2	30									
豊中市	2	238	2	266	2	294	1	1	1						
吹田市	6	6,000	6	6,000	6	6,000									
茨木市	7	447	7	455	7	463									
摂津市	1	150	1	150	1	150									
島本町	1	5	1	5	1	5									
高槻市	8	390	8	406	8	422	1	1	1						
枚方市	8	155	8	155	9	165	1	1	1						
寝屋川市	6	200	6	200	6	200		1	1						
守口市	1	136	1	136	1	136									
門真市	2	100	2	100	2	100									
大東市	2	185	2	185	2	185									
四條畷市	1	20	1	20	1	20									
交野市	1	56	1	56	1	56									
八尾市	8	162	8	166	8	170	1	1	1						
柏原市	1	35	1	35	1	35									
東大阪市	19	108	19	108	19	108	1	1	1						
松原市	2	185	2	188	2	192									
羽曳野市	3	70	3	70	3	70									
藤井寺市	3	50	3	52	3	54									
富田林市	2	30	2	30	2	30									
河内長野市	1	20	1	20	1	20									
大阪狭山市	3	74	3	74	3	74									
河南町	1	5	1	6	1	7									
太子町	1	3	1	3	1	3									
千早赤阪村	1	5	1	5	1	5									
堺市	17	739	17	746	17	750	8	9	9	1	1,710	1	1,726	1	1,742
泉大津市	2	43	2	45	2	48									
和泉市	2	152	2	157	2	162									
高石市	1	130	1	130	1	130									
忠岡町	1	6	1	7	1	7									
岸和田市	2	253	2	253	2	253									
貝塚市	1	133	1	133	1	133									
泉佐野市	1	88	1	88	1	88									
泉南市	2	79	2	82	2	85									
阪南市	1	51	1	57	1	63									
熊取町	1	32	1	33	1	34									
田尻町	1	6	1	6	1	6									
岬町	1	6	1	6	1	6									
合計	***186***	***11,956***	***186***	***12,053***	***187***	***12,159***	***25***	***27***	***27***	***2***	***2,660***	***2***	***2,676***	***2***	***2,692***

※「障がい児等療育支援事業」は指定都市・中核市、「発達障がい者支援センター運営事業」は指定都市で実施

６．（参考）教育・保育の量の見込み及びその提供体制

（単位：人）

市町村名	1号認定及び2号認定（3～5歳児）								3号認定（1～2歳児）				3号認定（0歳児）			
	30年度				31年度				30年度		31年度		30年度		31年度	
	量の見込み			確保方策	量の見込み			確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
	1号認定	2号認定	計		1号認定	2号認定	計									
大阪市	26,898	33,400	60,298	73,765	26,919	33,457	60,376	73,766	20,494	21,557	20,493	21,557	3,826	5,183	3,831	5,183
堺市	11,481	11,009	22,490	25,369	11,191	11,210	22,401	25,678	6,888	6,580	6,952	7,128	1,371	1,703	1,412	1,727
北摂	27,386	19,329	46,715	53,899	26,414	20,385	46,799	54,149	13,267	13,059	12,980	13,097	2,982	3,365	2,964	3,383
北河内	12,735	13,031	25,766	31,665	12,323	13,326	25,649	32,111	8,664	8,350	8,916	8,756	1,946	2,130	2,076	2,246
中河内	7,094	9,645	16,739	19,803	7,019	9,625	16,644	20,353	5,498	5,394	5,474	5,708	1,226	1,281	1,227	1,351
南河内	5,674	6,907	12,581	14,412	5,514	6,812	12,326	14,454	3,503	3,344	3,423	3,423	1,007	996	1,000	1,014
泉州	9,869	11,538	21,407	27,937	9,661	11,298	20,959	27,713	5,924	6,017	5,809	6,068	1,471	1,563	1,460	1,569
小計	101,137	104,859	205,996	246,850	99,041	106,113	205,154	248,224	64,238	64,301	64,047	65,737	13,829	16,221	13,970	16,473

1号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの（幼稚園・認定こども園）
2号認定…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（保育所・認定こども園）
3号認定…満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（保育所・認定こども園・小規模保育等）

7．（参考）子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み及びその提供体制

市町村名	放課後児童健全育成事業				幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）				一時預かり事業（在園児以外）			
	30年度		31年度		30年度		31年度		30年度		31年度	
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人日）	（人日）	（人日）	（人日）	（人日）	（人日）	（人日）	（人日）
大阪市	4,696	7,049	4,706	7,049	989,843	989,843	990,595	990,595	112,546	114,910	112,638	112,638
堺市	11,890	11,890	12,550	12,550	118,260	117,700	121,260	120,700	18,460	18,460	18,960	18,960
北摂	19,272	16,866	19,928	17,669	981,552	1,282,387	973,755	1,275,108	213,509	259,033	210,563	257,725
北河内	10,908	11,486	10,986	11,543	529,380	575,459	555,203	592,019	89,032	123,717	89,075	125,147
中河内	7,722	8,282	7,717	8,432	369,848	381,266	363,725	375,777	97,427	80,748	96,349	100,908
南河内	5,536	5,516	5,493	5,541	211,322	203,539	206,481	198,728	42,583	42,262	41,812	41,669
泉州	8,266	8,577	8,100	8,515	286,464	382,520	283,759	380,980	26,087	36,236	25,678	36,275
小計	68,290	69,666	69,480	71,299	3,486,669	3,932,714	3,494,778	3,933,907	599,644	675,366	595,075	693,322

市町村名	時間外保育事業				地域子育て支援拠点事業				乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業	
	30年度		31年度		30年度		31年度		30年度	31年度	30年度	31年度
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み		量の見込み	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人回）	（か所）	（人回）	（か所）	（人）	（人）	（人）	（人）
大阪市	8,265	8,558	8,298	8,734	67,464	124	67,492	129	19,782	19,783	987	987
堺市	7,530	7,530	7,880	7,880	143,300	43	147,000	44	7,065	6,965	184	182
北摂	14,262	22,986	14,495	23,661	722,697	126	710,765	129	14,055	13,703	1,303	1,321
北河内	10,726	11,129	10,846	11,261	256,976	49	262,217	52	8,248	8,237	259	266
中河内	4,706	5,843	4,734	5,903	107,196	48	114,243	51	5,599	5,551	559	551
南河内	3,565	3,569	3,523	3,528	167,558	42	164,132	43	3,795	3,727	558	556
泉州	9,028	10,521	9,005	10,540	106,175	70	104,790	72	6,486	6,381	763	765
小計	58,082	70,136	58,781	71,507	1,571,366	502	1,570,639	520	65,030	64,347	4,613	4,628

第５章　大阪府における障がい者の状況等

第１節　大阪府における障がい者数

１．障がい者手帳所持者数等

平成 29 年 3 月末時点における、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数、精神科在院患者数、自立支援医療（精神通院）受給者数は、表１のとおり。

また、身体障がい者手帳所持者の障がい種類別の内訳は表２のとおり。

【表１】　障がい者手帳所持者数、精神科在院患者数、自立支援医療（精神通院）受給者数

（平成 29 年 3 月末時点）（単位：人）

手帳種別	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計	精神科在院患者数	自立支援医療（精神通院）
人数	389,795 (6,443)	78,557 (24,038)	81,386	549,738	16,345	161,272

※（　）内は 18 歳未満（障がい児）の人数。精神障がい者保健福祉手帳は障がい児を含む。
※精神科在院患者とは大阪府内（政令指定都市含む）の精神科病床を有する医療機関の入院患者
（大阪府障がい者自立相談支援センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府障がい福祉室調べ、精神科在院患者数は大阪府「精神科在院患者調査」による）

【表２】　身体障がい者手帳所持者数（障がい種類別内訳／平成 29 年 3 月末時点）(単位：人)

障がい種別	視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
人数	25,693	32,192	5,087	217,712	109,111	389,795

※重複障がいのある人については、主たる障がい種別にて計上。
（大阪府障がい者自立相談支援センター調べ）

２．障がい者手帳所持者数等の推移

障がい者手帳所持者数等の推移は、表１～表５のとおり。

【表１】身体障がい者手帳所持者数（等級別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
25年3月末	112,144	61,494	65,742	98,611	22,453	22,189	382,633
26年3月末	112,670	60,951	66,819	101,139	22,507	22,509	386,595
27年3月末	113,293	60,468	66,257	100,933	23,167	22,854	386,972
28年3月末	115,304	60,479	65,537	100,495	23,983	23,436	389,234
29年3月末	116,616	60,122	64,720	99,800	24,691	23,846	389,795

【表２】身体障がい者手帳所持者数（障がい種類別）

	視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
25年3月末	26,656	30,882	4,936	218,020	102,139	382,633
26年3月末	26,275	31,153	4,913	220,664	103,590	386,595
27年3月末	25,910	31,426	4,930	220,049	104,657	386,972
28年3月末	25,834	31,913	5,076	219,457	106,954	389,234
29年3月末	25,693	32,192	5,087	217,712	109,111	389,795

【表３】療育手帳所持者数（等級別）

	最重度・重度	中度	軽度	合計
25年3月末	30,204	16,148	19,552	65,904
26年3月末	30,691	16,919	21,135	68,745
27年3月末	31,360	17,571	22,880	71,811
28年3月末	32,070	18,053	24,958	75,081
29年3月末	32,763	18,670	27,124	78,557

【表４】精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）

	１級	２級	３級	合計
25 年 3 月末	8,577	40,113	12,903	61,593
26 年 3 月末	8,601	44,078	15,653	68,332
27 年 3 月末	8,091	45,122	18,097	71,310
28 年 3 月末	7,990	48,105	20,363	76,458
29 年 3 月末	7,868	50,649	22,869	81,386

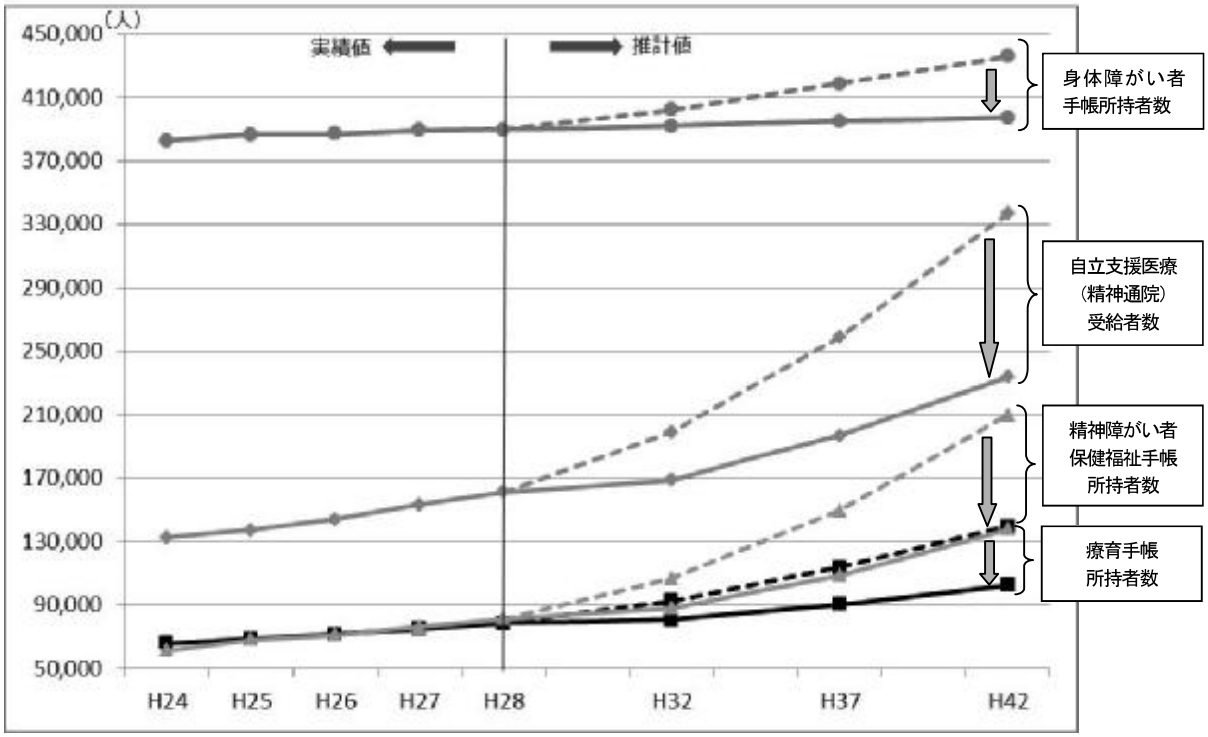
【表５】自立支援医療（精神通院）受給者数・府内精神科病院在院患者数

	自立支援医療（精神通院）受給者数	府内精神科病院在院患者数
25 年 3 月末	132,701	17,489
26 年 3 月末	137,299	17,161
27 年 3 月末	144,313	16,893
28 年 3 月末	153,185	16,611
29 年 3 月末	161,272	16,345

３．障がい者手帳所持者数等の将来推計

過去５年間の推移における対前年度比に基づく障がい者手帳所持者数等の将来推計は、図１及び表１のとおり。なお、大阪府においては、平成 22 年度以降、人口減少に転じていることから、各推計においてもその影響を加味し、下方修正した数値を掲載。

【図１】障がい者手帳所持者数等の将来推計



※H24～H28 の数値は年度末の数値。

※対前年度比を元に算出した推計が点線であり、人口減少を加味して下方修正した推計が実線。

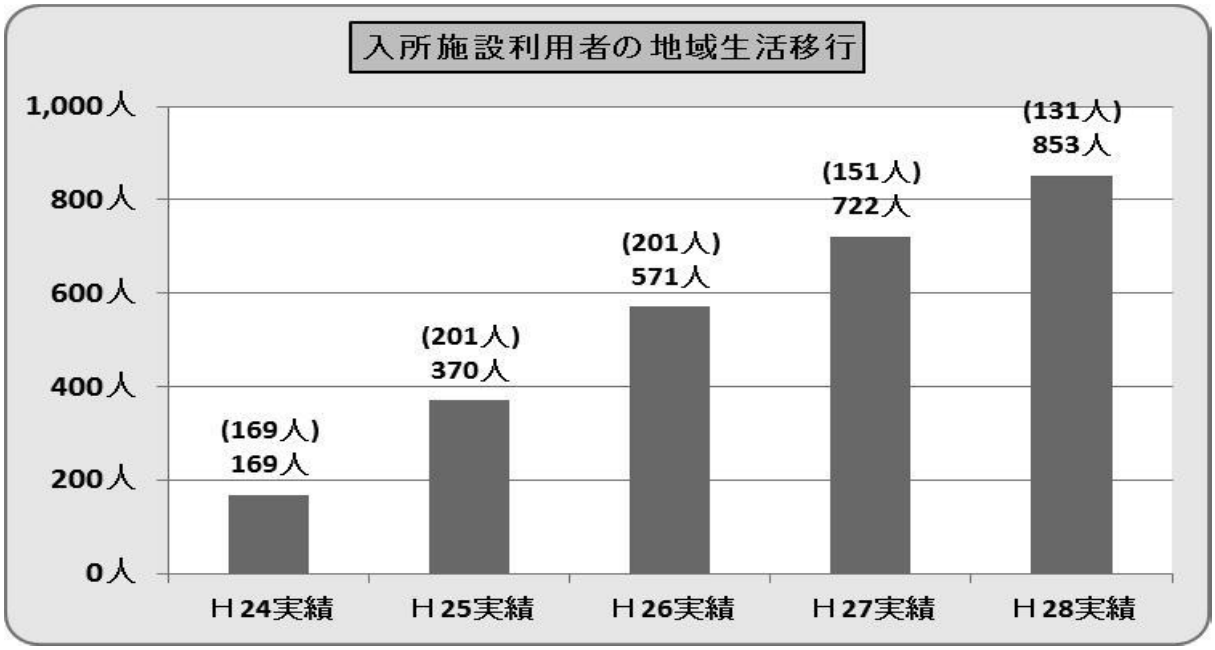
【表１】障がい者手帳所持者数等の将来推計（修正後）　　（単位：人）

	身体障がい者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障がい者保健福祉手帳所持者数	自立支援医療（精神通院）受給者数
2020（平成 32）年	391,949	80,985	88,020	168,876
2025（平成 37）年	395,068	90,641	108,572	196,968
2030（平成 42）年	397,418	102,512	137,568	233,663

第２節　生活場面ごとの施策等の状況

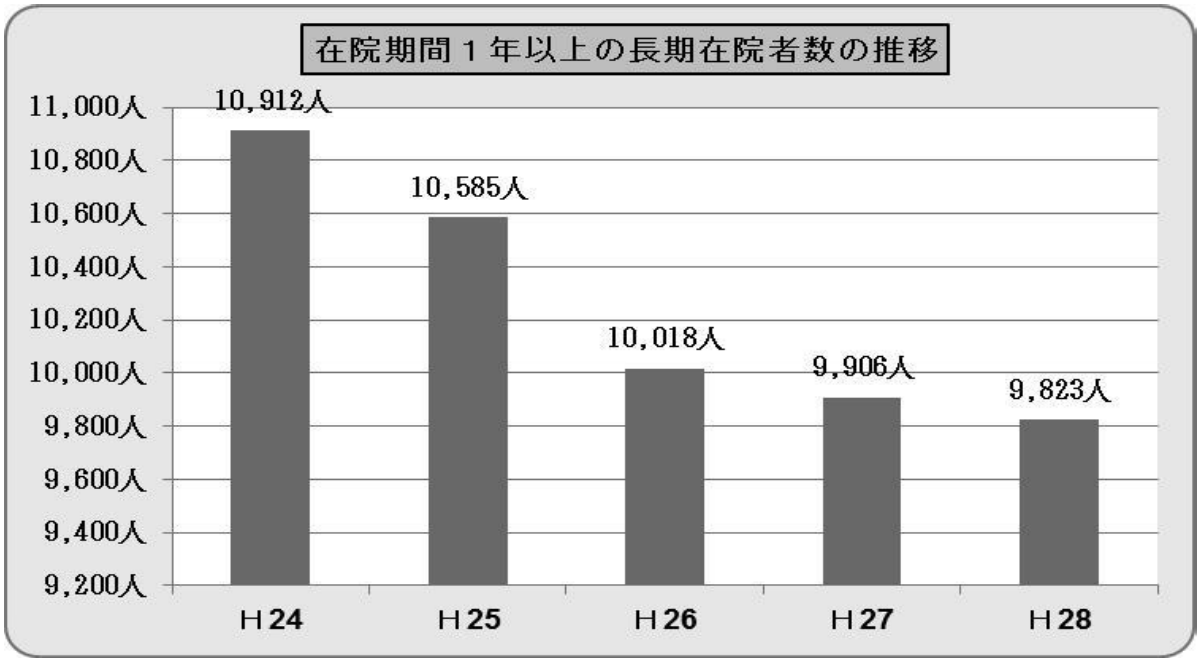
１．生活場面「地域やまちで暮らす」

「入所施設利用者の地域移行」の実績

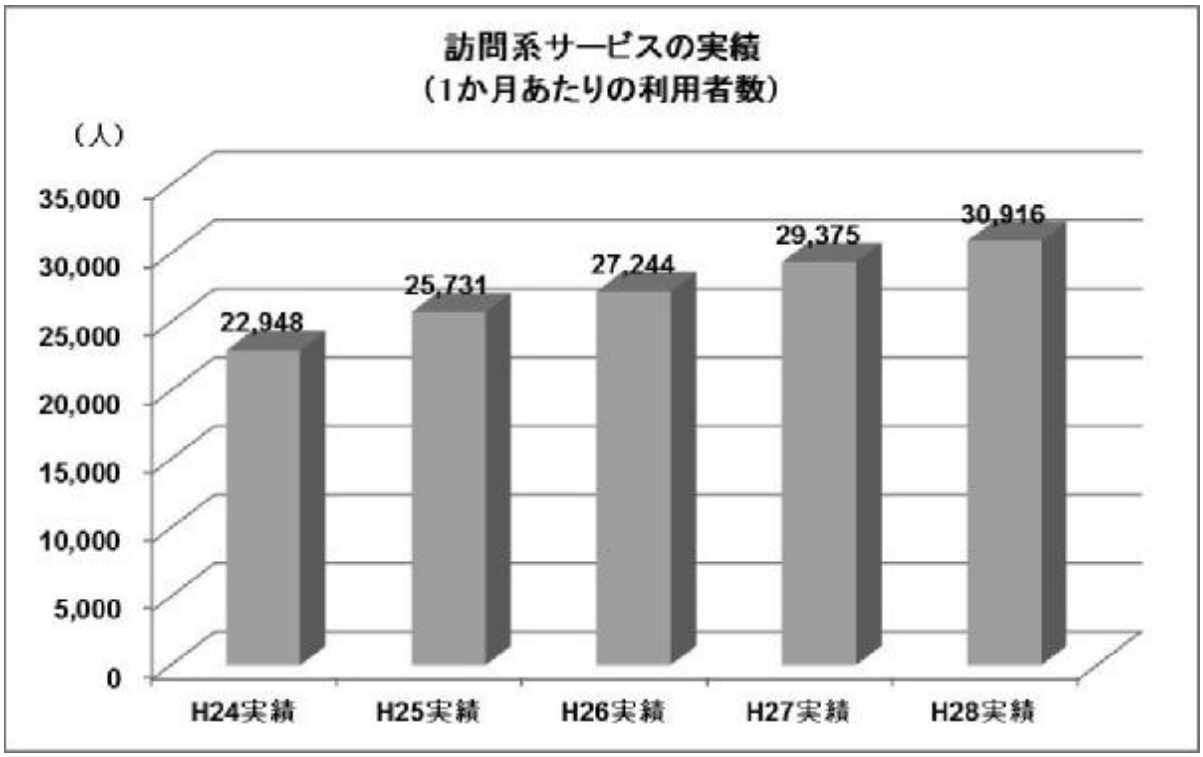


※（ ）内の数値は各年度の実績

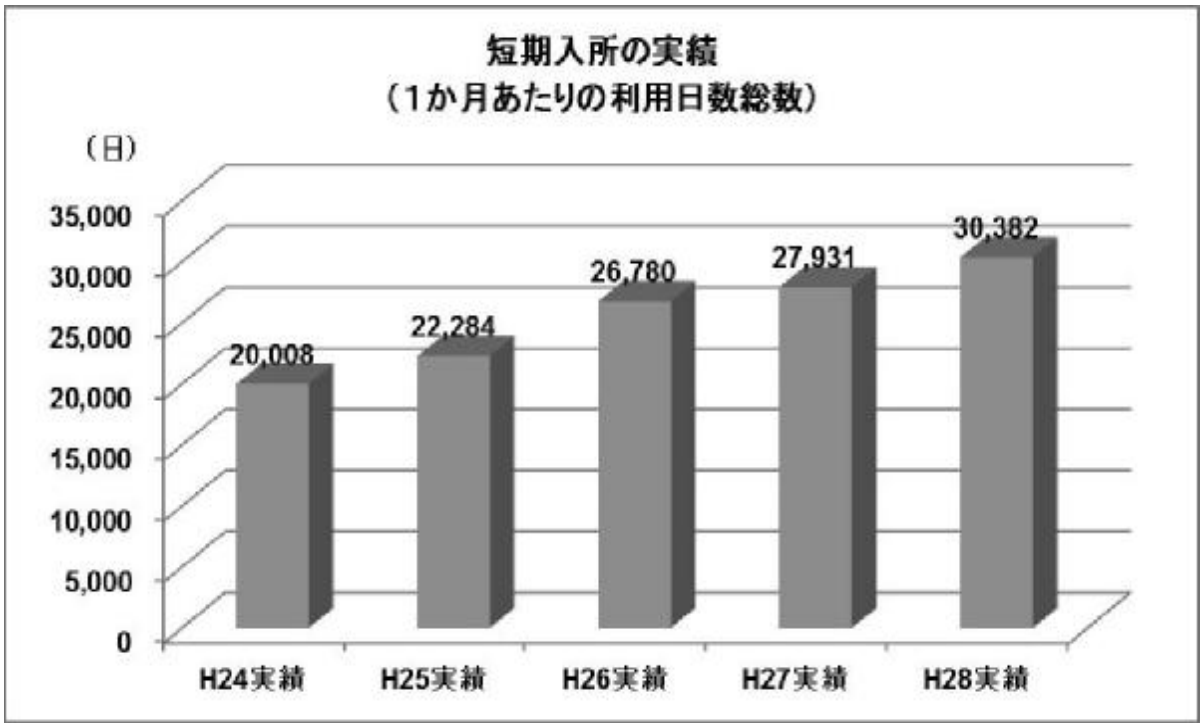
「在院期間１年以上の長期在院者数」の推移



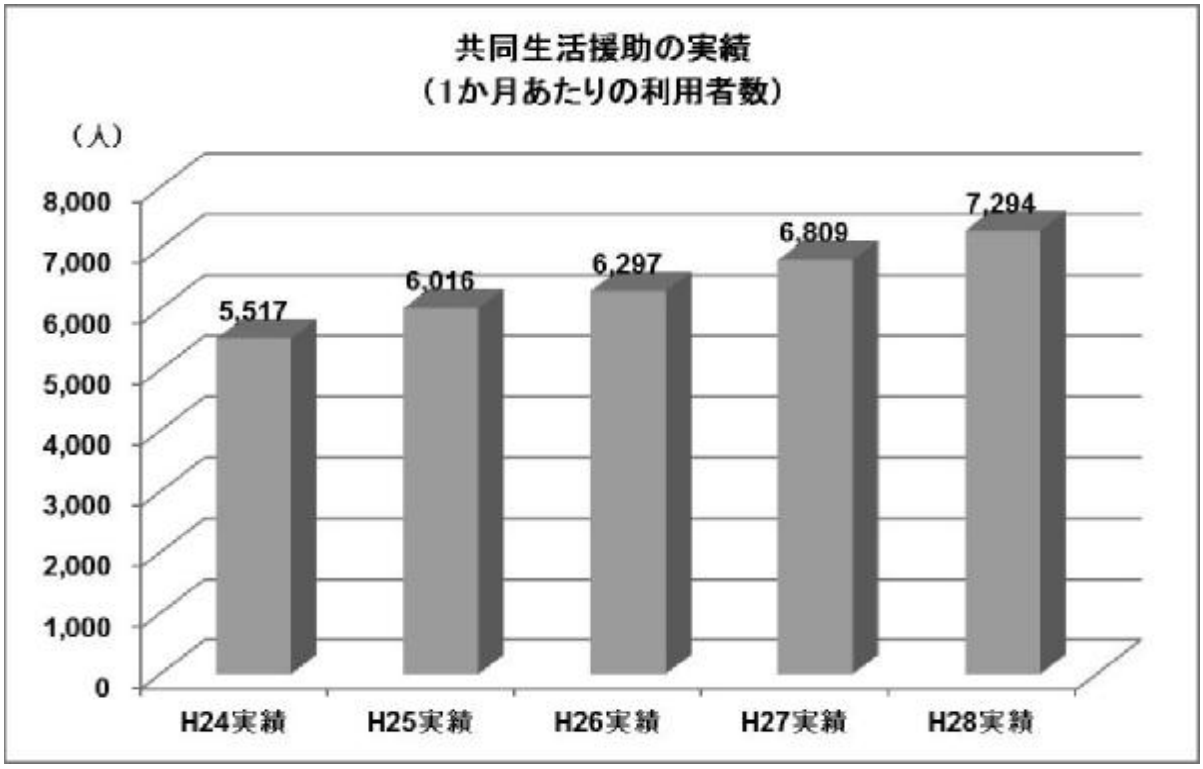
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）



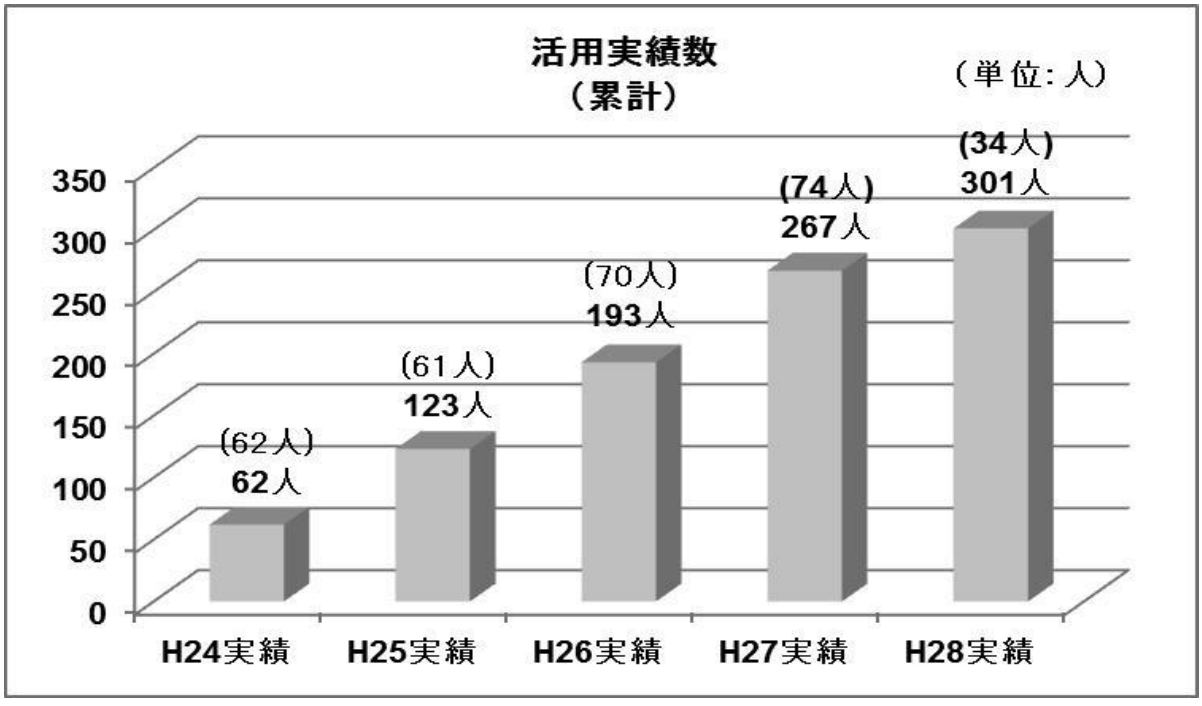
短期入所の実績



共同生活援助の実績

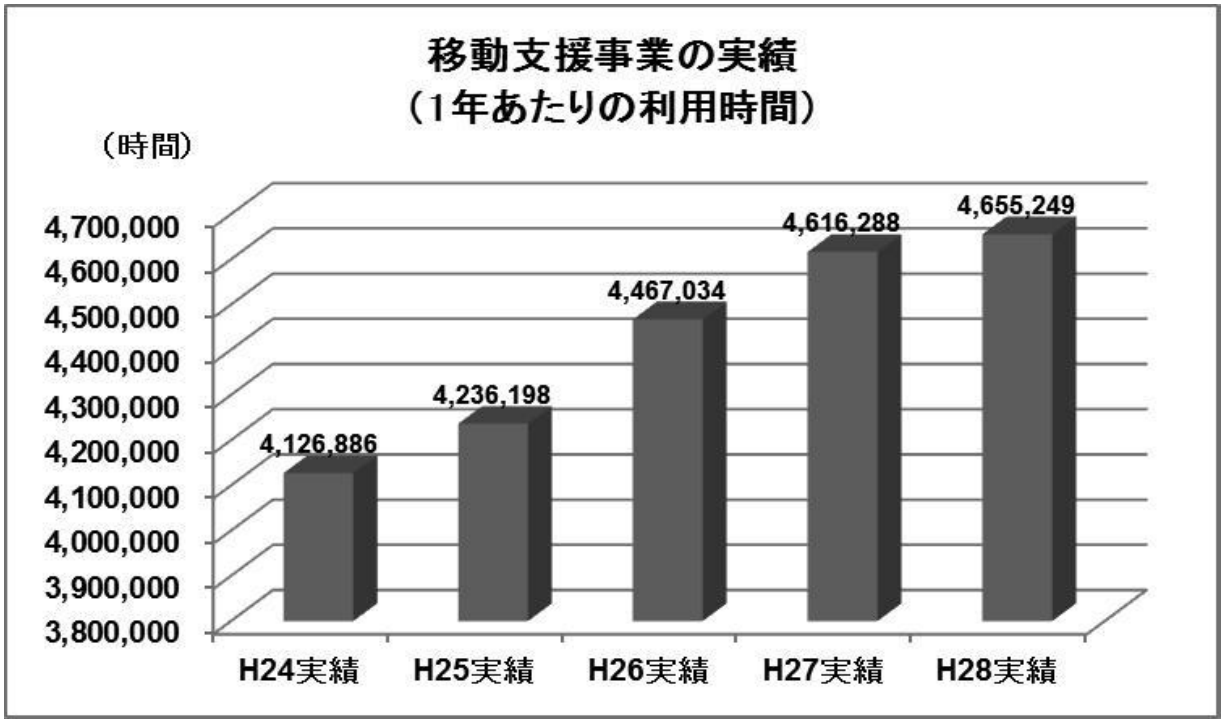


公営住宅における障がい者グループホームの平成 24 年度以降の活用実績（累計）

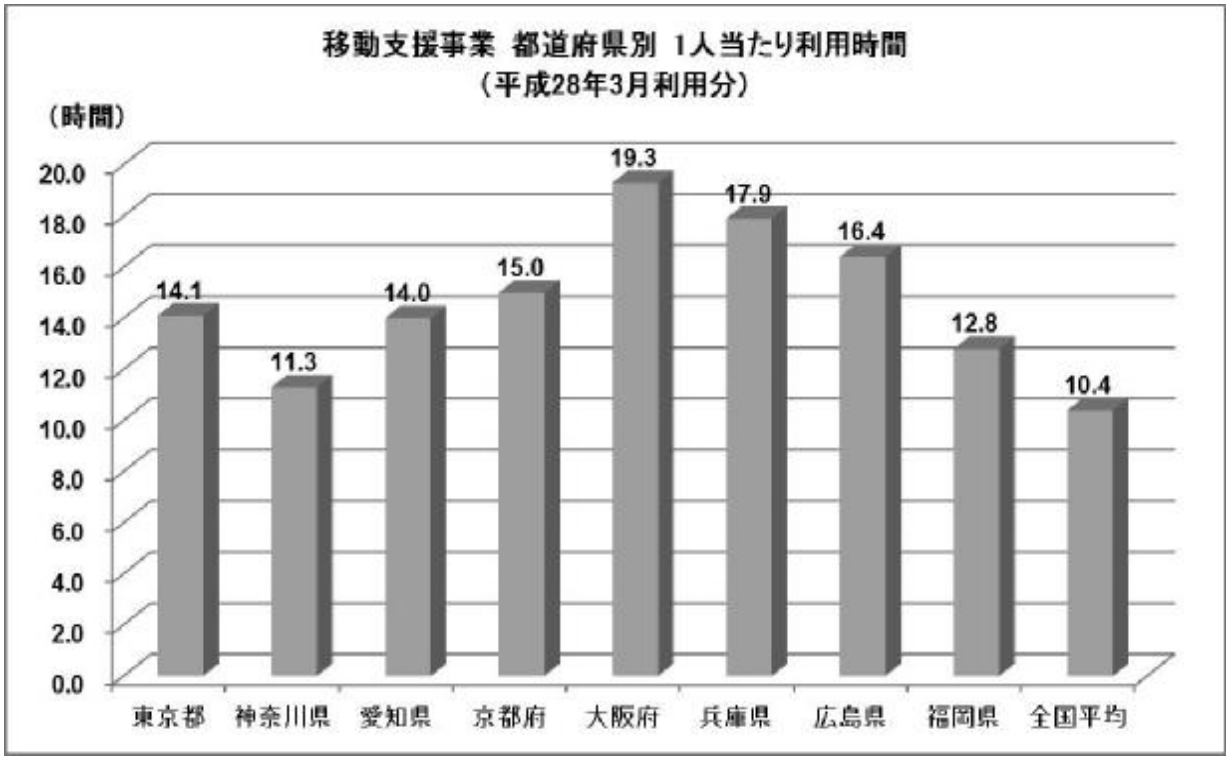


※（ ）内の数値は各年度の実績

移動支援事業の実績

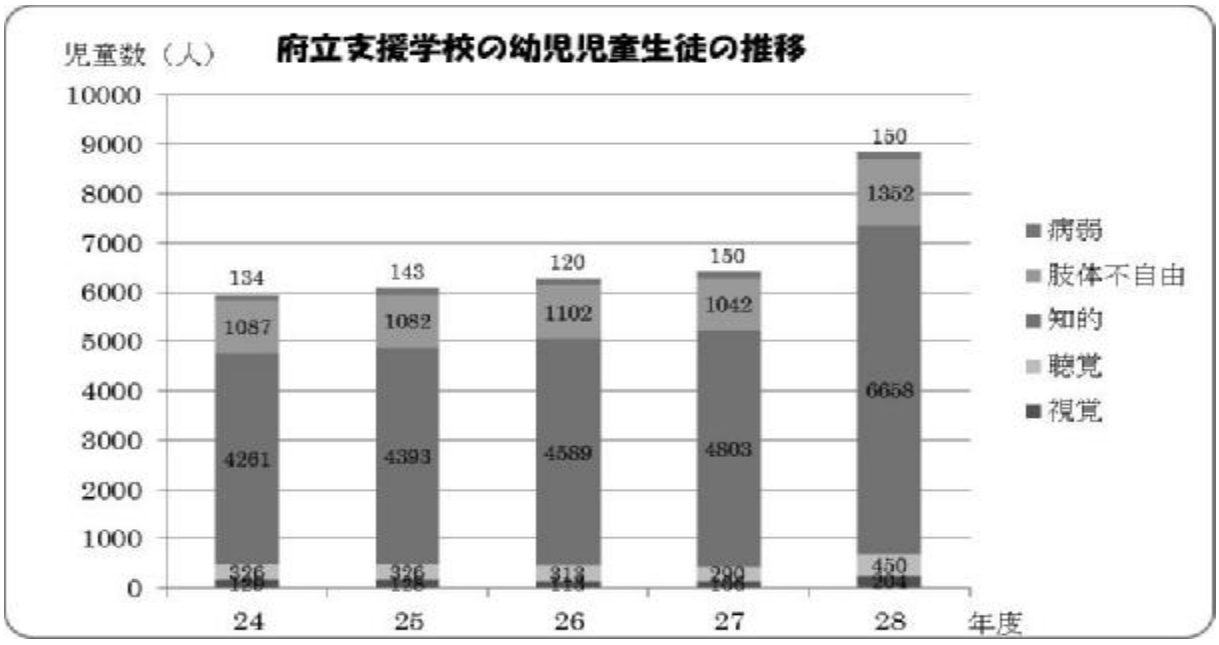


移動支援事業　都道府県別１人あたりの利用時間（平成２８年３月利用分）

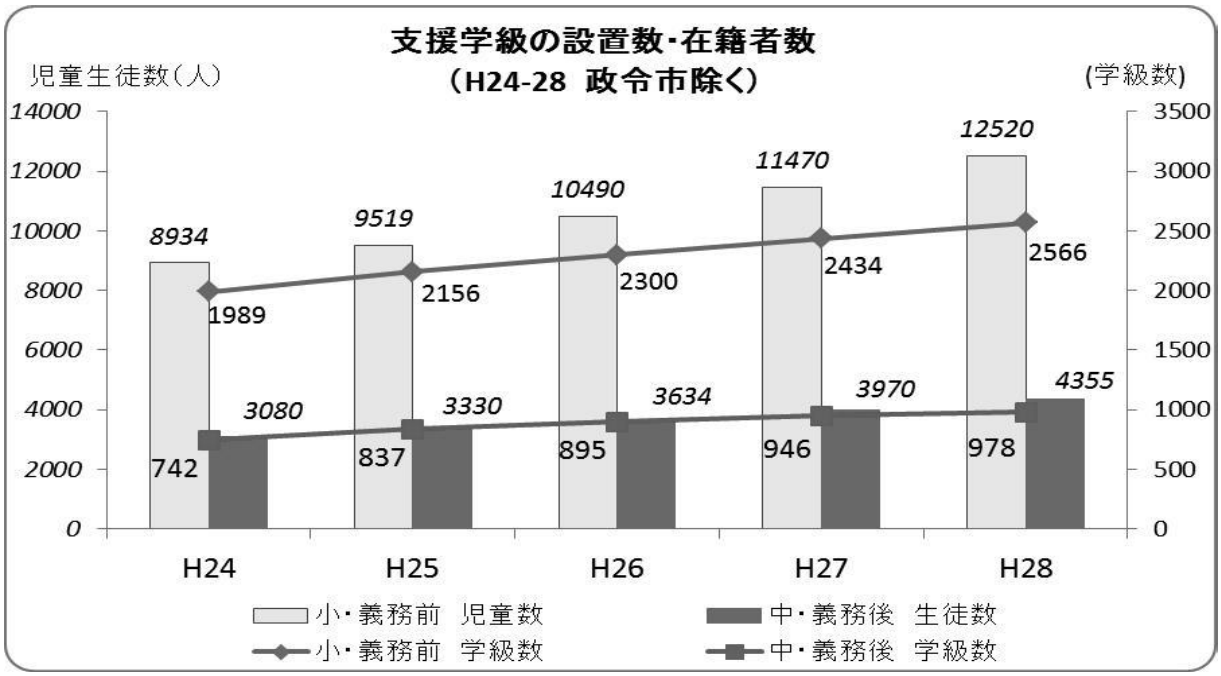


2．生活場面「学ぶ」

府立支援学校等における幼児児童生徒数等

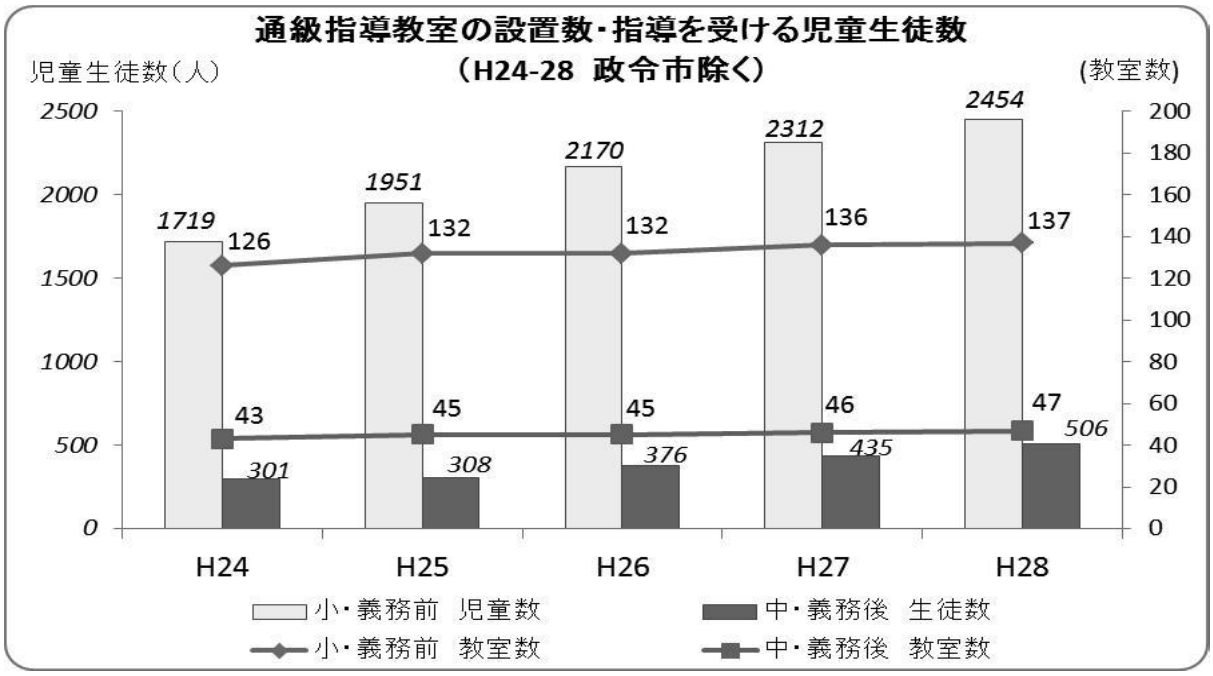


支援学級の設置数及び在籍者数（政令市を除く）



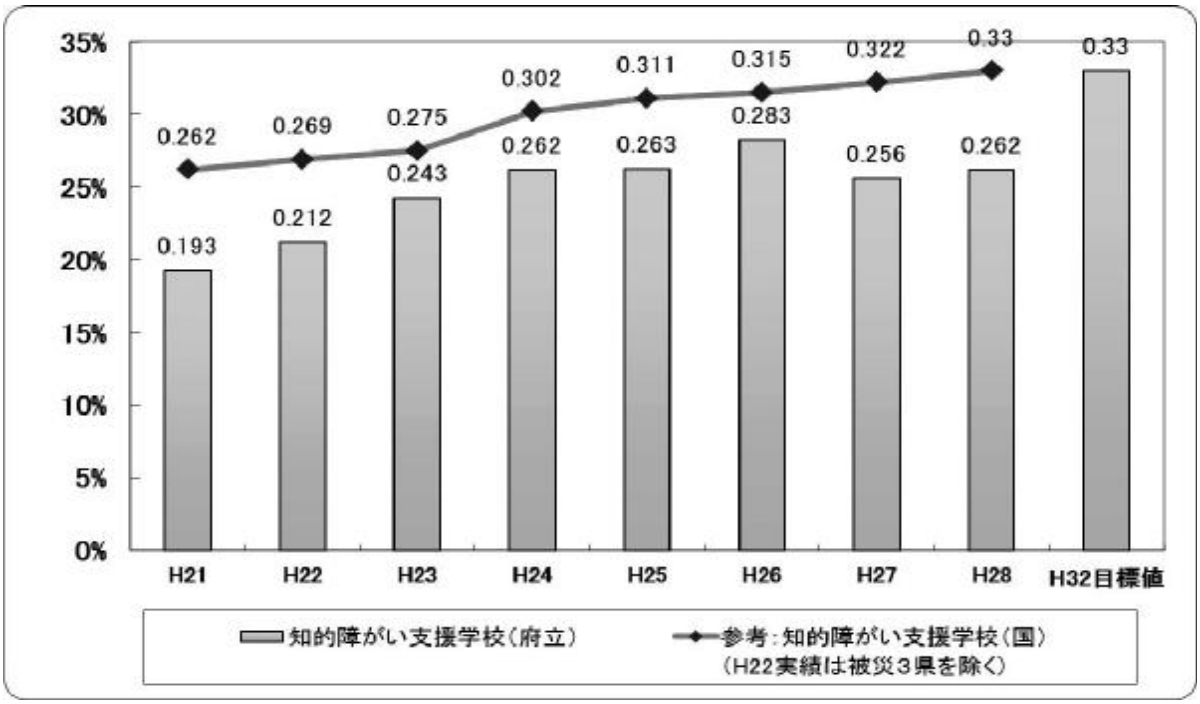
支援学級・・・・・学校教育法の改正により、特殊学級（養護学級）の名称を特別支援学級に変更。大阪府では、「支援学級」という用語を使用。

通級指導教室の設置数及び通級による指導を受ける児童生徒数（政令市を除く）



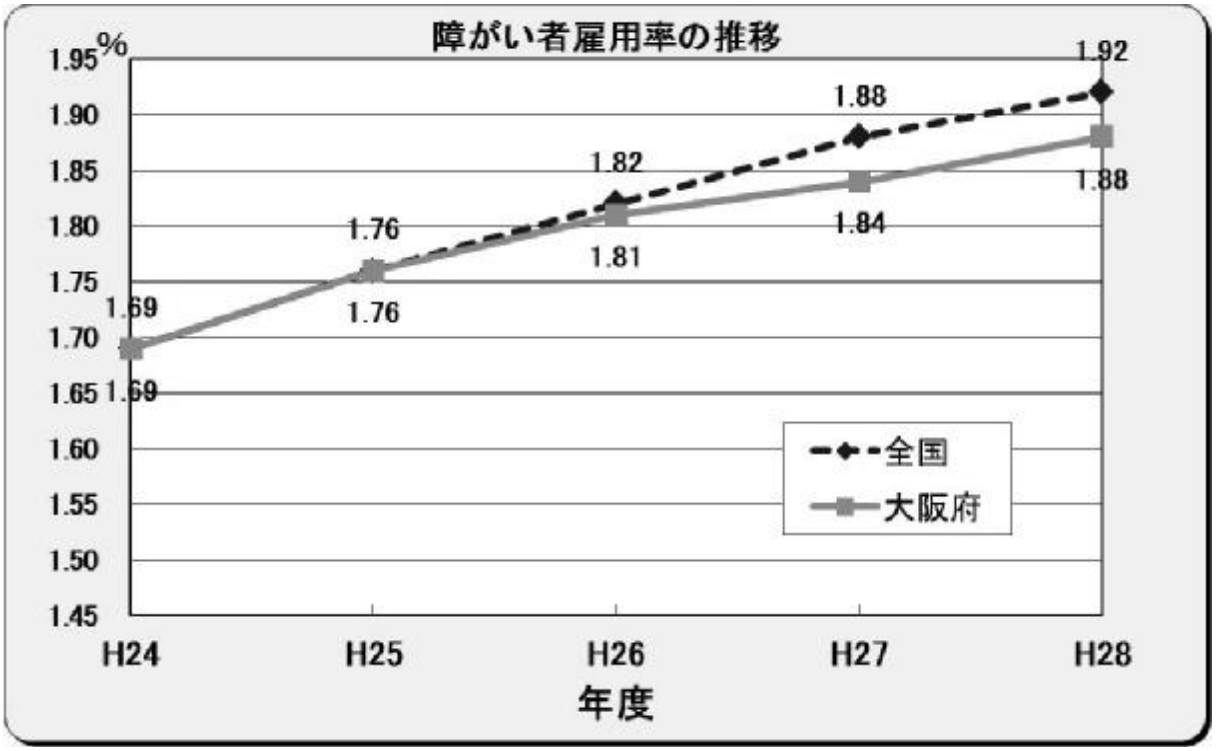
通級指導教室・・・小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障がい、難聴、発達障がい等の障がいのある児童生徒を対象とし、各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を「通級指導教室」で受けることができる制度。

府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率

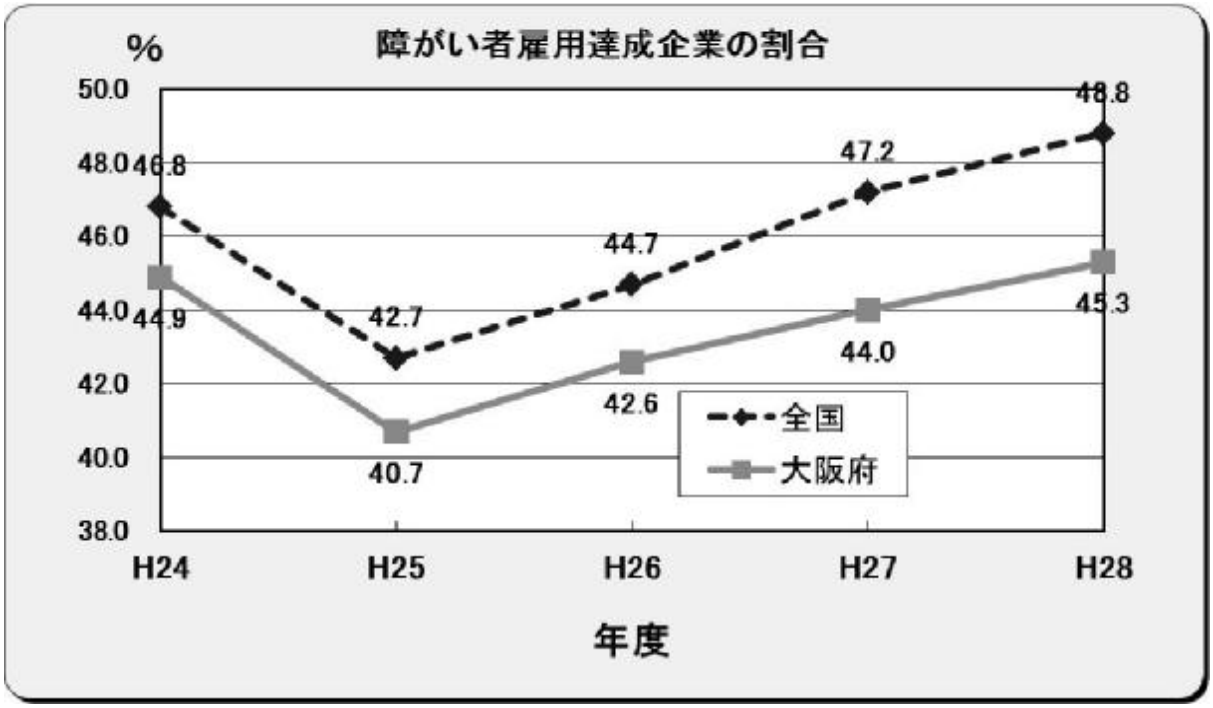


３．生活場面「働く」

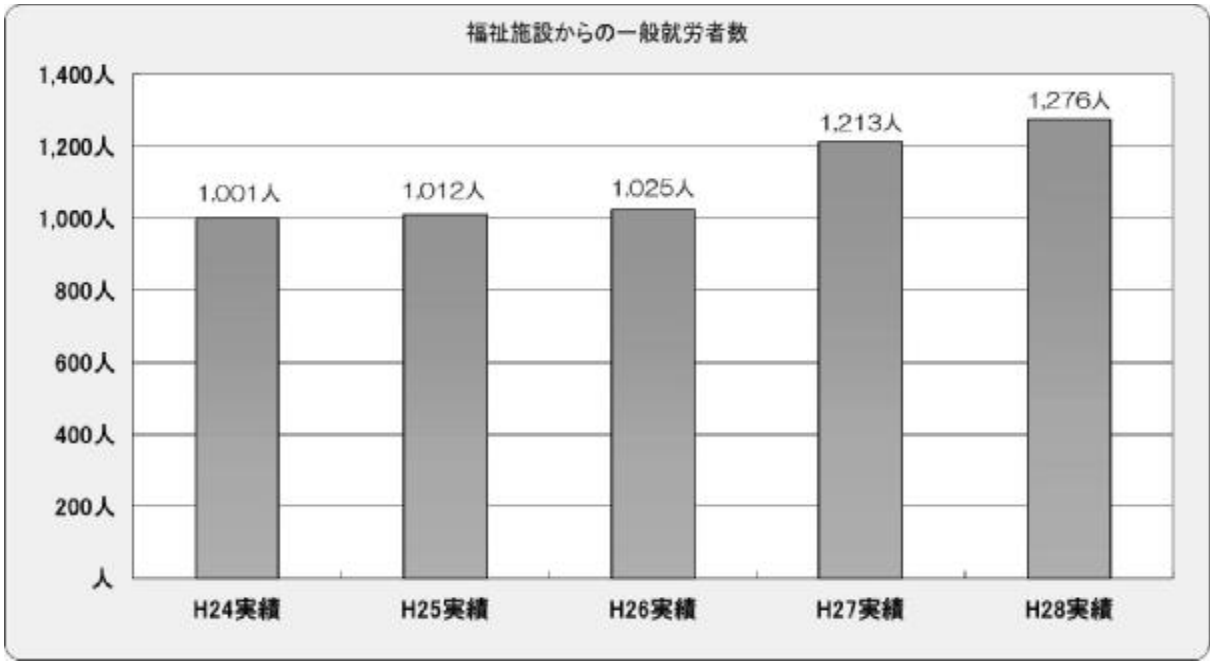
大阪府における障がい者雇用率



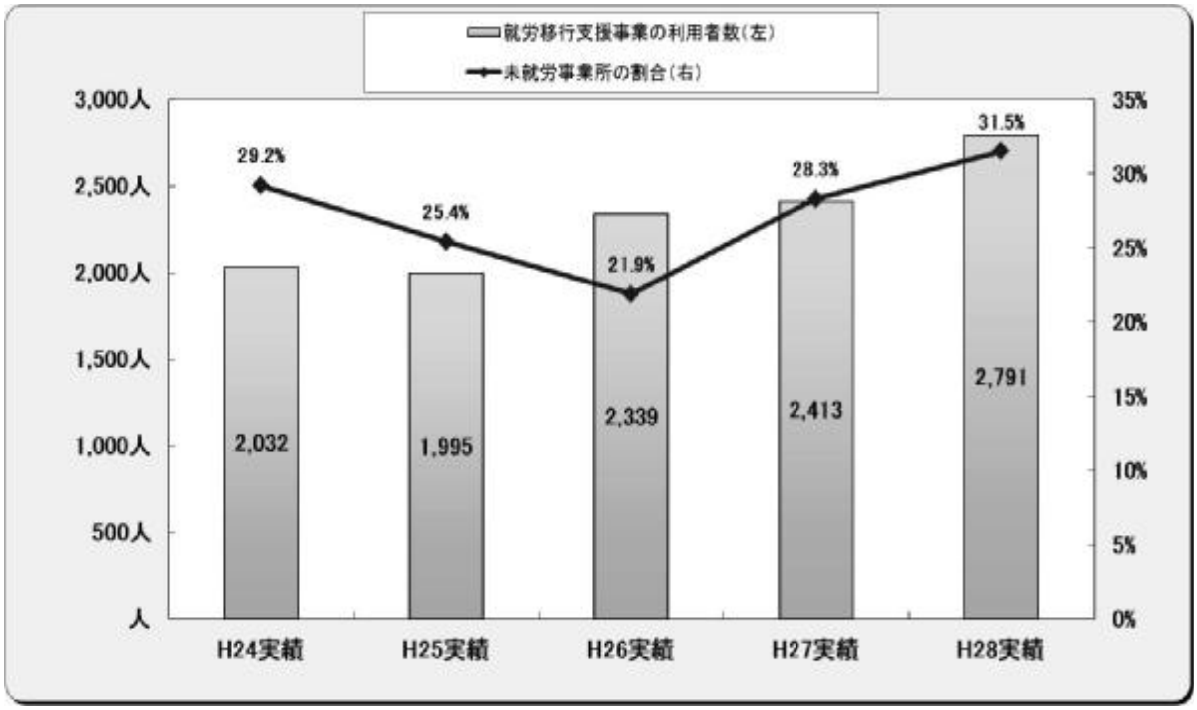
大阪府における障がい者雇用達成企業の割合



「福祉施設からの一般就労」の実績

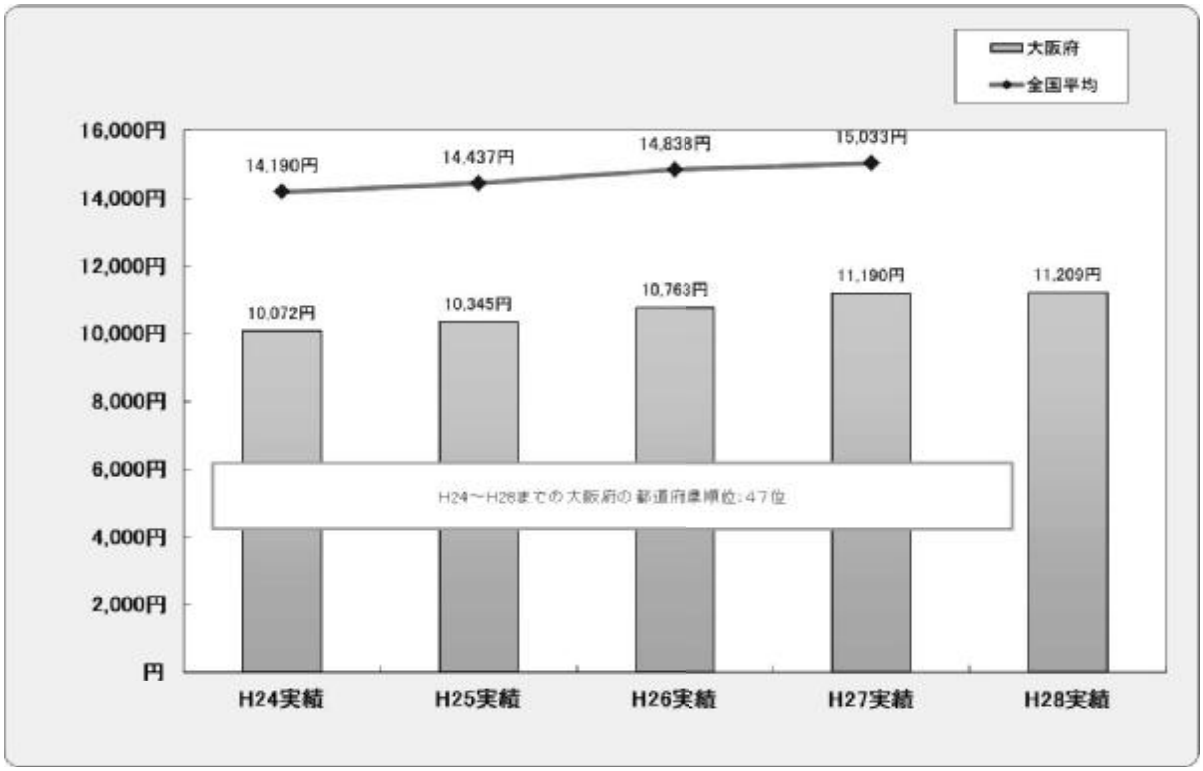


就労移行支援事業の利用者数の実績 【参考:未就労事業所の割合】



※平成 24～26 年度は、各年度の月平均の実績値。平成 27･28 年度は、各年度の 3 月末の実績値。

就労継続支援（B型）事業所における工賃水準の実績



４．生活場面「心や体、命を大切にする」

高次脳機能障がい支援拠点機関における相談支援実績

支援拠点機関＼年度	H24	H25	H26	H27	H28
相談支援センター	2,477	2,110	1,909	1,810	1,744
自立センター	756	825	989	2,165	1,767
急性期・総合医療センター	1,417	1,547	1,650	1,796	2,614
3センター合計 （障がい者医療・リハビリテーションセンター）	4,650	4,482	4,548	5,771	6,125
堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター	1,229	956	1,564	1,949	2,303
大阪府　合計	5,879	5,438	6,112	7,720	8,428

※数値は年度別相談のべ件数

大阪府内の重症心身障がい児者数（H24,H27-H29）

圏域	Ｈ２４	Ｈ２７	Ｈ２８	H29	H27-28増減	H28-29増減
豊能圏域	912	1,013	1,053	1,092	103.9%	103.7%
三島圏域	722	714	738	672	103.4%	91.1%
北河内圏域	1,087	1,111	1,188	1,094	106.9%	92.1%
中河内圏域	734	762	848	844	111.3%	99.5%
南河内圏域	521	535	552	537	103.2%	97.3%
泉州圏域	848	854	894	894	104.7%	100.0%
大阪市	2,222	2,387	2,301	2,486	96.4%	108.0%
堺市	870	908	928	804	102.2%	86.6%
計	7,916	8,284	8,502	8,423	102.6%	99.1%

５．生活場面「楽しむ」

大阪府障がい者スポーツ大会参加者数

競　技　名	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
	第１２回	第１３回	第１４回	第１５回	第１６回
陸　　上	375	370	356	324	341
水　　泳	105	98	107	124	118
卓　　球	109	106	99	108	109
アーチェリー	6	6	3	4	7
ボウリング	169	190	179	196	206
フライングディスク	150	148	166	148	135
合　　計	914	918	910	904	916

全国障害者スポーツ大会大阪府選手団派遣人数

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
選　　手	81	81	98	103	84
役　　員	48	50	54	57	51
合　　計	129	131	152	160	135

中級障がい者スポーツ指導員登録者数

	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度
登録者数	211	215	233	247	271

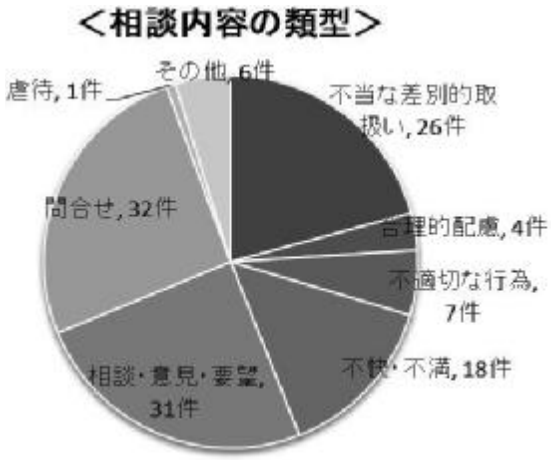
※数値は、その年度１月時点の登録者数

６．生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

大阪府広域支援相談員　相談の対応状況（平成２８年度実績）

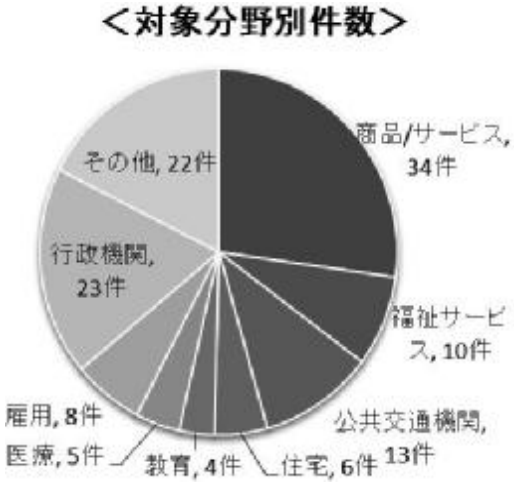
相談内容の類型

①不当な差別的取扱い （うち、合理的配慮の不提供も含まれると考えられるもの）	26 件 （12 件）
②合理的配慮の不提供	4 件
③その他	95 件
③の内訳　不適切な行為	7 件
不快・不満	18 件
相談・意見・要望	31 件
問合せ	32 件
虐待	1 件
その他	6 件



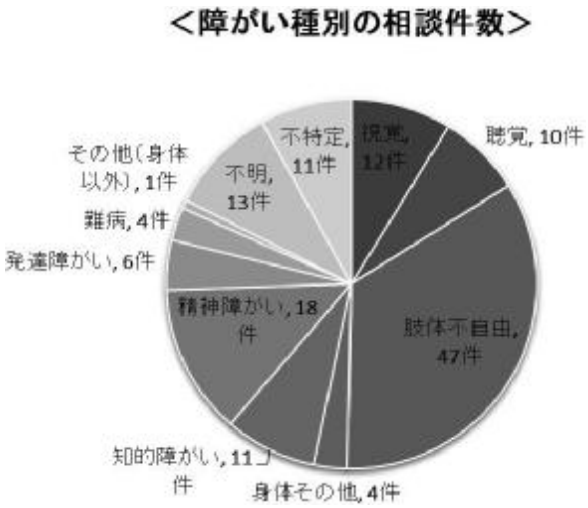
対象分野別件数

商品/サービス	34 件	医療	5 件
福祉サービス	10 件	雇用	8 件
公共交通機関	13 件	行政機関	23 件
住宅	6 件	その他	22 件
教育	4 件		

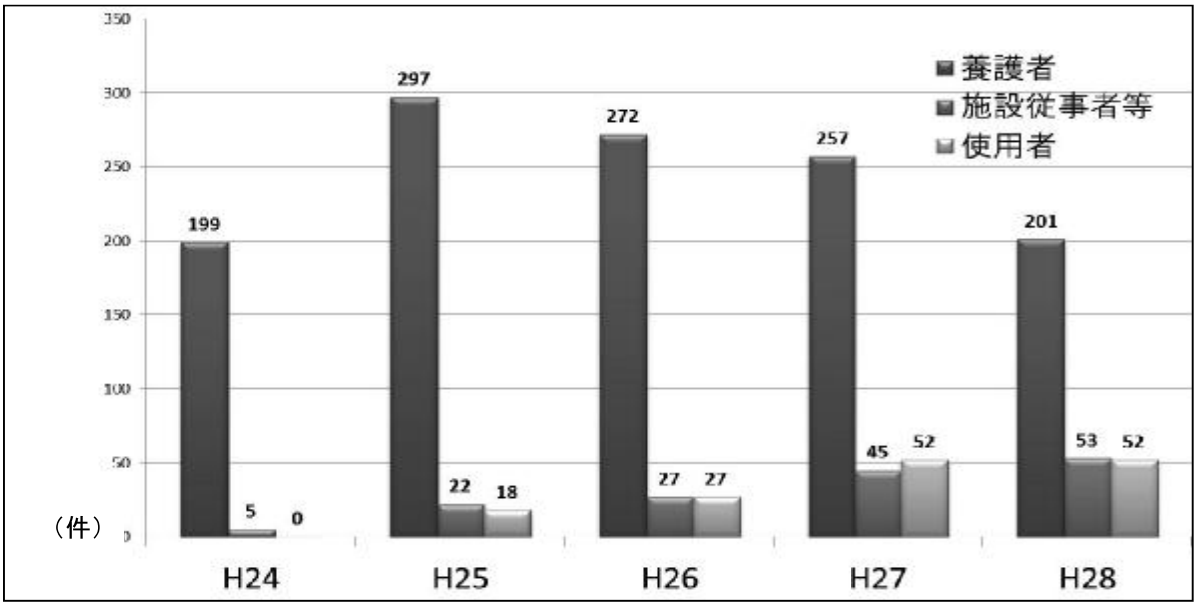


障がい種別ごとの取扱い件数　（※重複あり）

身体障がい	視覚障がい	12 件
	聴覚障がい	10 件
	肢体不自由	47 件
	その他の身体障がい	4 件
知的障がい		11 件
精神障がい		18 件
発達障がい		6 件
難病		4 件
その他（身体障がい以外）		1 件
不明		13 件
不特定		11 件



大阪府内における障がい者虐待等の件数

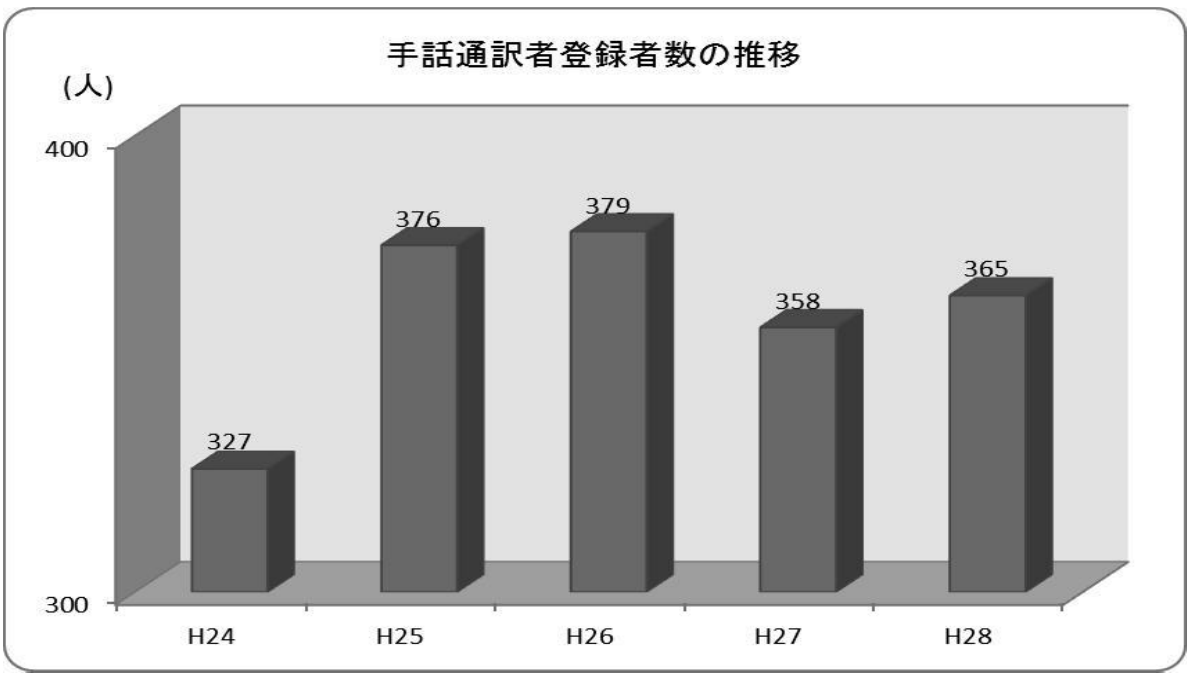


※大阪府福祉部障がい福祉室調べ

※H24 年度は障害者虐待防止法施行後の H24.10.1～H25.3.31 の半年間の調査

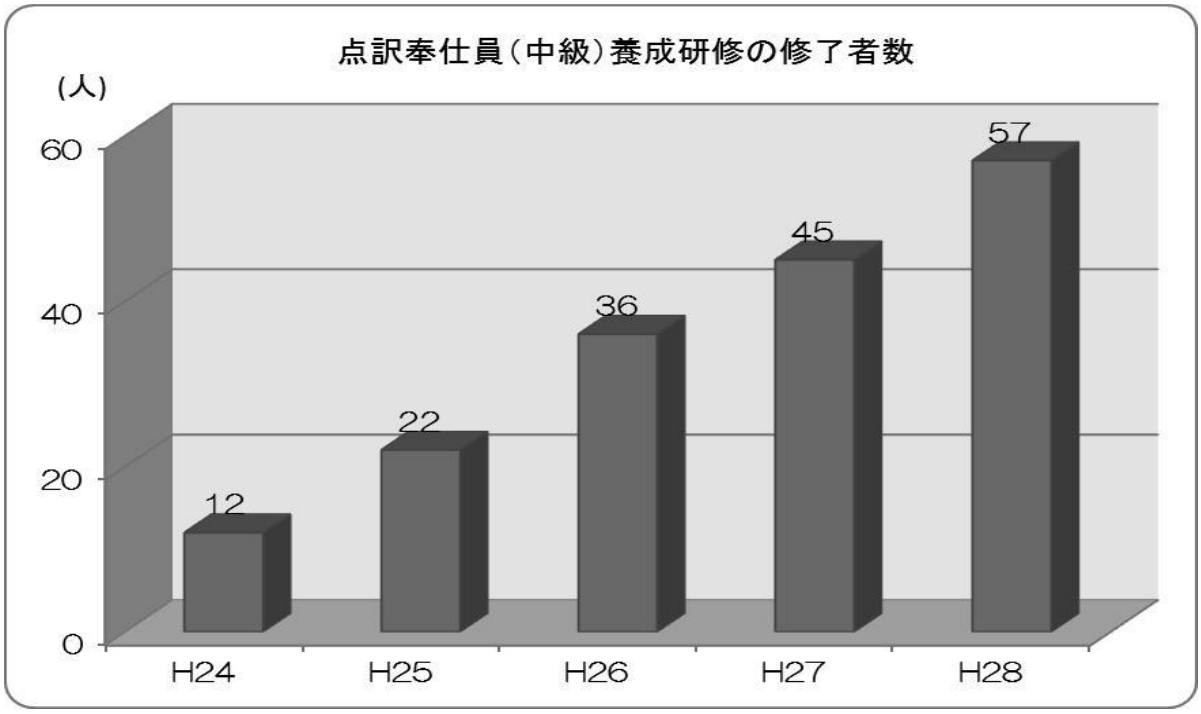
※使用者については大阪労働局で認定した府内全体の虐待件数

手話通訳者の養成（手話通訳者登録者数の推移）



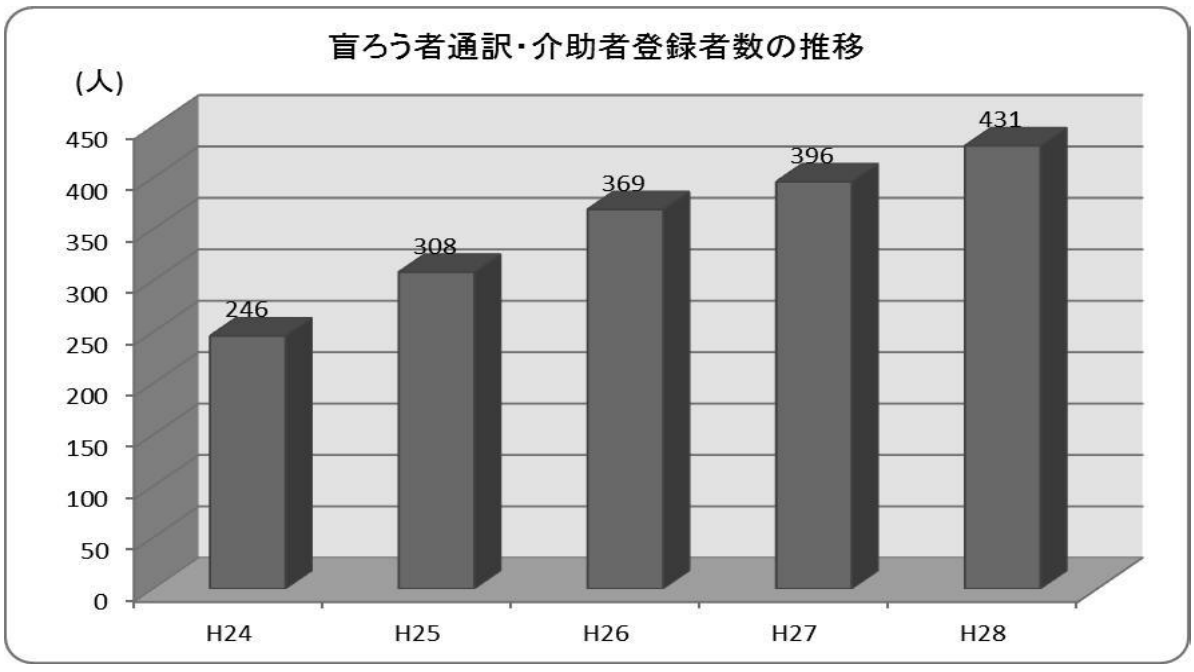
※各年 4 月 1 日時点の登録者数

点訳奉仕員（中級）の養成



※各年養成研修の修了者数

盲ろう者通訳・介助者の養成（盲ろう者通訳・介助者登録者数の推移）



※各年４月１日時点の登録者数

第３節　平成２８年度障がい者の生活ニーズ実態調査について

１．調査概要

○調査の目的

「第４次大阪府障がい者計画」の計画期間の約半分が経過し、社会状況等も変化する中で、現在の障がい者の生活の実態やニーズを適切に把握し、後期計画の策定に反映するとともに、今後の障がい者施策の着実な展開に活用するために実施。

○調査の方法

調査対象者

府内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者および自立支援医療（精神通院）受給者、発達障がい者、難病患者合わせて８，０００人。

内訳

身体障がい者	３，８００人	知的障がい者	２，０００人
精神障がい者	１，４００人	難病患者	４００人
発達障がい者	４００人		

調査方法

各障がい者手帳所有者については、台帳から調査対象者を無作為抽出し、郵送により調査票を対象者に配布。自立支援医療（精神通院）受給者及び難病患者、発達障がい者については、郵送又は精神科病院や団体を通じて調査票を配布。

回答は、郵送（無記名）により回収。

○調査時期

平成２８年１０月から１１月

○回収率（回収数）

４４．５％（３，５６２人）

内訳

身体障がい者	45.7%（1,736 人）	知的障がい者	42.6%（851 人）
精神障がい者	40.1%（562 人）	難病患者	48.3%（193 人）
発達障がい者	55.0%（220 人）		

平成28年度　障がい者生活ニーズ実態調査　調査結果〔集計編〕

※以下の各集計表において、「不正回答」とは「○はひとつ」という指示を越えて2つ3つの回答があったものを指します。

◆あなたのこと（基本的事項）〔問１～問１４〕

問1　調査票の記入者	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
本人	749	43.1%	126	14.8%	326	58.0%	123	63.7%	47	21.4%	1371	38.5%
家族、介助者等（本人に聞いて代わりに記入）	328	18.9%	189	22.2%	62	11.0%	24	12.4%	53	24.1%	656	18.4%
家族、介助者等（家族等の考えで記入）	288	16.6%	338	39.7%	32	5.7%	11	5.7%	85	38.6%	754	21.2%
不正回答	2	0.1%	3	0.4%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.2%
回答なし	369	21.3%	195	22.9%	140	24.9%	35	18.1%	35	15.9%	774	21.7%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問2　住んでいる市町村	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
1　大阪市	513	29.6%	234	27.5%	143	25.4%	41	21.2%	45	20.5%	976	27.4%
2　池田市	27	1.6%	13	1.5%	3	0.5%	3	1.6%	0	0.0%	46	1.3%
3　豊能町	4	0.2%	4	0.5%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	9	0.3%
4　能勢町	3	0.2%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
5　箕面市	23	1.3%	18	2.1%	10	1.8%	5	2.6%	4	1.8%	60	1.7%
6　豊中市	80	4.6%	43	5.1%	23	4.1%	7	3.6%	31	14.1%	184	5.2%
7　吹田市	76	4.4%	32	3.8%	22	3.9%	11	5.7%	7	3.2%	148	4.2%
8　茨木市	52	3.0%	37	4.3%	19	3.4%	5	2.6%	4	1.8%	117	3.3%
9　摂津市	18	1.0%	3	0.4%	6	1.1%	1	0.5%	0	0.0%	28	0.8%
10　島本町	5	0.3%	4	0.5%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.5%	11	0.3%
11　高槻市	73	4.2%	42	4.9%	19	3.4%	6	3.1%	22	10.0%	162	4.5%
12　枚方市	93	5.4%	46	5.4%	25	4.4%	7	3.6%	28	12.7%	199	5.6%
13　寝屋川市	48	2.8%	21	2.5%	10	1.8%	11	5.7%	9	4.1%	99	2.8%
14　守口市	25	1.4%	10	1.2%	5	0.9%	2	1.0%	1	0.5%	43	1.2%
15　門真市	19	1.1%	10	1.2%	6	1.1%	2	1.0%	1	0.5%	38	1.1%
16　大東市	16	0.9%	14	1.6%	4	0.7%	2	1.0%	2	0.9%	38	1.1%
17　四条畷市	10	0.6%	2	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	13	0.4%
18　交野市	15	0.9%	9	1.1%	5	0.9%	1	0.5%	3	1.4%	33	0.9%
19　八尾市	56	3.2%	21	2.5%	13	2.3%	6	3.1%	2	0.9%	98	2.8%
20　柏原市	16	0.9%	8	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	24	0.7%
21　東大阪市	85	4.9%	45	5.3%	23	4.1%	18	9.3%	31	14.1%	202	5.7%
22　松原市	19	1.1%	13	1.5%	7	1.2%	9	4.7%	0	0.0%	48	1.3%
23　羽曳野市	24	1.4%	6	0.7%	6	1.1%	3	1.6%	0	0.0%	39	1.1%
24　藤井寺市	13	0.7%	3	0.4%	3	0.5%	1	0.5%	1	0.5%	21	0.6%
25　富田林市	27	1.6%	15	1.8%	9	1.6%	0	0.0%	1	0.5%	52	1.5%
26　河内長野市	24	1.4%	10	1.2%	7	1.2%	3	1.6%	2	0.9%	46	1.3%
27　大阪狭山市	10	0.6%	7	0.8%	4	0.7%	1	0.5%	0	0.0%	22	0.6%
28　河南町	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	2	0.1%
29　太子町	3	0.2%	0	0.0%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
30　千早赤阪村	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
31　堺市	137	7.9%	77	9.0%	50	8.9%	17	8.8%	7	3.2%	288	8.1%
32　泉大津市	13	0.7%	5	0.6%	6	1.1%	2	1.0%	1	0.5%	27	0.8%
33　和泉市	33	1.9%	19	2.2%	9	1.6%	6	3.1%	3	1.4%	70	2.0%
34　高石市	14	0.8%	6	0.7%	3	0.5%	2	1.0%	1	0.5%	26	0.7%
35　忠岡町	6	0.3%	0	0.0%	2	0.4%	1	0.5%	0	0.0%	9	0.3%
36　岸和田市	31	1.8%	16	1.9%	24	4.3%	5	2.6%	0	0.0%	76	2.1%
37　貝塚市	14	0.8%	9	1.1%	8	1.4%	2	1.0%	1	0.5%	34	1.0%
38　泉佐野市	10	0.6%	8	0.9%	18	3.2%	1	0.5%	0	0.0%	37	1.0%
39　泉南市	19	1.1%	3	0.4%	7	1.2%	2	1.0%	0	0.0%	31	0.9%
40　阪南市	14	0.8%	7	0.8%	10	1.8%	2	1.0%	0	0.0%	33	0.9%
41　熊取町	10	0.6%	7	0.8%	9	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	26	0.7%
42　田尻町	1	0.1%	0	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
43　岬町	2	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
不正回答	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	53	3.1%	20	2.4%	36	6.4%	7	3.6%	12	5.5%	128	3.6%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問2　年齢層	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
10歳未満	167	9.6%	119	14.0%	2	0.4%	12	6.2%	15	6.8%	315	8.8%
10代	150	8.6%	208	24.4%	7	1.2%	7	3.6%	106	48.2%	478	13.4%
20代	16	0.9%	117	13.7%	35	6.2%	5	2.6%	45	20.5%	218	6.1%
30代	58	3.3%	123	14.5%	71	12.6%	11	5.7%	14	6.4%	277	7.8%
40代	90	5.2%	160	18.8%	148	26.3%	23	11.9%	21	9.5%	442	12.4%
50代	133	7.7%	62	7.3%	115	20.5%	21	10.9%	3	1.4%	334	9.4%
60代	323	18.6%	37	4.3%	90	16.0%	45	23.3%	3	1.4%	498	14.0%
70代	441	25.4%	10	1.2%	58	10.3%	51	26.4%	0	0.0%	560	15.7%
80代	281	16.2%	1	0.1%	6	1.1%	10	5.2%	0	0.0%	298	8.4%
90代	51	2.9%	0	0.0%	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	54	1.5%
100歳以上	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	25	1.4%	14	1.6%	27	4.8%	8	4.1%	13	5.9%	87	2.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問2　性別	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
男	888	51.2%	511	60.0%	248	44.1%	70	36.3%	148	67.3%	1865	52.4%
女	830	47.8%	326	38.3%	289	51.4%	115	59.6%	60	27.3%	1620	45.5%
不正回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	18	1.0%	14	1.6%	25	4.4%	7	3.6%	12	5.5%	76	2.1%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問3　住まいの場	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
自宅（持家、賃貸住宅、社宅、市営・府営住宅など）	1610	92.7%	714	83.9%	489	87.0%	183	94.8%	203	92.3%	3199	89.8%
グループホーム	12	0.7%	59	6.9%	18	3.2%	0	0.0%	4	1.8%	93	2.6%
入所施設	22	1.3%	56	6.6%	8	1.4%	1	0.5%	2	0.9%	89	2.5%
特別養護老人ホームなどの高齢者入所施設	54	3.1%	4	0.5%	16	2.8%	2	1.0%	0	0.0%	76	2.1%
精神科病院に入院している	6	0.3%	5	0.6%	8	1.4%	1	0.5%	0	0.0%	20	0.6%
不正回答	2	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
回答なし	30	1.7%	12	1.4%	23	4.1%	6	3.1%	11	5.0%	82	2.3%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問4　いまの暮らし	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
一人で暮らす	228	13.1%	52	6.1%	135	24.0%	26	13.5%	4	1.8%	445	12.5%
親や兄弟と暮らす	438	25.2%	599	70.4%	172	30.6%	46	23.8%	182	82.7%	1437	40.3%
配偶者や子どもと暮らす	746	43.0%	22	2.6%	137	24.4%	98	50.8%	16	7.3%	1019	28.6%
友達とグループで暮らす	10	0.6%	47	5.5%	3	0.5%	0	0.0%	4	1.8%	64	1.8%
入所施設で暮らす	64	3.7%	63	7.4%	29	5.2%	2	1.0%	2	0.9%	160	4.5%
病院で暮らす	19	1.1%	2	0.2%	6	1.1%	2	1.0%	0	0.0%	29	0.8%
不正回答	1	0.1%	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
回答なし	230	13.2%	65	7.6%	79	14.1%	19	9.8%	12	5.5%	405	11.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問4　希望する暮らし	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
一人で暮らす	180	10.4%	85	10.0%	137	24.4%	23	11.9%	32	14.5%	457	12.8%
親や兄弟と暮らす	265	15.3%	336	39.5%	83	14.8%	24	12.4%	91	41.4%	799	22.4%
配偶者や子どもと暮らす	622	35.8%	57	6.7%	163	29.0%	91	47.2%	24	10.9%	957	26.9%
友達とグループで暮らす	34	2.0%	104	12.2%	12	2.1%	4	2.1%	31	14.1%	185	5.2%
入所施設で暮らす	142	8.2%	102	12.0%	24	4.3%	11	5.7%	16	7.3%	295	8.3%
病院で暮らす	16	0.9%	2	0.2%	6	1.1%	2	1.0%	0	0.0%	26	0.7%
不正回答	3	0.2%	3	0.4%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	8	0.2%
回答なし	474	27.3%	162	19.0%	135	24.0%	38	19.7%	26	11.8%	835	23.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問4　同居する父親の年代	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
回答対象者数（問4　今の暮らしで「親や兄弟と暮らす」と回答した人数）	438	100.0%	599	100.0%	172	100.0%	46	100.0%	182	100.0%	1437	100.0%
10代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20代	3	0.7%	7	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.7%
30代	75	17.1%	56	9.3%	0	0.0%	7	15.2%	5	2.7%	143	10.0%
40代	153	34.9%	132	22.0%	5	2.9%	6	13.0%	55	30.2%	351	24.4%
50代	38	8.7%	95	15.9%	9	5.2%	8	17.4%	67	36.8%	217	15.1%
60代	27	6.2%	71	11.9%	26	15.1%	5	10.9%	17	9.3%	146	10.2%
70代	20	4.6%	51	8.5%	30	17.4%	6	13.0%	6	3.3%	113	7.9%
80代	10	2.3%	12	2.0%	22	12.8%	3	6.5%	1	0.5%	48	3.3%
90代	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
回答なし	111	25.3%	174	29.0%	80	46.5%	11	23.9%	31	17.0%	407	28.3%
総計	438	100.0%	599	100.0%	172	100.0%	46	100.0%	182	100.0%	1437	100.0%

問4　同居する母親の年代	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
回答対象者数（問4　今の暮らしで「親や兄弟と暮らす」と回答した人数）	438	100.0%	599	100.0%	172	100.0%	46	100.0%	182	100.0%	1437	100.0%
10代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20代	5	1.1%	10	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	1.0%
30代	107	24.4%	73	12.2%	1	0.6%	8	17.4%	9	4.9%	198	13.8%
40代	158	36.1%	163	27.2%	9	5.2%	9	19.6%	71	39.0%	410	28.5%
50代	32	7.3%	118	19.7%	17	9.9%	7	15.2%	69	37.9%	243	16.9%
60代	33	7.5%	73	12.2%	41	23.8%	5	10.9%	9	4.9%	161	11.2%
70代	30	6.8%	54	9.0%	44	25.6%	10	21.7%	3	1.6%	141	9.8%
80代	22	5.0%	15	2.5%	20	11.6%	1	2.2%	0	0.0%	58	4.0%
90代	5	1.1%	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	0.6%
回答なし	46	10.5%	90	15.0%	40	23.3%	6	13.0%	21	11.5%	203	14.1%
総計	438	100.0%	599	100.0%	172	100.0%	46	100.0%	182	100.0%	1437	100.0%

問5　身体障がい者手帳の等級	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
1級	531	30.6%	59	6.9%	14	2.5%	50	25.9%	2	0.9%	656	18.4%
2級	303	17.5%	52	6.1%	59	10.5%	26	13.5%	5	2.3%	445	12.5%
3級	272	15.7%	25	2.9%	29	5.2%	18	9.3%	0	0.0%	344	9.7%
4級	383	22.1%	11	1.3%	5	0.9%	7	3.6%	0	0.0%	406	11.4%
5級	86	5.0%	2	0.2%	3	0.5%	9	4.7%	0	0.0%	100	2.8%
6級	108	6.2%	3	0.4%	1	0.2%	3	1.6%	0	0.0%	115	3.2%
身体障がい者手帳を持っていない	15	0.9%	451	53.0%	306	54.4%	59	30.6%	164	74.5%	995	27.9%
不正回答	6	0.3%	0	0.0%	2	0.4%	1	0.5%	0	0.0%	9	0.3%
回答なし	32	1.8%	248	29.1%	143	25.4%	20	10.4%	49	22.3%	492	13.8%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問6　身体障がい者手帳の種別	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問5で「1級」から「6級」と回答した人数）	1683	100.0%	152	100.0%	111	100.0%	113	100.0%	7	100.0%	2066	100.0%
視覚障がい	154	7.9%	13	8.4%	2	3.2%	18	14.2%	0	0.0%	187	8.2%
聴覚障がい・平行機能障がい	202	10.4%	6	3.9%	6	9.7%	3	2.4%	0	0.0%	217	9.5%
音声・言語・そしゃく機能障がい	111	5.7%	26	16.8%	9	14.5%	5	3.9%	0	0.0%	151	6.6%
肢体不自由	986	50.8%	91	58.7%	24	38.7%	60	47.2%	5	83.3%	1166	50.9%
内部障がい	488	25.1%	19	12.3%	21	33.9%	41	32.3%	1	16.7%	570	24.9%
総計	1941	100.0%	155	100.0%	62	100.0%	127	100.0%	6	100.0%	2291	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

問7　療育手帳の総合判定	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
A	156	9.0%	365	42.9%	1	0.2%	5	2.6%	63	28.6%	590	16.6%
B1	16	0.9%	223	26.2%	7	1.2%	0	0.0%	27	12.3%	273	7.7%
B2	37	2.1%	243	28.6%	9	1.6%	4	2.1%	42	19.1%	335	9.4%
療育手帳は持っていない	965	55.6%	5	0.6%	342	60.9%	122	63.2%	60	27.3%	1494	41.9%
不正回答	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	562	32.4%	14	1.6%	203	36.1%	62	32.1%	28	12.7%	869	24.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問8　精神障がい者保健福祉手帳の等級等	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
1級	28	1.6%	20	2.4%	32	5.7%	1	0.5%	3	1.4%	84	2.4%
2級	20	1.2%	41	4.8%	210	37.4%	9	4.7%	34	15.5%	314	8.8%
3級	16	0.9%	6	0.7%	78	13.9%	3	1.6%	10	4.5%	113	3.2%
精神障がい者保健福祉手帳は持っていないが、自立支援医療（精神通院）を受けている	33	1.9%	65	7.6%	165	29.4%	6	3.1%	33	15.0%	302	8.5%
精神障がい者保健福祉手帳を持っておらず、自立支援医療（精神通院）も受けていない	767	44.2%	317	37.3%	14	2.5%	99	51.3%	87	39.5%	1284	36.0%
不正回答	6	0.3%	3	0.4%	22	3.9%	1	0.5%	1	0.5%	33	0.9%
回答なし	866	49.9%	399	46.9%	41	7.3%	74	38.3%	52	23.6%	1432	40.2%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問9　発達障がいの診断	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
広汎性発達障がい・自閉スペクトラム症	27	32.1%	234	62.4%	35	61.4%	4	66.7%	185	80.1%	485	64.4%
注意欠陥多動性障がい	7	8.3%	25	6.7%	9	15.8%	0	0.0%	20	8.7%	61	8.1%
学習障がい	7	8.3%	48	12.8%	1	1.8%	0	0.0%	19	8.2%	75	10.0%
その他	43	51.2%	68	18.1%	12	21.1%	2	33.3%	7	3.0%	132	17.5%
総計	84	100.0%	375	100.0%	57	100.0%	6	100.0%	231	100.0%	753	100.0%

☆人数は、問9に回答した方のみの人数

問10　高次脳機能障がいの診断	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
脳血管障がい	69	62.2%	3	13.6%	4	21.1%	0	0.0%	0	0.0%	76	49.0%
外傷性脳損傷	6	5.4%	3	13.6%	8	42.1%	1	100.0%	0	0.0%	18	11.6%
低酸素脳症・脳炎・脳腫瘍など	6	5.4%	6	27.3%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	13	8.4%
その他	30	27.0%	10	45.5%	6	31.6%	0	0.0%	2	100.0%	48	31.0%
総計	111	100.0%	22	100.0%	19	100.0%	1	100.0%	2	100.0%	155	100.0%

☆人数は、問10に回答した方のみの人数

問11　難病	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答あり	347	100.0%	63	100.0%	88	100.0%	147	100.0%	3	100.0%	648	100.0%
総計	347	100.0%	63	100.0%	88	100.0%	147	100.0%	3	100.0%	648	100.0%

☆人数は、問11に回答した方のみの人数

問12　障がい支援（程度）区分	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
区分1	31	1.8%	12	1.4%	6	1.1%	4	2.1%	2	0.9%	55	1.5%
区分2	26	1.5%	51	6.0%	26	4.6%	6	3.1%	7	3.2%	116	3.3%
区分3	32	1.8%	51	6.0%	20	3.6%	5	2.6%	10	4.5%	118	3.3%
区分4	16	0.9%	55	6.5%	7	1.2%	3	1.6%	15	6.8%	96	2.7%
区分5	16	0.9%	51	6.0%	0	0.0%	1	0.5%	15	6.8%	83	2.3%
区分6	25	1.4%	58	6.8%	1	0.2%	2	1.0%	12	5.5%	98	2.8%
（申請したが）非該当	9	0.5%	2	0.2%	4	0.7%	3	1.6%	0	0.0%	18	0.5%
障がい支援（程度）区分の認定を受けていない	451	26.0%	131	15.4%	130	23.1%	68	35.2%	75	34.1%	855	24.0%
わからない	497	28.6%	249	29.3%	200	35.6%	55	28.5%	52	23.6%	1053	29.6%
不正回答	7	0.4%	2	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.3%
回答なし	626	36.1%	189	22.2%	167	29.7%	46	23.8%	32	14.5%	1060	29.8%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問13　障がいがはじめてわかった年代	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
10歳未満	429	24.7%	627	73.7%	18	3.2%	36	18.7%	180	81.8%	1290	36.2%
10代	47	2.7%	85	10.0%	66	11.7%	14	7.3%	10	4.5%	222	6.2%
20代	51	2.9%	23	2.7%	110	19.6%	11	5.7%	10	4.5%	205	5.8%
30代	76	4.4%	16	1.9%	100	17.8%	12	6.2%	8	3.6%	212	6.0%
40代	125	7.2%	4	0.5%	64	11.4%	25	13.0%	4	1.8%	222	6.2%
50代	182	10.5%	3	0.4%	50	8.9%	24	12.4%	0	0.0%	259	7.3%
60代	271	15.6%	0	0.0%	29	5.2%	26	13.5%	1	0.5%	327	9.2%
70代	178	10.3%	0	0.0%	7	1.2%	5	2.6%	0	0.0%	190	5.3%
80代	44	2.5%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.5%	0	0.0%	46	1.3%
90代	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
回答なし	328	18.9%	93	10.9%	117	20.8%	39	20.2%	7	3.2%	584	16.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問14　1か月の収入	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
回答対象者数（問2で年齢を18歳以上と回答した人数）	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%
あなたが働いてもらっているお金	249	15.5%	304	33.2%	140	19.9%	40	19.4%	51	30.7%	784	21.8%
家族などから出してもらっているお金	78	4.9%	96	10.5%	73	10.4%	18	8.7%	34	20.5%	299	8.3%
障がい基礎年金や特別障がい者手当等のお金	286	17.8%	369	40.3%	169	24.1%	55	26.7%	43	25.9%	922	25.7%
生活保護によるお金	94	5.9%	51	5.6%	130	18.5%	4	1.9%	2	1.2%	281	7.8%
その他	485	30.3%	13	1.4%	79	11.3%	48	23.3%	3	1.8%	628	17.5%
決まったお金はもらっていない・わからない	116	7.2%	43	4.7%	61	8.7%	10	4.9%	16	9.6%	246	6.8%
回答なし	295	18.4%	40	4.4%	50	7.1%	31	15.0%	17	10.2%	433	12.1%
総計	1603	100.0%	916	100.0%	702	100.0%	206	100.0%	166	100.0%	3593	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

問14－1　あなたが働いてもらっているお金	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
回答対象者数（問2で年齢を18歳以上と回答した人数）	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%
月2千円未満	23	1.6%	57	10.6%	19	3.6%	5	3.0%	9	8.2%	113	4.1%
月2～4千円未満	9	0.6%	36	6.7%	7	1.3%	0	0.0%	13	11.8%	65	2.4%
月4～1万円未満	1	0.1%	60	11.1%	12	2.3%	1	0.6%	6	5.5%	80	2.9%
月1万～3万円未満	12	0.9%	52	9.6%	11	2.1%	2	1.2%	9	8.2%	86	3.1%
月3万～5万円未満	9	0.6%	11	2.0%	12	2.3%	1	0.6%	0	0.0%	33	1.2%
月5万～10万円未満	49	3.5%	43	8.0%	23	4.3%	7	4.2%	6	5.5%	128	4.7%
月10万～15万円未満	32	2.3%	38	7.0%	25	4.7%	10	6.0%	4	3.6%	109	4.0%
月15万～20万円未満	32	2.3%	6	1.1%	12	2.3%	6	3.6%	1	0.9%	57	2.1%
月20万～30万円未満	44	3.1%	1	0.2%	12	2.3%	2	1.2%	3	2.7%	62	2.3%
月30万円以上	36	2.6%	0	0.0%	7	1.3%	4	2.4%	0	0.0%	47	1.7%
回答なし	1153	82.4%	236	43.7%	389	73.5%	129	77.2%	59	53.6%	1966	71.6%
総計	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%

問14-2　家族から出してもらっているお金	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
回答対象者数（問2で年齢を18歳以上と回答した人数）	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%
月2千円未満	15	1.1%	7	1.3%	6	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	28	1.0%
月2～4千円未満	0	0.0%	6	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	7	0.3%
月4～1万円未満	1	0.1%	10	1.9%	6	1.1%	2	1.2%	9	8.2%	28	1.0%
月1万～3万円未満	13	0.9%	41	7.6%	19	3.6%	1	0.6%	11	10.0%	85	3.1%
月3万～5万円未満	9	0.6%	13	2.4%	16	3.0%	3	1.8%	5	4.5%	46	1.7%
月5万～10万円未満	21	1.5%	16	3.0%	14	2.6%	5	3.0%	6	5.5%	62	2.3%
月10万～15万円未満	9	0.6%	2	0.4%	7	1.3%	3	1.8%	1	0.9%	22	0.8%
月15万～20万円未満	3	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.9%	5	0.2%
月20万～30万円未満	3	0.2%	1	0.2%	2	0.4%	3	1.8%	0	0.0%	9	0.3%
月30万円以上	4	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
回答なし	1322	94.4%	444	82.2%	458	86.6%	150	89.8%	76	69.1%	2450	89.2%
総計	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%

問14－3　障がい基礎年金や特別障がい者手当等のお金	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で年齢を18歳以上と回答した人数）	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%
月2千円未満	24	1.7%	11	2.0%	8	1.5%	4	2.4%	1	0.9%	48	1.7%
月2～4千円未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
月4～1万円未満	1	0.1%	2	0.4%	2	0.4%	1	0.6%	0	0.0%	6	0.2%
月1万～3万円未満	6	0.4%	3	0.6%	3	0.6%	1	0.6%	0	0.0%	13	0.5%
月3万～5万円未満	10	0.7%	10	1.9%	11	2.1%	3	1.8%	1	0.9%	35	1.3%
月5万～10万円未満	143	10.2%	284	52.6%	114	21.6%	27	16.2%	32	29.1%	600	21.8%
月10万～15万円未満	63	4.5%	39	7.2%	19	3.6%	15	9.0%	8	7.3%	144	5.2%
月15万～20万円未満	20	1.4%	7	1.3%	4	0.8%	2	1.2%	1	0.9%	34	1.2%
月20万～30万円未満	13	0.9%	0	0.0%	5	0.9%	1	0.6%	0	0.0%	19	0.7%
月30万円以上	1	0.1%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
回答なし	1119	79.9%	182	33.7%	363	68.6%	113	67.7%	67	60.9%	1844	67.2%
総計	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%

問14－4　生活保護によるお金	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で年齢を18歳以上と回答した人数）	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%
月2千円未満	5	0.4%	2	0.4%	14	2.6%	1	0.6%	0	0.0%	22	0.8%
月2～4千円未満	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
月4～1万円未満	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
月1万～3万円未満	6	0.4%	2	0.4%	6	1.1%	0	0.0%	1	0.9%	15	0.5%
月3万～5万円未満	10	0.7%	4	0.7%	7	1.3%	1	0.6%	0	0.0%	22	0.8%
月5万～10万円未満	20	1.4%	19	3.5%	35	6.6%	1	0.6%	0	0.0%	75	2.7%
月10万～15万円未満	37	2.6%	18	3.3%	55	10.4%	1	0.6%	0	0.0%	111	4.0%
月15万～20万円未満	7	0.5%	2	0.4%	5	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	14	0.5%
月20万～30万円未満	0	0.0%	1	0.2%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
月30万円以上	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	1313	93.8%	491	90.9%	404	76.4%	163	97.6%	109	99.1%	2480	90.3%
総計	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%

問14－5　その他	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で年齢を18歳以上と回答した人数）	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%
月2千円未満	48	3.4%	2	0.4%	6	1.1%	3	1.8%	0	0.0%	59	2.1%
月2～4千円未満	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
月4～1万円未満	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
月1万～3万円未満	8	0.6%	1	0.2%	4	0.8%	3	1.8%	1	0.9%	17	0.6%
月3万～5万円未満	36	2.6%	2	0.4%	11	2.1%	4	2.4%	0	0.0%	53	1.9%
月5万～10万円未満	119	8.5%	3	0.6%	23	4.3%	11	6.6%	1	0.9%	157	5.7%
月10万～15万円未満	92	6.6%	1	0.2%	18	3.4%	4	2.4%	1	0.9%	116	4.2%
月15万～20万円未満	77	5.5%	0	0.0%	7	1.3%	10	6.0%	0	0.0%	94	3.4%
月20万～30万円未満	69	4.9%	0	0.0%	1	0.2%	7	4.2%	0	0.0%	77	2.8%
月30万円以上	16	1.1%	0	0.0%	2	0.4%	1	0.6%	0	0.0%	19	0.7%
回答なし	932	66.6%	531	98.3%	457	86.4%	124	74.3%	107	97.3%	2151	78.3%
総計	1400	100.0%	540	100.0%	529	100.0%	167	100.0%	110	100.0%	2746	100.0%

◆地域やまちで過ごす〔問１５～問２０〕

問15　平日の過ごし方	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
仕事をする	235	13.5%	197	23.1%	117	20.8%	43	22.3%	26	11.8%	618	17.3%
学校に通う	256	14.7%	271	31.8%	8	1.4%	16	8.3%	121	55.0%	672	18.9%
通所施設（仕事は除く）に通う	186	10.7%	196	23.0%	90	16.0%	18	9.3%	42	19.1%	532	14.9%
病院で過ごす	89	5.1%	7	0.8%	26	4.6%	4	2.1%	1	0.5%	127	3.6%
買い物・趣味・社会活動などで外出する	378	21.8%	47	5.5%	105	18.7%	57	29.5%	5	2.3%	592	16.6%
外出はほとんどしない	392	22.6%	60	7.1%	157	27.9%	41	21.2%	12	5.5%	662	18.6%
不正回答	12	0.7%	2	0.2%	6	1.1%	4	2.1%	0	0.0%	24	0.7%
回答なし	188	10.8%	71	8.3%	53	9.4%	10	5.2%	13	5.9%	335	9.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問15　休日の過ごし方	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
仕事をする	11	0.6%	1	0.1%	4	0.7%	2	1.0%	0	0.0%	18	0.5%
学校に通う	2	0.1%	6	0.7%	2	0.4%	4	2.1%	0	0.0%	14	0.4%
通所施設（仕事は除く）に通う	30	1.7%	26	3.1%	6	1.1%	4	2.1%	7	3.2%	73	2.0%
病院で過ごす	29	1.7%	3	0.4%	11	2.0%	3	1.6%	0	0.0%	46	1.3%
買い物・趣味・社会活動などで外出する	665	38.3%	472	55.5%	215	38.3%	104	53.9%	130	59.1%	1586	44.5%
外出はほとんどしない	680	39.2%	241	28.3%	257	45.7%	58	30.1%	62	28.2%	1298	36.4%
不正回答	6	0.3%	6	0.7%	1	0.2%	4	2.1%	3	1.4%	20	0.6%
回答なし	313	18.0%	96	11.3%	66	11.7%	14	7.3%	18	8.2%	507	14.2%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問16　希望する平日の過ごし方	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
仕事をする	297	17.1%	296	34.8%	215	38.3%	57	29.5%	77	35.0%	942	26.4%
学校に通う	217	12.5%	188	22.1%	10	1.8%	11	5.7%	73	33.2%	499	14.0%
通所施設（仕事は除く）に通う	182	10.5%	164	19.3%	63	11.2%	10	5.2%	37	16.8%	456	12.8%
病院で過ごす	33	1.9%	3	0.4%	13	2.3%	2	1.0%	0	0.0%	51	1.4%
買い物・趣味・社会活動などで外出する	472	27.2%	55	6.5%	117	20.8%	74	38.3%	10	4.5%	728	20.4%
外出はほとんどしない	173	10.0%	28	3.3%	58	10.3%	12	6.2%	3	1.4%	274	7.7%
不正回答	8	0.5%	1	0.1%	3	0.5%	2	1.0%	0	0.0%	14	0.4%
回答なし	354	20.4%	116	13.6%	83	14.8%	25	13.0%	20	9.1%	598	16.8%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問16　希望する休日の過ごし方	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
仕事をする	17	1.0%	8	0.9%	3	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	28	0.8%
学校に通う	5	0.3%	2	0.2%	6	1.1%	3	1.6%	1	0.5%	17	0.5%
通所施設（仕事は除く）に通う	45	2.6%	24	2.8%	8	1.4%	3	1.6%	8	3.6%	88	2.5%
病院で過ごす	10	0.6%	1	0.1%	5	0.9%	1	0.5%	0	0.0%	17	0.5%
買い物・趣味・社会活動などで外出する	949	54.7%	599	70.4%	353	62.8%	133	68.9%	180	81.8%	2214	62.2%
外出はほとんどしない	293	16.9%	84	9.9%	98	17.4%	23	11.9%	13	5.9%	511	14.3%
不正回答	5	0.3%	3	0.4%	1	0.2%	1	0.5%	1	0.5%	11	0.3%
回答なし	412	23.7%	130	15.3%	88	15.7%	29	15.0%	17	7.7%	676	19.0%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問17　いまの夏休みなどの過ごし方	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問15　平日の過ごし方で「学校に通う」と回答した人数）	256	100.0%	271	100.0%	8	100.0%	16	100.0%	121	100.0%	672	100.0%
学童保育に通う	17	6.6%	21	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%	41	6.1%
障がい児支援サービスを利用する	73	28.5%	114	42.1%	1	12.5%	2	12.5%	51	42.1%	241	35.9%
病院で過ごす	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%
買い物・趣味・友達との遊びなどで外出する	102	39.8%	74	27.3%	4	50.0%	10	62.5%	32	26.4%	222	33.0%
外出はほとんどしない	42	16.4%	40	14.8%	3	37.5%	3	18.8%	27	22.3%	115	17.1%
不正回答	1	0.4%	2	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.7%	5	0.7%
回答なし	20	7.8%	20	7.4%	0	0.0%	1	6.3%	6	5.0%	47	7.0%
総計	256	100.0%	271	100.0%	8	100.0%	16	100.0%	121	100.0%	672	100.0%

問17　希望する夏休みなどの過ごし方	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問15　平日の過ごし方で「学校に通う」と回答した人数）	256	100.0%	271	100.0%	8	100.0%	16	100.0%	121	100.0%	672	100.0%
学童保育に通う	11	4.3%	12	4.4%	0	0.0%	1	6.3%	3	2.5%	27	4.0%
障がい児支援サービスを利用する	78	30.5%	106	39.1%	2	25.0%	0	0.0%	38	31.4%	224	33.3%
病院で過ごす	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
買い物・趣味・友達との遊びなどで外出する	135	52.7%	120	44.3%	6	75.0%	13	81.3%	67	55.4%	341	50.7%
外出はほとんどしない	9	3.5%	10	3.7%	0	0.0%	1	6.3%	7	5.8%	27	4.0%
不正回答	0	0.0%	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	4	0.6%
回答なし	23	9.0%	20	7.4%	0	0.0%	1	6.3%	5	4.1%	49	7.3%
総計	256	100.0%	271	100.0%	8	100.0%	16	100.0%	121	100.0%	672	100.0%

問18　日常生活の中の困りごと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
収入が少ない	460	17.8%	195	15.6%	290	32.0%	62	20.3%	50	14.9%	1057	19.7%
お金の管理や法的な手続きができない	61	2.4%	166	13.3%	47	5.2%	7	2.3%	54	16.1%	335	6.2%
障がいの程度が重くなってきている	281	10.9%	50	4.0%	43	4.7%	53	17.4%	9	2.7%	436	8.1%
同居する家族が高齢化している	338	13.1%	207	16.6%	130	14.3%	37	12.1%	39	11.6%	751	14.0%
家族との関係がよくない	35	1.4%	35	2.8%	48	5.3%	4	1.3%	12	3.6%	134	2.5%
近くに住んでいる方々との関係がよくない	35	1.4%	30	2.4%	28	3.1%	5	1.6%	5	1.5%	103	1.9%
困りごとを相談できるところがない	83	3.2%	64	5.1%	62	6.8%	16	5.2%	28	8.3%	253	4.7%
支援や介助が足りない、日中通える場所がない	84	3.3%	76	6.1%	18	2.0%	15	4.9%	34	10.1%	227	4.2%
住居や住居内の設備などがバリアフリーになっていない	180	7.0%	24	1.9%	23	2.5%	10	3.3%	1	0.3%	238	4.4%
移動が不便で外出しにくい	343	13.3%	70	5.6%	46	5.1%	32	10.5%	10	3.0%	501	9.3%
その他	183	7.1%	113	9.1%	84	9.3%	28	9.2%	49	14.6%	457	8.5%
回答なし	500	19.4%	218	17.5%	88	9.7%	36	11.8%	45	13.4%	887	16.5%
総計	2583	100.0%	1248	100.0%	907	100.0%	305	100.0%	336	100.0%	5379	100.0%

☆複数回答あり。

問19　希望する暮らしに必要なこと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
入居できるｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑが多くあること	96	3.8%	141	10.0%	29	3.4%	14	4.5%	37	9.2%	317	5.8%
障がい者が生活しやすい住宅が多くあること	179	7.1%	94	6.6%	45	5.3%	18	5.8%	28	7.0%	364	6.6%
入所できる施設が多くあること	255	10.1%	123	8.7%	37	4.4%	26	8.3%	20	5.0%	461	8.4%
希望する暮らしを練習するところがあること	104	4.1%	116	8.2%	55	6.5%	11	3.5%	54	13.4%	340	6.2%
日常生活の介助や支援が充実していること	427	17.0%	199	14.0%	87	10.2%	72	23.0%	46	11.4%	831	15.1%
お金の管理や生活上の法的手続きなどを支援する制度が充実していること	123	4.9%	178	12.6%	81	9.5%	17	5.4%	49	12.2%	448	8.2%
同じ障がいのある人との交流や相談できるところがあること	191	7.6%	105	7.4%	85	10.0%	27	8.6%	41	10.2%	449	8.2%
周囲の障がいに対する理解や配慮があること	346	13.8%	243	17.1%	181	21.3%	57	18.2%	87	21.6%	914	16.6%
その他	105	4.2%	39	2.8%	56	6.6%	29	9.3%	22	5.5%	251	4.6%
特に必要なものはない	374	14.9%	94	6.6%	131	15.4%	20	6.4%	8	2.0%	627	11.4%
回答なし	313	12.5%	85	6.0%	62	7.3%	22	7.0%	10	2.5%	492	9.0%
総計	2513	100.0%	1417	100.0%	849	100.0%	313	100.0%	402	100.0%	5494	100.0%

☆複数回答あり。

問20　外出するときに困ることや不便なこと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
道路に段差がある、信号や視覚障がい者誘導用ブロックがわかりにくい	274	10.9%	42	3.6%	27	3.6%	29	9.7%	0	0.0%	372	7.3%
建物の設備（階段、トイレ、エレベーター等）が不便	459	18.2%	86	7.3%	50	6.7%	49	16.3%	10	3.2%	654	12.9%
通行車両（自動車や自転車など）が危ない	364	14.4%	181	15.3%	84	11.3%	37	12.3%	40	12.7%	706	13.9%
公共交通機関（バス・電車など）が利用しにくい	289	11.4%	126	10.7%	98	13.2%	43	14.3%	26	8.2%	582	11.5%
移動支援サービス（ガイドヘルプ）が利用しにくい	81	3.2%	108	9.2%	14	1.9%	23	7.7%	50	15.8%	276	5.5%
困った時に周囲の人の手助けがない（お願いしにくい）	186	7.4%	202	17.1%	106	14.3%	33	11.0%	78	24.7%	605	11.9%
その他	116	4.6%	59	5.0%	47	6.3%	22	7.3%	30	9.5%	274	5.4%
外出するときに特に困ることはない・ほとんど外出しないのでわからない	447	17.7%	223	18.9%	237	31.9%	38	12.7%	64	20.3%	1009	19.9%
回答なし	309	12.2%	153	13.0%	79	10.6%	26	8.7%	18	5.7%	585	11.6%
総計	2525	100.0%	1180	100.0%	742	100.0%	300	100.0%	316	100.0%	5063	100.0%

☆複数回答あり。

◆学ぶ〔問２１～問２４〕

問21　最終卒業学校又は在籍校	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
小学校	111	6.4%	90	10.6%	4	0.7%	5	2.6%	23	10.5%	233	6.5%
支援学校（以前の盲・聾・養護学校）小学部	42	2.4%	34	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.8%	80	2.2%
中学校	308	17.7%	112	13.2%	95	16.9%	13	6.7%	19	8.6%	547	15.4%
支援学校（以前の盲・聾・養護学校）中学部	27	1.6%	49	5.8%	1	0.2%	0	0.0%	11	5.0%	88	2.5%
高等学校	492	28.3%	76	8.9%	194	34.5%	61	31.6%	30	13.6%	853	23.9%
支援学校（以前の盲・聾・養護学校）高等部（専攻科を含む）	60	3.5%	306	36.0%	2	0.4%	7	3.6%	75	34.1%	450	12.6%
高等専門学校・短期大学・大学	238	13.7%	19	2.2%	154	27.4%	68	35.2%	29	13.2%	508	14.3%
大学院	13	0.7%	0	0.0%	8	1.4%	8	4.1%	5	2.3%	34	1.0%
専修学校・各種学校	49	2.8%	31	3.6%	35	6.2%	11	5.7%	11	5.0%	137	3.8%
まだ学校に行っていない	78	4.5%	58	6.8%	0	0.0%	6	3.1%	3	1.4%	145	4.1%
不正回答	10	0.6%	10	1.2%	1	0.2%	2	1.0%	1	0.5%	24	0.7%
回答なし	308	17.7%	66	7.8%	68	12.1%	12	6.2%	9	4.1%	463	13.0%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問22　学校で困った（困っている）こと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問21で就学経験のあった人数）	1340	100.0%	717	100.0%	493	100.0%	173	100.0%	207	100.0%	2930	100.0%
学校が遠いなど通学が困難	111	10.8%	101	12.6%	37	7.7%	16	10.5%	29	10.2%	294	10.7%
学校施設の構造や設備が障がいに対応していない	74	7.2%	42	5.2%	11	2.3%	13	8.5%	17	6.0%	157	5.7%
授業や学習の内容が分かりにくい	59	5.7%	140	17.5%	51	10.7%	11	7.2%	53	18.7%	314	11.4%
同じ年齢の子どもと一緒に学ぶことができない	21	2.0%	67	8.4%	12	2.5%	2	1.3%	13	4.6%	115	4.2%
障がいについて理解してくれる友だちや先生が少ない	63	6.1%	103	12.8%	55	11.5%	19	12.4%	57	20.1%	297	10.8%
学校内での活動を助けてくれる人が少ない	24	2.3%	48	6.0%	26	5.4%	6	3.9%	27	9.5%	131	4.8%
その他	78	7.6%	72	9.0%	37	7.7%	22	14.4%	46	16.3%	255	9.3%
特にない	599	58.2%	229	28.6%	249	52.1%	64	41.8%	41	14.5%	1182	43.1%
総計	1029	100.0%	802	100.0%	478	100.0%	153	100.0%	283	100.0%	2745	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

問23　学校でしてほしかった（してほしい）こと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問21で就学経験のあった人数）	1340	100.0%	717	100.0%	493	100.0%	173	100.0%	207	100.0%	2930	100.0%
将来の生活に役立つこと	212	19.4%	314	34.6%	133	24.7%	34	22.5%	131	41.2%	824	27.4%
就職（仕事）につながること	180	16.5%	222	24.4%	131	24.3%	37	24.5%	85	26.7%	655	21.8%
障がいのない子どもとの交流や学習	55	5.0%	105	11.6%	15	2.8%	6	4.0%	16	5.0%	197	6.6%
障がいのある子ども同士の交流や学習	39	3.6%	57	6.3%	20	3.7%	6	4.0%	11	3.5%	133	4.4%
その他	63	5.8%	47	5.2%	30	5.6%	15	9.9%	47	14.8%	202	6.7%
特にない	542	49.7%	163	18.0%	209	38.8%	53	35.1%	28	8.8%	995	33.1%
総計	1091	100.0%	908	100.0%	538	100.0%	151	100.0%	318	100.0%	3006	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

問24　学習したいと思ったときに困ることや不便なこと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で年齢を15歳以上と回答した人数）	1449	100.0%	616	100.0%	530	100.0%	171	100.0%	162	100.0%	2928	100.0%
時間がない	61	3.5%	26	3.2%	60	8.1%	15	6.4%	7	3.2%	169	4.5%
学びたい内容のものがない	54	3.1%	39	4.8%	30	4.1%	7	3.0%	12	5.5%	142	3.8%
仕事や生活で必要な内容のものがない	61	3.5%	52	6.5%	45	6.1%	7	3.0%	14	6.4%	179	4.8%
学習に関するお知らせが少ない	55	3.1%	50	6.2%	30	4.1%	14	6.0%	8	3.7%	157	4.2%
学習において障がいの特性に応じた配慮がない	72	4.1%	119	14.8%	42	5.7%	22	9.4%	39	17.9%	294	7.8%
学習する施設の構造や設備がバリアフリーになっていない	45	2.6%	15	1.9%	5	0.7%	9	3.8%	4	1.8%	78	2.1%
お金がかかる	252	14.4%	86	10.7%	229	30.9%	61	26.1%	25	11.5%	653	17.4%
その他	36	2.1%	30	3.7%	33	4.5%	13	5.6%	13	6.0%	125	3.3%
特に困ることはない	306	17.5%	84	10.4%	81	10.9%	23	9.8%	9	4.1%	503	13.4%
学習したいことが特にない	190	10.8%	100	12.4%	71	9.6%	12	5.1%	4	1.8%	377	10.1%
回答なし	620	35.4%	204	25.3%	114	15.4%	51	21.8%	83	38.1%	1072	28.6%
総計	1752	100.0%	805	100.0%	740	100.0%	234	100.0%	218	100.0%	3749	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

◆働く〔問２５～問２９〕

問25　今の就労状況	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
正社員	86	5.0%	26	3.1%	34	6.0%	14	7.3%	3	1.4%	163	4.6%
正社員以外	95	5.5%	74	8.7%	67	11.9%	28	14.5%	15	6.8%	279	7.8%
自営業	60	3.5%	0	0.0%	11	2.0%	5	2.6%	2	0.9%	78	2.2%
福祉的就労（就労継続支援A型事業所）	5	0.3%	20	2.4%	10	1.8%	1	0.5%	4	1.8%	40	1.1%
福祉的就労（就労継続支援B型事業所）	6	0.3%	93	10.9%	33	5.9%	1	0.5%	10	4.5%	143	4.0%
福祉的就労（就労移行支援事業所）	2	0.1%	23	2.7%	7	1.2%	0	0.0%	2	0.9%	34	1.0%
その他の福祉的就労	8	0.5%	44	5.2%	4	0.7%	2	1.0%	17	7.7%	75	2.1%
働いていない	801	46.1%	317	37.3%	290	51.6%	90	46.6%	112	50.9%	1610	45.2%
不正回答	0	0.0%	3	0.4%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
回答なし	673	38.8%	251	29.5%	105	18.7%	52	26.9%	55	25.0%	1136	31.9%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問25　今後希望する就労状況	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
正社員	231	13.3%	146	17.2%	137	24.4%	43	22.3%	69	31.4%	626	17.6%
正社員以外	97	5.6%	67	7.9%	94	16.7%	21	10.9%	15	6.8%	294	8.3%
自営業	68	3.9%	9	1.1%	31	5.5%	6	3.1%	3	1.4%	117	3.3%
福祉的就労（就労継続支援A型事業所）	14	0.8%	40	4.7%	16	2.8%	1	0.5%	16	7.3%	87	2.4%
福祉的就労（就労継続支援B型事業所）	13	0.7%	73	8.6%	16	2.8%	1	0.5%	21	9.5%	124	3.5%
福祉的就労（就労移行支援事業所）	14	0.8%	27	3.2%	3	0.5%	2	1.0%	6	2.7%	52	1.5%
その他の福祉的就労	52	3.0%	70	8.2%	14	2.5%	9	4.7%	30	13.6%	175	4.9%
働いていない	311	17.9%	63	7.4%	85	15.1%	27	14.0%	10	4.5%	496	13.9%
不正回答	4	0.2%	4	0.5%	5	0.9%	0	0.0%	1	0.5%	14	0.4%
回答なし	932	53.7%	352	41.4%	161	28.6%	83	43.0%	49	22.3%	1577	44.3%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問26　仕事でもらえる給与（工賃）の希望	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で18歳未満の者を除いた人数）	1426	100.0%	555	100.0%	556	100.0%	175	100.0%	123	100.0%	2835	100.0%
増えることを希望する	143	10.0%	152	27.4%	114	20.5%	26	14.9%	31	25.2%	466	16.4%
いまの給与（工賃）に満足している	67	4.7%	63	11.4%	33	5.9%	10	5.7%	7	5.7%	180	6.3%
わからない	63	4.4%	94	16.9%	40	7.2%	14	8.0%	14	11.4%	225	7.9%
不正回答	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	1153	80.9%	245	44.1%	369	66.4%	125	71.4%	71	57.7%	1963	69.2%
総計	1426	100.0%	555	100.0%	556	100.0%	175	100.0%	123	100.0%	2835	100.0%

問26　増額を希望する金額	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で18歳未満の者を除いた人数）	1426	100.0%	555	100.0%	556	100.0%	175	100.0%	123	100.0%	2835	100.0%
月5千円未満	10	0.7%	13	2.3%	11	2.0%	0	0.0%	3	2.4%	37	1.3%
月5千～1万円未満	1	0.1%	12	2.2%	2	0.4%	0	0.0%	2	1.6%	17	0.6%
月1万～2万円未満	7	0.5%	30	5.4%	8	1.4%	1	0.6%	6	4.9%	52	1.8%
月2万～5万円未満	24	1.7%	37	6.7%	14	2.5%	5	2.9%	7	5.7%	87	3.1%
月5万～10万円未満	47	3.3%	32	5.8%	40	7.2%	6	3.4%	3	2.4%	128	4.5%
月10万～20万円未満	38	2.7%	19	3.4%	29	5.2%	12	6.9%	8	6.5%	106	3.7%
月20万～30万円未満	11	0.8%	5	0.9%	5	0.9%	1	0.6%	0	0.0%	22	0.8%
月30万円以上	3	0.2%	1	0.2%	3	0.5%	0	0.0%	1	0.8%	8	0.3%
回答なし	1285	90.1%	406	73.2%	444	79.9%	150	85.7%	93	75.6%	2378	83.9%
総計	1426	100.0%	555	100.0%	556	100.0%	175	100.0%	123	100.0%	2835	100.0%

問27　働きたい、働き続けたいと思う理由	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で18歳未満の者を除いた人数）	1426	100.0%	555	100.0%	556	100.0%	175	100.0%	123	100.0%	2835	100.0%
生活に必要なものを自分で買えるから	201	27.8%	164	26.7%	171	27.9%	43	29.1%	36	23.4%	615	27.3%
自分の好きなことにお金を使えるから	147	20.3%	187	30.4%	166	27.1%	27	18.2%	48	31.2%	575	25.5%
一人暮らしをしたり、好きな人と一緒に暮らせるから	29	4.0%	31	5.0%	44	7.2%	5	3.4%	12	7.8%	121	5.4%
人と関わる中で嬉しいことがあるから	151	20.9%	127	20.7%	112	18.3%	32	21.6%	32	20.8%	454	20.2%
仕事が好きだから、自分に自信が持てるから	145	20.1%	80	13.0%	77	12.6%	27	18.2%	21	13.6%	350	15.5%
その他	50	6.9%	26	4.2%	43	7.0%	14	9.5%	5	3.2%	138	6.1%
総計	723	100.0%	615	100.0%	613	100.0%	148	100.0%	154	100.0%	2253	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

問28　働けない、働き続けられないと思う理由	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
回答対象者数（問2で18歳未満の者を除いた人数）	1426	100.0%	555	100.0%	556	100.0%	175	100.0%	123	100.0%	2835	100.0%
身体や気持ちがしんどくなるから	250	32.3%	71	25.6%	222	41.5%	44	34.4%	21	30.4%	608	34.1%
自分の思うように時間が使えないから	46	5.9%	10	3.6%	32	6.0%	16	12.5%	3	4.3%	107	6.0%
自分の思うようなお金（給料）が手に入らないから	17	2.2%	12	4.3%	19	3.6%	2	1.6%	0	0.0%	50	2.8%
注意されたり、怒られたりするのが嫌だから	14	1.8%	46	16.6%	36	6.7%	3	2.3%	11	15.9%	110	6.2%
職場の仲間とうまく接することが難しいから	29	3.7%	49	17.7%	77	14.4%	6	4.7%	15	21.7%	176	9.9%
職場に障がいや病気があることを知られたくないから	15	1.9%	8	2.9%	29	5.4%	4	3.1%	0	0.0%	56	3.1%
家族や周囲の支援者が反対するから	28	3.6%	6	2.2%	17	3.2%	4	3.1%	1	1.4%	56	3.1%
その他	375	48.4%	75	27.1%	103	19.3%	49	38.3%	18	26.1%	620	34.8%
総計	774	100.0%	277	100.0%	535	100.0%	128	100.0%	69	100.0%	1783	100.0%

☆複数回答あり（「回答対象者数」と「総計」の人数は一致しません）。

問29　働く、働き続けるために、望むこと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい	139	6.9%	217	18.4%	90	10.9%	12	4.7%	96	26.4%	554	11.9%
自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい	246	12.2%	213	18.1%	164	19.8%	54	21.1%	67	18.4%	744	16.0%
職場で、仕事の悩みや困りごとなどを相談できる場所や人がほしい	76	3.8%	114	9.7%	85	10.3%	16	6.3%	51	14.0%	342	7.4%
色んな働き方を認めてほしい	143	7.1%	53	4.5%	107	12.9%	46	18.0%	31	8.5%	380	8.2%
職場での人との関わり方を教えてほしい	17	0.8%	61	5.2%	49	5.9%	1	0.4%	29	8.0%	157	3.4%
職場以外で、仕事の悩みや困りごとなどを相談できるように してほしい	61	3.0%	49	4.2%	61	7.4%	8	3.1%	18	4.9%	197	4.2%
職場以外で、働いている障がいのある仲間との関わりがほしい	35	1.7%	51	4.3%	26	3.1%	4	1.6%	5	1.4%	121	2.6%
その他	116	5.7%	45	3.8%	53	6.4%	13	5.1%	11	3.0%	238	5.1%
回答なし	1191	58.8%	375	31.8%	194	23.4%	102	39.8%	56	15.4%	1918	41.2%
総計	2024	100.0%	1178	100.0%	829	100.0%	256	100.0%	364	100.0%	4651	100.0%

☆複数回答あり。

◆心や体、命を大切にする〔問３０～問３３〕

問30　リハビリ・生活訓練等について	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
受けている	566	32.6%	215	25.3%	167	29.7%	57	29.5%	61	27.7%	1066	29.9%
必要だが受けていない	220	12.7%	201	23.6%	101	18.0%	33	17.1%	84	38.2%	639	17.9%
受ける必要がない	465	26.8%	231	27.1%	175	31.1%	68	35.2%	50	22.7%	989	27.8%
不正回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	485	27.9%	204	24.0%	119	21.2%	35	18.1%	25	11.4%	868	24.4%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問30　受けている（受けたい）リハビリ等の内容	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
身体機能を回復、維持、痛みを和らげるための訓練	558	32.1%	65	7.6%	34	6.0%	62	32.1%	4	1.8%	723	20.3%
言語の訓練	44	2.5%	84	9.9%	10	1.8%	2	1.0%	15	6.8%	155	4.4%
就業のための職業リハビリテーション	8	0.5%	37	4.3%	35	6.2%	2	1.0%	12	5.5%	94	2.6%
自立生活のための日常生活・社会生活に関する体験	37	2.1%	112	13.2%	45	8.0%	10	5.2%	52	23.6%	256	7.2%
手話や点字などのコミュニケーション訓練	23	1.3%	3	0.4%	3	0.5%	1	0.5%	1	0.5%	31	0.9%
心理カウンセリング	32	1.8%	42	4.9%	113	20.1%	13	6.7%	39	17.7%	239	6.7%
その他	52	3.0%	35	4.1%	23	4.1%	2	1.0%	13	5.9%	125	3.5%
不正回答	74	4.3%	47	5.5%	26	4.6%	11	5.7%	9	4.1%	167	4.7%
回答なし	908	52.3%	426	50.1%	273	48.6%	90	46.6%	75	34.1%	1772	49.7%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問31　通院（往診も含む）の回数	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
ほとんど毎日通院している	38	2.2%	3	0.4%	19	3.4%	1	0.5%	0	0.0%	61	1.7%
週に2回から3回程度	192	11.1%	15	1.8%	41	7.3%	24	12.4%	1	0.5%	273	7.7%
週に1回程度	103	5.9%	26	3.1%	42	7.5%	4	2.1%	6	2.7%	181	5.1%
月に2回から3回程度	346	19.9%	103	12.1%	144	25.6%	39	20.2%	25	11.4%	657	18.4%
月に1回程度	597	34.4%	287	33.7%	259	46.1%	89	46.1%	88	40.0%	1320	37.1%
通院していない	170	9.8%	269	31.6%	10	1.8%	2	1.0%	66	30.0%	517	14.5%
入院している	37	2.1%	10	1.2%	9	1.6%	3	1.6%	0	0.0%	59	1.7%
不正回答	7	0.4%	3	0.4%	1	0.2%	1	0.5%	0	0.0%	12	0.3%
回答なし	246	14.2%	135	15.9%	37	6.6%	30	15.5%	34	15.5%	482	13.5%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問32　病院での診察時に困ることや不満なこと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
通院の介助の確保がむずかしい	114	5.8%	51	4.8%	25	3.8%	16	6.6%	19	6.6%	225	5.3%
施設の構造や設備がバリアフリーになっていない	54	2.7%	12	1.1%	5	0.8%	3	1.2%	2	0.7%	76	1.8%
医師や看護師などに障がいへの理解がない	67	3.4%	79	7.5%	28	4.3%	13	5.3%	51	17.6%	238	5.7%
医師や看護師などの説明がよくわからない、コミュニケーションがとりにくい	113	5.7%	156	14.7%	35	5.4%	19	7.8%	46	15.9%	369	8.8%
入院を断られる	19	1.0%	24	2.3%	10	1.5%	1	0.4%	5	1.7%	59	1.4%
自宅での医療が受けにくい	38	1.9%	9	0.9%	15	2.3%	5	2.0%	0	0.0%	67	1.6%
医療費が高い	166	8.4%	63	6.0%	62	9.5%	36	14.8%	17	5.9%	344	8.2%
診察してもらえる病院が少ない、診察を断られる	69	3.5%	80	7.6%	28	4.3%	25	10.2%	32	11.1%	234	5.6%
その他	116	5.9%	73	6.9%	61	9.4%	22	9.0%	35	12.1%	307	7.3%
特に困ることはない・わからない	917	46.6%	377	35.6%	314	48.2%	80	32.8%	63	21.8%	1751	41.6%
回答なし	293	14.9%	134	12.7%	68	10.4%	24	9.8%	19	6.6%	538	12.8%
総計	1966	100.0%	1058	100.0%	651	100.0%	244	100.0%	289	100.0%	4208	100.0%

☆複数回答あり。

問33　ストレスの有無	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
ある	856	49.3%	486	57.1%	419	74.6%	143	74.1%	184	83.6%	2088	58.6%
ない	510	29.4%	181	21.3%	75	13.3%	26	13.5%	19	8.6%	811	22.8%
不正回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	370	21.3%	184	21.6%	68	12.1%	24	12.4%	17	7.7%	663	18.6%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問33　悩みや心配事を相談する人	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
家族	601	34.6%	266	31.3%	183	32.6%	76	39.4%	99	45.0%	1225	34.4%
友だち	98	5.6%	26	3.1%	35	6.2%	24	12.4%	8	3.6%	191	5.4%
ホームヘルパーや施設等の職員	47	2.7%	76	8.9%	34	6.0%	4	2.1%	3	1.4%	164	4.6%
学校の先生や職場の人	17	1.0%	21	2.5%	5	0.9%	0	0.0%	5	2.3%	48	1.3%
専門の相談機関や相談支援事業所	15	0.9%	14	1.6%	13	2.3%	2	1.0%	8	3.6%	52	1.5%
民生委員・児童委員	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
かかりつけの医師や看護師	56	3.2%	9	1.1%	54	9.6%	11	5.7%	7	3.2%	137	3.8%
その他	38	2.2%	34	4.0%	22	3.9%	8	4.1%	10	4.5%	112	3.1%
相談できる人がいない・わからない	132	7.6%	82	9.6%	71	12.6%	13	6.7%	29	13.2%	327	9.2%
不正回答	127	7.3%	72	8.5%	65	11.6%	20	10.4%	25	11.4%	309	8.7%
回答なし	601	34.6%	251	29.5%	80	14.2%	35	18.1%	26	11.8%	993	27.9%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

◆楽しむ〔問３４～問３５〕

問34　余暇活動について	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
買い物や食事	695	26.0%	412	28.7%	253	28.6%	85	26.2%	79	20.3%	1524	26.7%
映画・演劇や博物館・美術館などの鑑賞	153	5.7%	89	6.2%	56	6.3%	30	9.3%	23	5.9%	351	6.2%
遊園地やカラオケなどのアミューズメント施設	131	4.9%	139	9.7%	52	5.9%	17	5.2%	43	11.1%	382	6.7%
スポーツ	102	3.8%	73	5.1%	24	2.7%	15	4.6%	27	6.9%	241	4.2%
レジャーや旅行	117	4.4%	53	3.7%	20	2.3%	16	4.9%	14	3.6%	220	3.9%
家でゆっくり過ごす	1095	41.0%	518	36.1%	364	41.2%	123	38.0%	163	41.9%	2263	39.7%
その他	193	7.2%	94	6.5%	68	7.7%	27	8.3%	32	8.2%	414	7.3%
回答なし	183	6.9%	58	4.0%	47	5.3%	11	3.4%	8	2.1%	307	5.4%
総計	2669	100.0%	1436	100.0%	884	100.0%	324	100.0%	389	100.0%	5702	100.0%

☆複数回答あり。

問35　余暇活動をする上での困りごと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
金銭的な余裕がない	579	25.1%	235	19.2%	316	36.2%	72	24.9%	75	21.1%	1277	25.3%
介助や支援が必要だが、利用しにくい、足りない	128	5.5%	105	8.6%	15	1.7%	16	5.5%	40	11.3%	304	6.0%
交通機関が利用しにくい	277	12.0%	90	7.4%	45	5.2%	41	14.2%	20	5.6%	473	9.4%
建物の設備や活動場所の環境が不便	125	5.4%	33	2.7%	11	1.3%	21	7.3%	9	2.5%	199	3.9%
周囲の人の障がい理解・配慮がない、困ったときに手助けがない	86	3.7%	142	11.6%	23	2.6%	9	3.1%	40	11.3%	300	5.9%
心身の状態が不安定になりやすい	193	8.4%	128	10.5%	205	23.5%	31	10.7%	52	14.6%	609	12.1%
一緒に楽しめる友人等がいない	240	10.4%	233	19.0%	140	16.1%	34	11.8%	74	20.8%	721	14.3%
その他	155	6.7%	55	4.5%	37	4.2%	24	8.3%	20	5.6%	291	5.8%
回答なし	525	22.7%	203	16.6%	80	9.2%	41	14.2%	25	7.0%	874	17.3%
総計	2308	100.0%	1224	100.0%	872	100.0%	289	100.0%	355	100.0%	5048	100.0%

☆複数回答あり。

◆人間として尊厳を持って生きる〔問３６～問３９〕

問36　災害時に困ると思うこと	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
災害に関する情報が手に入らない	177	7.0%	93	6.8%	73	9.3%	14	4.5%	19	4.9%	376	7.0%
安全な場所に一人で移動できない	742	29.2%	422	30.9%	93	11.8%	63	20.3%	85	22.1%	1405	26.1%
建物の構造や設備、個室がないなどの理由で、避難所で生活できない	250	9.8%	93	6.8%	75	9.5%	28	9.0%	54	14.1%	500	9.3%
周囲の理解やコミュニケーション、介護などの面で避難所で生活できない	192	7.6%	251	18.4%	103	13.1%	24	7.7%	99	25.8%	669	12.4%
障がいのある人を対象とした福祉避難所が少ない、情報がない	377	14.8%	275	20.1%	100	12.7%	55	17.7%	77	20.1%	884	16.4%
医療的なケアや医薬品の提供がない	273	10.7%	54	4.0%	140	17.7%	86	27.7%	12	3.1%	565	10.5%
その他	98	3.9%	46	3.4%	68	8.6%	13	4.2%	22	5.7%	247	4.6%
回答なし	432	17.0%	131	9.6%	137	17.4%	27	8.7%	16	4.2%	743	13.8%
総計	2541	100.0%	1365	100.0%	789	100.0%	310	100.0%	384	100.0%	5389	100.0%

☆複数回答あり。

問37　人と話をする時に、今、使っている支援	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
手話通訳	28	1.6%	9	1.1%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.5%	39	1.1%
触手話・接近手話・指点字などの盲ろう者通訳	5	0.3%	1	0.1%	1	0.2%	1	0.5%	0	0.0%	8	0.2%
筆談・要約筆記	46	2.6%	7	0.8%	9	1.6%	1	0.5%	14	6.4%	77	2.2%
文字盤・絵カード	27	1.6%	46	5.4%	0	0.0%	2	1.0%	41	18.6%	116	3.3%
ITを活用したソフトやアプリ	12	0.7%	14	1.6%	8	1.4%	3	1.6%	7	3.2%	44	1.2%
その他	76	4.4%	86	10.1%	12	2.1%	7	3.6%	25	11.4%	206	5.8%
不正回答	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
回答なし	1542	88.8%	686	80.6%	531	94.5%	179	92.7%	132	60.0%	3070	86.2%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問37　人と話をする時に、今後、使いたい支援	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
手話通訳	24	1.4%	3	0.4%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	28	0.8%
触手話・接近手話・指点字などの盲ろう者通訳	7	0.4%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	0.3%
筆談・要約筆記	33	1.9%	12	1.4%	8	1.4%	2	1.0%	10	4.5%	65	1.8%
文字盤・絵カード	21	1.2%	38	4.5%	1	0.2%	2	1.0%	25	11.4%	87	2.4%
ITを活用したソフトやアプリ	60	3.5%	48	5.6%	12	2.1%	4	2.1%	38	17.3%	162	4.5%
その他	50	2.9%	58	6.8%	10	1.8%	6	3.1%	19	8.6%	143	4.0%
不正回答	0	0.0%	2	0.2%	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
回答なし	1541	88.8%	688	80.8%	529	94.1%	179	92.7%	128	58.2%	3065	86.0%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問38　今使っている支援と今後使いたい支援が違う理由	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
手続きが面倒くさい	31	1.8%	13	1.5%	5	0.9%	1	0.5%	1	0.5%	51	1.4%
使いたい場面で使えない	15	0.9%	8	0.9%	4	0.7%	1	0.5%	4	1.8%	32	0.9%
身近な人が支援をしてくれる	44	2.5%	33	3.9%	17	3.0%	1	0.5%	7	3.2%	102	2.9%
使ってもちゃんと言いたいことが伝わらない	22	1.3%	28	3.3%	5	0.9%	1	0.5%	5	2.3%	61	1.7%
「今後、最も使いたい支援」の方が便利	40	2.3%	26	3.1%	5	0.9%	5	2.6%	23	10.5%	99	2.8%
その他	30	1.7%	14	1.6%	8	1.4%	2	1.0%	5	2.3%	59	1.7%
不正回答	3	0.2%	12	1.4%	5	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	20	0.6%
回答なし	1551	89.3%	717	84.3%	513	91.3%	182	94.3%	175	79.5%	3138	88.1%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39A　学校での差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
無視される、仲間はずれにされる	51	2.9%	129	15.2%	79	14.1%	18	9.3%	69	31.4%	346	9.7%
じろじろ見られたり、指をさされる	58	3.3%	49	5.8%	10	1.8%	8	4.1%	17	7.7%	142	4.0%
子ども扱いされる	9	0.5%	15	1.8%	5	0.9%	1	0.5%	11	5.0%	41	1.2%
助けて欲しい時に助けてもらえない	17	1.0%	49	5.8%	11	2.0%	5	2.6%	30	13.6%	112	3.1%
入居・入店・乗車などを拒否される	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	37	2.1%	77	9.0%	29	5.2%	6	3.1%	34	15.5%	183	5.1%
いやな思いをしたことはない	289	16.6%	161	18.9%	118	21.0%	37	19.2%	32	14.5%	637	17.9%
その場所に行ったこと（経験）がない	64	3.7%	23	2.7%	11	2.0%	6	3.1%	1	0.5%	105	2.9%
不正回答	2	0.1%	3	0.4%	1	0.2%	1	0.5%	1	0.5%	8	0.2%
回答なし	1209	69.6%	345	40.5%	298	53.0%	111	57.5%	25	11.4%	1988	55.8%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39B 職場や仕事での差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
無視される、仲間はずれにされる	18	1.0%	24	2.8%	43	7.7%	5	2.6%	9	4.1%	99	2.8%
じろじろ見られたり、指をさされる	8	0.5%	13	1.5%	13	2.3%	5	2.6%	0	0.0%	39	1.1%
子ども扱いされる	2	0.1%	12	1.4%	6	1.1%	1	0.5%	1	0.5%	22	0.6%
助けて欲しい時に助けてもらえない	33	1.9%	38	4.5%	47	8.4%	9	4.7%	18	8.2%	145	4.1%
入居・入店・乗車などを拒否される	1	0.1%	1	0.1%	1	0.2%	2	1.0%	0	0.0%	5	0.1%
その他	30	1.7%	35	4.1%	58	10.3%	13	6.7%	11	5.0%	147	4.1%
いやな思いをしたことはない	212	12.2%	111	13.0%	103	18.3%	38	19.7%	35	15.9%	499	14.0%
その場所に行ったこと（経験）がない	159	9.2%	148	17.4%	23	4.1%	16	8.3%	60	27.3%	406	11.4%
不正回答	1	0.1%	1	0.1%	1	0.2%	1	0.5%	0	0.0%	4	0.1%
回答なし	1272	73.3%	468	55.0%	267	47.5%	103	53.4%	86	39.1%	2196	61.7%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39C 病院や福祉施設での差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
無視される、仲間はずれにされる	3	0.2%	6	0.7%	6	1.1%	0	0.0%	1	0.5%	16	0.4%
じろじろ見られたり、指をさされる	50	2.9%	82	9.6%	22	3.9%	3	1.6%	25	11.4%	182	5.1%
子ども扱いされる	7	0.4%	9	1.1%	2	0.4%	2	1.0%	7	3.2%	27	0.8%
助けて欲しい時に助けてもらえない	24	1.4%	24	2.8%	19	3.4%	8	4.1%	26	11.8%	101	2.8%
入居・入店・乗車などを拒否される	1	0.1%	6	0.7%	2	0.4%	3	1.6%	4	1.8%	16	0.4%
その他	63	3.6%	42	4.9%	37	6.6%	9	4.7%	20	9.1%	171	4.8%
いやな思いをしたことはない	428	24.7%	259	30.4%	164	29.2%	61	31.6%	78	35.5%	990	27.8%
その場所に行ったこと（経験）がない	5	0.3%	11	1.3%	4	0.7%	0	0.0%	3	1.4%	23	0.6%
不正回答	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	3	0.1%
回答なし	1155	66.5%	410	48.2%	306	54.4%	107	55.4%	55	25.0%	2033	57.1%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39D お店での差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
無視される、仲間はずれにされる	3	0.2%	4	0.5%	4	0.7%	0	0.0%	4	1.8%	15	0.4%
じろじろ見られたり、指をさされる	124	7.1%	151	17.7%	25	4.4%	15	7.8%	54	24.5%	369	10.4%
子ども扱いされる	4	0.2%	5	0.6%	6	1.1%	0	0.0%	2	0.9%	17	0.5%
助けて欲しい時に助けてもらえない	16	0.9%	19	2.2%	8	1.4%	3	1.6%	20	9.1%	66	1.9%
入居・入店・乗車などを拒否される	14	0.8%	9	1.1%	4	0.7%	2	1.0%	6	2.7%	35	1.0%
その他	29	1.7%	33	3.9%	19	3.4%	7	3.6%	10	4.5%	98	2.8%
いやな思いをしたことはない	363	20.9%	223	26.2%	180	32.0%	53	27.5%	73	33.2%	892	25.0%
その場所に行ったこと（経験）がない	12	0.7%	8	0.9%	5	0.9%	3	1.6%	1	0.5%	29	0.8%
不正回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	1171	67.5%	399	46.9%	311	55.3%	110	57.0%	50	22.7%	2041	57.3%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39E 電車やバスでの差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
無視される、仲間はずれにされる	2	0.1%	4	0.5%	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	8	0.2%
じろじろ見られたり、指をさされる	119	6.9%	174	20.4%	27	4.8%	11	5.7%	66	30.0%	397	11.1%
子ども扱いされる	2	0.1%	0	0.0%	2	0.4%	0	0.0%	1	0.5%	5	0.1%
助けて欲しい時に助けてもらえない	42	2.4%	28	3.3%	19	3.4%	9	4.7%	18	8.2%	116	3.3%
入居・入店・乗車などを拒否される	5	0.3%	7	0.8%	3	0.5%	3	1.6%	1	0.5%	19	0.5%
その他	53	3.1%	25	2.9%	22	3.9%	16	8.3%	12	5.5%	128	3.6%
いやな思いをしたことはない	312	18.0%	205	24.1%	164	29.2%	46	23.8%	68	30.9%	795	22.3%
その場所に行ったこと（経験）がない	36	2.1%	10	1.2%	7	1.2%	4	2.1%	1	0.5%	58	1.6%
不正回答	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
回答なし	1164	67.1%	398	46.8%	316	56.2%	104	53.9%	53	24.1%	2035	57.1%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39F 住居や住まいでの差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント	人数	パーセント
無視される、仲間はずれにされる	6	0.3%	9	1.1%	8	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	23	0.6%
じろじろ見られたり、指をさされる	15	0.9%	37	4.3%	8	1.4%	1	0.5%	12	5.5%	73	2.0%
子ども扱いされる	4	0.2%	14	1.6%	9	1.6%	1	0.5%	10	4.5%	38	1.1%
助けて欲しい時に助けてもらえない	9	0.5%	16	1.9%	13	2.3%	1	0.5%	12	5.5%	51	1.4%
入居・入店・乗車などを拒否される	3	0.2%	6	0.7%	4	0.7%	1	0.5%	1	0.5%	15	0.4%
その他	25	1.4%	42	4.9%	27	4.8%	7	3.6%	7	3.2%	108	3.0%
いやな思いをしたことはない	462	26.6%	283	33.3%	175	31.1%	68	35.2%	108	49.1%	1096	30.8%
その場所に行ったこと（経験）がない	13	0.7%	11	1.3%	5	0.9%	1	0.5%	5	2.3%	35	1.0%
不正回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	1199	69.1%	433	50.9%	313	55.7%	113	58.5%	65	29.5%	2123	59.6%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39G 近所付き合いでの差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
無視される、仲間はずれにされる	17	1.0%	21	2.5%	17	3.0%	1	0.5%	10	4.5%	66	1.9%
じろじろ見られたり、指をさされる	59	3.4%	83	9.8%	24	4.3%	5	2.6%	35	15.9%	206	5.8%
子ども扱いされる	5	0.3%	4	0.5%	3	0.5%	2	1.0%	2	0.9%	16	0.4%
助けて欲しい時に助けてもらえない	7	0.4%	17	2.0%	13	2.3%	0	0.0%	8	3.6%	45	1.3%
入居・入店・乗車などを拒否される	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	2	0.1%
その他	27	1.6%	32	3.8%	27	4.8%	5	2.6%	14	6.4%	105	2.9%
いやな思いをしたことはない	412	23.7%	248	29.1%	162	28.8%	68	35.2%	84	38.2%	974	27.3%
その場所に行ったこと（経験）がない	21	1.2%	23	2.7%	7	1.2%	2	1.0%	8	3.6%	61	1.7%
不正回答	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	2	0.1%
回答なし	1188	68.4%	421	49.5%	309	55.0%	109	56.5%	58	26.4%	2085	58.5%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

問39H 役所での差別やいやな経験	身体		知的		精神		難病		発達		総計	
	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ	人数	ﾊﾟｰｾﾝﾄ
無視される、仲間はずれにされる	2	0.1%	1	0.1%	3	0.5%	0	0.0%	2	0.9%	8	0.2%
じろじろ見られたり、指をさされる	21	1.2%	29	3.4%	9	1.6%	2	1.0%	7	3.2%	68	1.9%
子ども扱いされる	4	0.2%	3	0.4%	4	0.7%	2	1.0%	3	1.4%	16	0.4%
助けて欲しい時に助けてもらえない	35	2.0%	29	3.4%	20	3.6%	6	3.1%	15	6.8%	105	2.9%
入居・入店・乗車などを拒否される	0	0.0%	2	0.2%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	3	0.1%
その他	44	2.5%	26	3.1%	26	4.6%	11	5.7%	9	4.1%	116	3.3%
いやな思いをしたことはない	386	22.2%	263	30.9%	167	29.7%	59	30.6%	81	36.8%	956	26.8%
その場所に行ったこと（経験）がない	48	2.8%	63	7.4%	14	2.5%	5	2.6%	35	15.9%	165	4.6%
不正回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	1196	68.9%	435	51.1%	319	56.8%	107	55.4%	68	30.9%	2125	59.7%
総計	1736	100.0%	851	100.0%	562	100.0%	193	100.0%	220	100.0%	3562	100.0%

平成28年度　障がい者生活ニーズ実態調査　調査結果〔自由記述編〕

○問１４　１か月の収入に関する「その他」の主な記述内容

■雇用保険・失業保険
■家賃収入・不動産収入・駐車場収入
■恩給

○問１８　日常生活の中の困りごとに関する「その他」の主な記述内容

■話し相手や遊び相手がいない。
■家族が遠方に住んでいる。孫やひ孫と遊べる機会が欲しい。
■外出時の情報や、施設・建物内の情報が少ない。
■エスカレーターに乗った時、どうしても左に立たないと不安になるが左側を空けなければならない様な慣習になっている。
■自分の意志を言葉で表現できない。
■中途失聴でしゃべれるため、難聴であることが理解されにくい。
■医療費が高額。加齢に伴い病院受診料が増える一方。
■通院が頻繁でしんどい。
■子どもにとっては、他の子どもがいる刺激は大きく集団に入れたいが、保育園の入所を断わられて行くところがない。
■幼稚園に通っているが延長保育や集団降園など対応してもらえないため母親が働けない。
■学校生活で体力がもたないことがある。学校で自分に合った勉強がしたい。
■持病を他人に言いにくい。
■働きたいが働くと病気の症状が出て働けない。
■いつ働けなくなるかわからない。将来が不安。
■将来の自立に向けた方向が定まらない。
■携帯電話が使えない。
■すべてに字幕が付いて欲しい。
■役所に行ってもたらいまわしにされる。必要な情報をもらえない。

○問１９　希望する暮らしに必要なことに関する「その他」の主な記述内容

■社会のユニバーサルデザイン化。
■うまくサービスの型にあてはまらない障がいに対する柔軟な対応。
■難聴者である事を知ってもらえるバッチ等を作ってほしい。
■自立して生活しようと心掛けているが、周囲の方々が親切で、それが人に迷惑をかけている様に思えて心苦しい。
■電動車いすに乗りたい。通院用の乗物も必要。
■通学にガイドヘルパーをつけてほしい。
■放課後や土日を過ごす場所がほしい。安心してショートステイできる所が必要。
■GHは、利用者と世話人との間で話しやすい関係づくりが必要。入所施設は、入所者の立場になって施設が運営されることが必要。
■今の年金では施設に入所出来ない。体力を維持出来る施設が欲しい。
■配偶者と同じ施設に入所して暮らせること。
■何でも気軽に相談できる窓口があり、必要な支援につなげてくれるような仕組みがあるとよい。
■親に何かあった時すぐにサポートしてもらえる所があること。
■障がい学生のアルバイトの相談や斡旋をしてくれるところがほしい。
■将来に向けての小中学生のための療育の場を設けること。
■発達障がいを持つ子が安心して通うことができる学校を探している。学校に療育の知識ある先生が増える事が必要。
■成人の発達障がいの診断。
■働ける場が多くあり、雇用してもらえること。希望する仕事のレベルアップに向けた個々支援をしてくれる人が必要。
■安定した収入や、医療費・交通費等の無償化が必要。
■勉強やスポーツを教えてくれるデイサービスを増やして欲しい。
■コミュニケーション訓練。
■自分にできるボランティア等があればやってみたい。

○問２０　外出するときに困ることや不便なことに関する「その他」の主な記述内容

■標示・標識がわかりにくい。
■子どもが電車では急行に乗りたがり、普通には乗りたがらない。自転車のうしろに乗せると、立ったり、傾いたりと危険。
■電車の列がわかりにくい。
■私鉄・地下鉄などの公共機関の運賃割引等の補助の充実があればもっと活動的に外出できると思う。
■障がいのある人にとって切符が買いにくい。コミュニケーションが難しい人にとって、機械での対応は難しい。
■地下鉄などの車内アナウンスの内容が聞こえないので、なぜ、停車しているのかなどの情報が分からない。
■初めての駅で駅員がおらず、インターホン使えと書いてあることには困った。
■バスに乗ると降りたいバス停に着いても気がつかないで降りられない。
■バスに乗ったときにバスの中に忘れ物をしてしまう。
■無料パスをバスの運転手に見せる時、愛想が悪く障がい者が嫌いなのかと感じる。
■駐車スペースの確保がしにくい。内部障がい者が車を車イススペースに止めると文句を言われることが多い。
■見た目では、困っていることが分かりにくいため、支援が受けられない。
■言葉を発することができないので、意思表示が困難で、理解してもらえないことがある。
■困った時などに助けを求めても言葉の意味がわかりにくい。手順書や、紙に書いて説明して欲しい。
■住所をおぼえていない。
■強迫性障がいなので、戸じまり（玄関のカギ、ガスと元せんの確認）等が気になって困る。
■歩きタバコの煙。
■暗い道、暗い公園が帰り道で多い。
■雨の際、杖とカサの両方が持てない。

○問２２　学校で困った（困っている）ことに関する「その他」の主な記述内容

■学校でいじめにあった。
■人間関係が不安で緊張が高い。
■人と関わることが出来ない。人とのつき合い方が分からない。
■先生によって対応にばらつきがあるので異動のたびに困惑する。
■支援が必要な子が多く、先生の数は少ないので、教室での学習の時に十分な支援を受けられない。
■支援学校に通う程重度ではないが、地域の学校では無理があり、中間施設的な場が欲しい。
■補助授業が週1日であり少ない。
■中学で提出する宿題・プリントが多く、管理が難しい。
■周りの音や声がしんどい。授業のスピードが早くてついていけない。
■障がいで1年の内半分は寝こむので、大学のカリキュラム通りに出席できない。
■低血糖の際にすぐ補食できず、手のふるえなどがある状態でいないといけない。
■ST、OT、PTの訓練士が地域の小学校にもいてくれるとわざわざ授業をぬけて別施設に出むかなくてすむ。
■学生時代に発症したが、それを指摘する大人はいなかった。本人・家族にアドバイスする人や環境がなさすぎる。
■通学バス内でトイレに行けない。
■お金に困っていて進学できなかった。
■もっと不登校に対応した学校がほしい。

○問２３　学校でしてほしかった（してほしい）ことに関する「その他」の主な記述内容

■朝5分間の漢字や計算の復習プリント。個別指導。
■障がいや病気についての周囲への説明と、理解への働きかけ。
■静かなクールダウンできる場所と、常に1人の大人がいてほしい。休み時間一人になって怖い。
■役割を与え、得意分野で見せ場を作ってあげてほしい。
■出席しないと成績が下がるシステムが、体が弱く、よく欠席する子にとってユニバーサルデザインな学び方ではない。
■家庭との連携。
■親にもっと作業所等の紹介をしてほしい。また、先生が作業所に紹介して行けるように話を進めてほしい。
■療育についての情報を教えてほしい。
■異性に対しての接し方を教えてほしい。
■学習、書く事に関しての困難があり、ICTの教育を進めてほしい。

○問２４　学習したいと思ったときに困ることや不便なことに関する「その他」の主な記述内容

■障がい者を対象にした活動がない。
■何にでも挑戦したいが、不安が先に出る。
■学習意欲がわかない。気力がない、体がついていかない。
■市町村、病院、学校、保健センター、家族の連携がまったくできていない。
■重い障がいの人が多いのに、先生が少なく待ち時間が多すぎる。授業は楽しいのに、待っている時間は楽しくない。
■勉強したい事、やりたい事がたくさんあっても、病気による障がいで字が書けなくなってしまった。
■一人暮らしで歩行器がないと移動できないから、または雨天は外出出来ないから通えないのが現状。
■自分が家庭と両立して時間の管理ができるか、不安が大きい。
■求職者訓練を3回受講した。以後、独学で続けているが、企業が求める更に一歩踏み込んだ訓練を受講したい。

○問２７　働きたい、働き続けたいと思う理由に関する「その他」の主な記述内容

■生活リズムができるから。
■生活スキル・職業スキルが身につくから。
■将来のために貯金をしたいから。
■家にいてるだけになってしまわないように。
■障がいをもつ前からの仕事であり、今も続けたいと考えているから。
■資格を生かしたいから。

○問２８　働けない、働き続けられないと思う理由に関する「その他」の主な記述内容

■仕事がないから。
■高齢の為。
■病気や障がいの状態で働ける状況にない。
■専業主婦だから。
■育児や孫の面倒が忙しいから。
■自分の好きな趣味で頑張りたい。
■働く能力がなく、指示されたようにできないから。
■仕事の内容をおぼえられないから。
■マンツーマンでサポートしてくれる所がないから。

○問２９　働く、働き続けるために、望むことに関する「その他」の主な記述内容

■家族の理解。
■勤務時間中は携帯電話を切れという風潮が一般的になっているが、連絡できないと家族関係が維持できない。
■毎日ではなく、具合の良い時に出来る仕事があれば仕事がしたい。
■職場の賃金が障がい者の給料で少ない。他の人と同じ仕事をしているのに差別されている。
■障がい者枠で雇用され、勤務しているが、普通の働きが出来ると認めて頂ければ、正社員雇用を希望。
■福祉事業所のスタッフは、もっと個々の特性を理解し、トラブル解決に適切に対応してほしい。
■仕事以外の事（余暇のすごし方や食事、トイレ等）もサポートしてほしい。
■自営業を始めるサポートをしてほしい。
■得意とする部分をいかせる仕事内容にかかわっていきたい。

○問３０　受けている（受けたい）リハビリ等の内容に関する「その他」の主な記述内容

■ソーシャルスキルトレーニング。（自立生活のための日常生活・社会生活に関する体験）
■ビジョントレーニング。（視覚機能の訓練）
■生活面の相談。
■発達相談。
■療育。
■デイケア。

○問３２　病院での診察時に困ることや不満なことに関する「その他」の主な記述内容

■病院に関する情報が少ない。
■リハビリを受けることができる病院が少ない。
■病院が遠い。通院の交通手段の確保がむつかしい。
■病院までの交通費が高い。
■車イスの車への収納や、車から移動させるときに負担が大きい。
■大病院のクーラーの温度設定が低い。
■診察の順番が来るまで待合室で待てない。安心できるスペースがない。
■待合室で他の病気をうつされることのないように別室にしてほしい。
■障がいをまわりの人に気づかれたくない。
■担当医が変わることが多く不安になる。
■患者が多く、時間をかけて話をきいてもらえない。
■医師の指示通りに行動できなくて辛い。
■持病の薬を服用しているので、他の薬と併用して副作用が多く出ないかどうかの判断が難しい。
■思春期で、告知していない子どもの場合、投薬は今後も必要だが精神科には連れていけない。

○問３３　悩みや心配事を相談する人に関する「その他」の主な記述内容

■自分自身に問いかけ、学習する。
■ひとりで解決した。人に相談するとよけい混乱する。
■カウンセラー。
■がまんする。

○問３４　余暇活動に関する「その他」の主な記述内容

■趣味やお稽古（ジャグリング、サークル、太鼓、ダンス、ピアノ、囲碁、生花、はり絵　等）。
■福祉施設等の行事（地域の遠足、旅行、ものづくり体験）。
■友達と遊ぶ。
■ガイドヘルパーとの外出。
■地域の青年団活動。
■ペットの世話。
■webサイトの制作、インターネット。
■ギャンブル。
■クリスチャンのため教会。
■図書館で勉強。
■家事。
■お酒を飲む。
■ドライブ。
■散歩。
■電車に乗る。写真を撮る。模型を買う。SNS。

○問３５　余暇活動をする上での困りごとに関する「その他」の主な記述内容

■体調が悪い時はなかなか外に出られない。
■外出すると疲れて後日寝こんでしまう。
■重度の障がい者が行ける場所が近くにない。
■遊園地では小さい子供が利用するようなアトラクションが自分の発達上ちょうど良いが、小さい子に交じって、幼児の乗り物には乗りにくい。
■ボランティア活動が少ない。もう少し多く活動してほしい。
■親がいないと吸引が出来ず、子どもだけや、他の大人との外出がしにくい。
■友人のペースについていけないので一緒に遊びたくても制限がある。
■お金の計算・支払いが一人でできるか心配。
■親のめんどうをみているため、時間がない。
■ストーマ装具の突発的な不具合。

○問３６　災害時に困ると思うことに関する「その他」の主な記述内容

■実際に何をしたらいいかわからない。
■避難所迄のルートをバリアフリー対応にすべき。
■荷物が持てない。
■食事が温かいものが食べれない。不衛生、お風呂に入れない。
■胃腸が弱く、食べられる物が限られ、しかもペースト食なので、災害時、食べれなくなるのではないかと、とても心配。
■偏食がひどく、食事の面が不安である。
■アレルギー食物が手に入らないこと。
■服薬中で疲れやすいので、避難所暮らしが体力的にたえられるか心配。
■自分の持ち物を、置かせてくれるところがあるか心配。
■ペットと一緒に避難する場所を確保できるか心配。
■住所をおぼえていない。

○問３７　人と話をする時に、今、使っている支援に関する「その他」の主な記述内容

■何でも「はい」と答えてしまうので2者択一で答えられる形の質問になるような通訳が必要。
■マカトン法。（言語やコミュニケーションに問題のある子どものために、英国で開発された言語指導法）
■自分がしたい事を支援者の手を引いて知らせる。
■指差しや片言を相手がくみとる。
■会話無理のため、動きで理解。
■表情の読み取り。

○問３８　今使っている支援と今後使いたい支援が違う理由に関する「その他」の主な記述内容

■便利そうで興味がある。
■人は信用出来ない。
■手続に費用がかかる。
■操作を覚えることが困難。

○問３９　差別を受けたり、いやな思いをしたことに関する「その他」の主な記述内容

A 学校	■いじめにあっていた事がある。 ■登校拒否。ほとんど行っていません。 ■右目欠損のため、よく見られる。 ■真似されたり、コソコソ何か言われたりすることがある。 ■頭髪検査の時に笑われた。 ■呼んでから、だいぶん時間がたってしまい、トイレ介助が間にあわなかった。 ■一人にされることが多いので困る。 ■中学まで普通校で高校から支援学校に入学。環境のギャップにとまどう。本人は嫌な思いをしている。 ■学習内容を、「まだこんなことしてるの？」などからかわれる。 ■担任に「他の子どもの迷惑になり、他の保護者からクレームが出ます」と、クラスから排斥する暴言があった。 ■行動が遅いと、直接言われた。 ■話すことが苦手で、クラス替えで新しい友達を作るのに苦労した。友達が出来ず、独りでいる時期があった。 ■グループに入れず一人でさみしかった時があった。 ■紫外線で日傘、帽子をかぶると、校内でジロジロ見られたり、軽視された。 ■修学旅行に行けなかった。 ■障がいについての理解が不足していて的はずれなアドバイスをされる。 ■保育園、幼稚園での入園を断られた。 ■見た目に（軽度や体調が良いと）分からないと理解されにくい。 ■エレベーターを使うと、ずるいと言われる。背が小さいので高学年あつかいしてもらえない。 ■板書が見えない。
B 職場 仕事	■自分の気持ちが理解されず叱られる事がある。 ■パワハラを受けたことがある。 ■能力に合った仕事が与えられず長期間放っておかれたり、指導員から体罰を受けることが多い。 ■否定的な言い方をされるのがとてもしんどい。「～しないで」ではなく、「～して下さい」と言ってほしい。 ■コミニュケーションがとれないので、悩みを話せず、自分の中にためてしまう。 ■仕事が遅いとか不器用と言われる。 ■店長がかわるごとに、自分に障がいがある事が伝わっていない。 ■かげ口を言われる。バカにした物の言い方や、笑われたりすることもある。 ■仕事をしたいが、仕事量が限られているので、やりたい要求が満たされない。 ■障がいを理由にクビになった。 ■上司に病名を同僚の前で言われるなど、配慮をしてもらえなかった。 ■「うつ等の精神疾患は存在しない。心が弱いだけだ」と相手にされなかった。医師の診断書も無視された。 ■休みを取りにくい。 ■病気の事を甘えだと言われた。 ■仕事をまわしてもらえない。どうせできないでしょと悪口をいわれる。 ■自営業だったので、仕事が出来なくなりしかたなくやめた。 ■過剰に心配され、仕事配分を勝手に決められる。 ■現場の危険な場所に無理に行かされる。異動を希望しても無視される。 ■トイレにひんぱんに行くが、仕事をさぼっているのではないかと思われている。 ■聴覚障がいのため、人の事を無視したと勘ちがいされる。
C 病院 福祉施設	■男性の先生が苦手。 ■きちんと診察してもらえなかった。歩けるならいいじゃないかといわれ、OTやPTをうけさせてもらえない。 ■職員からの説明が理解できず、治療を恐怖としか捉えられない。 ■待ち合いでおとなしく待てず、診察が苦痛。体力的にしんどい時に横になりたくても、休む場所がない。 ■検査の時に「そんな事も出来ないんですか」とあきれたように言われた。 ■話がうまくできないので、一人で病院や診療所に行くと、相手に正しく病気の状態が伝わらない。 ■気持ちを安定させる為に持っていたグッズを診察のさまたげになると言われとりあげられた。 ■内科に入院した時、精神科のある病院に次から入院してほしいと言われた。 ■病状を説明する際、付き添いの保護者が受け答えすると「お子さんに聞いているんです」と医師に怒られた。 ■待ち合いに届く大きさの声で障がい名を言われた。 ■カルテばかり見て、話をきいてくれない。 ■見た目が元気そうであるため、「どうしてまだ入院しているの？」みたいな態度を取られた。 ■受付でタッチパネル等のサポートがない。 ■病院に障がい者用トイレが少なく、いつもまたされる。 ■マスクを付けたまま話されると口元が見えず、何を言っているのか、わからない。 ■病院の送迎バスを利用しようとしたが車イスのため乗車拒否された。 ■福祉施設での暴言や放置。発達障がいを持っている私を知的障がいだと勝手に決めつけてくる。 ■放デイの希望がなかなかとれない。週に2日以上通ってもらわないとやめてほしいと言われ、心的な負担。 ■施設外就労先で叱責等を受けた。 ■駐車場が無料となることに対し税金泥棒呼ばわりされた。

D お店	■図書館などの公共の場でうるさいと言われるので、障がい者の部屋を作ってほしい。 ■携帯電話のトラブルなどでショップに行っても、説明が難解でひとりではわからない。 ■行動の切り替えが難しく動けない時に、「閉館なので早く帰って」ときつく言われた。 ■見かけでは区別がつかないくらいの障がいなので、言葉だけのやりとりでは難しい時がある。 ■注文がうまくできない。いつもうまく説明できずあきらめる。 ■メニュー表が非常に見にくく注文しにくい。 ■周りのざわつきにしんどくなってしまう。パニックになるときもある。 ■散髪屋で長時間待たされ、騒いでしまったら、倍料金を請求された。 ■クレームを云ったが真剣に聞いてくれなかった。店員の態度が悪いと抑鬱の引き金になる。 ■店員の応対が雑。お釣りを投げる様に渡された。 ■せまくて移動しにくい。 ■段差があったり狭かったりして入店出来ない。 ■トイレが和式だったり、バリアフリーでない店には行けない。 ■減塩をたのむと断られることがある。大型商業施設で、横になりたくても休む場所がない。 ■店員さんが、買ったものを勝手にレジ袋に入れる。「そんなことくらい自分で出来る」という思いがある。 ■異常に気を使われる。 ■聴こえにくいということを気づいてもらえない。 ■どう見ても障がい者でない人が運転する車が、駐車区画の優先スペースに停まっている。 ■レストランの予約時などに「健常者は一緒ですか」と聞かれる。 ■杖が邪魔だと持って行かれる。
E 電車 バス	■聴覚過敏であり、駅構内・車内での放送に腹を立ててしまう。 ■バスで、車イスはムリと、3台ほど乗せてもらえなかった。 ■バスでお金を出しづらかったり、手をにぎれなくておとしたり、運転手さんがイライラされる様子が見れた。 ■バスでいつも座る場所に他の方が座っており、こだわりが有るためむりやり座ってしまい、トラブルになった。 ■意図していないのに、「おしりを触ろうとしていた」などと誤解された。 ■味覚が過敏なので、バスのにおいが気になることがあった。 ■声や動作など、マナーから外れた行動が、障がいが理由であることを理解してもらえない。 ■満員電車や、人ごみが苦痛であるが我慢しなければならない。 ■手帳による、割引がない。 ■優先座席が、スマホ利用者など一般の方に占領されて座れない事が多い。 ■見た目は健康そうであるため、電車で座っていると、席を立てと言わんばかりに高齢者が目の前に立つ。 ■健康そうに見える私が優先座席座ってると、足の色が変だ！と、障がいのことをこれみよがしに言われた。 ■人工肛門のにおいに気をつけているが、回りの人たちが無言ではなれていく。 ■酸素ボンベをのせているベビーカーをたたまずに乗っていることに気が引けた。 ■電車に乗った時、スマホや携帯電話を使っている人が多く、ペースメーカーを入れていると不安になる。 ■料金表が見えない。 ■駅の階段がしんどい。駅で休憩のためのイスの設置が少ない。 ■駅やバスで介助をお願いすると面倒そうに対応されることが多い。 ■入口握り棒横に杖を立てるが、最近は握り棒のない電車があって困る。座って杖を持つと肩が休まらない。 ■障がい者割引の切符を買う方法が鉄道会社によってちがうので面倒。
F 住居 住まい	■騒音等で苦情を言われる。 ■知的障がいで、大声を出したり音楽をかけたりすることから、「出ていけ」と書かれた手紙がポストに入っていた。 ■同居人とのコミュニケーションがうまくとれない。 ■親ですら、本人の話そうとしている事が判らない事が多い。若い時は気長に聞けたが80代になるとできない。 ■地域の人と、あいさつなどコミュニケーションができない。 ■近所の人が、自分に関するうわさや、個人情報を勝手に話している。 ■近所に大学生が多く、やかましい。いたずらのようなことをよくされ、警察をよんだりしている。 ■自分に関することで、裏の人がいちいち警察をよぶ。 ■ホームの仲間とのトラブル。一人になれない。 ■障がいが進行しており、入浴が困る。 ■住居がバリアフリーではないので困る。泣いているだけでも「虐待」ととられ通報された事がある。 ■住居が狭く家賃も高い。 ■ホームエレベーター設置を安くしてほしい。階段手摺りは住宅の基礎設備にしてほしい。 ■マンションやアパートにエレベーターがない。 ■老朽化した持家に夫婦二人で住んでいるが、耐震した公営住宅への申込が出来ない。 ■ずっと住みつづけることができず、いつもどこかへ移らなくてはならなくなるが、不動産屋などに信用がおけない。 ■部屋が汚い。 ■カギを持っていない為、夕方帰宅した時に、家族が仕事や学校で不在の時がある。 ■家賃を払ったのに払っていないといわれる。何でも私のせいにされてしまう。 ■心身の状態が不安定になると住居の壁などをこわしてしまう。住まいの状態が年々悪くなり、転居したくなる。

G 近所づき あい	■隣の人にいわれのない苦情や文句を言われた。 ■駐車場の駐車位置が違うと家に怒鳴りこんでくる。何か事件がおこると私が悪いと言われる。 ■公園で遊んでいると周りの子供達に、「なんでしゃべれないの？」「なに言ってるかわからない」と笑われた。 ■小さな子供達に発声をまねたりされる事がある。 ■エレベーターに乗り込もうとしていても「開」ボタンを押してもらえない。 ■隣もいるのに、私の部屋にばかりセールス等が来る。 ■マンション玄関の花びんを割った時、すぐに新しい花びんを買ってお詫びしたが言い広められた。 ■近所に自分のことが勝手に話されていることがある。 ■見た目が普通なので「病気しているように思えない」「私より健康そう」と言われ、理解してもらえない。 ■見た目だけでは、視覚障がいを理解してもらえない。 ■聴覚障がいなので、人の事を無視したと勘ちがいされる。 ■話しかけられても、何を言っているのか聞こえず、近所づきあいができない。 ■内臓機能の衰えが主たる症状なので見た目でわかり難く、車椅子で移動していると「甘えている」と誤解される。 ■障がいを知っている方から、親切心から過剰な対応をされた。 ■家族以外とのコミュニケーションがない。 ■隣家の壁を破損した。 ■入所施設で生活中に物を盗られることがある。 ■病気・体調を理解されず、町内会役員をおしつけられた。 ■合同避難訓練の時に「参加します。」と事前に伝えていたのに誰も来なかった。 ■敷地掃除当番が難しくいびられた。地域の防災訓練では自宅待機をさせられた。
H 役所	■人とのコミュニケーションが難しいのに、本人と職員との面談時間が長い。 ■手続きがわかりにくく、書類も多いので大変。 ■一ヶ所で手続きが終わらない。手続きの最中に疲れてしんどくなってしまう。 ■様々な手続きに関する書類がそれぞれ別に届くので、ややこしい。もう少し一括で管理してもらいたい。 ■福祉関係で、本人に便利な情報等は教えてほしい。いつもこっちが気付いて役所に行くパターンが多い。 ■職員の態度が横柄。 ■窓口の職員について、親切な人と、適当にあしらってる人の差がある。 ■障がい理解について職員の知識がたりない。 ■窓口の職員であるにもかかわらず、福祉サービスについての知識が足りない人が多い。 ■役所の人の説明が分かりにくい。 ■役所の受付担当者が言語変換装置に理解がない。 ■状態を知らないのに、上から目線で説明を押し通してくる。笑顔もなく、担当者がすぐ変わる。 ■職員が聞き取り書を作成しなかったことで、2回目に訪れた際、一から話さなければならなかった。 ■過剰な気遣いに気が重くなってしまったことがある。 ■「本人確認」等が難しい身体状態でも、「本人確認」を強要されることが多い。 ■11月から学校に通えなくなる可能性があるのに、教育と福祉の間でおしつけ合いをし、何も解決しない。 ■平日に通える時間、日が少なすぎる。 ■身障の方や福祉で利用できるトイレ、おむつ替えなどできるスペースがない、もしくは狭すぎる。 ■エレベーターが1か所しかなく不便、通路等もせまく車イスが通りにくい。 ■駐車場のポールが邪魔。身障者用の便利なところに駐車する為に一度降りなければならない。

１２月３日～９日は「障がい者週間」です。

「障がい者週間」とは

「障がい者週間」とは、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国民の間に地域社会での共生や差別の禁止などに関する理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として、障害者基本法に定められています。

大阪府
福祉部障がい福祉室
〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目
TEL06(6941)0351　FAX06(6942)7215

平成 30 年 3 月発行